

地域農業再編の担い手としての 農業生産法人の役割に関する実証研究

(課題番号 16380147)

平成16～18年度 科学研究費補助金

基盤研究(B) 研究成果報告書

横浜国立大学附属図書館



11924334

平成19年3月

研究代表者 田代 洋一

(横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授)



はしがき

本報告書は、2004～2006年度の3年間に実施した日本学術振興会科学研究費補助金：基盤研究(B)「地域農業再編の担い手としての農業生産法人の役割に関する実証研究」の最終報告書である。

われわれはほぼ同じメンバーで、この9年間に、中山間地域問題、集落営農、農業生産法人について共同研究してきた。中山間地域問題を追求するなかで、中山間地域農業の担い手としての集落営農が浮上し、中山間地域に限らず地域農業を担っていく上で、集落営農の農業生産法人化が一つの有力な選択肢になるという想定の下に研究を継続してきたといえる。

本研究期間は、折からの経営安定対策の具体化の時期にあたり、そこでは個別の担い手の認定農業者化とともに、そこからもれる農家を集落営農に組織化しようとする地域での自治体や農協の地域農政が本格化した時期に当たる。

そもそも集落営農は国の構造政策のなかで、それに対する一つの対案として地域農政の担い手たちが地域から発想し追求してきた農政史上まれな動きともいえるが、それが国の政策展開に取り込まれ、上から組織化されるという複雑な状況に突入したともいえる。このようななかで、我々は地域の自生的な動きと、経営安定対策をにらんだ自治体や農協の育成策との絡み合いの状況を追求することになった。その点について北海道から九州までの事例分析が本報告書の核をなす。

なお本共同研究の一環としてフランスやアメリカの地域農業の動向も調査研究したが、担当者の病気等により本報告書に報告することはできなかったもので、その点は他日を期したい。

研究代表者は本研究の一環としての調査結果を先に『集落営農と農業生産法人』(筑波書房、2006年)にとりまとめたので、本報告書と併せて参照いただきたい。本報告書は同書を補完しつつ、全体の総括を意図したものだが、残念ながら意図は果たせず、事例研究に終わっている。

その理由の一つはテーマに関わる新たな事態が生じたからである。それは集落営農やその農業生産法人化をめぐる、いわゆるワンフロア化、さらにそれをより組織的に固めた地域農業支援センターの設立といった新たに動きが生じたからである。これは国の担い育成総合支援協議会的な政策を前提としつつ、さらにその事務局=推進グループとして、行政、農協、農業改良普及センター等の実働部隊を結集して協働するものであり、このような担い手育成の新システムとの関わりで集落営農やその法人化をみていく必要がある。そのためには本研究はなお継続発展を必要としている。

さらに序章でもふれたように、集落営農やその法人化、総じて地域農業協業組織は、「むら」共同体を多かれ少なかれ地域基盤としているが、「共同体」を巡っては、ヨーロッパの畑作農業、日本の灌水農業、韓国の畑作起源の灌漑湛水農業ではそれぞれ異なった歴史的様相を呈しており、それによって今日の協同が規定される面が強い。また今日では異質な人々が、にもかかわらず共通して当面する課題について広く公開された討論を通じてたちむかっていく「公共性」の追求が今日的課題となっている。しかるに一般論的には、共

同体は同質な人々の閉鎖的な集団として、およそ今日的な公共性の要請に反するものと位置づけられている。

しかし果たしてそうだろうかという問題も残されている。本報告書でも各地から伝えられているように、一つには集落営農の広域化が生じており、二つには集落営農は「生活の論理」に基づいて、たんなる農業の協同だけでなく、女性や高齢者等も含めた生活協同や交流の組織としての内容ももちだしている。

このようななかで地域農業協業組織の現代的な位置づけを行い、その継続性の論理を明らかにすることは、なお残された課題だといえる。

そこでこれらの論点について共同研究をさらに継続発展させていき、真の意味での総括を果たしたいと念じている。

最後に、調査にご協力いただいた政府機関、自治体、農業団体、農業協業組織、集落、農業者各位に厚くお礼申し上げます。また各大学の事務担当者そして研究代表者の研究室の松崎めぐみさんにもお礼申し上げます。

2007年3月

研究代表者 田代 洋一

横浜国立大学国際社会科学研究科教授

研究組織

研究代表者	田代洋一	(横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授)
研究分担者	宇野忠義	(弘前大学農学生命科学部教授)
	後藤光蔵	(武蔵大学経済学部教授)
	木村 務	(長崎県立大学経済学部教授)
	佐藤 了	(秋田県立大学生物資源科学部教授)
	岡田知弘	(京都大学大学院経済学研究科教授)
	坂下明彦	(北海道大学大学院農学研究院教授)
	村山元展	(高崎経済大学地域政策学部教授)
	石月義訓	(明治大学農学部助教授)
	荒井 聡	(岐阜大学応用生物科学部助教授)
	磯田 宏	(九州大学大学院農学研究院助教授)
	桂 明宏	(京都府立大学農学部助教授)
	安藤光義	(東京大学大学院農学生命科学研究科助教授)
	品川 優	(佐賀大学経済学部助教授)
研究協力者	金 泰坤	(韓国農村経済研究院農政研究センター研究委員)
	金 洪云	(中国人民大学農業と農村の発展学院副教授)

交付決定額 (配分額)

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 16 年度	5, 3 0 0	0	5, 3 0 0
平成 17 年度	4, 3 0 0	0	4, 3 0 0
平成 18 年度	3, 8 0 0	0	3, 8 0 0
総 計	1 3, 4 0 0	0	1 3, 4 0 0

研究発表

- 田代洋一 『食料・農業・農村基本計画の見直しを切るー財界農政批判ー』筑波書房、2004年
- 田代洋一 田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004年
- 田代洋一 田代洋一編『日本農村の主体形成』筑波書房、2004年
- 田代洋一 「戦後農政の総決算」の位置『ポリティーク』9号、2005年
- 田代洋一 「韓国の農業と農政」『ふぁーむらんど』35号、2005年
- 田代洋一 『戦後農政の総決算』の構図』筑波書房、2005年
- 田代洋一 「経営所得安定対策等の政策評価」『農業と経済』72巻3号、2006年

- 田代洋一 「東アジア共同体 (an East Asian community) のなかの日本農業」『農業経済研究』78 卷 2 号、2006 年
- 田代洋一 「都市農業の土地問題」『自治体学研究』93 号、2006 年
- 田代洋一 『集落営農と農業生産法人』筑波書房、2006 年
- 宇野忠義 「全村ぐるみの稲作生産組織化とリンゴ経営－青森県相馬村－」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004 年
- 宇野忠義 「リンゴ果汁輸入の急増が日本のリンゴ経営に与えた影響」『弘前大学農学生命科学部学術報告』No. 9、2006 年
- 後藤光蔵 「「稲単作プラス兼業」地帯の担い手育成－石川県寺井町・富山県立山町－」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004 年
- 後藤光蔵 「北部タイにおける日本向け冷凍枝豆生産と契約栽培 (1)」『武蔵大学論集』54 卷 2 号、2006 年
- 後藤光蔵 「北部タイにおける日本向け冷凍枝豆生産と契約栽培 (2)」『武蔵大学論集』54 卷 3 号、2007 年
- 木村 務 「需要減退下における果樹農業再編－愛媛県吉田町－」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004 年
- 木村 務 「離島農業の構造変化と再編課題－長崎県島嶼地域を対象として－」『農業経済論集』56 卷 1 号、2005 年
- 佐藤 了 「コミュニティの再生と地域農業の振興」『自然と人間を結ぶ・農村文化運動』12 月号、2004 年
- 佐藤 了 「コミュニティ形成型地域農業の担い手づくり」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004 年
- 佐藤 了 「地域農業の変容と担い手像」『東北農業経済研究』23 卷 2 号、2005 年
- 佐藤 了 「米価下落は防げるか」『農業と経済』92 卷 3 号、2006 年
- 佐藤 了 「日本農業における参加型開発の課題」『熱帯農業』50 卷 5 号、2006 年
- 佐藤 了 「担い手づくりに有効か検証する」『公庫月報AFCフォーラム』10 月号、2006 年
- 佐藤 了 「不耕起稲作栽培」『日本農業経営年報』No. 5、2006 年
- 佐藤 了 「大潟村における新しい水田農法の意義」庄司貞雄監修・新しい水田農法編集委員会編『新しい水田農法へのチャレンジ－大潟村における産学協同の成果－』農山漁村文化協会、2006 年
- 岡田知弘 「自治体再編と農業・農村の担い手像」『農業法研究』19 卷 1 号、2004 年
- 岡田知弘 「農村経済循環の構築」田代洋一編『日本農村の主体形成』筑波書房、2004 年
- 岡田知弘 「グローバル化時代の都市と農村」植田和弘編『グローバル化時代の都市』岩波書店、2005 年
- 岡田知弘 『地域づくりの経済学入門』自治体研究社、2005 年
- 岡田知弘 『地域自治体組織と住民自治』自治体研究社、2006 年
- 岡田知弘 「地域内再投資力と農の可能性」『地方自治体職員研修』548 号、2006 年
- 岡田知弘 「小泉「構造改革」と地域経済・地方自治」『ポリティーク』12 号、2006 年
- 岡田知弘 「市町村合併と地域経済」『地方議会人』37 卷 9 号、2007 年

- 岡田知弘 岡田知弘・岡庭一雄共著『協同がひらくむらの未来』自治体研究社、2007年
- 坂下明彦 「大規模水田地帯における地域農業再編－北海道長沼町・南幌町－」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004年
- 坂下明彦 『士幌農協 70年の検証－農村ユートピアを求めて－』北海道協同組合通信社 2004年
- 坂下明彦 「中国の農村経済組織の展開と竜頭企業による産地組織化」『農業・農協問題研究』32号、2005年
- 坂下明彦 「中国蘇南地域における農業生産システムの変化と土地問題－江村の追跡調査(1)－」『農業論叢』62集、2006年
- 坂下明彦 「農業近代化経営の受容と「農事実行組合型」集落の機能変化－北海道深川市巴第5集落を対象に－」『農業史研究』40号、2006年
- 坂下明彦 坂爪浩史・朴紅・坂下明彦編著『中国野菜企業の輸出戦略－残留農薬事件の衝撃と克服過程－』筑波書房、2006年
- 坂下明彦 「地帯構成とその形成要因」「水田型地帯－石狩川流域農業」「下流域における農業構造の変動」「農協による地域営農システムの展開」岩崎徹・牛山敬二『北海道農業の地帯構成と構造変動』北海道大学出版、2006年
- 村山元展 「都市化地域のむらづくりと農地保全」田代洋一編『日本農村の主体形成』筑波書房、2004年
- 村山元展 「農村土地利用と土地利用調整条例－論点の整理－」『地域政策研究』8巻3号、2006年
- 村山元展 『地方分権と自治体農政』日本経済評論社、2006年
- 石月義訓 「フランスの家族農業経営と農協」村田武編『再編下の家族農業経営と農協：先進輸出国とアジア』筑波書房、2004年
- 石月義訓 「EUの食料戦略と食品産業」『農業と経済』臨時増刊号、2006年
- 荒井 聡 「アメリカ中西部における有機農業の動向と特徴」『農業経済研究』別冊、2004年
- 荒井 聡 「兼業深化地帯における集落営農の重層的展開－岐阜県平田町－」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004年
- 荒井 聡 「「米政策改革」下における地域参加型集落営農法人組織の展開理論－岐阜県揖斐郡揖斐川町K営農組合を中心に－」『農業・食料経済研究』51巻2号、2005年
- 荒井 聡 「新基本計画と中部地域における水田農業担い手育成の課題－東海地区を対象として－」『農業・食料経済研究』52巻1号、2005年
- 荒井 聡 「現代における「農業共同体」の性格と機能」小野塚知二・沼尻晃伸編著『大塚久雄「共同体の基礎理論」を読み直す』日本経済評論社、2007年
- 磯田 宏 「新たな基本計画策定」『農業と経済』70巻16号、2004年
- 磯田 宏 「畑作農業再編下の大規模経営と地域農業－鹿児島県大崎町－」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004年
- 磯田 宏 「価格・所得政策からみた米政策改革」『農協・農業問題研究』57号、2005年
- 磯田 宏 「米国農業における有限責任会社(LLC)と有限責任パートナーシップ(LLP)」

- 『ふぁーむらんど』36号、2005年
- 磯田 宏 「価格・所得政策からみた米政策改革」『農業問題研究』58号、2005年
- 磯田 宏 「米国における農業法人への出資状況調査：アメリカ合衆国の州営部北西地域における調査報告」『土地と農業』35号、2005年
- 磯田 宏 「米政策改革から新たな基本計画へ」磯田宏・高武孝充・村田武編『新たな基本計画と水田農業の展望』筑波書房、2006年
- 桂 明宏 「基本計画は農地制度をどうするのか」『農業と経済』70巻16号、2004年
- 桂 明宏 「集落営農と戸別大規模経営のはざままで－滋賀県琵琶湖東岸地区－」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004年
- 桂 明宏 「地域と担い手経営の連携と補完－近畿における農業集落を中心に」『農業法研究』39号、2004年
- 桂 明宏 「ムラの意味決定・組織原理と地域経営体」全国農業共同組合中央会編『共同組合研究奨励報告』32輯、2006年
- 桂 明宏 「日本農業と集落・家族・地域社会」『農業法研究』41号、2006年
- 安藤光義 「集落営農の今日的意義を考える」『月刊NOSAI』56号、2004年
- 安藤光義 「大規模米麦・畑作経営の到達点－栃木県芳賀町・茨城県旭村－」田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房、2004年
- 安藤光義 「集落営農をどのように評価するか」『調査と情報』3月号、2005年
- 安藤光義 「「新基本計画」の「望ましい農業構造」は実現可能か」『日本農業年報52 新基本計画の総点検－食料・農業・農村政策の行方－』農林統計協会、2005年
- 安藤光義 『北関東農業の構造』筑波書房、2005年
- 安藤光義 「大綱と水田農業構造改革」『農業と経済』72巻3号、2006年
- 安藤光義 「農地保全のための政策体系の構築に向けて」安藤光義・友田滋夫共著『経済構造転換期の共生農業システム』農林統計協会、2006年
- 安藤光義 「中山間地域における集落営農の展開方向」小田切徳美・安藤光義・橋口卓也共著『中山間の共生農業システム』農林統計協会、2006年
- 安藤光義 『集落営農の持続的発展を目指して』全国農業会議所、2006年
- 品川 優 「条件不利地域の農地保全主体」田代洋一編『日本農村の主体形成』筑波書房、2004年
- 品川 優 「条件不利地域における農業と地域づくり」『佐賀大学経済論集』36巻5号、2004年
- 品川 優 「市町村合併下における第3セクター現段階」『農業経済論集』52巻2号、2006年
- 品川 優 「佐賀県における土地利用型受託組織の現状と課題－佐賀県神崎市千代田町」磯田宏・高武孝充・村田武編『新たな基本計画と水田農業の展望』筑波書房、2006年
- 品川 優 「中山間地域における新基本法計画対応の実態」『佐賀大学経済論集』39巻4・5号合併号、2007年

目 次

地域農業協業組織の分析視角 ー共同体・格差社会・市民社会・公共性ー 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所 田代洋一 ……	1
北海道酪農地帯における拠点型法人化の展開 ー畑地＝草地移行地帯 十勝大樹町の事例ー 北海道大学大学院農学研究院 坂下明彦 ……	14
青森県における農業生産法人の動向と事例分析 弘前大学農学生命科学部 宇野忠義 ……	32
上越における地域農業支援システムと集落営農・法人化 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所 田代洋一 ……	45
農業法人と地域づくり 京都大学大学院経済学研究科 岡田知弘 ……	60
北関東における地域農業組織化の動向 ー個別経営展開地域における集落営農ー 東京大学大学院農学生命科学研究科 安藤光義 ……	70
品目横断的経営安定政策と集落型農業生産法人の形成 岐阜大学応用生物科学部 荒井 聡 ……	82
農業特区における農外企業参入と地域農業再編 京都府立大学農学部 桂 明宏 ……	91
島根県斐川町における地域農業支援システムと担い手再編 高崎経済大学地域政策学部 村山元展 ……	102
中山間地域における集落営農の展開と政策対応 佐賀大学経済学部 品川 優 ……	114
長崎県離島における農業生産法人の現状と課題 長崎県立大学経済学部 木村 務 ……	133
タイにおける日本向け冷凍枝豆生産と枝豆の契約栽培 ー北タイの事例ー 武蔵大学経済学部 後藤光蔵 ……	148

はじめに

われわれは地域農業再編の担い手としての集落営農、農業生産法人に着目して共同研究を行ってきた。その中間取りまとめは研究代表者の責任で既に公刊しているが(1)、その後の事態も含めた全体の取りまとめの課題を残している。しかるに折からの経営安定対策において集落営農経営体等が政策対象に組み入れたため、地域は今、集落営農への取り組みの渦中にあり、集落営農の性格変化も予想される。そこで地域農業協業組織とそれへの取り組みについては観察を続ける必要がある。

ここで地域農業協業組織とは、何らかの地域的なまとまりに依拠して農業に関する協業に取り組む組織をさし、それが農政の言うように経営であるか否かを問わない。このような地域的なまとまりに依拠した取り組みは、グローバリゼーション時代の諸論点の交差点に位置しており、さまざまな角度からのアプローチが求められる。そこで本章は、地域農業協業組織の観察を継続するうえで必要と思われる諸論点の整理を行い、今後の研究に資したい。諸論点は交錯している故に叙述もまた交錯せざるをえない。

I. 共同体

1. 共同体論

集落営農はその典型的な形態においては農業集落に依拠している。農業集落の成立には諸説あるが、およそ中世後期あたりに成立したとされ、その数は14万、今日でも13.5万を数える。それに対して行政単位としての「村」は、藩政村の時代でおよそ7万であり、両者はその数の点からしても異なる。そこで前者を自然発生的な(非制度)的な村落共同体(むら)と規定し、行政村とは区別したい。

歴史的な村落共同体をめぐる古典として大塚久雄『共同体の基礎理論』(原著は1955年、1970年に改版されて岩波現代文庫に所収)がある。それはマルクスのグランドリッセのなかの「資本制生産に先行する諸形態」、マックス・ウェーバー等の研究に依拠しつつ、独自のシェーマにまとめあげたものといえる(2)。大塚は戦前から戦後にかけての日本の状況のなかで「近代化」を主体的課題として、克服すべき前近代の中核に共同体を位置づけた。このような1950年代における近代化論の問題意識が、それから半世紀を経てグローバリゼーションに直面する今日の我々とは異なることは言うまでもない。しかしながら1950年代的な問題意識からする共同体論に、把握の鋭さとともに歪みや限界がなかったか、言い換えれば異なる問題状況下に何を引き継ぐかは依然として問われることだろう。

大塚は、前近代の歴史を共同体における共同占取と私的占取の対立として捉え、生産力の発展を背景に後者が前者を圧倒していく過程としてアジア的、古典古代的、ゲルマン的形態の継起を位置づけ、共同占取される共同地(コモンズ)の「揚棄」をもって共同体の消滅を説いた(3)。

このような大塚共同体論では、共同体は共同地の存在と同義にならざるをえない。ここから大塚理論をそのまま継承しようとする、何らかの共同地(コモンズ)の残存を探し回

ることになり、その主たるフィールドは途上国になろう。

しかし共同地の共有という条件を外して共同体を見れば、それは現存する。日本の農業集落は(むら)は中世からグローバリゼーション時代の今日まで命脈を保ち、今なお人々の定住の場として存在し、集落営農等の農業基盤になっている。大塚理論の現代的継承を図るには共同地(コモンズ)なき共同体は可能なのか、共同地を私的所有地にプライベートしつくした私的所有者の共同体はありえないのかを問う必要がある。あるいはそもそも共同体と近代を二項対立的に捉える歴史認識の妥当性が問われる。

磯辺俊彦は大塚共同体論を批判しつつ、「それがいかなる歴史的定在であるにせよ、労働する主体とその客体的条件の本源的結合は、必然的に一定の共同体を前提とし、基礎としている」と結論する(4)。ここで「労働する主体と客体的条件の結合」とは端的に自作地所有をさす。磯辺は自作農は「共同体を前提とし、基礎としている」とし、ここから「集団的自作農制」を導き出す(5)。

しかし自作農的土地所有が共同体を前提とするとするなら、およそ今日の世界の自作農的土地所有はことごとく共同体を前提することになるが、その実証はない。マルクスはそもそも何らかの共同体を前提とした所有を本源的所有としているが、磯辺は、引用文にみられるように、その「本源的」を、自作農における「労働する主体とその客体的条件の結合」にも冠することにより(つまり自作農的所有を本源的所有にすり替え)、自作農的土地所有は共同体を前提とするという主張をしたわけである(5)。

大塚がヨーロッパの共同体を普遍化したとすれば、磯辺は日本水田農業の共同体を普遍化したともいえる。このような誤りを含みつつも、大塚の共同地的共同体論に対して、共同地なき共同体、私的所有者(利用者)の共同体は可能なのか、という問題を提起した点で磯辺のそれは現代的意義をもつ。

2. 水利共同体

問題は、なぜ共同体が現存するのかであり、その点に磯辺と異なる証明を与える必要がある。それは一般的には、大塚の純粋資本主義では消滅するはずの小農が現代資本主義のただなかに広範に存在しており、自立した経営体たるには脆弱なその存在が何らかの共同、協同を必要とする点に求められる。マルクスもその経済学へのめざめは故郷における入会地利用からの農民の排除を目の当たりにしたことにあり、また資本論においても分割地所有農民が共同体を不可欠の前提条件とせざるを得ないことを指摘した。

しかしそのような小農の(過渡的な)経済経営的脆弱性一般から一義的に現代の共同体を説くことはいうまでもなく無理がある。なぜなら、日本の「むらの領土」をもった水田農業集落(むら)的な共同体は、同じ日本の畑作地帯でさえ見いだしがたいからである。日本の「むら」は、入会地の消滅や近代化によりヨーロッパ畑作集落と同様に入会共同体の面は消滅した。しかし水利共同体としては厳存している。

大塚は日本の「むら」をゲルマン共同体に近いものと捉えていたようだが、またそれを批判する磯辺にもその一面がみられるが、このように見えてくると、大塚共同体論は畑作農業に限定される可能性がある。

ヨーロッパ畑作農業においては共同地は地力維持の不可欠の要素をなした。しかし共同地に依存していた地力維持メカニズムが農業革命を経て圃場内に取り込まれ、圃場内で完

結するようになれば、外圍としての共同地は無用の存在になり、私有地にプライベートしつくされ、共同体も崩壊する(6)。

それに対してアジアモンスーン地帯の水田稲作の地力維持は入会地とともに水に依存していた。水田農業においても肥料が外給されるようになると入会地の機能は薄れるが、水田農業が水田農業である限り、水への依存は継続している。大塚は生産関係(所有)を重視し、抽象的には生産力の発展を指摘したが、その根底にある地力再生産メカニズムが畑作農業と水田農業では異なり、それに対応して共同地の歴史的意義が異なり、共同体のあり方も異なる点を看過した。大塚の共同体論はヨーロッパ畑作農業に限定されるといえよう。

翻って今日の集落営農を考えれば、それは水田集落に限定されるのではないか。筆者は畑作農業地帯で集落営農をさがしたが、構想や組織としてはあっても、機能として実在するそれは見いだしがたかった。とはいえ北海道からは畑作の地域協業組織が報告されている。それは水田農業のような土地結合というより、労働力・資本結合の側面を強く持とう。

これらの点についてはなお幅広い比較研究が必要だが、当面は水田農業に限って言えば、水田農業であれば、共同体があり、それに基づく集落営農が展開するののかという問題になる。そうではない端的な事例を我々は隣の韓国にみることができる(7)。韓国は日本と同じ灌漑湛水農業地帯であるが、日本のような「領土をもった共同体」としての「むら」はみいだせない。また農業集落は血縁によって分断され、血縁ごとに都市の遠くの血縁との間により強固な血縁共同体を組織しているようにみえる。

なぜか。一つには韓国における植民地時代から今日に至る歴史を通じて、水利共同体の機能が行政や国家に吸収されてしまったことがあげられる(8)。

しかしそこで直ちに起こる疑問は水利共同体の破壊がなぜ可能か、それが経済合理的かである。日本においてはそれが可能でも合理的でもなく、にもかかわらず崩壊の危機に瀕していることから、新たに農地・水・環境保全対策が講じられようとしている。

韓国の場合、なぜそうでなかったのか。ここからは全くの仮説であるが、日韓の水田農業の系譜が異なるのではないか。稲作の起源を巡っては、焼畑における陸稲栽培が平地において灌漑湛水水稲栽培に転じたとする通説と、アジア島嶼部の湿地で水稲の栽培と湛水施設(水田)の造成が並行したという異説がある(9)。前者にたてば稲作は畑作と同じ起源をもつことになるが、後者にたてば初めから異なる農業形態ということになる。

門外漢の筆者にいずれが正しいかの判断は不可能なので、仮に焼畑由来の稲作と湿地由来の稲作があるとする折衷論の立場をとれば、韓国水田農業は華北畑作農業における畑地灌漑の系譜に属するのに対して、日本の稲作は湿地由来のそれと言えないか(「椰子の実」伝説)。韓国では「田」は畑を本来意味し、その上に「水」を乗せて「水田」となり、焼畑稲作が雑草防除の必要から水を張った水田栽培化したという説もあるとされる。

いずれにせよ「今日の共同体」という観点から畑作農業と水田農業、同じ水田農業でも灌漑湛水農業と湛水農業の相違等に着目し、地域協業組織の可能性や多様性について地域比較研究を深める必要がある。

なおかつて一世を風靡した加用信文等の農法論も、大塚理論の影響下でヨーロッパ畑作農法の論理をアジア水田農業にも通底するものと捉えたが、その正否が問われる。

大塚・共同体論は、この他にも多くの論点を派生させる泉でもあるが、共同体と政策(→II)、共同体と公共性(→III)といった論点は項を改めて述べる。

II. 格差社会と共同体

1. 格差社会

今日の日本を特徴付ける言葉としては「格差社会」が最もふさわしいだろう。一国の首相が格差の存在そのものを否定し、次には格差があって何が悪いと開き直るほどにも政治的イシューと化しており、国会討論のメインテーマにさえなっている。ここで格差があるかないかに立ち入らず、日本が格差拡大社会であることは自明のこととして、なぜ、いかなる格差社会なのか、格差社会という捉え方でよいのか、格差社会のなかの農業・農村をどう捉えるかという点を考えたい。

「格差」については、かつて山田盛太郎に率いられた土地制度史学会は、高度経済成長期の資本蓄積メカニズムの根底に賃金・所得等に関する大企業—中小零細企業—零細農耕の三層の格差構造があることを指摘し、筆者もその傘下にあった。しかしなぜ三層の格差構造なのかをめぐっては、固定資本装備率の差に基づく物的生産性格差で説明しようとするなど、およそ非経済学的な議論もあり、「なぜか」は解明されていなかった。

そのなかで筆者は、零細農耕から析出される切り売り労賃水準起点での低賃金兼業労働の存在に格差構造の基盤を求めた。零細農耕という非資本主義生産様式、いわば資本の外囲から低賃金労働力を獲得する過程は、高度成長がそのまっただなかで資本の原始的蓄積過程を随伴することでもある。こうして日本資本主義は、資本プロパーの蓄積軌道の外部に低賃金基盤を求めたわけである。

資本にとってはその限りで外囲としての零細農耕が必要とされた。資本にとっては零細農耕は規模の経済が働かず賃金財の価格を高からしめる。基本法農政は零細農耕の破碎を主要命題としたが、他方では零細農耕自体が低賃金基盤たりえるなかで、零細農耕を「必要悪」とする農業保護政策が採られたのである。

このような構造を可能としたのは、当時の日本が貿易・資本の自由化を掲げつつも、なお基本的には保護主義的な国境政策を採り得た点(クローズドシステム)に求められる。日本資本主義は国境の内側に閉じこもって低賃金労働力に依拠しつつ物づくりに励み、それを固定レートで輸出しまくって輸出経済大国化した。

このような構造はしかし早晩行き詰まる。第一は、外囲としての零細農耕は労働力の排出基盤としては単純再生産さえ許されず、先細りするからである。兼業農家総数のピークは1970年、Ⅱ兼農家数は70年代後半に頭打ちし、Ⅰ兼からⅡ兼への移行率も70年代前半にピークに達する。そして1979年には時間当たりの賃金率で農業所得が農業の臨時的賃労働を下回るに至り、以降回復することがなかった。つまり農業所得と切り売り労賃の均衡関係が崩壊し、農業は切り売り労賃以下でも就業可能な高齢者等に担われ、低賃金基盤たりえなくなった。

第二は、いうまでもなくグローバル化である。これまでのように国境の内に閉じこもり物づくりに励むクローズドシステムの維持は不可能になった。そのことは既に1970年代前半の変動相場制への移行、70年代半ばの高度成長の破綻にみえていたが、本格化するのは1980年代なかばのプラザ合意以降の急速なグローバル化・円高化(オープンシステムへの移行)とそれに対応する前川レポートの経済構造調整路線下においてだった。

日本資本主義はグローバル競争に耐えうる新たな低賃金基盤を創出しなければならなくなった。もちろん資本が海外に低賃金労働力を求めて出て行く、あるいは外国人労働力を

導入する手も追求されたが、前者は日本の輸出競争力には寄与しないし、後者にも限界があるもとの、資本にとっての基本課題は自らの内部に低賃金労働力を創出することである。

それに応えたのが、経済構造調整から構造改革への転換、すなわち正規労働力の非正規労働力化、非正規労働力の大量創出である。1986年には男女機会均等法と労働者派遣法が制定され、女性労働のパート化・派遣化が進む。さらに1995年の日経連による「新時代の「日本的経営」で、長期蓄積能力活用型、専門能力活用型、雇用柔軟型への階層化が図られ、それに対応して供給源である大学の格差化も進む。これにより青年男子労働力の派遣化が進むが、さらに99年改正で業務を原則自由化し製造業ラインの組み立て作業にまで浸透するようになる(10)。平成不況の10年は資本が自らの内部に新たな低賃金基盤を創出するための10年だった。

ここに至って、零細農耕は最終的に資本にとって不要になる。不要どころかWTO・FTAを通じる自由貿易体制とその下での多国籍企業帝国主義の展開の積極的な障害物に転じる。1980年代後半から強まった日本農業不要論はかくして最終局面を迎えることになる。そこでの基調は、内外の資本に日本の農業・農地を投資(投機)の場として開放する、日本資本もまた海外に農業進出し、農産物輸出する。要するに「国境なき農業の時代」の創出である(11)。

いささか話が長くなったが、「格差社会」とは、このような構造転換を通じて現出した世界の謂に他ならない。だからそれは「格差」などという量に還元される社会ではなく、階級社会であり(12)、労働者階級内部の職種別階層化の社会なのである。それを敢えて勝ち組、負け組にといった非階級的な言辞で隠蔽するのが「格差社会」論に他ならない。

だから格差社会論は新自由主義の思想の一部だと批判するのは(13)、本質において正しいが、しかし格差などない、格差があつてなぜ悪いと首相がうそぶく世の中で、格差社会論は新自由主義だという本質還元論だけではすまないものがあるし、格差社会論者との連携はより重要な課題である。

階級社会論が説得力をもたない今一つの背景は、労働者階級が1970年代なかば以降、階級対立の一方としての*für sich*なそれではなく、たんなる*an sich*な存在になってしまったからである。加えてグローバリゼーション(市場経済のグローバル化・隅々化)は「ばらける」(1991年『広辞苑第4版』に初登場)人びとの時代を創り出した。「ばらける」とは「まとまっていたものがばらばらになる」ことである。かくしてワーキングプアという労働者内階層も「グローバリゼーション時代のばらける階級」の一階層でしかない。このような階級の現況が、それを「格差社会」という把握にとどまらせる背景でもある。しかし最近では、流通業を始め、そのような労働力の労働組合への結集が始まった。セパ(専任とパート)両軍の合同が成立すれば状況は変わる。

2. 格差社会と地域格差

格差社会は地域格差を伴う。しかしかつての三層の格差構造の時代のように、階級層格差という縦格差を横に倒せば地域格差が描ける時代とは異なる。格差社会は農業・農村を看過した都市内格差としてしか、あるいはせいぜい「都市と郊外」内の格差としてしか捉えられない。

しかしグローバリゼーションは極端な地域格差を引き起こす。というよりも地域格差の

問題を問題たらしめなくなる。1980年代なかばからのグローバリゼーション対応としての国際経済構造調整は、多国籍企業の立地戦略に国土利用を委ねるようになる。それまでの国土利用計画、総合開発計画は多かれ少なかれ「国土の均衡ある発展」を標榜し、過疎過密の解消を目指していた。それを拠点開発とその溢出効果によって果たそうという戦略は失敗に帰ざるを得なかったが、目的は国民国家の領土経営だった。

それに対してグローバル競争の時代は、多国籍企業の立地戦略に国土と地域を委ね、多国籍企業の誘致競争に国土と地域を追い込む(いわゆる競争国家化、グローバル国家化)。問題はもはや均衡ではなく効率である。このような下では「国土の均衡ある発展」政策は採りようがない。それが五全総であり、国土形成計画の美辞麗句のみの世界である。

小泉内閣のもとで規制緩和政策を我田引水的に強行した宮内義彦は言う。「いま日本の人口分布からすると、田中角栄さんの『均衡ある国土の発展』政策によって地方の人口が多すぎたままの状態になっていると思います。…もう少し所得配分を自然にゆだねることでおそらく過疎地の人口は徐々に町村等の中心地に移動し、また地方の中核都市がさらに発展するようになり、最後に東京を中心とする首都圏、京阪圏の関西等が世界に対する情報発信基地としての役割を担い、経済効率が格段の向上を見せるはずです」(14)。このような意図にリードされた規制緩和がかつてない地域格差を生んだ。

三層の格差構造の時代にも第一の過疎の問題はあった。しかし少なくとも主観的には格差解消をめざす政策もあった。だから問題は農業問題として現れた。今や第二の過疎の時代にあつて、政策基調は規制緩和という格差拡大策にしかない。そのもとで問題はたんなる農業問題ではなく、地域経済、地域生活を含む地域格差問題として現れざるをえない。そこでの地域農業再建は地域経済の再建の一環としてのみあり得、農業問題論は相対的に地域と生活に論点を拡大シフトすることになる。

3. 共同体の二面性

ここで最初の大塚久雄に戻る。大塚は共同体には「支配と抵抗の二面性」があるとした。その場合、大塚は自然村落としての共同体と制度上の村を区別せず、後者の経済外強制も前者の共同態規制に基づくものとした。そしてその面からも共同体が経済外強制を伴う前近代的なものとして厳しく非難され、その揚棄こそが近代化であり歴史の進歩とされた。

日本の場合、前述のように自然村(むら)と行政村(村)は範域的にも異なる。にもかかわらず「自治村落論」なるものは、両者を一体として捉え、共同体を行政権力を伴うものとして描き出し、その点では大塚史学に連なる。

その後の史的展開をたどれば、行政村としての藩政村は明治20年代の町村合併を通じて合併され、多くは「大字」等として地図からも生活からも消えた。そして明治合併村も昭和30年代に合併されるが、旧村、学校区あるいは農協支所等として実態を残した。

以上には多くの例外があるが、いずれにせよ人びとの生産・生活共同体(水利共同体)としての「むら」(そこには耕作強制や生活ルールは存在する)と行政村(行政末端としての権力を伴う)は峻別される必要がある。大塚が対象としたヨーロッパの共同体では大塚がいうように両者が一体なのかどうかは定かではない。

このような違いがありうるとはいえ、大塚が、共同体が「支配と抵抗」の二面性をもつとした点は今日に引き継がれるべき論点である。支配も抵抗も、個ではなく面としての方

が効率的であり、あるいは面的にのみ可能なのである。

現代の共同体は、グローバリズムの地域席卷、地域格差の極端な進行のもとで、それに抗して地域集団的に地域生活を守ろうとする動きをみせている。集落営農や各種の地域活性化の取り組みは「抵抗」というにはあまりに an sich で弱々しいものながら、その現段階的な発現形態といえる。

しかし同時に「共同体」は支配の拠り所でもある。この場合の「共同体」は必ずしも先の自然村を指すわけではなく、より広く国家共同体まで含む一般的な名称としての「共同体」でもあるが。

そもそも日本の保守は「伝統的な家族や共同体に基本的な価値を置く理念」(15)をもつが、そこから、前述のように一方では、規制緩和、格差社会化、地域格差を是とする新自由主義がはびこるとともに、他方では、その下で社会的緊張を緩和する社会的統合を果たすための受け皿作りの動きも出てくる。そしてその核には「共同体」が据えられる。

共同体の社会的統合手段としての政策的取り組みとしては、古くは国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会「コミュニティ生活の場における人間性の回復」(1969年)に始まる自治省主導のコミュニティ戦略として、1 小学校区 1 公民館づくり、コミュニティ・リーダーの育成がめざされた(16)。それは第二次高度成長を通じて高度成長が地域を席卷するなかで古い地域共同体の崩壊の危機への対応でもあった。また同時期の農政では生産調整や農地流動化の必要性から地域農政が標榜されるようになり、戦前期の農村経済更正運動や「むら」の機能が再評価されることになった(17)。

それに対してグローバリゼーション時代の格差社会化、地域格差、地域社会崩壊の危機のなかで、「共同体」への期待が高まっている。「米国式利益社会から日本的共同体への転換」(中曽根康弘)(18)がそれだが、伝統的な家族や農村の共同体が崩壊し、企業が共同体としての役割を放棄するなかで、「やはり自然なのは、国家が共同体をおぜん立てするのではなく、民間の中から、あるいは市場の中から、自生的に共同体が再生されること」が期待されている(19)。要するに「周辺化した『下流』を家族や地域『共同体』に囲いこみ、社会的統合を保守主義的に、つまり、『上から』果たそうとすること」である(20)。

2007 年から始まる農政の経営安定対策は、第一義的には認定農業者を「担い手」として直接支払いの対象としつつ、そこから落ちこぼれる「非担い手」も集落営農経営を構成することで政策対象化することとしている。そして、それも含めて「担い手」のみを対象とする産業政策としての農業政策に対して、「非担い手」も含めた地域ぐるみの農地・水・環境保全対策で地域政策を展開するとしている。この動きも同じ政策の文脈にあらう。

このような状況下で、我々が研究対象とした集落営農やその法人化は、今や地域においてフィーバーの状況を呈している。農政を末端で担う自治体や農協は、一握りの担い手という特定者の利益支援はそもそも行い難く、また育成の決め手も欠く中で、あげて政策対応努力を集落営農の育成に注いでいるのが現状である。また農協陣営のなかには法人等の大規模経営の農協離れを阻止すべく JA 出資法人の育成に励むものもあるが、それは一面では農政と同様の動きといえよう。

経営安定対策にみられる日本の直接支払い政策は、農業構造改革を主目的とする点で他の先進諸国のそれと顕著に異なるが、2007 年からの農政は財界、経済財政諮問会議の主導による構造政策の加速化を正面に据える新たな段階をむかえた。そのなかで集落営農も

構造改革の一環に据えられ、集落営農経営化する限りで延命されることになる。

大塚は共同体を「支配と抵抗」の二面性において特徴づけたが、集落営農にたちあがる「むら」もまた、一面ではグローバル化の地域浸透に対する防波堤を自ら築こうとしつつ(抵抗)、他面では地域格差、農村崩壊の危機の受け皿となりつつ、構造改革の一環に取り込まれていくことになる(支配)。その交差点に位置しているという認識が大切である。

III. 共同体と公共性

1. 市民社会と公共性

大塚の言う共同体の解体の後にくるのは何か。市場社会・資本主義であり、近代市民社会であり、労資農の階級対立(労働社会)である。

大塚が共同体論と対で現実に追求したのは戦後日本における近代市民社会だったが、大塚久雄、丸山真男等とともに「近代主義」と(マルクス主義から)他称された内田義彦や平田清明は、「近代」をとった「市民社会」を主張した。なぜ近代市民社会ではなく市民社会なのか。今それをつまびらかにする余裕はないが、第一に、近代市民社会的状況を創り出すことなく大衆社会化していく日本の現実への批判であり、第二に、1960年代末「プラハの春」をソ連の戦車が押しつぶすチェコ事件等のなかで、ブルジョワ社会ならぬ社会主義社会において市民社会が問われるような問題状況が背景にあろう(21)。

そのなかで内田の市民社会論は戦中期の大河内一男等の生産力論を引き継ぎつつ、市民社会とは一物一価の価値法則が貫徹する社会であり、そこでは資本も所有する資本ではなく機能する資本として自然と人間の物質代謝の過程を合理的に担うものとされた。従って「市民社会は歴史的事実ではなく、抽象的概念」であり、「市民社会」というより「純粹資本主義」と呼んだ方がふさわしいかも知れないが、いずれにせよそこから高度成長期日本の現実(社会主義国の現実も)が照射されることになる(22)。

日本の社会科学が、このようにいち早く市民社会論を展開しえた「理由はおそらく最初から経済社会とは区別された意味での市民社会を定立しなければならなかったからであろう。そうさせたものこそ天皇制という制度の存在であったといえよう」(23)、あるいは「現代日本の資本主義が市民社会を欠いている」(24)が故であったといえる。

しかしながら、このような問題提起は他ならぬ日本にあっては、第二次高度成長とそれが強める大衆社会的・経済大国的な状況に押し流されていくことになる。それに対して同時期、東欧ではポーランドの「連帯」、チェコの「市民フォーラム」等を通じて「市民社会」が反体制運動の「象徴言語」(25)となり、それが「西欧に逆輸入」(26)されることになる。

ハーバマスの"Strukturwandel der Öffentlichkeit"(1962)は1975年に『公共性の構造転換』として邦訳されるが、1989年には"Structural Transformation of the Public Sphere"と米訳され、これを契機に欧米において「公共空間」「公共圏」が語られるようになる。同時に同書の初版の副題では**bürgerliche Gesellschaft**とされていたのが1990年の再版では**Zivilgesellschaft**に変更された(27)。近代市民(ブルジョワ)社会から市民社会への世界的転換である。

ここにおいて公共性と市民社会の再デビューが奇しくも同時であり、しかもそれが1989、1990年に集中したことが注目される。それは言うまでもなく中東欧革命の年であり、そのめざすべき社会の理念が市民社会なり公共性だったのである(28)。

すなわち社会主義体制と冷戦体制の崩壊、市場経済への一元化・隅々化としてのグローバリゼーションと市民社会、公共性の概念は共時的だった。このような時代性から公共性を規定すれば、それは社会主義体制、冷戦体制の崩壊、それによる市場経済への一元化としてのグローバリゼーションの席卷により、体制間矛盾(冷戦体制)と階級対立を第一義とする世界認識が崩壊した時代、階級的正義を未来社会に向けての普遍的正義として語り得なくなった時代(脱・離マルクス主義の時代)に、それに代わるものとして登場した新たな正統性の概念だといえる。すなわち特定の者(階級、階層、民族、ジェンダー、ハンデキャップ等)ではなく全ての異質な人びとに公開された討論を通じて、共通する関心事についての合意形成を図り普遍的正義を達成していくことが「公共性」であり、それを追求する場が「市民社会」である。

2.公共性をめぐる対立

しかし現実の世界は諸利害、階級、民族等が対立し合う世界に他ならない。そこでは「公共性」の均衡解は見果てぬ夢であり、グローバリゼーション時代はそれぞれが「錦の御旗」としての「公共性」を奪い合うカオスの時代であり、そこでは様々な公共性が語られる。

ランダムにとりだせば、第一に法哲学的な公共性であり、国法の公共性が問われる。すなわち「善き生の諸構想の対象をなす価値ではなく、善き生の構想を自ら発展させ、それに従って自己を形成させる諸個人の能力の養成と保護、およびそれに必要な資源・環境の公平な配分と整備に関わる諸価値」すなわち「正義」こそが公共性とされる。ここで「善き生」とは様々な生活価値観(ウェーバーの「神々」)を指し、それを超える普遍的な諸価値(「神」)とは、具体的には「生命・安全・自己決定への自由・教育を受ける権利・人格の尊厳・平等な尊敬と配慮への権利等々」だとされる(29)。

これらは言ってみれば民主主義社会における憲法的価値、基本的人権の一部であり、それを自由主義が「公共性」として再正統化するに過ぎない。民主主義を標榜する社会において、この抽象度のレベルでの諸価値に対する異論はほとんどなかろう。だから公共性だといえればそれまでだが、それ以上のものではない。

しかし一口に「必要な資源・環境の公平な配分と整備」といっても前述の格差社会のもとで、その「いかに」が問われる。

また、そもそもこのような議論では、何をもって正義と断定するのかの手続きが不明である(30)。手続き論は一国規模を超えれば直ちに問われる。冷戦体制崩壊後の、なかんずく 9.11 以降の世界は、そのような西欧民主主義的価値の普遍性が問われ、その相対化が進んでいる。そこでは西欧民主主義的な正義が唯一の正義ではなく、改めて国際的正義が問われるが、自由主義的な正義論に立脚する公共性論は、一国規模を超えられない。

そこで問われるのは国際公共性あるいはグローバル公共性である(31)。それに対応してグローバル市民社会が説かれることになる。国際公共性にこれ以上立ち入ることはできないが、いうまでもなくそれをめぐる状況が極めて困難なのが今日の地球社会である。

このような国家的・国際的公共性に対して、今一つ問われるのは市民社会の公共性である。ハーバマスは国家や市場のシステムが生活世界に侵入し植民地化する後期資本主義の危機に対して、市民社会を公共圏として取り戻そうとする(32)。「今日の市民社会論は、国家と市場に対抗しつつ両者を制御する公共圏としての地平を鮮明にしつつある」(33)。

さらにマイノリティーや福祉に係わり、親密圏を強調する公共性論(34)や社会保障システム論として「生活の協同」としての公共性の追求論もある(35)。

3.共同体と公共性

1975年に「公共性」の邦訳が登場したことは前述した。日本語の「公共」は「公」の意味でも使われる。かつて大東亜共栄圏のアイデンティティーとして「家族の集合が地縁的な郷土社会を形成し、その郷土社会においてこれらは公共精神を養い地方自治社会を構成している点」があげられた(平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』)。ここで「郷土社会」とは「東洋的社会の結合原理が、水田稲作農業における治水・水利の必要から生み出した、村落協同体」をさす(36)。まさにI-2で述べた「むら」に他ならない。

いわゆる講座派理論は、前述のように市民社会論も生み出したが、その前に「公共精神」論も生み出していたのである。そこでの「公共」は「公」に近いだろう。そして今や保守主義のサイドから、前述のように「共同体」の強調とともに、「公共の精神」が改正教育基本法前文、二条二項で強調され、学校に「公の性質」が求められる(37)。

このようななかであって、共同体は公共性論からみてはなはだやっかいな存在である。一般的には、共同体は同質の血縁的地縁的構成員からなる有機的な閉鎖社会として捉えられ、異質な者への公開性を旨とする公共性の正反対物と捉えられる。その意味では、そのような共同体に依拠してグローバリゼーションに対峙しようとするのはアナクロニズム以外の何ものでもないことになる。共同体が一面でもつ排他性は、今日、集落営農の組織化による担い手農家からの農地の貸し剥がしとして新自由主義的農政のイデオログから激しく非難されている。

しかし果たしてそうなのだろうか。それでよいのだろうか。集落営農を含む地域農業協業組織は、経済主体という点では市場社会に属し、市民社会の構成要素とはみなされない。しかし集落営農は営農というよりは定住条件の確保という生活領域に係わる組織である。

山口定は、「そこに生まれる関係者間の連帯感をベースにして使用することにすれば、『共同体』には二つの異なった種類がある」とし、一つは血縁地縁にもとづく家族、ムラから市町村を経て国に至る地域社会のような「運命共同体」、もう一つは「人々の選択によって生まれた組織・集団でありながら、そこに生まれる関係の長期にわたる持続や、共通の苦難と幸せの体験を拠点として連帯感が生じた結果誕生する『選択的(連帯)共同体』『個人主義的共同体』だとする(38)。

後者は敢えて「共同体」と呼ぶまでもなく、associationの一つといえよう。そもそもマルクスのあるべき共同体はこのようなassociationだといえる。にもかかわらず山口が敢えて「共同体」としたのは、意識的にか無意識的にかそれがassociation一般ではなく、何らかの地域を踏まえているからではなかろうか。だとすれば多かれ少なかれ定住者の社会としての地域社会は、多かれ少なかれ「運命共同体」の面をもたざるをえない。とすれば課題は運命共同体か選択的共同体かではなく、地域に根ざしつつ運命共同体を連帯共同体に造り替えることであろう。その鍵を握るのが公共性であり、その核心は公開性である。

おわりに

今、なぜ、共同体・市民社会・公共性なのか。一口に言えばグローバリズムが地球の隅

々まで席卷して格差社会・地域格差を拡大し、共同体を破壊し、市民社会を圧縮しつつそこに深い亀裂をもたらし、「みんな」の公共性の追求を困難たらしめているからである。そこでは新自由主義の一部や保守主義からも共同体の復権や公共の精神が語られ、共同体や公共性がせめぎ合いの場となっている。冷戦体制が崩壊し階級間矛盾を主要矛盾に据えられず、階級的正義の追求がそれだけでは多数の共感を得られない今日、公共性はほとんど唯一の戦略概念にならざるをえない。

われわれが集落営農やその法人化を見るとき、それが公共性の担い手、公共空間、連帯共同体たりえているかという観点から評価するのは、外在的な尺度を用い、特定の価値を押しつけるものでしかない。

しかし前述のような状況下では、公共的な価値をめざさずして、自ら存在意義を主張し、国民的理解を得ることもまた困難である。最近の農政が、生産者重視から消費者重視への転換を唱うのは社会的統合政策の対象転換でしかないが、農政が公共政策たりえようとするれば、農業基本法の時代のように、農業者の他産業就業者との所得均衡という階層利害をもって「公共の福祉」（前文）とは言い得ないこともまた確かであり、「多様な農業の共存」「農業・農地の多面的機能」「食料自給率向上」「食の安全・安心」「環境保全型農業」といった公共的価値を唱わざるをえない。

だが、同じ農政が構造改革を前面に押し立て、選別政策で集落営農を誘導し、その法人化を要件づけることは、公共政策の追求とはいえず、集落営農が公共性を追求するうえで大きな障害となろう。同時に政策的助成なしに集落営農も農業法人も村立しえないのが現実である。

つまり農政自体が公共性の奪い合いの渦中にある。そして、このようなせめぎ合いの交点に集落営農や農業法人もまた位置している。その存続・継承条件、その一環としての公共性・公開性の追求、それらをサポートする地域農業支援システムのあり方が継続する課題である。

なお communicate → community、associate → association、co-operate → co-operative の間の関係、それと市民社会や公共性との関係等も本稿の残された課題であり、とくに協同や協同組合をどう位置づけるかが問われる。

注

- (1) 拙著『集落営農と農業生産法人』筑波書房、2006。
- (2) 政治経済学・経済史学会の2006年度春季研究会は、『『共同体の基礎理論』を読み直すー共同性と公共性をめぐってー』というタイトルのシンポジウムを行った。その成果は近く日本経済評論社から刊行される。本稿はそれに強く刺激されたものである。
- (3) バーバラ・ピムの近著『秋の四重奏』（小野寺健訳、みすず書房、2006）を読んでいると今日のロンドンのなかに「町の共同地」が出てくる。小野寺はわざわざ「コモン」とルビをふっているが、コモンズがないかといえはるようだ。
- (4) 磯辺俊彦『日本農業の土地問題』東京大学出版会、1985。
- (5) 拙稿「マルクスの土地所有論と農民政策」磯辺俊彦編『危機における家族農業経営』日本経済評論社、1993。

- (6) しかしそういう私有地を人々の公共空間としてとりもどそうとする運動が public foot path として実現する点が後の公共性論と係わって重要である。岩本純明「田園レクリエーションとアクセス権」『農耕の技術と文化』第 20 号、1997。
- (7) 拙著『「戦後農政の総決算」の構図』筑波書房、2005、第 5 章。
- (8) 松本武祝『植民地期朝鮮の水利組合事業』未来社、1991、同『植民地権力と朝鮮農民』社会評論社、1998。
- (9) 池橋宏『稲作の起源』講談社、2005。
- (10) 中野麻美『労働ダンピング』岩波新書、2006。
- (11) 本間正義「国際化に対応する日本農業と農政のあり方」『農業経済研究』78 巻 2 号、2006。
- (12) 青木健二『階級社会 日本』青木書店、2001。同『階級社会』講談社、2006。
- (13) 渡辺憲正「格差社会論を読みなおす」後藤道夫他『格差社会とたたかう』青木書店、2007。
- (14) 有森隆・グループ K『「小泉規制改革」を利権にした男 宮内義彦』講談社、2007 から引用(2 頁)。
- (15) 広井良典、2006 年 11 月 23 日付朝日新聞「個人を吸収する共同体」
- (16) 牧田実「グローバリゼーションと地域社会」後藤澄江他『グローバリゼーションと家族・コミュニティ』2002、山口定『市民社会論』有斐閣、2004、275～278 頁。
- (17) 梶井功「集落と農政」『増補改訂 農業構造の変化と農地制度』全国農業会議所、2005。
- (18) 2007 年 1 月 7 日付読売新聞。
- (19) 小林慶一郎「今後の経済、国家の役割は?」2006 年 12 月 25 日付朝日新聞。
- (20) 渡辺憲正、前掲論文。
- (21) 内田はより早期に前者の側面を、平田は遅れて後者の側面を強く意識したと言える。近代市民社会を追求したのは戦前では堀辰雄『菜穂子』、戦後では中村真一郎等の「戦後派」だったが、後述する内田の問題意識はより強く久保栄『火山灰地』に繋がっていく。
- (22) 「内田義彦における『市民社会』」杉山光信『戦後日本の市民社会』みすず書房、2001。
- (23) 花田達郎『公共圏という名の社会空間』木鐸社、1996、186 頁。
- (24) 杉山、前掲書、107 頁。
- (25) 花田、前掲書、178 頁。
- (26) 花田、前掲書、164 頁。
- (27) 花田、前掲書、第 5 章。
- (28) 日本の文献において、「市民社会」は 1990 年代中葉以降、「公共性」は 90 年代末以降の登場頻度が高まるとされている。山口定『市民社会』有斐閣、2004、4 頁。
- (29) 井上達夫『他者への自由』創文社、1999、105 頁。
- (30) 井上の手続き論は「他者への自由」すなわち「他者の異なった視点の存在を事実問題としてではなく、権利問題として承認する」ことのようなが(同 211 頁)、依然としてのその具体的手続きが問われる。
- (31) 国際公共性についてはさしあたり、細居俊郎「現代グローバリゼーションと国際公共性」21 世紀理論研究会編『資本主義はどこまできたか』日本経済評論社、2005、ステイグリッツ、楡井浩一訳『世界に格差を撒いたグローバリズムを正す』徳間書店、2006。
- (32) ハーバマスの言う後期資本主義は、福祉国家あるいは国家独占資本主義であるが、そ

れは確かに市民社会を萎縮させる面をもつが、他面では市民社会が正常になりつつための政府の責務・役割や市場社会のあり方を規定しているのであり、その面を無視すれば新自由主義の「小さな政府」論と同じになる。

(33) 齊藤日出治「市民社会論の現在」吉田雅明編『経済学の現在 2』日本経済評論社、2005、295 頁。

(34) 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000、同編著『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版、2003。

(35) 大沢真理の一連の発言。

(36) 杉山、前掲書、30 頁。

(37) 稲垣久和「教育基本法『公共』の意味議論を」2006 年 12 月 4 日付朝日新聞。

(38) 山口、前掲書、238 頁。

1. 北海道における拠点型法人化の意義

北海道においては、地域農業の危機が深まる中で、地域農業支援システムの形成が重要な課題となっている。これは、右肩あがりの農業近代化過程における個別経営展開に限界が見え始めたことによる。農村人口の高齢化と跡継ぎ不足による経営継承の困難のなかで、農地市場の需給バランスがくずれ、統計に現れる以上に耕作放棄地が拡大を見せている。他方では、この間の規模拡大と産地形成の中で、機械化では対応できない農家労働力の不足問題が発生している（注1）。

地域農業の問題状況は地域別に大きく異なっており、草地型酪農地帯では農場制の確立と規模拡大により部門別の地域分業化と新規参入が、畑地型地帯では収穫・調製過程での農協インテグレーション型組織化と作物部会制の確立が課題となっている。これに対し、担い手不足地域である中山間地帯、水田作地帯、畑地＝草地移行地帯においては、農協による拠点型法人化の施策が注目されている。その典型事例は、中山間地帯では網走管内津別町（注2）、水田作地帯では空知管内南幌町（注3）であり、畑地＝草地移行地帯がここで対象とする十勝管内大樹町である。これら地域においては、担い手不足状況のなかで農地の受け手問題が深刻であり、また地域農業再編の一環としての産地形成においても経営転換をなし得る新たな担い手を必要としていた。そのため、農協が管内のそれぞれの地域に拠点としての農業生産法人の設立を積極的に進め、法人化により農地集積や作業受託の担い手として、さらには農業経営転換の牽引車としての位置づけを与え、地域農業再編の核として戦略的存在となっているのである。

以下では、大樹町における4つの農事組合法人を取り上げ、個別経営の特徴を明らかにするとともに、拠点型法人化の意義を明らかにする。

2. 大樹町における拠点型法人化の特徴

大樹町は十勝地域の沿海部に位置し、酪農主体の経営形態であるが、内陸部がわに畑作地帯を残す畑地から草地への移行地帯である。畑作に関しては豆類 237ha（35戸）、馬鈴薯 457ha（38戸）、ビート 604ha（58戸）、小麦 477ha（55戸）、園芸作物 189ha（28戸）であり、かつては畑作限界地であったが、現在では冷涼な気候を利用して種子馬鈴薯 300ha の移出団地、大根産地（61ha）を形成している（2004年度）。農産物の農協取扱額は25億円である。酪農に関しては、牧草地が7,498ha、デントコンが980haであり、経産牛9,664頭、未經産牛7,414頭であり、酪農戸数は126戸で、複数戸法人を除く個人農家の平均出荷乳量は497tとなっている。生乳総生産量は83,612t、個体を含む畜産物の農協取扱量はおよそ80億円である。

法人の設立は1994年から開始されている。この時期は92年の生乳の生産調整により畜産物販売額が頭打ちになり、クミカンの借入金返済も増加し、離農が多発してくる時期であった（表2-1）。そのため、農地の受け手問題と地域の生乳生産のための方策として、法人化が位置づけられた。ただし、農協の法人化への対応は準備周到であり、酪農振

表2-1 農協の組合員勘定の推移

		単位:百万円															
		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
		H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
	組合員戸数	310	304	301	297	289	282	275	268	256	252	242	234	233	224	216	
貸方	農産収入	1,837	1,869	1,827	1,314	1,573	1,505	1,198	1,622	1,544	1,687	1,684	1,637	1,760	1,518	1,777	
	畜産収入	6,363	6,041	6,466	6,426	6,186	6,633	6,645	6,596	6,824	6,667	6,822	6,753	7,043	7,691	7,689	
	受入共済金	234	236	237	502	301	327	483	243	250	231	266	270	232			
	受入補助金	234	297	336	266	353	308	375	344	279	498	325	273	542			
	受入賃貸料	24	18	52	101	40	55	67	32	27	35	44	51	39			
	農業雑収入	33	33	37	24	15	26	50	72	67	89	173	241	229			
	小計	8,725	8,494	8,955	8,633	8,468	8,854	8,818	8,909	8,991	9,207	9,314	9,225	9,845			
	農外収入	41	53	69	199	78	64	116	65	88	53	132	51	64	2,102		
	資金借入	844	379	836	792	1,010	792										
	資金受入	392	339	260	648	463	431	523	529	460	485	443	562	570			
	その他負債	194	187	196	191	187	206	201	309	344	338	351	345	362			
	計	10,200	9,457	10,320	10,468	10,211	10,351	9,658	9,809	9,883	10,083	10,240	10,183	10,841	11,311	11,687	
借方	経営費	7,052	6,975	7,306	7,154	6,920	6,977	7,278	7,378	7,447	7,440	7,400	7,648	7,942	8,265	8,797	
	農外支出	10	2	8	10	13	30	26	20	18	13	31	10	22			
	家計費	922	908	914	862	794	777	775	678	675	621	581	563	567	574	557	
	貯金・共済掛金	600	592	671	559	589	623	567	588	626	631	621	593	575			
	借入金返済	1,055	1,044	1,473	1,386	1,447	1,384	1,412	1,415	1,357	1,211	1,096	945	971	1,023	1,424	
	資産取得	329	342	282	240	239	347	302	316	253	309	453	385	400			
	その他資産	155	156	141	152	147	150	170	218	260	250	240	251	276			
	計	10,126	10,023	10,799	10,367	10,152	10,291	10,530	10,613	10,636	10,475	10,422	10,395	10,753	11,342	12,213	
借方残		15	651	554	11	42	14	13	922	846	553	362	372	182	225	746	
貸方残		89	85	75	113	101	74	133	118	93	161	180	160	270	195	220	

注)『農協事業報告書』(各年度)により作成。

興課（営農相談、事業）、金融部融資課（投資限界、資金計画）、普及センター（増資計画）、畜産販売課（乳牛導入）がタイアップして、法人立ち上げならびに設立後のアフターサービスを担当している。特に、事前の設計においては、参加農家の徹底的な合意形成を行うとともに、農協が中心となって有利な事業導入を行い、しかも投資は段階的に行うというルールが確立されている。こうした体制のもとで、1994年には（農）サンエイの設立と（農）旭共同の経営転換（1972年設立）が行われ、3年後の97年には（有）カネソファーム、（農）日照の2法人が、2002年には（農）コスモアグリが設立されている。これらは、後に見るように、地域の放出農地の受け皿となるとともに、経営転換により高泌乳型の酪農経営を確立している。この5法人は、乳牛頭数、生乳生産において全町のシェアを拡大しており、2005年には経産牛で27.2%、生乳生産で29.3%を占めるに至っている（表2-2）。また、粗飼料生産においても、牧草面積の13.1%、デントコン作付面

表2-2 経産牛頭数と生乳生産における大規模法人のシェアの変化

		単位:戸、頭、トン										
		1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
	搾乳戸数	181	172	166	163	156	152	143	142	132	132	126
	経産牛	8,745	8,711	9,040	8,996	9,060	9,108	9,370	9,774	9,886	9,664	10,036
	旭共同農場	244	259	275	314	284	303	310	316	318	286	311
	サンエイ牧場	285	309	336	414	525	552	591	714	756	730	847
	日昭牧場	199	227	271	307	358	380	436	464	475	504	524
	カネソファーム	76	86	157	228	274	360	432	413	422	432	450
	コスモアグリ	211	199	215	209	205	218	221	370	432	563	596
	法人計	1,015	1,080	1,254	1,472	1,646	1,813	1,990	2,277	2,403	2,515	2,728
	比率	11.6	12.4	13.9	16.4	18.2	19.9	21.2	23.3	24.3	26.0	27.2
	生産乳量	68,942	68,784	70,855	72,326	72,495	74,852	74,583	80,086	84,099	83,612	84,667
	旭共同農場	1,923	2,288	2,535	2,770	2,419	2,645	2,829	2,816	2,992	2,732	2,696
	サンエイ牧場	2,332	2,612	3,010	3,758	4,291	5,138	5,521	6,409	6,962	7,061	7,241
	日昭牧場	1,635	1,848	2,478	2,689	2,882	3,721	4,144	4,669	4,923	4,948	5,190
	カネソファーム	812	819	1,334	2,047	2,328	3,661	4,227	3,915	4,181	4,111	4,254
	コスモアグリ	1,744	1,727	1,666	1,718	1,569	1,781	1,782	2,403	4,064	4,658	5,419
	法人計	8,446	9,294	11,023	12,982	13,489	16,946	18,503	20,212	23,122	23,510	24,800
	比率	12.3	13.5	15.6	17.9	18.6	22.6	24.8	25.2	27.5	28.1	29.3

注1)農協資料による。

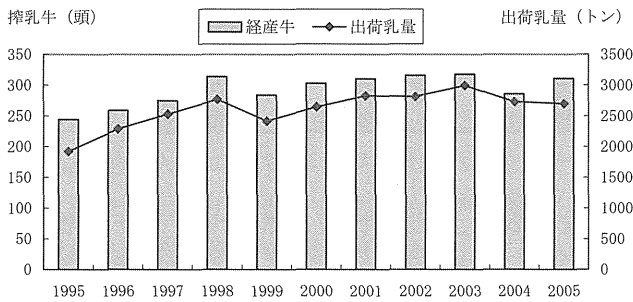
積の35.6%を占めている。

以下では、大樹町最南端・中島地区の「旭共同牧場」、日方地区の「日昭牧場」、南部・上中島地区の「サンエイ牧場」、同町中央部・上大樹地区の「コスモアグリ」の4法人を取り上げる。

3. 事例1 旭共同農協（農事組合法人）

(1) 経営の概況

旭共同農場は1960年代半ばに4兄弟を中心にして5戸5名で設立された農事組合法人である。この経営の特徴は長い歴史をもつことと、作業を外部に委託する比率が高いことである。前者に関して付け加えていけば、法人設立からおおよそ40年の歴史があり、設立当時の構成員の息子世代に代替わりしている。



資料：大樹町農協資料より作成
注1) 出荷乳量は3月～2月、経産牛頭数は12月1日基準の数字である。

表3-1 作付面積の推移

年	単位：ha		計
	牧草	コーン	
2003年	110	47	157
2004年	115	43	158
2005年	120	43	163

資料：大樹町農協資料より作成

図3-1 出荷乳量と経産牛飼養頭数の推移

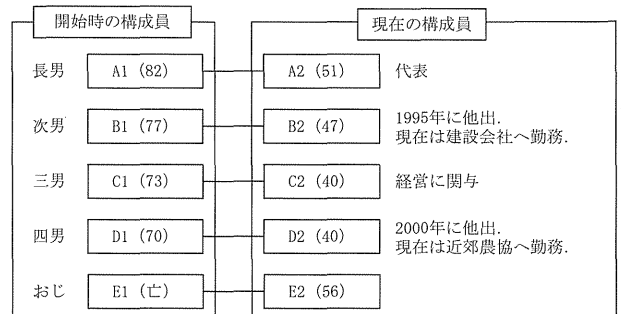
大規模な酪農経営であり、2005年の実績で経産牛311頭、出荷乳量2,696トンとなっている。作付けは牧草が120ha、デントコーンが43haの計163haである。乳代売上で1億7000万円、初生トクで500万円、そのほかを含めて1億8500万円ほどである。出荷乳量はここ数年漸減傾向にある。

表3-2 売上高の推移

年	単位：千円				
	乳代	農産物	畜産物	初生トク	計
2003年	201,066	14,423	0	3,664	219,154
2004年	188,636	9,814	0	4,199	202,651
2005年	173,460	6,630	817	4,967	185,875

資料：旭共同農場資料より作成

注) 年度は1月1日から12月31日までである



資料：聞き取り調査より作成
注) ()内は2006年2月23日時点での年齢であり、線で結んだのは親子であることを示す。

図2-3 構成員の変化

(2) 法人設立の経緯とその後の経営展開

ここでは法人設立から現在までの経営展開について述べる。

法人の設立は 1966 年である。兄弟 4 人が地域的に固まって農業を営んでいたの、これに駆逐をしていたおじを加えて 5 戸 5 名で法人を立ち上げた。土地は個人で所有して法人に貸し出すかたちをとったが、設立後に購入した土地は法人の所有とした。負債と機械は法人に引き継ぐ。家畜は現物出資として、頭数に応じて出資口数を配分した。

農業構造改善事業を利用してスタンション 70 頭牛舎とタワーサイロおよび機械庫を建設し、40 馬力のトラクタ 2 台とマニアスプレッダを導入した。法人化した時点で構成員が所有していた乳牛頭数の合計は 35 頭、農地面積は 90ha であった。澁原用馬鈴薯やビ

表3-3 旭共同農協の推移

年次	事項
1966	5戸5人で法人化 搾乳牛35頭、農地面積90haで経営開始 構造改善事業で70頭スタンション牛舎とタワーサイロを建設
1978	10haの草地を購入
1982	102頭牛舎とタワーサイロを建設
1988	5kmほど離れたところにある離農跡地36haを取得し、第2農場として利用開始
1992	コーン植え付け作業を外部委託
1993	牧草収穫作業を外部委託
1994	160頭フリーストール牛舎を建設 昭和41年の牛舎をフリーストールへ改築 16Wミルキングパーラーを導入 大樹町の公共牧場に育成牛を委託するのを開始
1995	構成員のB2が経営から離脱 集落内の26haの草地を賃借する
1996	第2農場だった土地を貸しに出し、代わりに近くの土地30haを賃借する 23haの草地を購入
1997	80頭フリーストール牛舎を建設 3haの草地を購入
1998	3haの草地を購入
2000	構成員のD2が経営から離脱
2004	第2農場だった土地を売却
2005	哺育をタイキデイリーアライアンスへ委託

資料：聞き取り調査より作成

ートの生産もおこなっていたが、気候条件が悪く生産力の低い地域でおのずから限界があったため酪農へ特化して規模拡大を進めた。

1978年に10haを購入。1982年に102頭牛舎とサイロタワー2基を増築する。他出していたC2とD2が帰ってきたため、1988年には5kmほど離れた振別地区の離農跡地36haを購入し、第2農場として利用する。1994年にフリーストール160頭牛舎を建てると同時に1966年の牛舎をフリーストールに改築し、ミルキングパーラーは16頭Wのものを導入した。フリーストール・ミルキングパーラー方式に切り替えたのを機に生産を本農場に一括する。1995年に集落内の20haを借りる。1996年、第2農場として利用していた1988年の土地を貸しに出して、代わりに近場の土地30haを借りる。1996年、1997年、1998年にはそれぞれ23ha、3ha、3haの土地を購入している。1997年にはフリーストール80頭牛舎を増築している。

2000年にB2が経営から離脱したのをきっかけにパート労働力を入れるようになった。その前の1995年にはD2も離脱している。

現在の農地面積は180haあるが、半径5kmの範囲内に集中しており、1区画には5ha以上の面積がある。防風林も取り払っているので作業効率はいい。借地料は10aあたり5000円で、地域で平均的な水準である。

(3) 労務管理について

労働力は、構成員の2名、A2の配偶者1名とA2の甥に当たる男性1名、父親世代1名、これにパートの女性4名という構成である。血縁関係を中心に、地域の女性をパート雇用して補完している。構成員は5名であるが農作業に従事しているのは2名のみである。パートは近隣からつてをたどって集めた女性たちであり、時給は1000円で休日は6日に1回ということになっている。搾乳は早朝からの作業ではあるが、時給も比較的高いので漁村の女性に声をかければ比較的容易にあつまるとのことである。

朝夕の2回搾乳である。朝は4時から7時、夜は16時から19時で搾乳している。昼間は他の作業もあって多忙であり、乳量にもほぼ満足しているので3回搾乳をする気はない。

意思決定は経営に携わっている構成員2名（A2とC2）で行っている。2人だけなので特に定例会議を設けてはいない。理事会は年に3回ひらいて意思の確認をしている。また、毎月26日には全従業員を集めた月例集会を行っており、ここでその月の乳房炎対策の徹底や休日の調整を行っている。月例集会のあとには夕食会を開いている。

研修生の受入はしていない。中国人研修生は送迎の必要もあるので利用するつもりはないとの意向を示している。

表3-4 労働力の構成

		賃金 給与	労災保険 の有無	雇用保険 の有無	年金の 種類	勤続年数	備考
構成員	A2 (男52)	40万/月	有	有	厚生	-	
	C2 (男41)	40万/月	〃	〃	〃	-	
常勤	A3 (女47)	25万/月	〃	〃	〃	-	A2の妻。育成担当
	F1 (男30)	25万/月	〃	無	国民	-	A2の甥
	D1 (男73)	20万/月	〃	〃	〃	-	育成担当
パート	G1 (女56)	1000円/時	〃	〃	〃	6～7年	
	G2 (女57)	〃	〃	〃	〃	6～7年	離農した親戚
	G3 (女45)	〃	〃	〃	〃	6～7年	離農した親戚
	G4 (女44)	〃	〃	〃	〃	今年から	漁家の奥さん。朝のみ
	G5 (女54)	〃	〃	〃	〃	今年から	漁家の奥さん。夕のみ
	G6 (女44)	〃	〃	〃	〃	今年から	親戚

資料：聞き取り調査より作成

親戚同士での経営であるが、それであるが故に意思疎通が困難な場合もあると語っていた。構成員が他出していた理由も人間関係によるものであるらしい。兄弟どうしならばまだしも、世代がかわると難しくなるとのことである。

(4) 地域・農協との関係

作業の大部分を受託組織に外部化し、自社では搾乳に特化している。1番草の収穫は共成レンテムに、2番草は中島デイリーサポートへ委託している。デントコーンの播種とマルチがけは(有)マルチタスクへ、収穫は中島デイリーサポートに委託している。(有)マルチタスクとは、サンエイ牧場の作業受託部門を分社化したものである。中島デイリーサポートとは2003年に中島地区の酪農家6戸によって設立されたTMRセンターである。TMRの調整まで委託することも可能であるが、調整作業は自社で行っている。

保育・育成に関しては、出生から6ヶ月齢まではタイキデイリーアライアンスに委託し、12ヶ月齢からは町営牧場に委託している。種付けも町営牧場でおこなっており、分

娩 2 ヶ月前に自社牧場に戻している。ただし受胎率はあまり高くないとのことである。タイキデイリーアライнсとは 2005 年に中島地区と石坂地区の 5 戸で組織された哺育センターであり、委託費は 1 頭・1 日あたり 500 円である。なお、町営牧場への委託料金は夏場は 180 円、冬場は 500 円である。

FS 化してから外部化が進んだとのことである。共成レンテムに委託するようになったのは 1995 年からである。この地域では、1973 年に農協が導入した自走式ハーベスタを利用して共同作業を行っていた。

削蹄も年に 3 回、中標津の削蹄士に頼んでいる。料金は治療費込みで 3,000 円/頭である。作業は 1 頭あたり 1 分で終わるが、頭数が多いので 2 日間かかる。

生乳出荷はもちろんのこと、生産資材の購買においても全量農協を利用しており、農協のコントラクタ事業も利用しているとのことである。飼料設計も農協の担当者に任せている。

4. 事例 2 日昭牧場（農事組合法人）

(1) 法人設立の経緯

日昭牧場は大樹町南部の川南地区に位置する農事組合法人で、2004 年度現在およそ乳牛 500 頭を有し生乳生産量は年間 5,000 トンである。

日昭牧場の母体となったのは機械作業（牧草の切り込みなど）を共同でおこなっていたグループ（「日方ハーベスタ利用組合」と「寿ハーベスタ利用組合」のそれぞれ 2 戸）であり、このグループにはのちにサンエイ牧場となる酪農家も含まれていた。北海道畜産公

表4-1 日昭牧場の経営展開

年次	
1992	法人形態におけるフリーストール・パーラーによる共同経営方式の検討開始
1995	酪農家5戸で具体的な共同経営の検討開始
1996	最終的に4戸で法人を設立
1997	施設、設備の整備 フリーストール牛舎(160頭)2棟、ミルクパーラー、 バンカーサイロ5基
1999	4戸が搾乳牛を持ち寄り、200頭の搾乳を開始 育成牛舎の建設(? 2000年) バンカーサイロ3基増設
2002	1日3回搾乳の開始 育成舎・ほ乳舎の建設
2004	スラリーストアの建設

資料：2006年聞き取り調査より作成

社事業として、農協と普及所が加わって設立構想がおこなわれ、当初は搾乳牛 400 頭、ミルクパーラー 32w を予定したが、無理をせず 16w とした。1996 年に周囲の酪農家 4 戸（平均飼養頭数 50 頭）で法人を設立（表 4-1）し、まず TMR を導入して 4 戸のエサの統一からおこなった（TMR は個々の農家で調製）。翌 97 年にフリーストール、ミルクパーラーなど主要施設を建築して、本格的な経営を開始した。主として長期資金によって資金をまかない、また育成舎を手作りで乾燥庫に改造するなど資金の節約をおこなってもいる。それまで個人で使用していた牛舎は 2 年ほど維持したが、それ以降は 1 カ所に集約した。2002 年に育成舎・哺乳舎を、04 年にスラリーストアをそれぞれ建設した。

出荷乳量は表 4-2 のように順調に増加をつづけ、2004 年度には 4,948 トンと法人設立

時と比して2倍強増大した。経産牛年間1頭あたり乳量も5年連続して1万kgを超えており、高い生産性を有していると言える。飼料作物の生産は2003年に牧草250ha、コーン7haであったが、2004年にはコーンの作付面積を拡大、20ha強まで増大させている。土地の所有状況を表4-3、土地の取得経過を表4-4に示した。法人設立以後は、土地は賃貸よりも購入が多かったことが分かる。

しかし、現在は賃貸形態だが将来的には購入を希望しており、土地購入の意欲は強い。拡大した土地は全て牧草地として利用されている。

表4-2 日昭牧場の出荷乳量

年度	出荷乳量 (トン)	乳牛飼養頭数		経産牛年間 1頭あたり乳量(kg)
		経産牛	未經産牛	
1995	1,635	199	174	
1996	1,848	227	183	-
1997	2,478	271	220	-
1998	2,689	307	220	-
1999	2,882	358	258	-
2000	3,721	380	232	10,172
2001	4,144	436	265	10,376
2002	4,669	464	319	10,142
2003	4,923	475	310	10,284
2004	4,948	504	259	10,614
2005	5,190	524	222	

表4-3 日昭牧場の土地所有の状況

年度	単位:ha		
	合計	法人所有地	借入地
1996	180	0	180
2005	260	50	210

資料:2006年聞き取り調査より作成

資料:日昭牧場資料、2006年聞き取り調査より作成

注1)1995年は個別4戸の合計

注2)乳量は3月?2月の期間

農事組合法人という形態を選択したのは農事組合法人は農協と同じという考えであり、脱落者を出さないということが法人設立の重要な目的であった。法人設立による資産の扱いについては(表4-5)、負債を含む全資産を法人に持ち込んでおり、土地所有面積の差異によって構成員が不利益を被らないように土地は使用貸借とした。とりわけ他人の負債を共有することになるので、関係者の説得には時間を要し2-3年はかかったのとことである。なお、法人設立の動機として、個々の酪農家が施設の老朽化に直面して施設更新を迫られたのも一因としてある。そこにある程度の関係をもった酪農家のグループが存在したという主体的要因、そしてちょうど利用するのに好都合であった補助事業があったという客観的要因があって、法人設立に至ったのである。

表4-4 日昭牧場の土地取得経過

年次	購・借	地目	面積	小作料、購入金額	備考
1997	購	牧草地	5ha	11万/10a	日方地区・牧場隣
1999	購	牧草地	10ha	11万/10a	K牧場(道外)、萌和地区。L資金
1999	購	牧草地	20ha	11万/10a	萌和地区。L資金
2000	借	牧草地	20ha	5000/10a	離農者(日方地区)。いずれは購入希望。
2000	購	牧草地	10ha	11万/10a	石坂地区
2003	借	牧草地	5ha	5000/10a	離農者(開進地区)。いずれは購入希望。
2004	借	牧草地	5ha	5000/10a	芽武地区。いずれは購入希望

資料:2006年聞き取り調査より作成

(2)法人経営の概況

日昭牧場の経営概要を示したのが表4-6である。日昭牧場は2004年度現在で経産牛504頭、主要牛舎はフリーストールである。飼料給与方式はTMRで、飼料畑面積は牧草260ha、トウモロコシが23haとなっている。主要な施設・機械については表□-□-10の通りで、本格的に経営を開始した1997年の投資額はフリーストール、ミルクパーラー、バンカーサイロなど3億5,000万円(実際の自己負担額は事業補助金を差し引いた1億7,500万円)である。労働力は外部雇用を含む4戸17名で、交代制で作業をおこなっ

表4-6 日昭牧場の経営概要

乳牛飼養頭数	経産牛	504
	搾乳牛	477
	乾乳牛	27
牛舎施設	育成牛	259
	搾乳牛	フリーストール
	乾乳牛	フリーストール
	育成牛	フリーバーン
	哺育牛	カーフハッチ
飼料給与方法	TMR	
飼料畑面積	牧草	260ha
	トウモロコシ	23ha
労働力	4戸17名による交代制	

資料：日昭牧場資料より作成
注)2004年度現在の数値

ている。

法人構成者（表 4-8）は代表理事 1 名を含む理事が 4 名、理事とその妻と父からなる出資者が 9 名である。出資口数は 400 口、1 口 500 円で、出資金の総額は 20 万円である雇

表4-7 日昭牧場の施設・機械

	導入年	自己負担額	備考
ミルクングバーラー 16w	1997	42,000	畜産基盤再編総合整備事業
フリーストール 160頭×3棟	1997	87,000	同上
バンカーサイロ 3基	1997	34,000	同上
育成舎	2002	26,000	
哺乳舎	2002	4,800	
スラリーストア	2004	40,000	事業購入
飼料庫	1997	12,000	畜産基盤再編総合整備事業
ミキサー	2001	6,000	
トラクタ 6台		38,000	
他作業機 多数			
自走ハーベスター			共同所有
スラリーインジェクター 10t/1/2			北海道チャレンジ事業21

資料：日昭牧場資料より作成

注)「畜産基盤再編総合整備事業」は投資額の半額が助成されるので、実際の投資規模は自己負担額の2倍である

表4-8 日昭牧場の構成者

	年齢	備考
理事	A	56 現代表理事
	B	56 設立当初の代表理事
	C	52
	D	32
計 4名		
出資者	A, B, C, D	
	E	Aの妻
	F	Bの妻
	G	Cの妻
	H	Dの妻
	I	Dの父
計 9名		
雇用者	(内部) A? I	合計9名
	J	Aの息子
	K	Bの息子
	L	Cの息子
	(外部) M	常勤、横浜出身
	N	中国人研修生
	O	パート
	P	パート、Oの妻
計 17名		

資料：2006年聞き取り調査より作成

用者については、内部雇用者が理事・出資者 9 名と理事の後継者 3 名、外部雇用者が研修生を含む常勤が 2 名、パートが 2 名の計 17 名となっている。法人構成員の意思決定機関としては（図 4-1）、理事会（必要に応じて不定期開催）と、雇用者を含む全員参加の全体会議が月 2 回ほど 15 時から 17 時にかけて実施されている。この全体会議は当初毎朝おこなっていたが、3 回搾乳実施に伴い交代制となって朝だと全員がそろえないため夕方の時間帯に設定した。また、牧場の事務所に「目安箱」を設置して、構成員が直接は言いづらい業務上の意見や不満を投書できるようにしている。全体会議ではこの投書の内容をもめぐって議論がおこなわれている。意思決定の仕組みは、どちらかと言えば全体会議を重視するボトムアップ方式である。法人構成員ともあわせみると、家族経営の集合体という性格が強いと考えられる。

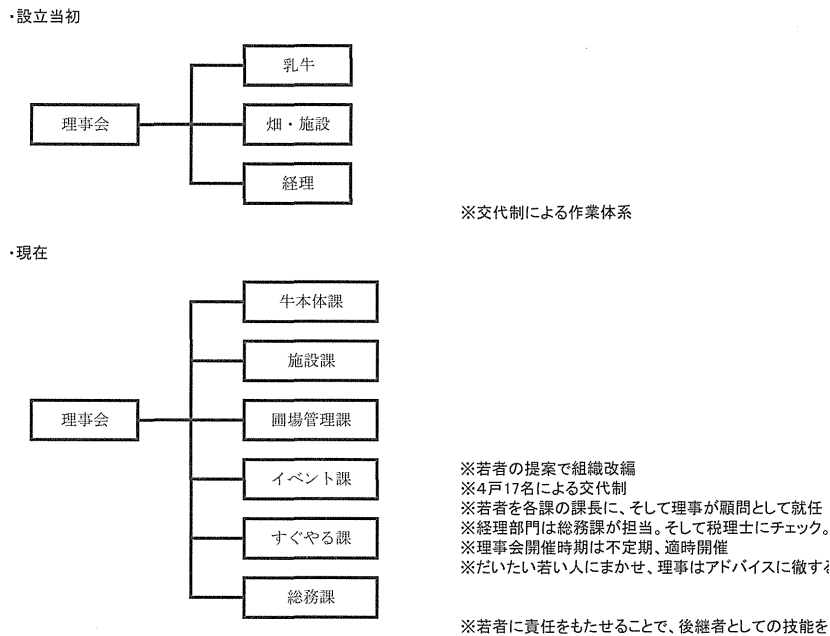


図4-1 日昭牧場の意志決定機関と組織体制

資料：2006年聞き取り調査より作成

法人組織体制は従来までは乳牛、畑・施設、経理の3部門制であったが、最近若年者の提案で組織改編を実施し、「牛本体課」「施設課」「ほ場管理課」「イベント課」「すぐやる課」「総務課」を新設して経理は会計事務所へ委託した。若年者が各課の課長に就任して、各課の顧問として理事が1名ずつついている。組織改編のねらいとしては、後継者育成の観点から若年者に責任をもたせるためである。なお各課の責任者は分担して担うが、作業は基本的に全員で共同しておこなっている。

(3) 農協への要望と課題等

日昭牧場と地域との関連については、以下の3点を指摘できる。第1に、日昭牧場は大樹町北西部の尾田地区でデントコーンを20町ほど委託栽培をおこなっている。第2として土地に関してであるが、1999年に10町と20町の農地を近郊で購入し、02年には歴舟川を挟んだ川北地区で32町の農地を購入している（土地購入資金は合理化事業より調達）。面積がまとまってあれば多少離れていても採算はとれるとのことである。また土地の貸借については、2000年から02年にかけて日昭牧場は他農家から借地して牧草を栽培し、そしてその農家が日昭牧場の土地を借地して種イモ栽培をおこなった。種イモ栽培がおこなわれた理由は周囲に畑地がなく病気にかかるリスクが小さいため、日昭牧場近くの土地が選択されたのであり、これは一種の交換耕作である。法人による積極的な土地購入ないし貸借が、農地資源の有効活用に寄与しているのである。第3に、周囲の酪農家を相手にしてコントラクタ事業を営んでいる。第4に、緊急時の搾乳牛の引き受けである。1999年にある酪農家が牛舎火災をおこした際に、当該酪農家の搾乳牛を5ヶ月間にわたって日昭牧場が引き受けた。搾乳牛の引き受けができるのは法人ならではであり、法人はいわば一種の「保険機能」を地域に対して持っていると言える。

農協への要望としては、資材関係の取引で大口取引のメリットがもっとほしいとのこと

であった。資材取引における農協の比率はかなり高いと思われ、また現段階で当法人が農協を積極的に利用する意志をもっている以上、農協にあってはこれにある程度は応える施策をとる必要があると思われる。また上述のように、当法人と地域農業との関係は地域農業の維持・発展という観点から重要な関係であり、農協による当法人への支援は農協の設立目的とも矛盾するものではないといえる。

(4)今後の方向性

今後の展望としては、法人設立後の5年で当初10カ年計画で立てた目標を達成し、現在は5カ年計画を実施中であり搾乳牛600頭、年間生乳生産量6,000トンを目指している。また規模拡大に伴い外部雇用が増えてきたので、安定した雇用体制のために福利厚生等の充実、自給肥料を有効に活用した施肥の実施、飼料畑面積の拡大（町内ではまだ可能と考えている）が今後の課題である。そして、日昭牧場が地域における新規就農希望者や農業後継者のための研修センターとしての機能を担いたいという積極的な意志をもっている。

5. 事例3 サンエイ牧場（農事組合法人）

(1)法人設立の経緯

サンエイ牧場は1994年に3戸6名で設立された農事組合法人である。

法人化の話が持ち上がったのは1992年である。構成員の所有する施設の老朽化もはなはだしく、新たに投資するためにも法人化の必要に迫られていた。検討開始当初は近隣の7戸に声をかけていたが、考え方の違いから最終的には3戸で法人化した。法人設立にあたって、合意形成のために深夜におよぶ話し合いを連日のようにおこなったが、これは3戸の経営主が45歳・36歳・35歳（いずれも当時）とみな若かったから可能なことであつた。

1992年に法人化という目標を定めてから各戸で個体販売をやめ、育成牛を抱えることができるだけ抱えた。育成牛舎を先に建て、1993年までには入れ替えで搾乳するほどに増やした。そのかいあって1994年に建てた牛舎を翌年にはいっぱいにすることができた。牛舎が満員になるごとに増築し、牛を購入して規模拡大を進める。設備投資も一度にやる

表5-1 サンエイ牧場の推移

年 月	事項
1994年 2月	農事組合法人として3戸6名で設立登記
5月	バンカーサイロ、160頭フリーストール牛舎建設
12月	公社営畜産基地建設事業で20Wミルクパーラー、160頭フリーストール牛舎完成。乳牛を搬入して搾乳を開始（総頭数388頭・うち経産牛213頭）
1996年	80頭牛舎（分娩牛、泌乳初期用）建設・甜菜栽培開始
1997年 5月	3回搾乳制導入 構成員、従業員9名となる。
1998年	80頭フリーストール牛舎建設 従業員2名増員（パート1名）
1999年	120頭フリーストール増築 従業員1名増員 代表理事を鈴木英博氏から鈴木正喜氏に交代
2000年	70頭乾乳牛舎建設 自走式ハーベスター導入 従業員3名増員 コンストラクター業務の有限会社マルチタスク設立
2001年	200頭フリーストール牛舎建設 従業員1名増員
2002年	哺乳育成部門外部委託 従業員4名増員（パート3名）
2003年	200頭フリーストール牛舎建設 従業員2名増員（パート1名）
2004年	哺乳舎・育成舎建設、スラリストアー建設 従業員1名増員
2005年	創立10周年記念祝賀会、屋根つき堆肥舎完成、分娩舎増築（クローズアップ増築）、従業員1名増員

資料：サンエイ牧場資料より作成

のではなく順次進め、技術も徐々に身につけていく方式をとった。外部雇用を入れたのも3年目の1997年に3回搾乳を始めてからであった。

近隣農家からビートやマルチがけなどの作業受託をしていたが、このコントラ部門は2000年に有限会社マルチタスクとして分離・独立させた。この分社の意図は、経理を明確にすることであった。つまり、コントラ部門では収益を上げていなかったにもかかわらず、牧場全体の収益性が高かったために受託先からの値引き要求が絶えなかったことに対応したのであった。

(2)法人経営の概況

1300頭の乳牛を飼養し（うち経産牛は821頭）、2004年度には6995tの生乳を出荷している。搾乳部門の売上は4億9200万円であり、個体販売その他をふくめて全体では6億2400万円の売上となっている。農地面積は350haで、その内訳は採草地257ha、放牧地2ha、ビート11ha、デントコーン81haである。労働力は構成員3戸6名と従業員8名、パート6名である。

フリーストール・ミルクパラー方式で、3回搾乳を実施している。育成牛は6ヶ月齢から町営牧場に委託しているが、冬季は委託費があがるので12ヶ月齢以上を委託している。飼料やビートにまつわる作業は前述したマルチタスクに委託している。マルチタスクの8割がサンエイの作業であり、外部は2割に過ぎない。

表5-2 乳牛の飼養状況
(単位:頭)

	飼養頭数
経産牛 (うち搾乳牛)	821 (717)
育成牛	480
合計	1301

資料: サンエイ牧場資料より作成

表5-4 土地利用の状況(2006年)
(単位:ha)

	用途	面積
耕作地	ビート	11
	デントコーン	81
	採草地	257
	放牧地	2
	耕作地計	351
	施設用地	12
	総計	363

資料: サンエイ牧場資料より作成

表5-3 売上高の推移

(単位: t, %, 千円)

年度	出荷乳量		売上高							
			搾乳売上		初生トク		その他		計	
	実数	前年対比	実数	前年対比	実数	前年対比	実数	前年対比	実数	前年対比
1996	2,614	-	179,796	-	5,726	-	84,332	-	269,855	-
1997	3,067	117	200,792	112	5,346	93	90,578	107	296,718	110
1998	3,832	125	273,805	136	6,285	118	76,794	85	356,885	120
1999	4,813	126	343,673	126	3,699	59	65,762	86	413,135	116
2000	5,145	107	372,874	108	9,600	260	73,665	112	456,139	110
2001	5,533	108	393,836	106	11,884	124	94,976	129	500,697	110
2002	6,526	118	458,597	116	19,456	164	92,985	98	571,039	114
2003	7,002	107	492,679	107	23,723	122	98,945	106	615,348	108
2004	6,995	100	492,686	100	24,813	105	107,062	108	624,561	101

資料: サンエイ牧場資料より作成

註) 年度は4月1日から3月31日までである

主要な意思決定は、7～10日に1回をめぐりに開かれる定例理事会で行われている。また、毎朝9時30分から15分間を目安に全従業員を集めてミーティングを開いており、決定事項の周知・徹底や作業の割り振りなどを行っている。

機械・圃場、乳牛管理、哺乳育成、総務の4部門を設けて各部門ごとに主任と補佐を置き、責任の明確化と情報の集中を図っている。経営の中に多くの人数が関係するので、責任の所在があいまいになりやすく、例えばミルクカーの洗剤が切れても誰も補充しないなどと問題が生じていた。そこで部門制をとり、責任の明確化と情報の集中を図ることとし

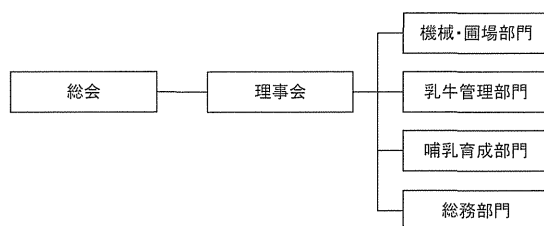


図5-1 組織の構成

たのである。ただし、部門制とはいっても従業員はいずれかの部門に所属しているというわけではない。各従業員に対して特定の作業を専門的にやらせようというのではなく、各作業の責任者を明確にするための部門制なのである。

農地はもともと 180ha であったが、現在は 350ha ほどになっている。増加した 170ha のうち牧場が購入したのは 45ha で購入先は 4 軒である。25ha は個人が取得し、牧場に賃貸する形式をとっている。残りの 100ha は賃貸である。地域別に言えば牧場周辺に 150ha、歴舟川の対岸に 100ha、町境をまたいで広尾町に 100ha という配置である。

生乳の販売はもちろんのこと、資材の購入も全量 JA を利用しており、農協離れはおこっていない。ただし、生産資材の大口購入者割引の拡充を要望している。現在でも割引はされているのだが、もっと割引率が高くていいのではないかと考えている。

(3)法人の課題と方向性

今後の展開方向としては、規模拡大・生産合理化をはかっていく一方で、多角化を模索するのも必要であると考えている。多角化するにしても加工事業、観光事業といろいろ考えることが可能であり、現在検討中である。

経営の継承問題も重要である。設立当初の代表理事は 2 期 6 年で現在の代表に交代している。将来的にはいわゆる「後継ぎ」を代表理事にと考えているわけではなく、意欲と能力のある人材がいれば任せようという意向である。構成員は 3 戸 6 名でやってきたが、新しく構成員として迎えたいと思っている従業員もいる。意思決定も理事会からのトップダウン方式でやっていくのがいいと考えてはいるが、若手の経営感覚を育てていくためにも下からの意見をくみ上げていく必要もあるのではないかと検討している。

このように、サンエイ牧場は大樹町で先陣を切って設立された法人である。また、サンエイ牧場の前代表は現在 JA 大樹町の専務理事を務めており、現在の代表は十勝法人会の会長の職にあるなど指導的な役割をもつ。理事会議の定例化や毎朝のミーティング、部門担当制の導入など企業的な経営体制の確立をめざしており、生産量も大樹町の中ではもっとも大きい。地域酪農への影響も大きいとかがられ、今後の動向が注目される。

6. 事例4 コスモアグリ（農事組合法人）

(1)法人設立の経緯

コスモアグリは大樹町北西部の上大樹地区に位置する農事組合法人であり、酪農家・畑作農家 5 戸より構成され、2004 年度現在では経産牛 563 頭、年間生乳生産量は 4,707 トンである。

2001 年 1 月当初、酪農家 3 戸のみで法人設立を構想していた（表 6-1）が、この結び

つきのもととなっていたのは第一次農業構造改善事業でつくられたハーベスター利用組合であり、この利用組合は当時まで存続していた。3月になって、畑作農家（構成員 A・表 6-8 参照）を含む4戸で法人設立の検討に入った。

農事組合法人という組織形態を選択した理由は、税制面での有利性、個人で規模拡大を実現するには限界を感じたこと、設備更新に伴う費用負担の低減、定休日の確保、労働力不足の解消、個人経営のままでは健康不安が伴うこと、借金返済の目処をつけることなど多岐にわたるが、これらはおおむね集団化一般に伴うメリットであって必ずしも農事組合法人でなければならないということにはならない。

表6-1 コスモアグリ経営展開

年月	
2000. 9	農協リース牧場施設設置(案)の検討 共同経営・個人拡大型のリース牧場事業
12	
2001. 1	当初酪農家3戸による法人化検討
3	畑作農家1戸を含む4戸で法人化の検討開始
4	法人協議開始
5	資産引継項目・経営目標の設定
9	法人設立
2002. 1	共同経営開始
3	2001年度事業分 完成(飼料調整庫)
9	2002年度事業分 完成 施設利用開始
2004. 1	1戸加入
3	自走ハーベスタ・自走モアコン導入
10	雑排水処理施設設置

資料：2006年聞き取り調査、コスモアグリ資料より作成

構成員 A はもともと畑作9割（70ha、小麦・ビート・種子馬鈴薯など）で乳牛20頭を飼養していた畑酪農家であったが、いずれ酪農に転換したいと考えていた。その理由は、毎月得られる収入が魅力であること、組勘4,000万円赤字という状況を脱却したいことであった。2004年にあらたに加入した構成員 E も畑作中心の農家（東輪地区、28ha、種イモ・ビート・生食大根）であったが、加入した理由は経営が苦しかったからではなく、土地を借りないと輪作体系を維持できなかつたからであった。

2001年4月、新酪肉近の補助事業を原資に畑酪肉の経営体確立めざして、生産計画のシミュレーションを開始した。当初、法人設立はもっと将来の予定であったが、同年8月に2001年度酪肉近補助事業の残枠がまだあるということで、法人設立の前倒しを念頭に税理士も交えて生産計画の詳細な検討に着手した。2001年度と02年度の同事業で牛舎等の主要施設を建設して、02年の1月末にエサを統一、同年9月に施設の本格運用を開始した。2004年には雑排水施設を牧場内に建設し、自前で廃水処理をおこなうようになった。これは廃水処理を外部委託するより長期的にみて安上がりであるためであり、処理

された廃水はそのまま近郊の河川に流しても問題ないレベルまで処理されている。

法人設立に伴う資産の扱いについては（表 6-2）、まず負債は一切法人に持ち込んでおら

表6-2 法人化設立時の資産引継方法

	数量	引継方法
農地 所有地	226ha	生前一括贈与猶予(構成員A)から、使用貸借
借地		法人支払い
合理化分		法人取得予定
家畜	乳牛250頭	簿価買い上げ・役員貸付
機械	トラクターなど	リース借り上げ 初年度使用状況調査後、不要機械処分
施設		リース借り上げ
飼料(サイレージ等)		在庫確認後、生産費を法人買い上げ
既存負債	平均3,000万円	個人償還

資料：コスモアグリ資料、2006年聞き取り調査より作成

ず、法人から支払われる給与などによる個人償還としている（月 20 万円を予定）。ちなみに理事の給与は 1,200 万円、法人設立当時の加入農家の平均負債額は 3,000 万円であった。乳牛は時価評価して法人が役員貸付で購入、機械も整理した上で法人が役員貸付で購入した。役員貸付はこの役員が退職する際の退職金で返済するという仕組みとなっている。土地については個人所有のまま、使用貸借としている。これは所有する土地面積の多い人が借金の多い人では必ずしもないためである。

（2）法人経営の概況

コスモアグリ経営概要を時系列的に示したのが表 6-3、6-4 である。2004 年度現在、経産牛 563 頭で年間生乳出荷量は 4,707 トンである。生乳出荷量は、法人設立の 01 年度から順調に増加し今では 2 倍以上になっている。肉牛飼養頭数は 30 頭で、うち元牛が 25 頭で黒毛である。飼料畑・畑地は、採草地 150ha、サイレー用トウモロコシが 100ha、

表6-3 コスモアグリの生乳出荷量

年度	出荷乳量 (トン)	乳牛飼養頭数合計		肉用牛出荷頭数	
		経産牛	未經産牛	和牛	F1
1995	1,744	211	190		
1996	1,727	199	181		
1997	1,666	215	171		
1998	1,718	209	162		
1999	1,569	205	149		
2000	1,781	218	164		
2001	1,782	221	182		
2002	2,403	370	248	12	3
2003	4,064	432	366	12	3
2004	4,658	563	385	12	3
2005	5,419	596	397		

資料：コスモアグリ資料、2006年聞き取り調査より作成
注）法人設立以前は、個別農家の合計である

表6-4 コスモアグリの飼料作物・畑地面積

年度	飼料・畑地(ha)					
	採草地	サイ レー 用とう	種子 馬鈴 薯	秋まき 小麦	てんさい	だいこん
2001	127	47	20	17	15	-
2002	150	50	15	20	15	-
2003	150	70	9.4	15.4	14.1	-
2004	150.0	100.0	12.0	21.0	15.0	-

資料：コスモアグリ資料より作成

表6-5 コスモアグリの土地所有の状況

年度	単位：ha		
	法人所有地	借入地	合計
2001	0	226	226
2005	100	226	326

資料：2006年聞き取り調査より作成

表6-6 コスモアグリの土地取得経過

年次	購・借	地目	面積	小作料、 購入金額	備考
2002	購	採草地	80ha		相川地区、日昭牧場の借地、保有合理化法人
2003	購		15ha		山林を含む、保有合理化法人
2006	購	採草地	10ha		離農者（松山地区）、貸借10年間、保有合理化法人経由
2006	借		8ha		
2006	購	雑地	5ha	計100万	相川地区（自己資金）、造成費3万/反。

資料：2006年聞き取り調査より作成

残りの畑地で約 50ha で作付品目は秋まき小麦、てんさい、種子馬鈴薯、生食大根である。サイレー用とうもろこしが 2 倍、採草地が若干拡大しているほかは、あまり面積の変化はみられない。表 6-5、表 6-6 はコスモアグリの土地所有状況と土地取得経過である。法人設立以降、土地購入を進め 100ha ほど土地面積を増大させている。そのほとんどが採草地（牧草地）として利用されており、特に 2003 年の 80ha はまとまった単位としては非常に大きいと言える。

表 6-7 は、コスモアグリの主要な施設・機械の一覧である。初期投資は総事業費 4 億 5,000 万円であり、フリーストール（2 億 7,000 万円）、ロータリーミルキングパーラー（6,800 万円）、ミニショベル、初妊牛 150 頭などである。これらの資金源泉は、新酪肉近事業補助金 1 億 9,000 万円、残りはスーパーL 資金で調達した。初妊牛については、農

協プロパーの改良資金で導入した。またロータリーミルクパーラーは、従来のものと比較して労働力がより少なくてすむのが特徴である。

コスモアグリ法人の構成者（表 6-8）は、理事 4 名、出資者が理事 4 名と E（中途加入戸）、F（理事 D の弟）の 6 名である。出資額は理事 4 名がそれぞれ 119 口ずつ、E と F が 2 口ずつで、計 480 口である。1 口あたり出資額は 1 万円で、出資額の合計は 4,800 万円である。設立当初は理事の妻も出資者として検討したが、離婚など家庭構成の変化も起こりうることを考慮して男性のみを出資者とした。雇用者は加入農家の家族 4 名の内部者のほか、外部から中国人研修生 2 名、常勤 5 名とパート 2 名を雇用している。常勤者の中には、コスモアグリ近くで酪農を営んでいた離農農家の夫婦が含まれている。

表6-7 コスモアグリ施設の施設・機械

	規格・規模	備考
フリーストール牛舎 附帯設備	182床×3棟	新酪肉近啓発普及事業 同上
搾乳・管理舎	545.73+54m ²	同上
ミルクパーラー	36頭ロータリーパーラー	同上
待機室・中央通路	405+993.6m ²	同上
バンカーサイロ	9×36×2×10基	同上
堆肥舎・スラリーストア		同上
飼料庫	9.85×27.5	同上
ほ乳舎(自動ほ乳)	10.8×21.6	自己資金
個体管理システム	500頭	同上

資料:コスモアグリ資料より作成

表6-8 コスモアグリ構成者

	年齢	備考
理事 A	45	代表理事
B	45	
C	44	
D	40	
計 4名		
出資者 A? D		119口ずつ 中途加入戸、2口 Dの弟、2口
E		
F		
計 6名		
雇用者 (内部) G? J (外部) K, L		4名 中国人研修生、研修期間1年 常勤、離農者 常勤、1の妻 常勤、2年間勤務 常勤、設立当初より勤務 常勤、昨年より勤務 パート、元雪印社員 パート、昼の搾乳作業
M	65	
N	61	
O	39	
P	43	
Q	43	
R	25	
S	32	
計 13名		

資料:2006年聞き取り調査より作成

法人の意志決定機関としては（図 6-1）、経営者会議、構成者会議、全体会議の 3 つがある。経営者会議は週 1 回、理事 4 名とそれ以外の出資者 2 名が参加して開催され、法人の経営方針や意志決定がおこなわれる。次に構成者会議は月に 2 回開かれ、経営者会議出席者 6 名とその妻 4 名の合計 10 から構成される。構成者会議は、経営者会議で決定した事項を組織末端まで徹底するために開催される。そして月に 1 回、雇用者やパートを含む全関係者が参加して全体会議が開催され、全体での意志一致と確認がおこなわれるのである。

作業分担は、分娩・乾乳部門が D をはじめとする 5 名、畑作部門が A と E の 2 名、搾乳・エサ部門が残りの 15 名と比較的分業がはっきりしている。

(3) 農協への要望と課題等

コスモアグリと地域との関連については、第 1 に大樹町北西部の大樹地区におけるレントコーンの委託栽培、第 2 に町内における農地購入である。具体的には 2002 年に相川地区の 80 町を、04 年には山林を含む 15 町を購入し採草地などとして利用している。第 3 に地元の雇用労働力の吸収である。とりわけ離農農家の再就職先として法人が存在していることが大きな意義を有している。個人で経営をおこなうことはできないがまだ働くことができ、なおかつ長年の酪農経営により一定の技術的水準に達している労働力を有効に活

用することは重要である。

農協への要望は、まず第1に信用供与限度枠の拡張である。現在のところ限度枠が1億9,000万円であり、これを3～4億円程度まで引き上げてほしいとのことである。第2に資材を中心とした大口取引メリットのさらなる付与で、現状では商系との取引の方が魅力が感じられる状況である。サービスも商系が充実しており、商系はサービスマンが牧場までやってくるのに対し、ホクレンは地元単協の担当者が来るだけでありその格差は否めない。

また日昭牧場と同様に、当法人が地域農業へ果たしている正の効果は無視できず、農協としても当法人が農協を積極的に利用している以上、一定の配慮が求められる。

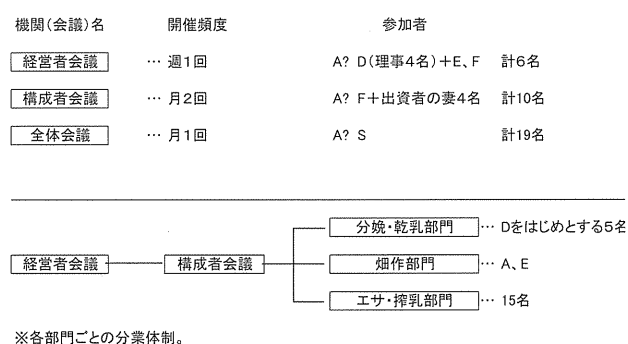


図6-1 コスモアグリ意思決定機関と組織体制

資料: 2006年聞き取り調査より作成
注) 構成員の記号は表 I-II-18 参照

(4) 今後の方向性

今後の経営目標としては、搾乳牛 1,000 頭、年間生乳出荷量 10,000 トンである。施設に関しては、現在は D 牧場にある乾乳・分娩部門を同じ敷地へ集約、D 牧場は F1 専用施設とすることを計画している (フリーバーンとスタンション)。また、畑作は小麦とてんさいに特化する方向である。そしてこれら酪肉畑の複合経営により、一人あたり年間所得 2,000 万円を目指している。

7. 大樹町の拠点型法人化の意義

以上の4つの法人を改めて整理したのが、表 7-1 である。これらは、旭共同を除き、1990 年代中期以降にせつりつされたものであり、すべて農事組合法人の形態をとり、やや停滞的な旭共同を除けば、経産牛 500 頭以上、年間生乳生産量 5,000 t 以上の北海道でも大規模な酪農経営をなしている。飼養管理・搾乳形態も全てフリーストール・ミルクングパーラー方式をとっており、最後に設立されたコスモアグリはロータリーパーラーが導入されている。まさに地域の拠点的な酪農経営に成長している。

拠点的存在の第1は、地域の酪農生産力の維持や技術展開の拠点となっていることである。すでに述べたように、この4法人にカネソファームを加えた5法人で、地域の生乳生産のおよそ30%を占めており、日照は6,000 t、コスモアグリは10,000 tを目標としていることから、さらにそのウェイトは高まるとみられる。また、フリーストール・ミルク

表7-1 4法人の概況

法人名	設立年	現在戸数	面積 (ha)	乳牛頭数		年間生乳 生産量	フリーストール	ミルクিংパーラ
				経産牛	未経産牛			
旭共同	1994 (1966)	2戸 (代表51歳)	163	311		2696	310 160(94)+70(94)+80(97)	16W(94)
日照	1996	4戸 (代表56歳)	260	524	222	5190	480 160*3(97)	16W(94)
サンエイ	1994	3戸 (代表40歳代)	351	821	480	6995	760 160*2(94)+80(98)+120(99)+200(01)+200(03)	20W(94)
コスモアグリ	2001	5戸 (代表45歳)	326 (畑50)	596	397	5419	546 182*3(02)	36口-刈(02)

注)2006年調査による。2005年実績(サンエイは2004年)。

グパーラー方式の導入は、地域の家族経営の酪農家にも刺激を与えており、「地域内視察」も頻繁に行われている。家族経営においても121経営のうち、16経営がフリーストール化している。技術的には、デントコンのマルチ栽培などの先駆的な導入が注目を集めている。

第2には、地域との分業関係・雇用の創出面での貢献がある。例えば、日照は、畑地帯である尾田地区の畑作農家にデントコンの委託栽培を行うとともに、種子馬鈴薯農家との交換耕作を実施している。また、日照とサンエイ(別会社のマルチタスク)、コスモアグリは、現在町内に11ある資料収穫集団の構成員として、1番牧草ならびにデントコンの収穫調製(牧草1,965ha、デントコン587ha)の受託作業の一翼を担っている。

また、表7-2は、それぞれの法人の労働力構成を示しているが、サンエイとコスモアグリは次に述べる離農農家の農地取得と関連して、離農者を従業員としての雇用を行っている。また、これらを含み、外部雇用を増加させ、酪農への新規参入の新たな形態での参入(従業員としての存在)を可能とするとともに、ミルクングパーラーでのパート労働雇用を行っている。

表7-2 法人の労働力保有状況

	構 成 員		従 業 員					臨時雇用			中国 研修	
	理事	妻	家 族	外 部	離農者	計	フル	パート	計			
旭共同	51 40	○	30 70				3	3	3	6		
日 昭	56 56 49 40	○ ○ ○ ○	26 27 26 65	25			5	2	夫婦	2	1	
サンエイ	54 48 47	50 47 44	23 22	36 38			2戸3名	7	2	2	4	2
コスモアグリ	45 45 44 40	○ ○ ○	母 母 父	43 37 37 39	25 43 43	65 61	12	1	1	2	2	

第3は、農地の受け手機能であり、畑地から草地への移行地帯であることにより農場制が確立していないこの地域での切り売りへの対応を行っている。日照においては、設立以降に75haの農地拡大を行っているが、このうち集落外の50haは担い手不足地帯であり、その受け皿となっている。また、サンエイにおいても現在の経営耕地面積351haのうち、担い手の少ない川北地区で100ha、隣接した広尾町で100haを拡大している。また、コスモアグリについても、中山間の農地を主に購入し、土地改良を行いながら地域の農地保全に貢献しているということができるのである。とはいえ、これら法人が地域の農地全ての受け皿となることは不可能であるが、耕作放棄地の発生を防ぐことで急速な地価下落のひとつの防波堤をないしていることは間違いない。

以上のように、集落営農という農地保全システムを有しない北海道においては、全町的

に組織化された営農集団化や以上に述べた農協による拠点型法人化などの積極的な地域支援策がなければ農地保全や地域としての経営転換は難しい状況にある。改めて地域の土地利用計画を含むランドデザインの設定と農協による担い手対策が必要な段階に至っているといえることができる。

青森県における農業生産法人の動向と事例分析

弘前大学農学生命科学部 宇野忠義

1 農家、労働力、農業生産法人の動向

青森県の平成17年(2005年センサス)の販売農家数は5万790戸で、平成12年の5万9,996戸より15.3%も減少した。農家数の減少が続くなかで、専業別に見ると専業農家の割合は、平成2年(1990年)の14.7%(うち高齢専業農家3.8%)から平成17年の23.2%(同11.4%)へと次第に高まってきている。4戸に1戸が専業農家であり、その半数が高齢専業農家といえる。これは零細兼業農家戸数の大幅な減少、高齢化の進展とともに、農外就労場面の縮小、狭隘性と全国最低の有効求人倍率等をも反映している。

農業経営類型別の主副業別構成割合(平成12年、2000年センサス)をみると、単一経営では、主業農家が酪農では86%(総販売農家の0.5%)、工芸農作物では71%(同1.5%)、果樹類が61%(同17.5%)と高い割合を占めている。反面、稲作では主業農家がわずか16%(同42.2%)と最も低くなっている。

平成17年(2005年)の経営耕地規模別構成割合では、総農家数61,600戸のうち5ha以上の農家が12年の5.4%から6.4%へと比重を高めているが、平成2年以降の5年ごとの5ha以上の農家の増加戸数は頭打ちになってきている。また、3~5ha規模層は総農家の9.4%を占めるが、これも増加は頭打ちであり、3ha以下の各層は減少している。

農産物の販売金額規模別では、1,000万円以上の農家の割合は6.2%であり、12年の4.3%よりわずかに比重を高めているが、全国の7.3%には及ばない。ただし、東北の4.2%を上回っている。

農業労働力の概況を見ると、平成17年の販売農家の農業就業人口は9万6,166人で、12年より1万3,384人、12.2%減少している。平成2年に比べれば、3万3,559人、25.9%減少している。農家戸数の減少比率よりも小さ意ことが特徴的である。

男女別では平成12年に比べ、男子が4,047人減少したのに対し、女子は9,337人の減少となっており、男子の構成比が47%に高まった。また、年齢別農業就業人口割合は、59歳以下が減少を続け、逆に60歳以上は60%へと増加している。

平成12年の統計ではあるが、農業経営類型別の基幹的農業就業者の年齢別構成をみると、稲作および果樹類部門は野菜、酪農、複合経営等に比べて49歳以下の割合が24%以下と低く、逆に、65歳以上の割合が34%弱と高くなっている。

平成17年の新規就農者についてみると、新規参入者は、前年を上回る8人となったが、Uターン就農者が48人と前年を下回り、また、新規学卒(中学・高校・大卒等)就農者も82人で前年を下回った。全体では前年を下回る138人となった。

また、あとのぎのいる農家は、平成17年では、4,984戸と販売農家全体の9.7%にとどまっている。経営規模が大きいほどあとのぎのいる割合が高い傾向にあり、5ha以上層は23.8%となっている。

平成18年3月末現在で認定されている農業経営改善計画は4,667となっており、営農類型別では、果樹単一、複合経営、稲作+野菜、稲作の順で比率が高くなっている。

つぎに、農業生産法人と農業生産組織等について動向を把握しておきたい。

平成 18 年 1 月 1 日現在の青森県の農業生産法人は 191 法人で、前年より 12 法人増加した。農事組合法人が 70(前年より 4 減少)、有限会社が 117(同 14 増加)、株式会社が 4(2 増加)である。平成 14 年の 151 法人より 40 増加している。4 年間で有限会社が 36、株式会社が 4 増加した。ただし、後で述べるように、休業状態のものも含まれているようだ。

2 青森県における農業生産法人の地域別展開の状況

ここでは、時期が多少前後するが、青森県農業会議による『平成 14 年度農業生産組織実態調査』(平成 15 年 3 月)をもとに青森県の農業生産組織と農業法人の概況について見ておこう。平成 14 年度の青森県の農業生産組織は、総数で 2,389 組織となっている。類型別では、表 - 1 に示したように営農集団が 1,838 組織、地域農業集団が 220 組織、農用地利用改善団体が 14 組織、農事組合法人が 84 組織、農業生産法人が 78 組織となっている。

表 - 1 青森県の類型別農業生産組織数(平成 14 年)

類 型	営農集団	地域農業集団	農用地利用改善団体	農事組合法人	農業生産法人
生産組織数	1,838	220	14	84	78

注：青森県農業会議『平成 14 年度 農業生産組織実態調査』より作成。

このうち、農業生産法人について地域別の組織状況を見ると、表 - 2 のようになる。

表 - 2 青森県の地域別に見た農業生産法人数(平成 14 年)

	東地区	西地区	中南地区	北地区	上北地区	下北地区	三戸地区
組織数	2	8	23	8	22	3	9

注：同上。

リンゴ、稲作地帯の中南地区、水田、畑作、畜産地帯の上北地区に集中している。

生産法人の対象作物についてみると、表 - 3 の通りである。各地域の主要作物を反映して多様な組織が形成されている。

合併前の町村表示であるが、東地区は青森市と蓬田村を含む。西地区は木造町、森田村、岩崎村、柏村、稲垣村、車力村が入る。ここは、水田一部畑作地帯であるが、多種類の部門の組織が点在している。中南地区には弘前市や黒石市と周辺町村を含み、りんごを対象とした生産法人が多く存在している。北地区には五所川原市と周辺町村が入るが、水稲を対象とした生産法人が目立つ。上北地区は十和田市や三沢市と周辺町村が入るが、野菜を対象作物としている生産法人が多い。

なお、平成 18 年 3 月の東北農政局の調査によると、青森県の農業生産法人数は 179 がカウントされている。このうち 157 の法人が営業中であり、22 の法人は休業中である。また、この 3、4 年の間に新設された法人は 5 にすぎない。

このように農業生産法人については青森県、農業会議、農政局と三者三様の統計が示さ

れており、全容は把握されていないといえる。

表 - 3 青森県の農業生産法人の対象作物とその組織数(平成 14 年)

	対象作物	組織数		対象作物	組織数
東地区	水稲	1	上北地区	肉用牛	1
	その他	1		水稲+野菜	5
西地区	小麦+大豆	1		野菜	8
	水稲+花き	1		養豚	2
	花き	2		野菜+花き	1
	水稲+大豆+野菜	1		水稲+養豚	1
	水稲	1		野菜+飼料作物	1
	肉用牛	1		水稲	1
	その他	1		野菜+肉用牛	1
中南地区	りんご	4		下北地区	その他
	りんご+その他の果樹	2	乳用牛		1
	野菜	2	野菜	2	
	水稲+りんご	2	三戸地区	水稲+りんご	1
	花き	1		花き	1
	養鶏	1		野菜	2
	水稲	2		りんご	1
	水稲+野菜+りんご	1		水稲+小麦+大豆	1
	水稲+花き	3		その他	3
	その他	5	北地区	水稲+小麦+大豆	1
水稲+小麦+大豆	1	水稲+大豆+野菜		1	
水稲+大豆+野菜	1	肉用馬		1	
肉用馬	1	水稲		3	
水稲	3	りんご		1	
りんご	1	養豚		1	
養豚	1				

注：同上。

3 農業生産法人の事例分析

農業生産法人の全容は不明であり、事例分析として代表性については定かでないが、3戸の法人農家(主に1戸1法人形態)の経営展開と特徴的な点、優れた特質を紹介したい。

A 農家は北地区にあり、稲作中心の経営であり、新しく法人化した県下でトップクラスの経営である。B 農家は下北地区にあり、大規模畑作経営であり、企業的経営を展開し、技術・経営水準の高い経営である。C 農家は中南地区にある施設野菜農家であり、栽培技

術、経営管理に優秀な代表的な家族経営である。

【A 農家・作業受託型稲作大規模経営】

① 地域の概要と経営の展開過程

有限会社 A 農家は、青森県の西北端に位置し、年間平均気温 10℃、4月から9月の稲作期間の平均気温は津軽中央部に比べると 1℃ほど低く、5月から7月にかけては冷たい東風が吹き降ろし、常に冷害との戦いである。この地域の 10a 当たり収量は津軽中央部より 2 俵少ない 7~8 俵となっている。限界地の稲作経営である。

この法人が主に経営を展開している地区は、人口約 2,900 人、高齢化率 27.6%、農家率 33.1%の農村であり、販売農家戸数は約 275 戸で、専業農家 21.8%、I 種兼業 13.1%、II 種兼業 65.1%となっている。全耕地面積は 1170ha で、水田が 724ha、普通畑 160ha、牧草地 286ha である。農業産出額は約 5 億円でそのうちの 6 割を米が占め、3 割を野菜が占めている。この野菜は転作田を利用した夏秋トマトが主である。

この地区では農業従事者の高齢化が進んでおり、農業者の約 7 割が 60 歳以上の高齢者となっている。

経営の発展経過をみると、A 家は、もともと出稼ぎ兼業農家であったが、平成元年（1989 年）に稲作農業に専念した。当時で自作地 3.1ha、借地 5.4ha、合わせて 8.5ha の規模であった。

平成 5 年は大冷害で 10a 当たりの収量は 20 kg と大きな打撃を受けた。この年は長男が高校を卒業の年でもあり A 氏は農業に就かせるか迷ったが、話合いの結果農業に就くことになり長男は営農者大学校に進学した。これを機に経営基盤の強化のため自作地、借地の拡大に取り組み自作地と借地合わせて 12.3ha になる。

平成 7 年には認定農業者となり乾燥・調製施設を拡充する。また規模拡大をはかり 20.3ha となる。平成 8 年の長男の就農をきっかけに自作地を大幅に拡大し 23.2ha となる。さらに長男が大学校で取得した資格を活かして無人ヘリコプターを導入し、防除作業の省力化に取り組む。平成 9 年は無人ヘリによる防除作業の受託を開始し、その面積は 37ha であった。この間も自作地の拡大を図り 10 ha、借入地 14ha、耕地計 24.4ha になる。翌年には防除作業の受託は 217ha にまで広がっている。

さらに防除作業の受託を拡大し平成 12 年には延べ 500ha になる。この年、後継者の長男と経営部門を分割し、認定農業者に再認定される。また A 氏、A 氏の妻と後継者の間で家族経営協定を締結した。

平成 13 年には水稻育苗跡地を利用した夏秋トマトを導入した。また無人ヘリを活用し水稻直播栽培を試行し、平成 15 年には 1ha にまで拡大される。平成 16 年の段階で自作地 12.7ha、借地 22.7ha で水稻作付 30ha、夏秋トマト 24a、防除作業受託 600ha となっている。

② 法人化の経緯

A 氏は平成 17 年に経営の法人化に踏み切った。それまでも、担い手のいない高齢農家の農地を受託してきたが、今後益々委託の増加が見込まれるので法人経営に移行し、労働環境の整備に努めるとともに、委託者に対しても安心感を持ってもらう事を目的に法人化した。

表 - 4 経営規模拡大の経緯

(単位：ha)

年次	S58	59	60	62	63	H1	2	3	4	5	6
自作地	1.7	2.7	2.7	2.7	2.7	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.5
借地	—	—	0.9	1.6	4.5	5.4	6.9	7.5	9.2	9.2	11.7
計	1.7	2.7	3.6	4.3	7.2	8.5	10.0	10.6	12.3	12.3	15.2

年次	H7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
自作地	5.1	8.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	11.7	11.7
借地	15.2	15.2	14.5	16.5	18.6	19.8	21.1	24.2	23.7	22.7
計	20.3	23.2	24.4	26.5	28.6	29.8	31.1	34.2	35.4	35.4

(注) A農家資料より作成。

表 - 5 A農家の主な作物の作付面積の推移

(単位：a)

	S58	H1	7	11	12	13	14	15	16
水稲	160	700	1,750	2,500	2,380	2,730	2,610	3,028	3,028
トマト	—	—	—	—	—	10	10	24	27
大豆	—	—	—	—	790	900	900	470	475

(注) 同上。

その法人の理念は、①地域の要望に応える、②安全・安心な農産物の提供、③楽しい農業の実践である。①は農家の高齢化、担い手不足が深刻化するなかで、作業受託を通して地域に貢献できる会社として、効率的な水田営農と地域の活性化に努めることと、就業機会の少ない地域において、集落の若者が安定的に働ける会社作りをし、より一層の規模拡大と販売活動の展開に取り組むということを目指している。②は地域の冷涼な気象条件と近くの山から流れ込む綺麗な水を利用したクリーンな米作りを進めるとともに、減農薬栽培による安全・安心な米作りにも挑戦するということである。③は新しい技術を積極的に取り入れ、若い人が魅力を感じる農業を実践するということを目指している。

③ 生産技術の工夫

A農家は、米の高品質・高収量の実現のために様々な工夫をしている。それらは、地力の増進、初期成育を促進させるために側条施肥を実施、適正な生育診断に基づく追肥、無人ヘリを活用した適期防除と水管理の工夫、水温管理と生育促進、その他、自家所有の乾燥機により二段乾燥を実施し、品質と食味の向上や米選機の2回がけによる屑米除去率の向上等である。それらの結果、A農家の水稲10a当たりの収量は表-6に示すように、地区平均を大きく上回り、青森県の平均と同じくらいに高い。

また品質においても、平成12年から14年の3年間は1等米比率100%と青森県や地区平均を上回っている。

表 - 6 水稻の 10a 当たりの収量

(単位 : kg)

	H12	13	14	15	16	5 ヶ年平均
A ファーム	530	600	630	334	520	523
地区平均	488	490	487	362	483	462
青森県	599	575	568	308	588	528

(注) 同上。

労力節減のためにもたんに機械化のみならず育苗、水管理の改善工夫によって大幅に省力化した。10a 当たり米生産所要労働時間は 16.5 時間であり、地区平均の 25.3 時間、県平均の 30.4 時間を大きく下回り、労働生産性の非常に高い経営である。

夏秋トマトの栽培では、定植作業と収穫のピーク時以外は、A 氏の妻が 1 人で管理している。マルハナバチ交配を導入し、ホルモン処理に係る作業労働を軽減している。また、ハチの管理を容易にするためビニールハウスを連結するなどの工夫もしている。

④ 基盤整備と機械の利活用における工夫

作付面積の 4 割程度が 1ha 区画であるが、通常の水田も、畦畔を撤去する事で 60a 以上の区画を増やし大型農業機械作業の推進や、水管理・畦畔草刈りの省力化を図っている。機械は農地保有合理化事業と合わせて青森県農村開発公社のリース事業を導入して、借入金などによる負担軽減を図っている。

また、無人ヘリコプターによる病害虫防除作業の受託を増大し、600ha に達しており、稲作の所得増加が困難な中で、この受託所得は経費差し引き後 308 万円に達している。経営の安定、発展に大きく寄与している。

今後はこの作業の他に、転作大豆のマメシクイガ防除の需要や水稻における除草剤散布や追肥作業など、利用場面が拡大する傾向があるため年間 1,000ha を目指している。

⑤ 家族経営協定

A 氏の家では平成 12 年に A 氏、A 氏の妻、長男の間で家族経営協定が締結され家族の役割分担を明確化するとともに、経営のパートナーとして話し合いをしながら営農活動に取り組んでいる。協定の中身は、①労働時間及び休日に関する事、②営農及び家事分担に関する事、③家計費に関する事、④福利厚生に関する事、⑤将来の移譲に関する事である。①では 1 日の労働時間は原則 8 時間であるが、農作業の繁閑により延長または短縮することができるという事等が決められている。②の営農及び家事分担に関する事では、営農分担は A 氏が水稻、経営全般、妻がハウス部門(夏秋トマト)、長男は転作(大豆)、防除、簿記記帳となっている。また、営農計画は経営主である A 氏が作成し、家族協議で決定することになっている。家事においても農作業においても分担はされているがお互いに協力し合うと決められている。④では農業及び農家生活に関する研究会、研修会、視察等に積極的に参加することなどが決められている。⑤では経営主が有する経営権及び経営用資産については、後継者である長男に移譲すること、移譲の時期及び方法については後継者の意向を踏まえながら、家族の協議上決めるとなっている。また、付則として、年 1 回は家族会議を開き、協定書の見直しと再確認を行うことを挙げている。

今後は、後継者の妻を加えた新しい協定内容に変更する事を予定している。

⑥ 経営分析

A 農家の収支報告書を利用して経営分析をしておこう。

平成 15 年から 16 年にかけての A 農家の作付面積は水稲では変わらず、夏秋トマトでは 3 a、防除受託面積は約 110ha の増加が見られた。収量は水稲が約 5,200kg 増加し、夏秋トマトは具体的な収量は比較できないが、作付面積が増加している。

表 - 7 に示したが、平成 15 年の販売金額約 3,030 万円のうち、水稲は約 2,070 万円、航空防除約 590 万円、夏秋トマト約 285 万円となっている。平成 16 年では販売金額約 3,730 万円、水稲は約 2,550 万円、航空防除約 660 万円、夏秋トマト 500 万円となっている。平成 15 年から 16 年にかけて販売額が約 700 万円増えたのは、水稲の単収が上がったことが大きな要因である。しかし、収入金額の小計が減少しているのは、雑収入が減少しているからである。しかし、差引所得金額はわずかながら増加している。これは、農作物を栽培するための施設用の材料購入費である諸材料費、電気代、ガソリン代などの動力光熱費、拋出金、作業委託料などの削減があったためである。雇人費は防除作業では面積が増加したにも関わらず、雇う日数が約 19 日減少し、その分雇人費が減少している。トマトにおいても雇用日数を 28 日減らし雇人費を減らしている。しかし、水稲では、収量が増えたため大幅に雇人費が増加している。平成 16 年における減価償却費で、多くを占めているのが無人ヘリコプターで、耐用年数 7 年で計算し約 120 万円である。借地は 10 年または 6 年の長期契約が多く、10 万 - 2 万円以上のものであり、米価下落や転作増大を考慮しておらず、低収入の高齢者地主に有利なように特別配慮している。

もう一つの特徴は、施設、機械の県農業公社のリース利用が多く、過大な投資を回避していることである。こうして、経費を抑えることによって、現在の農業を取り巻く厳しい環境を乗り越え、所得金額を維持することに努めている。

ただし、A 農家は負債が数千万円あり、元利償還金を考慮しなければならない。

地域でまた県内でも最高クラスの経営実態であること及び 4 人の家族就業の成果であることにも注意を要する。

⑦ 今後の経営目標

A 農家は今後の経営目標を 5 つ掲げている。水田作の経営面積 50ha、作業受託面積 50ha、無人ヘリの管理作業延べ 1,000ha、夏秋トマト栽培面積 1ha(ハウス面積)、常時雇用 10 人である。

水田作の経営面積の拡大は、米価低落の状況が続いており、単位面積当たりの収益性が低下しているためである。無人ヘリの防除作業受託の拡大と夏秋トマトの収量・品質を高めるといった複合部門の拡大もまた稲作部門の収益低下を補うためである。常時雇用 10 人という目標は、経営理念の就業機会の少ない地域において、集落の若者が安定的に働ける会社作りをするところからきている。

その他、経営改善の目標として、米の選別をさらに強化し上米、中米、青米の用途別の出荷により収益を確保すること、直売量を拡大するために、減農薬栽培等に取り組むとともに、乾燥調製施設の充実、パックデザインの改良等を進めるとしている。

表 - 7 A 農家の収支計算書

(単位：円／％)

科 目		平成 15 年	平成 16 年	前年対比
収 入 金 額	販売金額	30,300,204	37,292,624	123.1
	家事・事業消費金額	273,000	273,000	100.0
	雑収入	15,463,545	5,882,844	38.0
	小計	46,036,749	43,448,468	94.4
経 費	租税公課	435,818	456,779	104.8
	種苗費	1,067,920	1,135,857	106.3
	肥料費	1,751,565	1,613,158	92.1
	農具費	33,433	92,000	275.2
	農薬衛生費	1,697,804	1,594,742	93.9
	諸材料費	3,168,738	481,788	152.1
	修繕費	1,248,030	3,274,347	262.4
	動力光熱費	2,135,648	1,779,190	83.3
	作業用衣料費	107,320	34,259	31.9
	農業共済掛金	1,951,118	1,718,444	88.1
	減価償却費	2,788,629	3,263,477	117.0
	荷造運賃手数料	237,587	282,123	118.7
	雇人費	1,068,800	1,423,500	133.2
	利子割引料	615,533	933,032	151.6
	地 代	5,440,870	4,835,702	104.5
	賃借料	2,642,019	3,611,357	87.8
	土地改良費	3,844,413	3,377,207	87.8
	支払手数料	14,230	3,465	24.3
	拋出金	2,389,179	1,119,390	46.9
	作業委託料	1,439,981	200,880	14.0
雑費	420,084	288,308	68.6	
小計	34,498,729	31,627,245	91.7	
差引所得金額		11,538,020	11,821,223	102.5

(注) A 農家資料より作成。

【B 農家・企業的大規模畑作経営】

① B 経営の展開過程と地域における位置

1) B 経営は、津軽海峡にも近く本州最北の地にあり、冷害常習の限界地的な条件の下で耕畜連携の畑作大経営を展開している。雇用労働が常雇 2 名、臨時雇 2,850 人日に及ぶ企業の経営である。

昭和 43 年に高校卒業後、神奈川県で 5 年間の会社勤務を経て、昭和 48 年に帰郷し、乳

牛 10 頭、牧草地 3 h a , デントコーン 1 h a , 水田転作 3 h a , 自作地 7 h a の経営で出発した。早速、総合施設資金 1,600 万円を借入、乳牛 40 頭に規模拡大した。昭和 51 年に 27 歳で経営移譲を受け、複式簿記と青色申告を開始した。翌年には、県青年農業士に認定された。

2) 昭和 56 年には、成牛 55 頭の酪農経営に加えて、ホルスタインの肉用牛経営を 40 頭で開始し、昭和 60 年には肉用牛が 200 頭まで拡大した。

3) 平成 3 年からの牛肉輸入自由化による価格暴落を予測し、数年前から計画的に肉牛を減らし、平成元年に酪農・肉牛経営から畑作・野菜経営に転換した。平成 5 年には、北海道、千葉県等で大規模野菜の栽培技術、経営手法を学び、下北地域の気象条件を踏まえた根菜類を主体とした野菜経営を本格的に展開した。

4) 平成 8 年には、有限会社を設立し、加工・生食大根 43ha、ながいも 12ha、牧草 27ha、合計 82ha の大規模経営を確立した。

5) 規模拡大は購入もあるが、借地を主体にすすめ、自作地は経営面積の 30%に過ぎない。借地は、「管理さえしてもらえばいい」という、地域内の離農した農家の草地を主体に、10a 当り平均 2,000 円の安い賃借料で借入している。

6) 平成 14 年度に地域内の酪農家と共に、国庫補助事業「農村総合整備統合事業」を活用し、15 戸で「むつ市川目地区堆肥センター」（事業費 2 億 5,956 万円）を建設した。この堆肥センターの敷地は、B 農家が提供し、酪農家の堆肥を自らの畑地に投入する、耕畜連携システムづくりにも積極的に参画している。

7) 労働力は家族 4 人のほか、周辺地域から常雇用 2 人、臨時雇用延べ年間 2,850 人、労賃支払い約 1,800 万円と地域に対しても経済効果をもたらしている。

8) 気象・土地条件の厳しい下北地方にあって、10a 当り大根 4.8 t、ながいも 3 t の収量を得ていること、粗収入も 1 億円以上の額に達しており、その成果はこの地域にあって群を抜いており、青森県全体でも高いレベルにあると評価できる。

② 創意工夫に満ちた專業経営

1) この大規模経営を支える農業機械の取得価格総額は約 1 億円に達しているが、修繕費は 150 万円と経営費全体に占める割合が 1.5%にすぎず、県の実態調査事例の 5.9%に比較して四分の一にとどめている。

2) このように低い修繕費は、第一に、B 農家が自分で修理すること、また、冬期間はトラクターなど主要な機械を分解掃除、注油など維持修繕を十分に行うことによるものである。それ故、トラクターは耐用年数の 3 倍以上、作業機械は 2 倍と長く使用している。現在も昭和 47 年製、49 年製のトラクターが活躍している。

3) 農作業の繁忙期には、壊れやすい部品を準備しておき、故障の際すぐに交換し、機械作業の停滞を招かない配慮をしていること、機械の構造を理解することによって、機械に大きな負担を課さないことなど、機械を大事に長期にわたって利用することによって、過剰投資を極力抑え、経営費の縮減を図っている。

③ 立地条件に適応した生産性の高い経営

1) ヤマセ気象被害をできるだけ回避するため、また、機械化適性のある根菜類作物であ

る大根、ながいも、ごぼうを導入した。その機械化は、メーカーと共同で大根の収穫機を改良して従来の10a当り作業時間を60%までに短縮し、さらに、独自の改良型ながいも掘取機をトラクターにセットして、作業時間を90時間と県のモデルの45%にまで縮減するなど、生産性の向上が著しい。

2) 周辺の酪農経営と共同で堆肥センターを設置して、地力の増強に努めている。現在、まだ堆肥の腐熟中であるため、当面は県外から完熟した豚糞堆肥を購入しているが、今後は地元産堆肥の活用に切り替えて、地域の循環型農業を目指している。

3) 連作障害を回避するため、微生物資材（バイオバクター）を投入している。かつてクローロピクリンで土壌消毒していたが、今はこの資材投入で薬剤を使用していない。

4) 販売方法は、大根の20%が生食用で契約販売、あとは東京、大阪など市場出荷であるが、今後加工用を増やす計画である。ながいもは、業者が引き取りにくる庭先出荷とJAへの販売委託であるが、平成17年にながいも用冷蔵庫を建設したので、計画出荷が可能となった。今後は、ながいもの栽培面積を増やし、加工会社への契約販売を拡大し、販売額2億円を目指している。

④ 計画性、発展性のある経営

1) 前述したように牛肉の輸入自由化による価格暴落を予測し、その数年前から計画的に飼育頭数を減らし、輸入自由化が始まった際には、完全に経営転換を図って価格暴落の被害を免れるなど、幅広い学習を重ね、先を見る経営感覚に優れている。

2) ながいものウイルスフリー種子を平成5年から導入して、自らの採取圃場で増殖して優良種苗による品質向上と、高生産性の確保に努めている。また、ながいもの一部を青森県特別栽培の認証を受け、社会的に要請の高まっている環境に優しい農業にも取り組んでいる。

3) 平成8年に家族経営から、有限会社を設立し、経営体制の強化を図っている。現在水戸で就職している子息の就農にこだわらず、経営の継承は会社の体制の中で行えば良いと考えており、その準備も進めている。従来の家族経営内での後継ぎにこだわらず、将来への持続的な経営発展の合理的な方策を探求している。

4) 営農条件が厳しい下北地域での大規模化への経営手法や機械化一貫体系の確立、低コストでの機械化、土壌管理を重視した農法など、地域の農業者にやる気を起こさせる模範経営となっている。土壌改良に有効とされる微生物資材の製造、販売にも取り組み、有限会社「A」を設立している。

このようにB農家は、下北地区のみならず県内でも、技術・収益性・経営管理面においてもトップクラスの畑作経営であり、雇用労働の依存度の高い法人経営の一つといえる。

【C農家・先進技術導入型・施設園芸農家】

① 経営の発展経過及び地域における位置

1) C農家は、中南津軽のリンゴ・畑作地帯にあり、親子代々に渡り専業農家として施設野菜・園芸に取り組み、栽培技術・経営管理面において優秀な家族経営である。

C農家は、高校を卒業後、就農とともに「青森県農業青年大学」を受講し、この制度で

実施された先進地留学研修を通じて、神奈川県のとまと生産農家で5ヶ月間実地研修を行った。ここでの研修が、将来とまと専作経営へと発展していく基盤を、形成することとなった。

2) 経営に参加した当初は、両親とともにセルリーなど20数種に及ぶ野菜を栽培していたが、多他品目ゆえに農作業の煩雑さ、労働効率が悪いこと、さらに収益性の面から経営品目の転換を考えるに至った。この際、神奈川県で実地研修したとまとが、収益性、労働生産性ともに高く、今後需要の増大が期待できることに着目し、順次その比重を高めていった。

3) 一方、とまとの栽培面積が増加するに伴い、連作状態が続いたことから、塩類濃度障害が発生し、生産力を低下させることとなった。このため、平成8年に土の不要な水耕栽培施設(約400㎡)を導入し、数年試作を重ねたが、収量が不安定など満足すべき結果が得られなかった。この間、自ら参加する園芸研究会での研修やメーカー等からの情報を通じて、土壌への負担を極力抑えた「養液土耕栽培」に着目するに至った。

4) 平成10年には、父から経営移譲を受けるとともに、とまとの専作経営の方向づけを明確にし、土壌障害を克服する対策として、養液土耕栽培を導入すべく、情報収集と研究に努めた。当時この栽培法は、本県での本格的な導入事例は無く、またメーカー仕様のシステムは高価だったことから、すでに導入している水耕栽培の施設をベースに、配管や養液などに工夫を凝らして、独自のシステムを開発し、平成11年から本格的に導入した。このシステムは、メーカーからの購入コストの約6割で設置でき、経営費の削減にもつながった。

5) このシステムでとまとの必要とする施肥量のみを供給し、過剰な施肥による土壌の劣化を防ぎ、かつ45cmの深耕と良質な有機物の投入という土づくりが相俟って、連作障害の発生を抑制している。この仕組みは、現在とまと栽培面積の7割に導入されている。施肥量が節減されていることから、病害の発生も少なく、そのため農薬の使用が、県平均の半分以下に抑えられている。平成16年からは、青森県特別栽培認証制度に基づき、化学肥料・農薬を5割以下で生産する「特別栽培農産物」に難なく認証されている。

6) 販売は、地場市場への全量出荷を基本としている。品質、大きさ、味の向上・均一化に努め、昭和61年に自らのブランド「愛菜家族」を創設し、大手スーパー弘前店に専用コーナーを設置して、消費者から高い評価を得ている。定時・定量・定質のとまと集荷をしていることから、市場評価が高く、競り売りされることなく相対取引され、価格面でも安定している。生産面での信頼が厚いことから、市場の年間販売計画のもとに、次年度の生産計画の策定が可能になっている。このことによって、平成17年には粗収益2,245万円、所得856万円の高収益を得ている。

② 創意と工夫に満ちた専業経営

1) 所有面積72a、延べ作付面積104a(平成17年)と決して大きくはないが、とまと生産に特化し、5人の家族労働力を基本に農地、労働力、施設を有効に活用して、10a当たり215万円という、高い販売額を達成している。

これは、養液土耕システムと徹底した土づくりを組合わせた連作回避、3作型を体系化した5月中旬から11月中旬までの長期栽培体系を、確立したことによって可能となった。

2) 販売は、地元市場主体に約半年間にわたって、安定・定質出荷することから評価が高い。地元市場に占める割合は、数量ベースで 7.5%、金額ベースで 10.8%と高く、また販売単価が各月とも市場の平均価格を大きく上回り、年平均で 143.3%となっている。

3) 経営管理は、父の代から 50 年間継続している簿記をもとに、販売価格の動向や燃料、資材等の価格変動に対応した作型の変更や、栽培技術の開発に役立てている。現在は、川村氏がパソコンで複式簿記を記帳するとともに、作業日誌、各ハウスの定植、防除、収穫などの栽培管理、温度など気象データの処理など多面的に活用し、情報処理技術を活かした現代的経営管理を行なっている。パソコンについては、当時の弘前地域農業改良普及所（現中南地域県民局地域農林水産部普及指導室）の指導するアグリパソコン研究会に加入し、農業改良普及員から、パソコンの基本操作や活用技術、さらには複式簿記の記帳など、多岐にわたる技術を修得した。

4) 前述のような養液土耕栽培技術の改良及び施設設備の創意工夫と補修点検、長期使用により減価償却費などの経営費を大幅に削減している。このことが、農業交易条件が極めて厳しく経営困難を強いられる中で、850 万円以上の高い所得を継続して確保する原動力となっている。また、所得率が 38.1%と高く、施設園芸では珍しい水準である。

5) 高い生産性を確保するために、土づくりを中心とした技術上の創意工夫に努めている。土づくりには、稲ワラを投入していたが、収集労力が不足なことから、近年はピートモスを使用している。耕起前にピートモスを 10 a 当たり 30 袋、1,134kg 散布し、ロータリーでの耕耘時に土中深く鋤き込んでいる。また、有益微生物群が混合され、有機物の腐熟を促進する特殊肥料を 4 年前から土壌混和している。

6) 養液土耕栽培は、平成 8 年に導入した養液栽培用のタンクを活用し、これに市販の 15 万円の養液希釈装置（メーカー販売製品は 100 万円）、自動的に養液を送り込む電磁弁を組合わせて、安価なシステムを開発している。

また、トマトの生育を促進するため、養液に極小の気泡で酸素を供給するマイクロバブル発生装置の取り付け、低温時に養液を温水とするため、電熱線をヒーターとしてタンク内に設置するなど、きめの細かい技術対策を講じている。

7) 特徴的なことは、トマトの定植に際して畝立てはせず平地にし、その上にキャタピラー付きの除雪機を走行させ、地表面を固めていることである。これは、定植後の根が堅い土層を打ち破って伸張することによって、強い根にするためである。また、畝立てによって地温の変動を少なくし、低温の際は温水を灌注するなど、スムーズな根の成長を促している。

8) トマトの品種は、桃太郎を使用していたが、灰色カビ病など病害の発生が多く、収量が不安定になってきたことから、4 年前から麗容に全面切り替えした。半促成は 7 段まで、抑制は 6 段目まで収穫し、夏秋栽培は 14 段目まで収穫し、14 t の多収を達成している。これは、県で作成している「主要作目の技術・経営指標」で示している収量 10 t の 1.4 倍である。定植時の元肥は、ピートモスなど有機物のみの窒素成分 10 a 当たり 9.3kg、あとは追肥 15.5kg の施肥体系をとっている。基本的にトマトの生育に必要な量のみを、生育時期に応じて施肥し、合計 24.6kg/10a（平成 18 年）を目安に追肥する。水の量は、1 株当たり 1 l、生育の最盛時には 2 l、1 日に 3 回、1 回当たり 15 分間灌注する。

9) 枝の誘引法は、本人が考案したユニークなフラミンゴ法である。トマトが 8 段目に開

花・着果した後、軽く捻枝して下方へとし向ける。果実が肥大し重くなるにつれて、枝が自然と下へと伸張する。通常、人手をかけて枝下ろしの作業を行なっているが、この方法は労力をかけずに、トマトの力でもって枝の誘引を済ませるといふ、アイデア溢れる技術である。

10) トマトの必要とする成分量は、平成8年に導入した水耕栽培施設でもって、施用量と生育状況（例えば葉色、花色、茎の太さなど）を見極めながら、生育ステージに応じた適正な量を把握している。自前の施設で実験を繰り返しながら、科学的データに裏打ちされた技術の組み立てに、努めている。

③ 計画性、発展性のある経営

1) 長年の簿記記帳の分析結果を活用し、価格変動や資材費の高騰等への対策及び技術対応を、計画的に導入している。また、出荷計画は、市場の販売計画に対応するなど、堅実な経営計画に徹している。

2) 土壌障害など問題が発生すると、養液土耕システムを開発するなど、常に技術の改良、労働軽減、コスト削減のための改善意欲が高く、そして多くの成果を挙げている。最近の石油高騰に対応して、摘葉して果実に太陽光を多く照射させて着色を促進する技術や、地温の低い時期に株元から切断した後、そこから脇芽を伸張させる主枝更新技術に挑戦するなど、改善姿勢を崩さない。

3) 現在、21歳の長男が就農しており、すでに後継者を確保している。これは、創意工夫した技術を駆使して高収益を確保し、楽しく営農している父の姿を目にして、後継者として同じ道を選択したものである。

④ 経営改善の取り組み

1) 父から引き継いだ親子2代、50年にわたる簿記記帳は、経営の貴重な歴史記録ともなっている。パソコンで複式簿記を記帳し、経営計画の作成、点検、評価に役立てている。すなわち、マネージメント・サイクルを実行している。

2) 経営管理面でのパソコンの活用は、経営収支計画の作成やハウスの栽培管理、さらには気象データの処理、生産・販売情報の収集など多岐にわたる。

3) 施設投資を抑制してきたために、施設は小規模であり、48棟に及ぶ多くの施設の病虫害の予防と良質トマトの経済的、効率的栽培を行うために、土壌条件、養液濃度、温度・水分管理、品種、作付けローテーションとその時々生育状況などを科学的に、総合的に判断するために記録が活用されている。

その基礎には、親子2代に渡るたゆみ無き記録と鋭い観察力、研究心が存在しており、この点でも模範となる経営である。

以上3戸の法人経営農家は、青森県内でも代表的な優秀な経営であるが、その経営実態、経済の収益性は労働の質・量に対してなお厳しいものがある。農業を巡る交易条件の悪化によって存続を脅かされていることを銘記したい。

上越における地域農業支援システムと集落営農・法人化

横浜国立大学大学院国際社会科学研究所 田代洋一

はじめに

上越市は、旧上越市に 13 町村が合流して 2005 年 1 月にできあがった、面積 972 平方キロメートル、人口 21 万の巨大合併市である(1)。またえちご上越農協は 2001 年に 7 農協が合併し、上越、妙高 2 市(旧 2 市 7 町 8 村)にまたがる正組合員 24,058 人、准組合 17,611 人、計 41,699 人のこれまた巨大農協になっている。

上越市の総農家数は 2005 年で 10,601 戸、平均面積 1.72ha(県平均 1.92ha)、うち水田が 94%。販売農家が 8,057 戸で 76%、自給的農家が 1/4 を占め、販売農家のうちⅡ兼農家が 76% を占める(専業 14.6%、Ⅰ兼 9.8%)。2004 年の上越市の農業粗生産額は 226 億円、うち米が 77%、畜産が 11%、野菜が 8%を占める。経営耕地規模別には 5ha 以上が 369 戸(3.5%)、内 10ha 以上が 117 戸存在する。認定農業者は個人 841 人、法人 69 である。

以上要するに行政も農協も、その規模において今日の広域合併の典型例といえる。このような広域合併地域において、今日的な担い手や法人の育成、品目横断的経営安定対策や生産調整に行政や農業団体がいかに協同して取り組むかは大きな課題だといえる。

この課題に対して地域の関係機関は 2005 年に上越市担い手育成総合支援協議会を組織した。同協議会は地域の全関係機関(市、農協、上越東農林事務所、県上越振興局農林振興部、共済組合、農業委員会、上江・中江・頸城土地改良区、県土地改良事業団体連合会中頸城支部)から構成される。これは国の方針に沿ったものだが、その下に実働部隊としての事務局=推進チームを市農業振興課内に設けた点が特徴的である。そのスタッフは、農業振興課担い手育成係 5 名、農協 2 名、県振興局 2 名、協議会コーディネーター 4 名、事務臨時 1 名、そして冬期間のみ雇用の男性 1 名からなる。農業振興課の職員を除いて 10～11 名の体制である。農協と県の職員は出向の形はとらず協力職員となっている。

農業委員会等のその他組織は協議会の構成員ではあるが、事務局には人を送り込んでいない。実質は市行政、農協、普及指導センターの三者体制といえる。

このような取り組み体制の下では、農業委員会は従来通りの農地流動化を担い、市農業振興課は固有には認定農業者育成、協議会は後述するように主として集落営農、法人化の取り組み、農協は固有には以上ではカバーできない農家に対して農協出資法人・アグリパートナーで対応しようとしている。

以上を踏まえて本稿では、諸組織の状況と取り組み(Ⅰ)、集落営農の組織化事例(Ⅱ)についてみていくことにしたい。

Ⅰ.地域農業支援システムの構築

1. 上越市

(1) 行政の体制

農業関係は、市には農政企画課、農業振興課と農地関係の 3 課がある。農政企画課は 9 名で、基本計画等のプランニング、農振関係、食育、市民農園、農業振興、施設管理、ブランド化等を担当している。農業振興課は担い手育成や生産調整を担当し、プロパーの職員

が 10 名、臨時が 3 名である。そのほか前述の協議会関係の協力職員が農協から 2 名、普及から 1.5 名、コーディネーターが 4 名いる。さらに生産調整協議会に農協から 1 名が出向いており、臨時 1 名を雇用している。

ここが企画立案・予算と旧上越市内を担当し、各区は前述の産業建設グループの職員が担当する。市の説明では、産業建設グループは市(農業振興課)の下部組織ではなく、施策展開は同格の立場だとするが、予算査定の権限は課がもつので、権限的には整理統合の過程にあるとみられる。

ここで吉川区を事例に区の状態をみると、吉川町にはかつては産業課、建設課に各 9～10 名の正職員がいたが、その後に産業建設課に統合して 15 名の職員となる。それが合併に伴い産業建設グループ 9 名になった。うち 1 名が前述のように農業委員会専従なので、実質は合併により半減したと言える。体制的にはグループ長=参事 1 名、建設・観光・産業の 3 班に分かれて仕事をしている。経営安定対策対応については集落等に PR 活動をし、手が挙げると区の手には負えないものは区が段取りして協議会に説明等してもらう。窓口機能が主だと言える。

市に戻ると、農業振興課長、担い手担当の副課長ともに旧上越市以外の出身であり、とくに後者の S 氏は旧吉川町の農政係長・農業経営改善支援センター長から抜擢された。すなわち今日の協議会の DNA は吉川町にあるといえる。そこで以下、吉川町での取り組みを見る(2)。

(2) 吉川町での取り組み

S 氏は 2003 年 4 月から発足した町の経営改善支援センター長に就く(2)。センターはセンター長 1、指導員 1(普及 OB)、事務補佐 1 名の小所帯だった。

センターの取り組みに当たっては、その前年の 12 月に発せられた米政策改革大綱のインパクトが大きい。WTO 交渉の動きをみると、この大綱が今後の農政を制すると判断し、今、集落営農を立ちあげ、法人化しないと 2007 年以降が大変になるとみた。東京の大学で農業経済を学んだ氏は、都市近郊・米単作地帯の労働市場は兼業で出来る稲作システムを作ったとみる。そういう総兼業的な農業構造の下では個別の担い手・「点」だけで地域農業をカバーし WTO に対応することはできないとして、集落営農的な「舟」を用意する必要を感じた。農政は個別経営体の育成オンリーで、それは今も変わらず、後に集落営農も認めるようになったが、それも「鬼子としてだ」とみる。

しかしたんなる集落営農ではダメで法人化が必要だという判断だった。その点で国は特定農業団体・集落営農組織に問題を矮小化したとみる。経営安定対策の対象要件は法人だと認定農業者として 4ha になるが、集落営農組織だと 20ha になる。その点でも特定農業団体と同等条件の集落営農組織を作り、それを法人化するよりも一挙に法人化を図る方が要件的にも有利という判断もあっただろう。

しかし機械装備、損益分岐点からしても最低 20ha は必要であり、初期投資の点からして既存の経営からピックアップして組織化するのは無理があり、集落基盤になる。

このような考えに基づき、2003～2004 年にかけて吉川町で 6 つの特定農業法人が立ちあげられている。注目すべきは S 氏は農業組合法人「原之町」の構成員であり、当事者でもある点である。

このような主体的条件に加えて吉川町は平野部では国営・県営の圃場整備事業がほぼな

され、それを受けて機械利用組合的な集落基盤の生産組合が作られていたことがあげられる。

(3) 上越市担い手育成総合協議会「推進チーム」

協議会、その事務局については前述したが、当事者は事務局を「推進チーム」と呼んでいる。その方が実態を表すともいえる。ワンフロア化の実態も推進チームにある。

推進チームの構成は前述したが、実は農業振興課本体は5名としたが、担い手係長と副課長が主として対応しており、後は臨機応変と言うことである。

農協からの2名は「それなりの人を」という市からの要請で、52歳と48歳の者が出向ではなく「協力職員」の形で振興課にデスクを置いて常勤している。前者は営農振興課の新設課長(課長2名体制)、後者は同じく営農振興課に属すベテランの営農指導員である。県振興局(普及センター)は1名は常勤、1名は週の半分ほど振興課に出ている。給与も出張旅費等も全て母体もちである。

コーディネーター4名は、57～66歳、普及OB(柏崎の普及員から吉川町の構造改善センター嘱託へ)、共済組合OB(参事)、と農協OB2名(営農部長、営農指導員)である。さらに冬季のみの雇用者1名がいる(農協をやめて専業農家になったが、1～3月のみ勤務)。

これらのスタッフは旧上越市を主として担当し、区の方は彼らも出かけるが、区の産業建設グループ、農協の担当職員、普及の地区担当が主として担当する。推進チームの時間配分は上越市6割、区4割といったところだという。要するに後発の旧上越市に当面のターゲットをおいており、今のところ区の動きがゆっくりなので、これで対応できるという話である。

さて推進チームは2006年度に集落営農による法人化・特定農業団体の目標として70を掲げている。内訳は旧上越市33、柿崎1、吉川7、板倉5、清里5、三和8、安塚4、大島1、牧6であり、大潟・頸城・名立・浦川原はゼロである。ゼロには両極があり、頸城・大潟のような海岸寄り平野部の個別大規模経営の展開地帯と、その他の中山間地域である。これらは集落、集落単位の生産組合が主だが、複数集落にまたがる生産組合も3つある。2006年8月現在で、集落営農による法人化志向が48、特定農業団体志向が6、既にできたのが1、その他は未定である。

集計表に数字記載のあるのは47、その参加戸数は817戸、面積は1,011haである。1組織当たり17戸、21.5haということになる(これに既存の117戸、175haを足せば934戸、1,186haになる)。未記載のものが平均並みだとすれば、70全てが立ち上がったとして、かつ既存のものも加えて、1,325戸、1,681haになる。

推進チームとしては、2006年度の実績が12、目標の70に対して確実なのは40～50とみている。従って上記の7割程度の参加ということになるのだろうか。

2. えちご上越農協のアグリパートナー

(1) 農協出資農業生産法人・株式会社アグリパートナーの設立

農協、具体的には営農生活部長が設立を思い立った背景の一端は、2005年の農家組合長アンケートに示されている。すなわち上越地域を例に取れば、個別の拡大志向の後継者がいないが2/3、離農跡地等を担い手が耕作できないが半分、耕作放棄される可能性が高いが48%、中山間地域に至っては3/4を占める。そして集落の法人化あるいは既存受託組

織の意向が 80%にものぼる。

また管内の集落の面積別分布をみると、集落営農経営体の基準面積 20ha 未満の集落が 3/4 を占める。協議会が設立を予定している集落営農は前述のように上越市に限定されるが 70 に過ぎない(数集落のケースもあるで集落数は 70 以上、ただし実現可能性は別)。法人化・認定農業者化すれば政策対象要件を 4ha に引き下げ可能だが、それを抜きにすれば圧倒的に政策対象外の存在だといえる。もちろん集落営農ではなく個別経営が地域農業を担うこともできるわけだが、昨年も認定農業者が 4 名死亡し、その農地は総計 40ha に及んだという。そういうなかで隣の農家にあずけているがいつ耕作できなくなるかという心配があり、農協が預かってくれるなら安心だという声がある。また今がんばっている人も受け皿があればこそがんばる間はがんばるといふ安心感が生じる。

次に AP の狙いであるが、経営安定対策のもとで、主として市農業振興課が取り組む個別認定農業者、協議会で市・農協・普及センターが取り組む集落営農の法人化のいずれにもものれない農家を何とかしなければならぬ、農協理念として一戸でも多くの農家が結果的に経営安定対策にのれるように、というのが趣旨である。①の述べたように 951 集落あるなかで例え 150 集落が集落営農・法人化できたとしてもあと 800 集落が残る。その受け皿として農協出資法人を位置づけたい。従って自分たちで作れると言う農家は市の方にいってもらおう。

とはいえ中山間地域の営農条件の厳しいところはこちらでも受けるわけにはいかない。そこをどうするかは残された課題である。

(2) AP の仕組みと運営

AP の仕組みは、複数農家に地域でグループ(仲間)を作ってもらい、個々に農協農地保有合理化法人に利用権を設定する。農協は農地利用調整会議を経てアグリパートナー(以下 AP とする)に農地を転貸する。地域グループごとに作業班を作り、班長の下に作付・収支計画、作業料金、生産資材、基幹 4 作業の計画、肥培管理計画を検討し、AP に報告し、AP からの指示に基づいてグループの圃場の作業を行う、というものである。このように「会社の指示で作業員が農作業する」という形式で、「会社が農業している」という建前を担保するわけである。

個々の農家が合理化法人に利用権を設定した田の作業を自分でしたのでは、AP はたんなる経営安定対策向けのトンネル機関となり、利用権設定は自作の偽装形態に過ぎなくなる。そこで強調されるのが、一戸で参加はアウト、必ず複数でグループをつくる点である。

複数といっても集落ぐるみではない。現実の集落営農を見ると集落の全戸参加というケースは一つもない。全員合意は困難で、それを待ったのでは始まらない。「とりあえずどんななかたちでもよいから舟に乗せる」のが趣旨である。従って地域で概ね合意がとれていれば可であり、戸数・面積等の条件はいっさい付けない。実際に 3 戸で 2.5ha という集落営農もあるのが頸城の現実である。

具体的には二つのケースを想定している。A は 5 戸の全戸が作業して 5ha を経営しているケースで、この場合は 5 人が 1 作業班として参加する。B は当該地域に 5 戸いるが、うち 2 戸は残り 3 戸のいずれかに農地を貸して作業はしていないケースで、この場合は 5 戸ではなく 3 戸での参加となる。利用権は農家から AP に移転される。要するにあくまで実質的に作業に出ることが参加の条件である。作業班の内部での実質的な受委託関係は大

いに展開しうるし、今後は作業班の間の受委託も成立しうる。

このような作業の仲間作りが受け皿作りと並ぶもう一つの趣旨である。こうして作業員の一員として法人経営を学び、数年後には「のれん分け」して法人化するのが「出口」であり、もう一つの建前である。しかし 4ha とか 20ha では将来的な競争力はない。出口は最低で 20ha、できれば 200ha を考えている。AP の構想を地元で話すと、ならば学校区、用水、支店単位がいいではないかという意見も出るが、初めからそのような理想を言うのは現実的でない。あくまで舟に乗せることが大切だと営農生活部長はいう。

作業班を作るに当たって最大の問題はリーダーがないことだ。そこでリーダーといわず、前述のように AP に検討結果を連絡し、指示を仰ぐ、連絡調整係として「班長」を選んで貰うことにしている。

法人登記は 2007 年 1 月になされた。構成員は役員 3 名のみであり、農家は構成員にならない。従って農事組合法人ではなく株式会社形態の農業生産法人である。農協が 300 万円出資して、経営管理委員会の副会長が役員になる。その他の役員は 66 歳と 60 歳の農協 OB (66 歳氏は農協職員から 8ha 経営の認定農業者になった人、60 歳氏は監査室長・経済部長を歴任した人) で各 5 万出資し、出資金合計は 310 万円である。その他、事務職員として女性一人を雇用する。

定款に、事業として土地利用型の農業経営、農作業の代行・請負・委託、農産物の加工・販売、農業機械・施設の利用貸付等を掲げている。収支計画書では、収入 1.3 億円のうち加工品販売高が 1.2 億円弱で大半を占めており、その実態は前述の屑米選別加工事業である。ここから分かるように AP は農協施設の運営で経営的に成り立たせることとされており、農産物販売に至る農業経営をするわけではない。直営としては 2～3ha を予定している程度である。管理手数料としては販売代金(仮渡金)の 4%を徴収することになっている。それとて雇用した女性 1 人の賃金を賄えればという計算である。

そして前述のように農協定年退職者を数名程度再雇用して施設運営を充実させていく方向である。それは農協事業の子会社化であり、農協合理化事業により利用権の再設定を受けての一連の業務は一種の農家サービスだといえる。

利用権は期間 10 年で、移転の場合は残存期間を引き継ぐ。小作料は畦畔込みの支払いで 10a20,000 円である。経理は AP に一元化されるわけだが、実際は作業班ごとの積み上げ計算である。作業班はパソコンの設置を義務づけられ、計数を打ち込んで報告する。

費用計算にあたっては、①田植えの苗運び、刈り取りの籾運搬といった作業は労務費として作業班ごとに賃金設定する。②機械作業は作業班ごとに決めた作業料金の支払いで処理する。標準料金の七掛けを目途にしている。自分の田を耕作するのに一々労賃計算しているのは煩わしい。③肥培管理費も作業班ごとに決める。個人の努力を反映させるか、プール計算するかも作業班の判断である。

現状での試算は、小作料が収入の 16%と想定されているので、先の小作料 20,000 円から逆算すれば反当粗収入は 125,000 円ということになる。コシヒカリ 9 俵、単価 15,000 円として計算すれば 135,000 円なのでやや低めに抑えた計算かも知れない。肥培管理料も小作料と同率にされているので金額にして 20,000 円ということになる。この試算では農業所得率 42%とされているのがポイントである。農機具をリースすることになっているが、自分たちのものを使えば所得率はもう少し上がる。

しかし最大のポイントは自分たちの決めた作業料金や賃金単価を AP に報告したうえで、あとは作業量、労働量、代金等をコンピューター入力すれば AP が計算してくれ、特別に会計担当をおかなくても「経理一元化」ができる点である。

(3) 目標と実績

当面は 1,000ha の目標にしたが、2 月末現在の実績は 200ha であり、農協職員、農協 OB 等が関与した集落からの申し込みがほとんどであり、現状では農協のコネによるものといえ、一般化はこれからの課題である。

大豆転作については、以上の稲作関係とは別だと位置づけている。転作については管内で 100、上越市内でも 50 の任意の転作組合があるが、これは解散し、新たに個別の担い手なり法人に作業委託・販売権譲渡し、担い手側が販売代金と交付金を受領し、そこから作業料金を差し引き、幾ばくかを地権者にバックすることになるだろうが、全額を返すことは不可能だとみている。

AP としては、水稻と同じ方式を予定している。すなわち大豆転作田の利用権の設定を農協合理化学業として行い、AP が再設定を受ける。AP は大豆作業受託組織と集落大豆転作組合を作業員として雇用し、それぞれ機械作業と管理作業を行わせる。大豆転作組合は利用権を設定した農家と同じことになるケースが多く、その場合は結果的に利用権設定といっても農家丸投げに近くなる。収益配分関係も稲作と同様である(利用権設定をせず、基幹作業受委託と販売委託契約でやる方式もあるが、その場合は作業受託したものを農家に再委託することになる)。

このような地権者と受託組織の関係、AP との利用権設定関係の両方が考えられるが、前者が多いのではないかとみている。

II. 集落営農と法人化

以上は行政や農協の地域農業支援システムを見てきたが、問題はこれらが現実にもどう機能しているかである。そこで II では、このような支援システム以前に成立した法人の事例(竹直)、支援システム下で立ち上がった事例(六万部、灰塚)、そしてアグリパートナーに参加した集落(東京田)の 4 事例をみていくこととする。

1. 竹直生産組合(旧吉川町)

竹直集落は旧吉川町の中心部から西北へ 2km の頸城平野の真ん中にある。総戸数 59 戸、農家 52 戸、水田 86.5ha、畑 4.6ha の集落である。専業農家は 1 戸、I 兼はゼロで、II 兼 51 戸である。法人には専業の 1 戸を除き残り全戸が加入している。構成員は重複もあり 54 名になっている。オール II 兼法人といってよい。

現組合長の Y 氏(51 歳)も父の代からの兼業農家で、父はサラリーマンの土日朝晩農業だった。本人もクレーン車の契約社員を 28 年続けている。

竹直では後述する国営パイロット事業の前から、それに関係なく、機械利用組合や転作組合の集団活動を活発にやってきた。前者は 1991 年の立ち上げで、トラクターとコンバインの利用組合として組織され、オペレーターが各 5～6 名張り付き、全戸が手伝いに出て、出役労賃で清算する方式をとってきた。田植は個人でやっていた。後者は大豆のブロックローテーションで、これも全戸出役した。

竹直は1948年という早い時期に10a区画整理を行い、その後、暗渠排水工事等も行い、稲作に支障はなかったが、より省力化をめざして、1992年からの国営農地再編パイロット事業に手を挙げることにした。50a区画が中心だが、条件のよいところは100a区画も可能である。補助率は国県60%に町が10%上乘せしたが、繰り上げ償還している。

工期は1997年までかかったが、その前年の1996年に農事組合法人・竹直生産組合を立ち上げている。既に機械利用組合の頃から農機具の個人更新は行わない申し合わせをしていたが、国営事業にあたってアンケート調査を行ったところ、「集落営農」「組織による営農」の声が多かった。3年間かけて話し合いをし、経営主・青壮年・主婦の三階層にわけて研修会や先進地見学も行った。1995年に生産組合の意向を確認し、1戸を除く全戸参加を得たわけである。

専業農家の1戸は参加しなかったが、当該農家は個別の規模拡大の意向をもち機械も自分で揃えて利用組合の時代から参加していなかった。

有限会社か農事組合法人かの選択理由は必ずしも明らかでないが、全戸参加という実態からして組合法人がふさわしいといえる。生産組合は1997年に特定農業法人の認定を受けており、それに伴う積立金の免税措置が組合法人の選択理由だとしている。

出資は、平均割り1戸2万円、反当6,500円、農協が320万円で合計957万円である。農協出資は要綱に書かれてるので受け入れたそうだが現状は足かせになっており、配当はしていない。役員は1期3年で理事7名、監事2名である。組合長は理事の互選で年報酬は200万円である。

設立に当たっては建物まで含めて1.5億円程度の投資を行い、うち9,000万円が補助金だった。現在も借金が800万円程度残っているという。組合の資料では組織設立前の1996年の参加農家の所有機械はトラクター43台、コンバイン31台、乾燥機24台等、金額で合計2.6億円に及んだが、組合設立後はトラクター・田植機・コンバイン・軽トラ各3台で計7,300万円にとどまっているとしている。10a当たりにして29,700円から16,245円への55%のコスト削減だという。

現在の機械保有は、トラクターが33馬力から115馬力まで5台、田植機が6～8条4台、コンバインが5～6条3台、大豆汎用コンバイン1台等を持ち、施設としては組合事務所、加工施設、格納庫等をもつ。組合事務所の2階は町内会等の会合にも使っている広いものである。ライスセンターはもたず、農協利用しており、900万円の支払いをしているが、あと4年で自前のライスセンターを設立できるとしている。

水田面積は76ha、内2haは法人所有である。後継者がどこの家も育たず耕作放棄が懸念されるなかで、手放す農家があれば法人が買い取る意思であり、実際に県公社を介して、立ち上がり2～3年前の2回にわけて4戸から購入している。売却農家は離農し法人メンバーではない。反当60万円程度である。今後とも状況に応じて購入するつもりである。

その他は構成員からの利用権設定であるが、集落外が2haある。集落内水田は水稻53ha、大豆転作21haである。大豆圃場はかなり固定化している。

オペレーターは5名、51～76歳にまたがり、最年少は組合長である。しかし田から足を洗わないようにということで、日曜祭日は若い人にもでて貰うようにし、それがプラス5名ほどいる。ウイークデーは年配者が作業するようにしている。出役は男女、職種にかかわらず時間1,100円である。

一般の集落営農と異なるのは水管理・畔草刈りである。4～10月にかけて季節従業員5名を雇い(70歳台の杜氏が主で、息子は組合員だが本人は員外)、畔草刈り等をしてもらう。ただし組合員、とくに若い人が出役する時は雇用者は外し、また2006年から土日曜には組合員もでて草刈りをするようにしており、季節雇用者も7名から5名に減らした。水管理は地権者戻しすると「自分の田だ」という意識が出て集落営農に逆行するということが、組合でやることにしている。といってもバブル灌水なので順番にやっていくことができロスがない。

加工にも取り組み、大豆の味噌・みそ漬け加工をパート2名を入れてやっている。青空市や農協の販売店等で売り400万円ほどである。みそ漬けの野菜は組合員農家から購入する。加工は拡大したい意向である。育苗ハウスは現在のところ物置になっているが、新しい野菜の試作などを行っている。

現在は専従の常勤者1名(56歳、470万円)を雇用し、大豆加工や季節雇用者5名の作業指揮をさせている。

農産物の販売や資材購入は専ら農協を通じており、資材購入については5%引きの適用を受けている。

2005年(暦年会計)の経営収支をみると(年度にまたがる産地作り交付金の圧縮特別勘定を修正して2005年度分を収益に計上する修正をほどこす)、収益は1億1,450万円、事業収入が1億円、稲作9,490万円(内担経294万円、稲得321万円)、転作372万円(内交付金174万円)、味噌・漬け物264万円(先の400万円とは異なる)、作業受託131万円。稲作収入が93%を占めるが、プラスαの収入も求めていると言える。事業外収入は補助金・奨励金が主で1,194万円、うち産地作り交付金が675万円である。

支出では、費用が1億1,642万円、主な内訳は製造原価的な費用4,871万円、事業管理費4,552万円、固定資産圧縮損1,931万円である。

いま補助金等を差し引いた事業収支のみをとりだせば(役員報酬、労賃、地代、税金、減価償却費を含む)、収支とも9400万円ではぼトントンである(固定資産圧縮損1,900万円を費用に含む)。

これに補助金的なもの1,800万円(担経、稲得、大豆交付金、産地作り交付金、農協奨励金やとも補償等)が加わり、先の固定資産圧縮損による早期償却もある。

小作料は21,000円で予算計上されるが、決算では「配当代わり」にプラス5,000円にしている。小作料は16,000円の時もあったが、ここ三年は上乗せできている。

実質的には補助金等を抜きにした事業収支でトントンにもっていきっており、補助金等はそのまま純益になる計算で、多くの稲作法人が事業収支の赤字を事業外収支(補助金)で補てんしてトントンにもっていき(4)のとは極めて対照的であり、低コストでパフォーマンスの高い経営になっている。

今後については、若い人は勤務優先だし、現在のオペレーター5名も高齢化してくるので、専従者3名体制にもっていきたい。募集しているがなかなか応募がなく、農業大学校にも募集をかけているとしている。

機械装備からしてあと10～20haは拡大可能であり、近隣集落に打って出る意向はあるが、そこでも集落営農への取り組みが始まっている。

機械利用組合は「出てナンボ」の世界なので、みんな出役しようとして過剰人員になり

無駄が多く、やはり法人の方がよい。また法人としての積み立てが大切であるとしている。
品目横断的経営安定対策には法人として対象になる。

2.農事組合法人・六万部(旧吉川町)

六万部集落は明治合併村・旭村に属する。「六万部村」という名前もあったというので農業集落=藩政村の可能性もある。総戸数 19 戸で、現在も農業しているのが 11 戸、8 戸は圃場整備前に離農した。大工等の自営兼業が多い。集落の水田面積は 18ha で、昭和始めに 12a 区画、そして 10 年前に終わった圃場整備で 30a 区画になっている。ため池地帯で、六万部は 4 つのため池にかかわる。ため池は現在も使われており、草刈りに 3 日ほどの出役がある。費用は水利組合が負担し、報酬は半日当の 3,500 円である。

18 名の組合員で 15ha の農地を対象として、このたび農事組合法人を立ちあげた。指導に従って組合法人としたが、その方が実態にふさわしい。

集落には認定農業者が 2 名いた。1 名は 48 歳、2.2ha 経営で広域組合の現業職員、もう 1 人は 47 歳、2.5ha 経営で製菓会社勤務である。2 人とも組合に加入し認定農業者から外れ、代わりに組合が認定農業者になった。「貸し剥がし」ならぬ認定農業者の集落営農包摂である。組合長の I 氏は 62 歳、郵便局勤務を経て土地改良区の理事長を 5 年務めている。妻は 60 歳で元は町の臨職、現在は畑仕事と子守りである。自作地 80a、小作地 80a で小作地は集落内から借りており、杜氏をしていた父の代からのものである。役員はその他に理事 4 名と監事で、年報酬は組合長 15 万円、理事 12 万円、監事 6 万円である。

出資金は 500 万円。反当 30,000 円と平均割り 51,000 円である。農協も前述のように出資する方針だが、その点については無条件なら受けても良いが、「ただより怖いものはない」と思っている。しかし資材、販売ともに農協オンリーなのでその点は問題ない。機械は田植機、コンバイン、格納庫等に 1,300 万円投じ、半額は県単事業の補助である。出資金は運転資金に充てることを考えている。初年度は春作業の運転資金だけでも反当 25,000 ～ 30,000 円かかるとして、構成員から反当 20,000 円ずつ集めた。

トラクターは先の圃場整備事業の時の補助事業で購入した機械利用組合有のものがあり、それをリースすることになっている。機械利用組合は春作業を共同し、秋作業は個別にやっていた。

また 4 年前から食品産業との結び付き枠でもち米 3ha の団地化と共同生産に取り組んできた。サイフも共同しており(経理一元化)、このことが法人化がスムーズに取りまとまる素地になった。

法人としての水稻の作付けはコシヒカリ、もち米、五百万石(酒米)が各 1/3 である。反収は 8.5 俵程度。

転作は大豆を 8 年間、転作組合 12 名で取り組んできた。3 年 1 回のブロックローテーションで過去実績も確保している。前から大豆は経理一元化し、産地作り交付金、大豆交付金も転作組合として受け、去年は反当 67,000 円の配当になった(経営安定対策への対応についてはこの転作組合としてやるのか、利用権を組合に設定しているので組合に移すのか、その場合に 10 名と 12 名のメンバーの相違をどうするのか等は聞き漏らした)。

オペレーターは 4 名。52 歳(ハム工場)、50 歳(運転手)、47 ～ 48 歳 2 名(元認定農業者)であり、いずれも兼業農家。報酬は時間給 1,000 円である。

水管理・畔草刈りの管理作業は地権者戻しにしないで3班に分けて担当し、時給1,000円。小作料は17,000円。標準小作料は30a区画だと20,000円だが水張面積支払いにした。

このような計画で初年度にチャレンジする。黒字になったら、小作料と労賃の何れを引きあげるかが問題になるが、前者だ。18名のうち8名は農業はしないが出資金を出すから田を作ってくれと言うことで、普通の賃貸借であれば出資金なしで20,000円なのに、ここでは出資金を出して貰ったうえに17,000円なので小作料を引き上げるのが筋とする。

先に農業しているのが11戸としたが、実はこのうち1名は体調を崩し耕作不能になった。その田1.9haは組合長が斡旋して他集落の農家2戸に引き受けて貰った(1戸は31歳、17haの専業、もう1戸は58歳、3haの兼業)。六万部で2haを引き受けたら1戸20aの増になるが、「そんなに田を作らんでくれ」という声があった。前述のようにオペレーターは兼業なので引き受けるのは難しいわけである。

3. 灰塚集落(旧上越市)

旧金谷村に属する上越市の集落で、「部落」「大字」と呼んできた。総戸数は97戸、うち農家は42戸である。農家はかつては60戸以上あったが、1958年頃の区画整理の後から離農し始め、とくに平成になった頃に減った。初めの頃は2～3haの大農家ほど先に離農した。

区画整理で10aにして以降は圃場整備の話にはならなかった。暗渠もいれておらず排水もあまり良くない。非農家は1975年頃に造成された団地50戸が主である。団地造成は地元の県会議員の口利きで栗畑を潰してなされた。1戸30～40坪程度の小さなもので、ほぼ1ha程度の転用か。

農家、非農家の両方で一つの町内会を構成しており、2001年には灰塚町内会館を建て、非農家から各21万円を徴収した。

町内会と農家組合は完全に分かれ、町内会長はko氏、農家組合長はka氏がなっている。両氏とも法人設立の中心メンバーなので先に紹介すると、ko氏は69歳、元小学校長、奥さん68歳も元教員、子供は女の子のみで他出。農地は水田55a、畑67aを所有。水田は、教員だった父の生前は自作したが、死後は30年ほど貸していた。6年前から条件の悪いところは休耕し、28aを自作し、水管理、畔草刈りをしている。

ka氏は64歳、現在も運輸業で働いている。奥さんは60歳で農業。長男39歳は整備工で、田植と秋作業は手伝う。お嫁さんは日通勤務。水田50、畑20aを自作している。

もう一人の幹部S氏は66歳、織物会社を60歳で定年退職した。奥さんは今も経理関係の職に就いている。次男32歳が同居しているが独身で信越化学に勤務する。水田は26a貸して32a自作、畑は9aである。

灰塚の法人化は協議会の筋書き通りに進んだ。2005年の暮、農業振興課の副課長と推進チーム・メンバーの営農指導員が経営安定対策の説明に入った。年が明けて1月の落常会(農家組合)で対応策が話し合われた。他集落の認定農業者3～4名に分散貸付することも一応考えられたが、当てにしている認定農業者の半数は高齢だからいずれ再編が必要になる、それなら横道は見ないで、市協議会の基本方針に沿って一発で農事組合法人化しようということになった。とくに現職の農業高校の教員であるT氏の「前向きに取り組もう」という発言が全体を制した。

その背景には、いうまでもなく高齢化が進んでいる、圃場が分散し効率が悪い、集落の圃場の真ん中に道路が通ることになり圃場が二分される等のことがあった。他方で、集落には50代の働き盛りの世代が6名おり(土建業2名、高校教員、プラント運転手、設計士、会社員)、今後は彼らを中核に取り組めるのではないかという事情もあった。

推進体制については、町内会の役員13名のうち田をやっている人8名が推進委員に選ばれた。8名は先のKo、Ka、S、T氏と上記6名の半分弱、元JR、前町内会長(土地改良区)である。

2006年1月下旬に参加するか否かのアンケートがとられ、24名の参加となった。その所有水田面積は15.6haである。法人は同月に認可されているから2～3ヶ月での超スピードの設立である。「サイフを一つにするということが大きい、まだ納得していないのではないか」と言う危惧もある。

構成員の田のほか、灰塚集落内に貸している8戸の1.8haが法人への貸付になり、法人の面積は17.4haになる。集落の総水田面積は25haで、残りの7.6haは、自作が6戸、他集落に貸しているのが4戸である。4戸のうち3戸は寡婦である。自作の最高は2haで、その他は40a程度が多い。ちなみにこの2haは集落最高でもあり、集落には認定農業者はいない。

出資金は均等割2万円、面積割が反当2万円で合計358.5万円。機械は各自の持ち寄りなので大きな設備投資等はなく、出資金は運転資金に充てる予定である。乾燥もカントリーに出さないで自分たちでやる計画だ。

土地利用は転作配分をまって最終的に決められるが、コシヒカリ9ha、コシイブキ3ha、もち米30a、転作は大豆だ。これまで生産調整はバラ転でやってきた。しかし2006年には各戸で大豆の試作をしてもらうことにし、ほとんど全戸が取り組み、3ha、50俵になった。この経験も法人化にプラスした。

役員は組合長を含めて理事4名、部長と副部長の計6名である。koさんが組合長になり報酬は年2万円以内、その他の理事は1万円、会計が2名で各1万円である。

オペレーターは6名確保した。60代、50代各3名である。時給は900円。水管理は、圃場を知らない人がやっても、ということで可能な限りは地権者がやることにして無報酬。畦畔草刈りは年4回地権者がやることにし、10a6,000円を支払う。

小作料は標準小作料の17,000円である。「払えない場合もありますよ」とアナウンスしているということである。

政策対応については、過去実績は2006年に大豆を撒く面積の1/3になる。黄ゲタやナラシの対象にはなる。特定農業法人の話はまだ聞いていない。担当者の説明ではいちどにあれもこれもではなくステップを踏んでということであり、いずれ特定農業法人化するとみられる。

法人化についてはダンナは知っているが、奥さん達は知らないと言うことで、空いている畑を借りて女性達がネギ作りを始めつつ、組合にコミットし始めている。

4.東京田集落(旧上越市)

同集落は1961年に高田市に合併する前の旧高土村の集落で農家18戸、うち実際に農業しているのは13戸である。水田は24haを耕作しており、2戸は他集落に貸している。名

前は「とうきょうでん」ではなく、「ひがしきょうでん」。

同集落にはこれから述べる N 氏の他に、今年から労金をやめて借地も含め 4ha 農業を始めた 56 歳の者を除けば、平均 1.2ha 程度の小規模農業だ。

このたび東京田の水田が I で述べた農協のアグリパートナー(AP)に農協合理化事業を通じて利用権することになった。そのまとめ役は N 氏である。N 氏は 65 歳。当時 55 歳が定年だったが、前から「50 歳で好きな農業を始める」と決めていて、経済課長で農協をやめ帰農した。自作地は 1.6ha だったが、田んぼの両隣りが作れなくなった親戚の田で、それを 3ha 借りた。翌年にさらに一挙に借りることができて現在は全部で 8ha を耕作。借地は集落内と隣集落で、両集落の水田は錯綜している。地権者は 7 名、利用権の期間は 6 ～ 10 年である。

N 氏はそのほか、育苗や作業受託 13ha ほどをやっており、「今年から消費税を払うようになった」としているから 1,000 万円の受託収入をあげていことになる。

N 氏の奥さんは 61 歳でやはり農協出身。長男 36 歳は長岡市でサラリーマンをしており、地元に戻るつもりだが農業をする気はない。

同氏は 65 歳からは自作田のみにしようと考えており、期間終了時は返還するつもりだったが、実際には返されたら困る人ばかりだった。

ちょうどこのような折に AP の話がもちあがり、N 氏としては渡りに舟だった。その最大の理由は農協が経理を指導してくれる点だ。集落営農等の法人化もあり得るが、経理を自分たちでやらねばならない。それを誰がやるのかという問題だ。そこで N 氏は「オレはいいがみんなはどうするのだ」と問題をもちかけた。AP の話には総論賛成だが、各論になると反対も出た。その一人だった土地改良区勤務(58 歳)の 1 戸はこの話を聞いてすぐ他集落に農地を貸して話から降りた。そこで残りの 13 戸で 24ha の利用権設定となったわけである(実際にはもう 1 戸が不参加だが、30a の小規模農家)。

こうして 65 歳で借地農業をリタイアして自作化するつもりだった N 氏も「定年」を 70 歳まで延長して取り組むことになった。AP に利用権設定した後の実際の作業をどうするかについては、今年はそれぞれ自分の田を受け持つことにした。N 氏は設定を受けていた利用権は AP に移転するが、8ha の耕作は受け持つ。

しかし余裕のある人への作業再編も徐々に進みつつある。例えば 75 歳氏の 80a を 55 歳氏が引き受ける。70 歳氏の 120a を先の農業開始した 56 歳氏が引き受けた。N 氏も育苗の受託をしている。

このように AP 方式に借地の持ち込み、自作農家の自作地の持ち込み、そのなかでの作業受委託の進展といった事態が生じており、AP を介して旧自作田を「自作」という関係は少しずつではあるが変わりつつあると言える。

さらに転作関係が加わる。転作大豆は耕耘は各自で行うが、その他の作業は N 氏が受託している。その仕組みは東京田生産組合を通じて高士受託組合の構成員としての N 氏が受託する関係だ。両組合とも任意組合である。高士受託組合は旧高士村の 9 戸の農家で組織したもので、農協から機械をリースして大豆転作作業 28ha を受託している。高士受託組合は作業料金をもらい、そこからオペ賃金と機械リース料を支払っている。

今回の経営安定対策に際しては、高士受託組合が経営体化して交付対象になることはない。というのは構成員は 45ha、30ha といった大規模農家もおり、誰かにまとめるわけに

はいかないからだ。かといって高土は機械を事実上もっているから解散せず、作業受託を継続する。過去実績は地権者がもち、AP にそれが移転されることで、実態として新制度を享受しうるわけである。

ほぼこのような仕組みで東京田の転作 4.6ha の耕耘を除く作業は、〈東京田生産組合→高土受託組合→N氏〉という経路でN氏が受託するわけである。

ここで小作料についてみると、これまでの自作田をAPに利用権設定した場合の小作料は反当20,000円にした。それに対して従来(APを通さないという意味での相対)の小作料は15,000円である。これがAPを通すことでどうなるかだが、結論的に15,000円を変えない。なぜならもし15,000円を20,000円に引き上げれば、その分だけ他の農家への配分が減るからである。従来の実態関係は変えずにAP方式に移行する点にきめ細かな配慮がうかがわれる。

さてN氏は前述のように借地農として「定年」をもう5年のばして70歳とした。しかしもう後はないとしている。ならば後継者はいるのか。それについては、定年を控えて集落の評議員になっている者が3名いて、当面は水稻と転作はN氏、農地・水・環境保全向上対策はこの3人が集落をまとめていけるとしている。

おわりに

最後に地域の取り組みの特徴をまとめたい。

第一は、米政策を中核に据えている点である。それは米単作色の強い地域としては当然のこととも言えるが、必ずしもそうではない。現在における東日本の経営安定対策対応は転作(麦・大豆)を中心にしたところが多い。米については、農業構造を変えること(利用権や販売権を集中すること)は地域実態に合わないし至難だが、転作については、販売権を作業受託組合等に移譲しつつ産地作り交付金は地権者が取得するという関係が成立しており、それに即して経営安定対策への取り組みがみられるのが東日本なかんづく東北の実態である。このように米(ナラシ)は棚上げあるいは先送りした対応策に対して、上越地域は明確に米をターゲットにしている点が特徴である。

それは米政策改革に政策の将来を読みとった行政サイドに特に強いが、農協も同様だといえる。農協はとくに大豆転作に莫大な投資を行うなど産地作りを推進してきたが、販売事業の核は米にある。

稲作を中心に集落営農の育成と法人化を支援する地域農政は、たんなる経営安定対策への対応という域を超えて、それ自体としての意義をもつ。今日の地域農政としてはその意味が大きい。

第二に、そのことの反面として、転作での経営安定対策対応については、従来の〈集落単位あるいはより広域の転作組合(地権者組合)→転作作業受託組合〉という二階建ての対応に対して、経営安定対策上の受託組合の「生産調整組織」化を図るというよりは、表面的にはこのような関係を解消して、〈地権者→「担い手」〉への再編が主流になるとみているようである。もちろん米対策として育成された組織・経営が同時に転作を担うケースもあろうが、少なくともそうでない地域についてはこのように考えられているようである。その場合にも、恐らく実態的には転作作業は従来の受託者組織で行うケースが多いだろうが、経営安定対策については「担い手」個別の申請となる。

第三に、第一の集落営農の育成・法人化の追求という地域農政の展開は独自の協働組織を必要とした。それに応えたのが「推進チーム」である。担い手育成総合支援協議会を組織するところまでは国の施策に沿ったものだが、その事務局を「推進チーム」として組織し、地域における実働部隊の一本化を果たした。推進チームは「ワンフロア化」あるいは「地域農業支援センター」的な役割を担っている。

農協や普及指導センターが市の要請に応じて自らの貴重な人材を市の農業振興課に協力職員として送り込んだ具体的な経緯は残念ながら不明である。おそらくそれは巨大化した行政と農協のトップレベルの戦略意思の統一に基づくもので、我々の調査はその域には及ばなかったからである。しかし、次のことだけは言えよう。それは前述のように、泰一に、経営安定対策に対して転作だけでなく米を核に対応を考える、第二に、たんなる経営安定対策対応を超えて地域農業の担い手づくり、なかんずく集落営農の組織化とその法人化に取り組む、という先の第一の点に係わる戦略意思の統一がなされていたことである。県の普及指導センターもまたその確認の上に人を送り込んで協力している。

第四に、そのような大きな戦略意思の統一とそれに基づく協働とともに、それぞれの独自機能の追求がみられる。単純化すれば、個別の担い手農家の認定農業者化は農業振興課、集落営農の育成とその法人化は「推進チーム」、それらの対象から漏れる零細農家・集落については農協のアグリパートナーという分業体制である。

先にトップの戦略意思は統一されているとしたが、現場を担う人々の間には、＜集落営農→法人化＞か＜作業班→AP→のれん分け法人化＞かの戦術の相違はあるようにみられた。

しかし現実的には地域・集落の条件の相違に即した分業・分担関係が成立しているように見受けられた。その点についてはまだ両路線が並進中なので結論的なことは言えず、趣旨を取り違えれば競合も生じうるが、IIでの管見の限りではそう言えそうである。

第五に、農協のアグリパートナーについては前述の通りであり、その趣旨は客観的な根拠をもつものと判断される。すなわち個別の認定農業者経営や集落営農の育成・法人化ではカバーしきれない集落・農家の広範な存在があり、量的にはむしろそれが多数を占める中で、それらを将来的に協業経営体として育成する展望をもち、そのためのインキュベーター機能を果たす、当面は経営安定対策の対象からさもなくばこぼれ落ちる農家群の「仲間作り」を進め、その「受け皿」として機能するというものである。

しかしそこには、第一に、形式的な利用権の設定、経理一元化、経営安定対策の交付金目当ての組織化と避難されないような実態をどう醸成するか、第二に、どこまで協議会が進める集落営農の育成・法人化とバッティングせず共存しうるか、第三に、「出口」としての「のれん分け」・法人化は果たして可能か、という重い課題が残されている。当面は第一、第二の点が焦点だが、そのためには育成された集落営農等の実態をみる必要がある。

第六に、そこで育成された集落営農を比較すると、まず先行事例としての吉川町の直竹は、新システムによる育成というよりは、地域自らが作り上げてきた側面が強い。その構成員は50戸以上、対象面積は70ha以上に及び、水稻、加工、転作を包摂し、組合長にもそれなりの報酬を支払い、専従者を雇用し、将来的には専従職員による経営を展望している。まさに農政がめざす集落営農経営体といえよう。

それに対して経営安定対策をにらみ、新システムの下で育成されたその他の集落営農は、

まさに集落営農と呼ぶにふさわしい実態のものである。参加戸数は 10 数戸、面積は 20ha 未満、組合長・リーダーは、小学校長、土地改良区理事長、元農協職員であり、その報酬もボランティア的なものである。面積 20ha 未満という点では農政の進める 20ha を要件とする特定農業団体的な組織化ではなく、一挙に法人化して 4ha 要件をクリアする協議会の路線が現実的なことを示唆する。もちろん農政の方式でも特例措置は可能だが、それを適用しなければ、以上のようなことである。問題は水管理・畦草刈り等の管理労働の分担とその報酬関係だが、その点は様々だった。北陸の集落営農やその法人化では地権者戻しと手厚い報酬が一般的だが、必ずしもそうになっていない点は注目される。それだけ農家の「自作農」体制が兼業化や高齢化で崩れているともいえる。灰塚では地権者戻しだが、水管理は無報酬にしている点で異なる。

いずれも戸数は少なく、自分たちの水田を守るという防衛的な性格が強いといえる。六万部の場合は集落内の水田を集落外にお願いすることまでしている。その意味では構成員によるギリギリの防衛といえよう。にもかかわらず法人化に突き進んだのは、少なくとも 50 歳台のオペレーター層、次のリーダー世代を擁しているのが最大の要因だろう。

それに対して AP 方式にのった東京田集落に六万部や灰塚と決定的に異なる点があるかという点、それは必ずしも見いだしがたい。強いてあげれば、第一に 50 代の層がやや薄い可能性があること、第二に集落リーダーかつ個別認定農業者である N 氏がそのキャリアからして農協との結びつきが強い点である。AP に参加表明した集落のほとんどには、農協 OB や農協現職がいてイニシアティブを発揮している。

その点では、協議会と農協 AP が、それぞれ組織しやすいところから着手しているといえる。しかし協議会方式の集落営農も AP 参加の集落も、その構成員・面積は小さく、この規模で法人化や法人としての安定性があるかは不明である。その意味では早晚、再編成を免れないかもしれない。その時は並進してきた協議会方式と AP 方式の真の意味での総合化が求められだろう。要はそのような再編・総合化を妨げないような集落営農の育成を目指すべきだろう。

注

(1) 福島富「上越市の地域自治組織」『地域と自治体第 31 集地域自治組織と住民自治』自治体研究社、2006 年。

(2) 笹川肇「新潟県上越市農業経営改善支援センターの取り組み」『農政調査時報』2006 年 3 月号。

農業法人と地域づくり

京都大学大学院経済学研究科 岡田知弘

はじめに

2000年代後半にはいって、小泉純一郎内閣の「構造改革」政策の一環として、大規模経営育成に重点をおいた「選択と集中」政策による「構造改革」型農政が進められてきた。来年度から本格的に開始される新たな経営所得安定対策による品目横断型直接支払いは、基本的に経営面積4ヘクタール以上（北海道は10ヘクタール以上）の個別経営体と20ヘクタール以上の法人指向型集落営農組織に対して集中して投下されることになっている。

ちなみに、「構造改革特区」の目玉のひとつに、農業への株式会社参入の規制緩和があった。この恩恵を真っ先に受けたのが、オリックスとカゴメの合弁による「加太菜園」であった。同菜園は、和歌山市郊外にある関西新空港用土砂採取地跡に、株式会社形態で作られた5.2ヘクタールの農園である。アジアで最大規模のハイテク農園だといわれているが、「特区」制度の活用によって県が土地開発公社から借り受けた土地を割安の借地料で又借りするという恩恵を受けている¹⁾。

一方、農水省は、食料自給率を2010年までに45%に回復することを「食料・農業・農村基本計画」のなかに盛り込んだが、この目標を、農産物価格保証政策を廃棄して一部の大規模経営体のみを支援しながら達成することは、極めて困難であると考えられる。というのも、大規模経営体の生産シェアは未だわずかであり、小規模兼業農家による生産が日本の食料生産の多くを支えているという実態がある。また、大規模な水田農業が不可能な畑作地帯、果樹地帯、畜産地帯、さらには地形的な制約が大きい山間地域は、事実上政策対象から除外されることになる。加えて、水田農業は水利や病虫害の関係で地域的な一体性のなかで営まれるものであり、一部の大規模経営体のみを優遇することはその一体性を技術的にも経営的にも崩すことになる。さらに、農協合併や市町村合併による農業支援スタッフの削減があり、営農指導、土地利用調整、販路の確保という点においても、不安定要因が拡大しているからである。

農業経営の問題は、農業政策の側面ではとらえることができない問題である。その経営体が立地している地域の自然環境、経済、コミュニティ、文化、そして自治活動と、農業者の活動は密接に関係しているのである。とりわけ、1980年代後半以降のグローバル経済化の流れの中で、日本の農業、農村は衰退の一途をたどっており、その再生は焦眉の課題となっている。果たして、政府が推進している大規模経営の農業法人化政策で地域経済・社会の持続的発展は、可能なのだろうか。

そこで、本章の課題は、地域づくりの担い手という視点から、農業法人の経営活動を考察することに設定することにした。調査対象は、長野県及び大分県であり、いずれも2005年から2006年にかけての調査に基づいた分析を行っている。

I 長野県下伊那郡阿智村と智里東農事組合

1) 阿智村の概要

阿智村は、長野県下伊那郡の西南に位置し、西は中央アルプスの恵那山を境として岐阜県および木曾郡に接し、北は清内路村、東は飯田市、下條村、南は阿南町、平谷村に接している。恵那山、富士見台高原および大川入山から深い谷間をぬって大小の河川が流れ阿智川および和知野川となって天竜川に注いでいる。標高 410m から 2,191m までの山間地に 54 の集落が点在している。面積は 170.31 平方キロメートルで、人口は 6,687 人（2006 年 1 月 1 日現在）である。

阿智村は、1956 年に 智里、伍和、会地の 3 つの村が合併して発足した。2006 年 1 月に浪合村と合併し、現在に至っている。

阿智村の大きな特徴は、温泉と中央自動車道のインターチェンジが存在することである。温泉は、1973 年に旧国鉄新線のトンネル調査中に湧出し、温泉権を村が取得し、昼神温泉郷を開発した。その直後に中央自動車道が開通し、名古屋方面からのみ降りることのできる園原インターチェンジが、地元からの要望で 1992 年に開設された。

昼神温泉は、ホテル・旅館 22 軒からなる。ほとんどが飯田市の建設会社等外部資本が経営しているものであり、地元関係は 2 施設程度である。総収容人数は 3,500 人であり、年間 70 万人以上の観光客が訪れており、南信州最大の温泉郷といわれる。

2) 智里東農事組合の設立過程

この昼神温泉のある地区が、智里東である。智里東地区で、農業法人・智里東農事組合が誕生した背景には、阿智村での社会教育の実践があった。阿智村では、戦後、小学校区単位での地区公民館活動が、活発に行われていた。この地区公民館活動は、「旧村意識」を壊すために、小学校区単位で、青年、女性も含めて地域づくりに参加するために展開されたものであり、地区公民館、中央公民館単位で、毎年社会教育研究集会在開催され、現在に至っている。

1978 年に、過疎化が進行していた智里西地区で小学校の統廃合問題がおき、村の職員組合と地区の青年が地域調査を実施した。これに刺激を受けた智里東地区の青年たちが、1980 年頃から月 1 回、放談会を開催する。この放談会には、家を継いだ農家の長男や村役場の職員、U ターンしてきた青年たち 12 人が参加した。そのリーダーが、小松勝文氏（1943 年生まれ）である。氏は、一旦、味の素に勤めた後、72 年に U ターンしてきた人である。小松氏らは、そこで地域づくりの組織、「東会」を発足させる。

この東会発会の趣旨が、『第 16 回社会教育研究集會資料集』に残されている。そこには、下記のような夢と目標が語られていた。

〈これから智里東でずっと生きてゆこうという仲間が（問題を）具体的に解決し、”楽しく””生きがいのある”そして”ゆとりある”地域づくりを目指して”積極的に考え行動する集り”として、この会を発足させたいと思います〉

〈夢は、生産から加工、販売まですべて住民が作り上げる『総合商社 株式会社ひがし』の設立〉

〈そのために、人口（とくに児童人口）の増大、地場産業の振興をはかる〉

〈どのように達成したらよいか！ 4 つの柱

昼神温泉の利用、国道 153 号線の利用、他地域との交流、地区の皆さんのために〉

当初は、青年の有志の取り組みから開始されたが、智里東地区としても全面的にバックアップする体制がとられていくことになる。1982年1月には、智里東公民館を母体に「地区を考える会」が設立され、青年たちの「東会」の活動を認知し、バックアップしたのである。

東会では、まず、昼神温泉を活用した地域づくりの一步として、温泉郷で朝市を開くことを考える。1981年11月に朝市を開始し、地元の智里東地区の住民が農産物などを出品し、好評を得る。その後、加工部門への進出を試み、1983年10月に、村の補助金を活用して加工センターが完成、漬物、味噌、菓子製造の許可を取得する。

この頃、地区公民館では、「産業おこし」をテーマに、信州大の玉井氏のセミナーや高山市の視察を企画し、東会のメンバーを中心に研鑽を積んでいく。

さらに、1984、85年度にかけて、県費補助事業「村おこしモデル事業」の指定を受ける。受け皿として、「地区を考える会」のなかに「智里東地区特産物振興会」が設立される。具体的な事業として、荒廃耕地を開墾し、りんごの果樹園を造成したり、漬物貯蔵庫も建設した。1984年には、事業規模が拡大したため、Iターンの青年を専従職員に採用し、食品加工部門の事業を広げた。

事業が順調に拡大してきたのを機に、1986年、任意団体である東会を発展的に継承する形で、農事組合法人の設立に踏み切る。法人設立にあたっては、38人の住民が出資し、計988口が集まった。東会の会員は、1人80万円、小松氏は160万円出資することになった。当時の智里農協組合長も設立を支援してくれたという。同法人の事業目的は、農産物の生産、加工、販売におかれ、専従者として、Iターン、Uターン者ら4人が雇用された。組合として、開墾、果樹園造成、りんご、ブルーベリー栽培、加工、販売、朝市を通して順調に事業を拡大し、従業員規模は地元住民を中心に最盛期には40人にも達した。

3) 農事組合の変質

昼神温泉の観光客が増えるにしたがい、農事組合の事業も順調に拡大していった。1987年には、ふるさと食堂「ひるがみ」と売店を昼神温泉に開設したのに続き、1989年には「そば処 おんびら」を開設した。

さらに、バブル崩壊後の1995年、パン、ケーキ、アイスクリームの加工・販売所「もーもー館」を、補助金事業で開設、運営するが、この施設がネックとなり農事組合の経営が危機に陥ることになる。

その頃、飯田市の土産店の役員をしていたS氏（現代表）が、組合の事務局に入り、経理を担当することになる。その後、S氏が中心となって、経営問題を理由に、小松氏を解任し、4年前にS氏が経営権を掌握することになった。

S氏は、債務の削減を最優先した経営をすすめ、借金を4年間で半減させるとともに、単年度黒字に転化させることに成功する。2005年度の売上高は約5億円であり、うち内部売上高（加工→販売部門）は1億円であるという。販売先の7割は昼神温泉であり、残りは中京圏で販売している。原材料はJAルートで調達し、村内調達はわずかであり、全体の8割が南信州地域から購入している。

職員は、4年間でほとんど入れ替えている。正職員20名、準職員10名、パート職員20名のうち、阿智村出身者は各々、5名、6名、8名であり、地元雇用率は大幅に低下した。

S氏は、今後の経営計画として、組合定款にある事業地域を「智里」から「南信州」に

変更することを考えている。現実の活動領域が南信州全体に広域化しているの、それに合わせたいということである。他方、農事組合を株式会社に変更することはないという。それは、過去のいきさつを考慮してのことである。

以上のように、智里東農事組合は、当初は地域づくりの担い手として地元有志の出資によって設立され、順調に事業拡大を遂げてきたにもかかわらず、経営問題を契機にした経営者の交代によって、地元地域貢献よりも、経営の効率性、収益性を重視した経営体へと転化してしまったのである。

II 大分県・由布市

大分県由布市は、2005年10月1日に、湯布院町、庄内町、狭間町が合併して発足した自治体である。本節では、この由布市の旧・湯布院町及び庄内町での農業法人と地域づくりについて述べていきたい。

1) 湯布院町合併問題の経過

旧・湯布院町は、昭和の大合併によって、由布院町と湯平村が対等合併してできた町である。それから半世紀が経って「平成の大合併」が強力に推し進められるなかで、今度は湯布院町が、大分郡内にある庄内町、狭間町と対等合併し、由布市となった。これによって、面積は湯布院町時代の127平方キロメートルから、319平方キロメートルの市域へと広がった。市役所本庁は、3町の間にあたる旧庄内町役場におかれ、教育委員会をはじめ各部署が分庁舎方式で分散することになった。旧由布院町役場には、環境商工観光部、健康福祉事務所、教育委員会がおかれている。だが、議会事務局や農政課、建設課は、由布院盆地から最も遠い旧狭間役場にあり、自動車でも移動に40～50分程度かかる。

3町のなかであって、狭間町は大分市に隣接するベッドタウンとして人口が最も多い町であり、庄内町は中山間地域に位置し人口が最も少ない町であった。これに対して、湯布院町は1970年代以来の地域づくり運動の結果、年間400万人近い観光客を集客するようになった九州有数の観光地であり、町の財政力指数は大分郡内ではもちろん大分県内の町村のなかでも最高水準であった。

前湯布院町長の強引な合併推進の姿勢に対して、これまで由布院の地域づくりをすすめてきた中谷健太郎氏をはじめとする観光・旅館関係者は、合併反対の運動を展開した。それは、決して「反対のための反対」ではなかった。彼らは、1970年代の地震被害からの復興を果たすために、外部資本による乱開発に歯止めをかけながら、自主的に申告した売上げに応じて拠出した資金をもとに観光総合事務所をつくり、そこをセンターに音楽祭、映画祭、牛喰い絶叫大会、郷土料理開発によって、全国でも注目される内発的な地域づくりを展開してきた。他方で、町と協力しながら「潤いのある町づくり条例」に代表される独自の制度を創設し、日本で最も評価される温泉地をつくりあげてきたという誇りをもった人々であった。合併するとなれば、条例に象徴される、これまでの町づくりの制度的成果も消滅し、由布院観光の生命線である自然景観や農村景観が保全できなくなるおそれが強まるだけでなく、自分たちの地域のことが自分たちで決めることができなくなるという自治権喪失への危機感が、急速に広がったのである。中谷氏が、2003年3月に町の職員有志に宛てた手紙の一節にある、次の文章が印象的である。

「町のありよう

- (一) 小さいから身近に暖かい関係が生まれる
- (二) 小さいから個性的な価値を生み出せる
- (三) 小さいから大きな資本を必要としない

この三つの 『町のありよう』を心の頼りにして私は生きてきました

そこから強い生産力と、資本の活力がこの町に生み出されてきたと思うのです」²⁾

観光・旅館関係者を中心とした合併反対運動は、合併するか否かは住民自身が決定すべきであるとして、合併の是非を問う住民投票条例制定の直接請求を行う。他方で、独自の財政自立プランを提案し、予算の組み替えによって十分に財政的にやっていけるだけでなく、合併すればむしろ住民の財政的負担が増え行政サービスが低下すると訴えた。しかし、同条例案は、議会において一票差で否決される。その後、合併協議が最終段階を迎える時期に、町長リコール運動を強力に展開し、法定署名数を突破するものの、出直し町長選挙では、現役町長が当選し、結局合併が決定されることになる。こうして湯布院町は消えた。

さて、このような合併過程を経た後、由布市の農業政策、とりわけ集落営農の施策や、市内の農業法人をめぐる動きはどのようになっているのだろうか。その前提として、まず、大分県の集落営農推進施策について、述べておきたい。

2) 大分県の集落営農推進施策

大分県では、2004年11月「大分県における集落営農の推進に関する基本方針」を策定、推進体制として大分県集落営農推進本部を設置した。大分県は、九州の他県と比べ、高齢化が進行し、米への依存度の高い零細経営が多いため、他県に先駆けて推進体制を構築したという。推進本部は、当面の間、県が中心となるが、その後はJAに移したいと考えている。これは、JAの力が他県に比べて弱いためであり、米の集荷シェアは3割程度であるという。

一方、2004年5月の農山漁村支援課調査によれば、県下336地区で集落営農が実施され、受益集落数は588に及ぶ。県下3142集落の18.7%で集落営農が取り組まれていることになるが、このなかには、少数農家による機械利用組合等も入っており、本来の意味での集落営農組織は、これよりも少なくなるという。

県としては、2010年の目標として、県内圃場整備済み面積2万8千haの71%を、集落営農及び農業企業者・認定農業者に担わせる計画である。集落営農では600組織、1万3千haを目標とし、うち200組織、6千haを国の経営安定対策対象の法人タイプのものにすることを考えている。また、農業企業者については7千haのうち350戸、5千haを国の対策の対象法人経営とする目標を立てている。

これらの目標を達成するために、上記の数値を県内12地方振興局別に割り振る方法をとっている。ただし、大分県内では市町村合併が他県以上にすすみ、1999年に58市町村であったものが、2005年には18市町村にまで減少した。このため、2006年度から県の地域振興局は6局に統合されており、その地方振興局ごとに、「地域集落営農推進支部」を設置し、集落営農モデル法人の育成（県単独、本年度から）、任意の集落営農組織の拡大（同左）、各種啓発事業を行うという実施計画である。

3) 大分地方振興局

由布市を管轄するのは、統合前の大分地方振興局であり、同局は大分市内も対象としている。

大分地方振興局管内の農業、集落営農の現状と特徴を見ると、大分県平均と比べ、高齢化が進行し、主業農家率、圃場整備率が低く、米への依存度が高く、零細な経営が多い。集落営農は、任意型で19、法人型で2法人（いずれも大分市内）のみであり、かなり少ない。

2010年を目処に、集落営農組織、法人化の育成目標を掲げているが、その算出方法は、県の目標に合わせて、比例配分し、集落数に掛け合わせたものであり、実態的な根拠はないという。

現・由布市域においては、とくに旧・庄内町において、合併前から積極的に集落営農組織の立ち上げの努力を、振興局と町との協力の下で行ってきた。旧・庄内町地域にある31集落のうち、2006年2月時点において、3集落で任意型の営農組合が組織されていた。2005年度末までに6集落で設立予定であった。

法人タイプについては、直野内山集落で取り組んでいるが、経営計画がまとまらず、2006年2月時点では、まだ踏み切れていなかった。そこでの課題は、個別経営と集落営農との線引きであった。

また、自治体合併による混乱が、まだ由布市では続いている。現場を掌握して、的確に対応することができていないという問題がある。あわせて、市町村合併の進捗にともなう県の振興局の統合があり（半減）、普及センターとして指導体制の再編を検討しなければならないようになっており、指導系統も決して安定的ではない。

4) 由布市・旧庄内町での取り組み

旧・庄内町では、2000年度の中山間地域直接支払い制度の導入を契機に、集落ビジョンづくりを展開した。村づくり運動の一環として集落営農を志向し、交付金の共同部分については農業用水整備に1億円近く使っている。

なかでも、直野内山集落では、高齢化、離農が進んでいるため、集落営農の機運が高まり、2003年度に県の集落営農モデル事業の指定を受ける。2004年度には、県の集落営農確立型水田農業推進事業により、田植え機とコンバインを各1台購入した。そして、2005年4月には、営農組合を立ち上げるに至る。

同地区は、500メートル近い高原にあり、黒岳の麓の火山灰土でもあるため、土壌条件に恵まれず、米については7俵ぐらいの生産力である。7人の認定農家があり、彼らが農業の中心になっている。認定農家の経営は、すべて稲作＋和牛（10～30頭）の複合経営である。集落営農は、稲作だけを対象とし、畜産については個別経営で行っている。

由布市の2006年度の農業施策方針としては、①集落営農、中山間地域振興、②農業振興計画の見直し、③地産地消（由布院の観光需要に依拠した直販所の連携を図る）を掲げており、中山間地域農業と由布院の観光需要との結合を志向している。

しかし、農業施策を展開するために、自治体合併と農協合併問題が障害として存在している。自治体合併にあたっては、分庁舎方式をとり、人事も大幅にクロスしたため、書類がどこにあるかもわからない状況であり、調査や報告に追われ、現場に入るゆとりがないという問題がある。

また、JA が、大分市（合併した野津原も含む）と旧狭間町、旧庄内町を範囲とする「さわやか農協」と湯布院農協とに分かれており、行政としても、いろいろな支障が出てきているという。

5) 直野内山集落営農組合

由布市内における数少ない集落営農組織のひとつである直野内山集落営農組合について見てみよう。代表の佐藤嘉勝氏は、2006年2月時点で年齢61歳であり、町会議員を3期務めたほか、農協理事、農業委員会会長も歴任した有力者である。妻と2人で稲作(6.8ha、うち飼料稲用借地が3haほど)と畜産(和牛成牛30頭、子牛48頭)を営んでいる。息子を亡くし、孫が跡を継ぐ予定であり、現在、農業高校に通学している。

同集落は、もともと米+牛+しいたけ+林業で成り立っていた山村である。1950年代が世帯数、人口数のピークであり、80戸、200人ほどだったが、現在は総戸数47戸、100人くらいに半減した。農家数は25戸であり、農家率は53%だが、近年高齢非農家が増えている。

今回営農組合の設立した最大の理由は、品目横断的直接支払いに対応し、高齢者がリタイアしても村で営農を継続するためであるという。こうして、2004年4月1日に営農組合を設立する。経営のため、田植え機4条植1台、コンバイン3条刈1台を県・町補助金事業で購入している。

集落営農の活動内容としては、第一に減農薬米水稻作業受託がある。2004年度3haだったものが、05年度5haとなり、06年度は20haを目標としている。反収7俵で、5戸の認定農業者が作業を行う。生産物はJAを通して大阪の商社に販売している。価格は平500円/30kgほど高く購入してもらっている。第二に、飼料作物作業受託である。2004年度の15haから05年度には17haに増えている。転作作物として飼料稲を導入しているものであり、すべて自給飼料にまわしている。集落の畜産農家の飼料の7割に相当する。第三に、オペレーターは7人の認定農業者(60代1、50代3、40代1、30代1名)である。認定農業者はすべて畜産農家でもあり、受託作業で得た飼料稲を、自らの畜産経営の飼料として活用している。第四に、組合の運営費は基本的には地区農家全員の会費と中山間地域直接支払交付金だが、現在は後者から前者を拠出している。交付金なしには、やっていけない。産地づくり推進交付金、中山間地域直接支払いを合わせると、10万円/10aを超えるという。

ここでは、営農組合を法人化するにあたって、個別農家と集落営農との関係をどのように調整するかが課題になっている。佐藤氏は、共同ですべてをやることは困難だと考えている。オペレーター一人がひとつの設備、施設を使って「集落営農」しないと、維持管理コストがかかってしまうからである。近年、和牛価格が上昇しており、食用の稲を作るよりは、牛を飼った方がはるかに有利な状況となっている。子牛5~6頭=米3~4ha程度であるという。耕畜連携を目指す、畜産は個別経営となる。飼料稲を集落営農で軌道に乗せたのち、堆肥センターを直接支払いで建設し、「有機の里」づくりをしてみたいと考えている。法人化については、すでに集落内の合意は得ており、作業受託を中心に開始し、土地の共同化はしない方針である。また、有機野菜については、2006年度からスナックえんどうを栽培予定である。これについては、大阪の商社がJAを通して依頼してきた。種は商社もちであり、女性グループ中心に栽培する予定である。

しかし、市が考えている由布院温泉との連携強化については、考えられないという。理由は、農協合併問題で信頼関係がなくなったためであり、農協系列の違いが、地域づくりの連携に暗い影を落としている。

6) ムラづくり NPO「風の原っぱ」

他方、由布院盆地では、2005年春にNPO法人「風の原っぱ」が誕生した。同法人の代表を務める浦田龍次氏は、由布院出身の前湯布院町議会議員である。合併問題がおこる前から地域通貨「yufu」運営責任者であり、日出生台米軍演習反対運動のリーダーでもある。リコール後の湯布院町長選挙に「自立派」代表として立候補するが落選する。

浦田氏が、「風の原っぱ」を設立したのは、合併反対運動敗北後の由布院地域の自立をすすめるためであり、「湯布院の食と農、教育、福祉を結び、地域住民の暮らしをサポートする」ために2005年春から活動を開始した。会員数は、運営会員（年会費1万円）18名であり、このほか賛助会員制度（年会費3,000円）がある。

事業の柱は、第一に、食料の地域自給であり、アイガモ農法による稲作を、20人ほどの仲間と一緒にやっている。第二に、福祉の地域自給であり、安心お食事サービスの会をつくり、独居老人に配食サービスを行っている。これには、13人ほどが参加している。第三に、子供サポート広場であり、5人ほどが関わっている。第四に、地域通貨「原っぱ yufu」を活用した支えあい関係づくりであり、最後に、エネルギーの地域自給システムづくりに5人ほど参加し、視察事業を通して、由布院盆地でのエネルギー自給計画を立てようとしている。

同法人が、アイガモ農法を開始したのは、徳野貞雄熊本大学教授や中谷健太郎氏の勧めがあり、42才の専業農家小山和義氏（フローラハウス安藤正子さんの娘婿、浦田龍次氏の同級生）の力を借りて、1町歩の水田で開始した。これは、小山氏が経営受託していた水田を反1俵の対価で使用しているものである。小山氏の指導の下に、農業の「素人」たちが労働作業を提供し、1h=1kgの米と交換する仕組みである。

アイガモは、500円/1羽で、初年度は町内の業者から80羽購入した。餌は、由布院の農家から野菜くず、豆腐屋からおから、パン屋からパンくずなどの提供をしてもらい、地域内での異業種を結んでの循環、交流を追求している。したがって餌代はゼロである。初年度の米は、ミルクキーンを5俵/反収穫した。1万9000円/30kgで販売し、亀の井別荘や櫟（くぬぎ）の丘（ピザハウス）にアンテナショップを設けている。半分くらいは販売に回したという。また、安心お食事サービスの弁当用の飯米としても使用している。食事サービスは、400円/食×30人分を配食している。成長したアイガモも、処理したあと、亀の井別荘などの旅館に3000円/1羽で販売している。2006年度は、県が仲介して、アイガモが200円/羽で800羽購入し、耕作面積も2.5haに拡大している。

おわりに

以上の事例について、小括しておきたい。

第一に、長野県阿智村の智里東農事組合の場合、設立当初は、社会教育に裏付けられた地域産業づくりのモデルだったが、補助金事業による経営危機に乗じて外部者が経営権を奪取し、村づくりの目標から逸脱した、一般的な食品加工・販売会社へ転化し、集落の農

地保全、資源循環の視点もなくなり、地域づくりの主体としての役割を果たせなくなってしまうといえる。この事例は、集落営農、集落自治に基づかない経営体、法人化という形態のリスクを示しているといえる。法人組織を、地域住民や参加農家の主権でコントロールする仕組みと民主的な組織運営の継続が必要不可欠であるといえるだろう。

第二に、由布市の集落営型法人の場合、品目横断型直接支払の受け皿づくりのなかで急造されたものであり、集落営農としては未だ開始されたばかりであり、不安定性をもっている。各種補助金の分配に依存することにより、一部の認定農業者の畜産経営の利益拡大は見られるものの、集落営農の経営体及び地域農業の自律的な持続的発展に、どの程度つながるかについては、慎重に見なければならぬだろう。また、有機・「減農薬」志向の取り組みであるが、由布院温泉との連携等、地産地消の方向性は考えておらず、商社に依存した形で、大阪市場への出荷を優先していることも、地域経済の持続的発展にとっては課題のひとつとなっている。

第三に、農業法人ではないが、アイガモ農法にとりくむ由布院の NPO 法人「風の原っぱ」の事例は、地域農業の担い手像に関わって、一種の可能性を示唆するものである。同法人は、農と食、人と人との関係、エネルギーの地域内循環の組織化を目的としており、由布院盆地内の宿泊業やレストランと提携して生産物の販売を行っており、経営的にも補助金なしでやれる可能性がある。また、単に農産物を販売するだけでなく、最終的には地域における自然循環、人間の社会関係の再構築をめざしており、地域経済、地域社会への影響力は確実に増している。ただし、浦田夫妻のボランティア的な役割があつてのことであり、今後、どれだけ広がりをもって、地域づくりの担い手になるかは未知数の段階にある。とりわけ、地域農業の担い手との連携等がどのように進めるかが課題となるだろう。

第四に、観光旅館と地域農業との関係をめぐり、阿智村の昼神温泉と由布院温泉観光組合との姿勢の違いも大きい。この違いが、地域農業における市場創出力の違いを生み出している。阿智村では、昨年からは有機農業の里づくりを積極的に進めると同時に、昼神温泉地域に、温泉地域全体の成長の管理を行う経営体として株式会社「昼神温泉エリアサポート」を温泉関係者と村の出資によって設立した³⁾。今後、由布院にならった温泉観光と地域農業との結合を強める方向であり、その行方が注目される。

第五に、この間の市町村合併、農協合併が、自治体や農協による営農指導に大きな影を落としている。合併による人員削減と、組織整理によって、現場での営農指導が困難化している。体制的にも、人的にも、物理空間的にも、限界を超え、かえって不効率になっているといえる。日本農業の基礎となり、農村の保全を進めるためには、それぞれの地域の自然的、社会的特性に応じたきめ細かな営農支援が行える小規模自治体や狭域的な農協の単位が適合的であるが、その点を無視した大規模自治体、大規模農協への再編が行われており、これが逆に地域農業及び日本農業の持続的発展を阻害していることが問題である。

最後に、個別経営体や集落営農、あるいは農業法人組織、NPO 組織にしる、それぞれ単独で、地域農業や地域経済の中心的な担い手になることは、不可能なことである。ましてやごく一部の法人型経営のみに財政的支援を行い、地域農業の経営主体を分断していくことは、地域農業にとっても、日本の食料自給率の向上にとっても、不合理な政策選択であるといえる。むしろ、地域内の小規模経営体や兼業農家、高齢者農家も含めて、地域農業とその関連産業を担う経営主体総体の地域内再投資力と、相互ネットワークを構築する方向こそ、求められている。そのための農業協同組合、都道府県及び基礎自治体の基本的

役割が鋭く問われている。

注

- 1) 「特集 色褪せた規制改革の旗手 宮内オリックス商法を解剖する」『週刊ダイヤモンド』第94巻30号、2006年8月5日、104頁による。
- 2) 中谷健太郎『由布院に吹く風』岩波書店、2006年、iv頁。
- 3) 詳細は、岡庭一雄・岡田知弘『協働がひらく村の未来』自治体研究社、2007年、参照。

1. 課題の設定と事例のポイント

北関東における地域農業組織化の動きは、西日本の集落営農に典型的にみられる「集落ぐるみ型」ではなく、少数の担い手農家が部門協業経営を営む「有志結成型」が主流を占める。これらは「集落営農」というより「営農組合」と呼んだ方がふさわしい。特に利根川流域の低湿水田地帯では稲作のコストダウンを目的とした組織の設立が早い段階からみられるし、内陸の園芸作地帯ではコストダウンとともに省力化を目的とした組織の設立がみられる。共通しているのはコストダウンが第一であって、組織それ自体が資本蓄積を行いながら自立的な発展を目指すというものではなく、あくまで基盤は個々の経営にあるという点である。そういう意味では北関東の地域農業組織化の動きは現在の経営所得安定対策にはなかなか乗りにくい面が強い。

そこで本調査研究では前者の代表として茨城県旧谷和原村を、後者の代表として栃木県真岡市を取り上げ、そこで展開する生産組合、営農集団からヒアリング調査を行った。なお、調査は経営所得安定対策への対応が本格化する以前に行ったものであり、最新の現地の状況を伝えるものではないことを最初にお断りしておきたい。

調査事例のポイントは次の通りである。

茨城県旧谷和原村は個別経営の展開が強い茨城県としては珍しく地域農業の組織化に先進的に取り組んできたところであり、8つの生産組合が展開をみせている。3戸の農家によって構成される小絹生産組合はそのなかでも古株であり、現在は農事組合法人となっている。しかしながら、経営面積は作業受託を含めて30ha強しかなく、稲作に偏った経営であるため収益基盤は非常に脆弱で、しかも育苗と収穫の農繁期には延べ400人日の雇用労働力を入れているため、組合員といえども農作業のある時期に1日11,000円の出役賃金を貰えるだけにすぎない。生産組合の経営支援として村は域内の育苗を請け負わせるという方針で臨んでおり、小絹生産組合も国庫補助事業で育苗センターを設立しているが、その収益を合わせても組合員1人あたりの収入は200万円弱にしかないのが実情である。こうした状況は6戸によって構成される農事組合法人やはら生産組合でも同様で、出役時間に対し1時間2000円が支払われるだけで、法人から支払われる賃金だけでは生計を立てることはできない。そのため法人のメンバーになっても、家の収入は独自の複合部門によらなければ十分確保することはできないのである。そうした状況の下、その複合部門を本格的に行うべく、3戸の農家が本体の農事組合法人とは別の法人を立ち上げたのが農事組合法人やわら園芸組合である。以上のように旧谷和原村における生産組合は稲作のコストダウンには成功を収めたものの、それだけで十分な所得をあげることはできず、複合部門を個別にあるいは集団で導入していく（場合によっては農外兼業に出る）という流れになっているのである。稲作のコストダウンのための組織化から所得確保のための部門の立ち上げというのが1つのコースとなって浮かび上がってくる。

これと対照的なのが園芸作地帯の組織化の動きである。栃木県はイチゴの主産地であるが、真岡市など県南地域は特にイチゴ栽培が盛んな地域であり、農業専門的な農家は稲作

よりむしろこちらに軸足の置いた経営を展開している。そのため稲作については「そこで金を稼ぐ」というよりもいかにして機械のコストダウンを図り、園芸作に専念するため省力化するかが課題になっている。真岡市の西大沼営農集団は北関東では極めて珍しい「集落ぐるみ型」の集落営農だが、その内実は担い手農家が施設園芸に専念できるよう、稲作のコストダウンと省力化を目的とする組織であり、稲作のオペレーターは兼業農家が務めている。こちらの流れは複合部門の導入による個別経営の確立からそれに専念するための稲作の組織化（集落営農の設立）とすることができるだろう。ただし、このような状況にあるため営農集団が「経営体」として自立していく可能性は乏しく、政策が用意する枠組みには乗りにくい。担い手農家は各自が経営する園芸作に比重を置いており、稲作専業でやっていく者はなかなか生まれてこないからである（いないからこそ集落営農が設立されたというべきなのである）。こうしたタイプの集落営農は北関東に限定されることなく園芸複合経営地帯における1つのあり方を示すものといってよい。

以下ではやや冗漫になっているくらいはあるが、順に調査結果を記すことにしたい。

2. 北関東低湿水田地帯における組織化の動き—茨城県旧谷和原村—

(1) 旧谷和原村の概況

旧谷和原村は茨城県南西部に位置する沖積水田地帯である。人口は1万5千人を数える。村内には・常磐高速道インターチェンジ、関東鉄道常総線があり、つくばエクスプレスも通っており、今後の人口増加が見込まれる。農業としては米が主体の兼業農家地帯である。農業粗生産額27億円のうち米が16億円以上を占める。品種はほとんどがコシヒカリ。県内では良質米地帯とされており、カスミでは地域ブランドとして販売されている。茨城県の他の地域と同様、農協の集荷率は30%程度しかない。

総農家数937戸、専業農家63戸(7%)、I兼農家138戸(15%)、II兼農家736戸(78%)という構成でII兼農家が8割近くを占める。専業農家は水稻プラス α 型の複合経営が多い。酪農家が一定程度存在。ミツバとトマトは市場で高い評価を得ている。水田農業は65歳以上の高齢者が支えているというのが役場の話である。

圃場整備が可能なところは実施したとのことであり、村内の水田はほぼ30a以上になっている。標準小作料は23,000円、実勢小作料は1俵半で差はない。水利費は7,500円である。次第に借り手市場に移行してきているが、担い手農家は作業受託の方が金になると考えているという話だった。刈取～乾燥調製作業を頼む人が多い。生産調整で転作作物を作付けている面積は177ha。その内訳は小麦34ha、大豆11ha、飼料作物78ha、野菜41ha、果樹その他34haとなっており、水田での麦大豆作は進んでいない。麦の品質はよくないため売れない。村は10aあたり4万円の助成金を出して何とか生産調整をクリアしてきた(補助事業を導入するため)が限界に来ているという話である。

農地は転用売却でも売りっ放しになっていて代替地購入はない。農振農用地水田で10aあたり100～150万円。村内でも都市化が進んでいるところでもこの水準とのことである。

旧谷和原村は茨城県では地域農業の組織化に先進的に取り組んでおり、調査時点で既に8つの生産組合が活動している。このうち3つからヒアリング調査を行った。

(2) 小絹生産組合

(組織設立までの沿革)

昭和 53～55 年にかけて実施された圃場整備事業 (30a 区画) と昭和 55 年の地域農業生産振興事業を機に組合を立ち上げた。麦作振興のための事業を使って乾燥機、60ps トラクター、自脱型コンバインなどの機械を購入して農家 3 戸で「小絹麦生産組合」を設立したのが始まり。個人所有の機械は一部を除いてこの時に処分した。稲作についての補助金はなかったため麦作のための生産組合として申請を行った。組合設立に際しては地区の座談会で地域の人たちと話し合いを行い、農地を出すようにしてもらった。地域の農地が全てここに集積されているわけではないが、それでも当時 7～8 ha くらいで経営を開始した。当時は谷津田が多く、耕作されていない田が多かった。そうした田が整備され、機械でなくては耕作できなくなったのでそうした農地が生産組合に集まってきたとのことである。

昭和 56 年には国庫補助事業で育苗センターを建設し、谷和原村全域から育苗だけを請け負うということも始めた。農事組合法人となったのは平成 2 年 1 月 (法人登記) である。

(構成員のプロフィール)

○K 氏 (43 歳) : 組合に入ったのは昭和 62 年。父の引退と交代で組合に入った。それまでは自家農業をしていた。1 戸から家族員 2 人ずつが組合の理事として名前を連ねている。女性は名前だけで出役していない。出資金に対する配当も出しておらず、理事といっても全くの名前だけの存在である。出資金は 80 万円×6 人=480 万円 (1 戸 160 万円×3 戸) である。K さんの家の農業経営は現在、父が行っている。生産組合とは全く関係ない。経営面積は田 1.5ha である。

○F 氏 (66 歳) : 60 歳を越えたが後継者が農業に戻ってくる可能性はない。田 1 ha (所有地) に水稻を作付けているが、機械作業は全て生産組合に委託している。

○S 氏 (69 歳) : 子供は娘ばかりだったため家の跡継ぎおよび農業後継者はいない。田 1 ha を所有しているが条件の悪いところは休耕しているため水稻作付面積は 0.5ha だけ。機械作業は全て生産組合に委託している。

(経営の概況)

小絹生産組合の経営耕地面積は 21ha。このうち利用権設定は 20ha と圧倒的に多い。また、利用権設定で借りている農地は全て小絹地区内の農地である。残りの 1 ha は相対での借入地。生産組合のメンバーの誰かが自分の名義で借りてそれを組合に作業委託に出しているのではなく、生産組合が直に相対で借りている。原則として農地は村役場産業課にある農地銀行を通じて借りている。

小作料は 10a あたりコシヒカリ (玄米) で 90kg。これは谷和原村の取り決めによる。かつてはコシヒカリ (玄米) で 120kg だった。5～6 年前に現在の水準に引き下げられた。小作料は谷和原村にある生産組合が連絡協議会を組織しており、そこで決められたものを使っている。「借地面積は 5 年前と比べると 2～3ha しか増えていない。しかし、借地は場所による。谷津田のようなところは困る」ということであった。

収穫～乾燥調製と育苗を中心に作業受託も大きく請け負っている。収穫～乾燥調製は 14ha (20 戸前後から)。農家に渡す米はほとんどが飯米となる。所有者の田ごとに米を分けて個別に乾燥しなくてはならないので作業としては大変。このほか、耕起 1.2ha、代かき 3.5ha、田植 4.8ha、育苗…6000 枚 (18 枚/10a でカウントすると 33ha になる)。育苗は育苗だけという人が多い。また、地区外からの委託者が多い。村内では福岡地区に生産組合がないため、ここからの委託者が多くなっている。作業受託は小絹地区外へ出ることも多

く、地区外での請け負い面積は7haになる。ただし、小絹地区に住んでいる人がもともと地区外に持っていた農地の作業を請け負うことが多い。作業料金は農業委員会が定めたものを使っている。

小絹地区には基盤整備済みの田は90haあるが、作業受託も含めるとおおよそその3分の1が集積されている勘定になる。

(農業雇用について)

育苗と収穫の時に臨時雇いを導入している。現在雇っているのは次の3人。

①Tさん(69歳):農家の高齢者。昭和57~58年頃から頼んでおり現在の出役日数は年間100日程度。

②K1さん(52歳):農家の方。JAを辞めてからここに働きにくるようになった。生産組合で働いて3年になる。年間従事日数は200日。

③K2さん(61~62歳)…非農家出身。定年後に働きにくるようになった。今年で2年目になる。年間従事日数は100日。

現在は上の3人だが、以前から臨時で人を雇ってきた。賃金は日給11,000円(1日を4つに分けて計算する)である。しかし、臨時で働きに来てくれる人はなかなかいない。K2さんがいなくなった後どうするかという問題が生じている。というのはK2さんは別の営農組合を立ち上げ(宮戸生産組合)、その専従となるためである。

(経営実績)

米はJAと集荷業者2社に販売。70%はJAに販売している。集荷業者のうち1社は村内の業者、もう1社は守谷市の業者である。守谷市の業者は昔からの付き合いである。グレーダーから落ちてしまった米を買ってもらっていた。米の独自販売までは手を出し切れていないというのが現状である。

平成16年度の作付は、水稻がコシヒカリ1,053a(反収8俵強)、あきたこまち364a(反収9俵弱)、もち米70a(反収6~7俵)の計1,487aである。小作料をコシヒカリの現物で支払うためどうしてもコシヒカリの作付面積が大きくなってしまふ。また、作業受託を請け負う水田の作付けはコシヒカリばかりなので作業が集中してしまう。コシヒカリのうち有機栽培コシヒカリ(有機質化成肥料を使っているだけだが)が4.2haある。

水田の残りの7ha弱は生産調整面積となる。生産調整は原則として麦をまいて対応するが調整水田となっているところも多い。平成15年度(平成14年作付)は小麦3.5ha、平成16年度(平成15年作付)は大麦3.5haである。反収は2~3俵にしかならず全く儲からない。麦転作地は谷津田に固定している。

組合員に支給する給料は臨時雇いと同日給11,000円で計算する。ボーナスはない。1人あたり160~170万円くらいにしかない。Kさんは生産組合専従で冬場に農外に働きに出るということもしていない。

(今後の経営について)

「複合部門を導入したいが難しい。何に取り組んだらよいか分からない。稲作だけではやっていけないので何かを入れたいとは思っているが…。育苗ハウスの後作利用も考えたが、ハウス下の土地が良くないため水耕栽培はできない。水耕栽培は技術習得が難しい。技術面でのハードルが高い。当面は米の販売金額を増やしていきたい。機械の能力にはまだ余裕がある。条件の良い近い農地であればあと10haくらい拡大できる。ただし、地区外の遠い田だとそうはいかない。1人10ha経営地を確保したい。作業受託だとコシヒ

カリばかりなので仕事が集中してしまい作業面積を増やすことができない。作付品種が集中しているため忙しいのは一時期だけ。米は安いので面積が増えてもなかなか売上が伸びてくれない。種子更新率を 100%にした。これまで隔年更新であったが毎年更新に切り替えて米の評価をあげていく。グレーダーも昨年から 1.85mm を用いることにした。食味値は大体コンスタントに 80 以上を出している。この辺りの米は美味しい。また、9月初旬に刈り取りを行う早場米地域である」

「作業が集中するので臨時雇いはかかせない。K2さんのあとに続くような人が出てくるかどうか。K2さんは以前、自動車の整備の仕事をしていた。日通の倉庫に勤めており、フォークリフトを扱っていた。普通の定年退職者では機械の運転が大変だろう。年をとってしまえば機械操作は簡単には覚えられなくなってくる。だから定年退職者をつないでいくというのも大変。農家をしながら勤めていた人はいいが、そうでない人が増えているので難しい。しばらくの間、機械が使える間は高齢者が頑張る状況が続くだろう」

(2) やわら生産組合

(組織設立までの沿革)

生産組合のそもそもの始まりは昭和 46 年に旧十和村下長沼集落の有志農家 6 戸で結成した下長沼機械利用組合にまで遡ることができる。この時に共同で田植機 1 台を導入した。補助事業は使っていない。稚苗植の開始に合わせて田植機を共同で入れることになった。

その後、昭和 48 年度に圃場整備事業が実施され、これと同時に第 2 次構造改善事業でミニライスセンターが建設され、下長沼機械利用組合が「下長沼ライスセンター」となる。この時導入した機械施設は、作業場 56 坪、自脱型 4 条刈コンバイン 2 台、50ps トラクター、乾燥機 4 台 (25 石×4 台) である。そして、同年より作業受託組織としての活動がスタートする。当時の作業規模は 20ha (刈取～乾燥調製作業)。この作業規模は組合員の経営地を含んだものである。

全作業受託＝実質上の賃貸借が始まったのは今から 15 年以上前になる。昭和の時代には農地を借りた経営を行っていた。法人化したのは平成 5 年。当時は作業受託を含めて 35～36ha 規模だった。この時の作業受託は稲作作業が専門で、麦作の作業受託は全くしていなかった。

(経営の現状)

現在も経営規模は作業受託も含めて 37ha 規模にとどまっている。減反が厳しくなったため作業受託面積が伸び悩んでいることが大きい。

法人が借りている面積は 14ha。このなかには組合員が所有する農地は入っていない。組合員の所有地は作業受委託関係で処理されている。組合員は個人で機械を全く持っていないの畑を耕すためのトラクターは生産組合から借りることになる。その場合は 1 時間あたり 2,000 円の利用料金を支払うことになる。借入地のうち利用権が設定されているのは 3 分の 1 程度。利用権を設定すると地主としてはすぐに売却することが難しいので相対にしているのかもしれないという話があった。しかし、この辺りは農地転用がほとんどなく、生産組合には農地を貸しやすい条件は整っている。また、農家には農地を貸したらとられてしまうという意識もない。小作料は村で統一したものを用いている。コシヒカリ (玄米) 90kg である。水利費は耕作者負担 (福岡堰土地改良区 7,500 円/10a) である。地主の数は 18 人。このうち水海道市の人が 1 人、流山市の人が 1 人いる。彼らの所有する農地はと

もに谷和原村にあり、村外へ出作しているわけではない。2人とも代替地購入によって生まれた不在地主である。借入地は日川、下長沼、上長沼に集中しているが、作業受託は押砂、十和、宮戸、日川、下長沼、上長沼とより広域になっている。

作業受託も村の農業委員会が定めた作業料金を用いている。刈取～乾燥調製で14haを請け負っている。この14haは全て員外からの受託(14～15人)である。作業受託といっても頼みに来る人は決まっているので作業計画は立てやすい。飛び込みは年に1～2人程度。肥培管理、特に水管理が大変なので、受ける側としては作業受託の方が楽ではある。このほかまとまった作業受託は育苗で1万箱を請け負っている。18～20箱/10aで面積換算すると50haになる。コシヒカリの苗だけを頼みにくる人が多い。その数は45～46人になる。ただし、刈取～乾燥調製作業を頼んでいる人のうち苗も買っているのは4人だけである。

転作で麦は全く作っていない。加工米と調整水田で対応している。完全な稲作作業のための生産組合である。

経営地の作付内容は、ゆめひたち3ha、ミレニシキ(多収穫米)1ha、コシヒカリ10haである。ミレニシキは石下町の米屋が「これを作ってくれ」と持ってきた。転作は調整水田が30a、酪農家が牧草を作って肩代わりしている分70a、加工米59袋で対応している。

出資金は1人100万円×6戸=600万円。出資者は世帯主という男性だけの組織である。

平成5年に法人立ち上げ時、任意組合時代の資産を評価してそれを法人が引き取ったためそれが借入金(35,572,458円)となっている。この借入金は返済の必要はなく、実質的には組合員6戸の持分のようなものとなっている。当時の機械は更新処分して既になくなってはいるが、この借入金はなくなる。組合員が生産組合から脱退する時に、経営の状況をみて返せるものは返すという取り決めがされている。

米の販売先はJAと業者で半々。等級が良くなかった米を業者に販売している。取り引きのある業者は1社である。この業者は卸と小売を兼ねている。ここの付き合いは3年前からである。それまではとった米の8割をJAに売っていた。高く買ってくれるならJA出荷で何ら問題はないが、業者の方が高い価格でとってくれるのでどうしてもこちらに売ってしまう。JAの11,000円/俵に対し、業者は12,500円/俵。平成15年度産米は、JAの18,500円/俵に対し業者23,000円/俵である(これは仮渡金水準での比較であってJAに販売した方が支払いが遅いが戻ってくるお金があるのでどちらが有利かは分からない)。また、白米にして売るのは採算が合わないのでやめたとのことである。平成15年産は米が高く利益が出たが今年は駄目だったと話していた。1.85mmグレーダーの使用と種子更新100%ということを2～3年前から取り組んでいる。

臨時雇いはほとんど雇っていない。年間10人日程度。組合員の給料は時給2,000円で支払っている。そのため生産組合だけでは生活することはできない。個々人が複合部門(この稼ぎの方が多い)をもっているので生活が何とか成り立っているというのが実情。しかし、規模拡大しようとしても機械・施設の能力が目一杯なので難しい。40haが限界。秋は刈り取りが遅れると品質が落ちてしまう。また、刈取～乾燥調製を個々人ごとに行うので手間がかかってしまう。ただし、この方法だと頼む方からすると信用がある。

作業受託の方が賃貸借よりも割がよいが農地を借りた方が計画的な作業ができる。作業受託は米の値段が関係なくお金が入ってくるので経営は安定する。現実問題として組合員のほとんどは複合経営なので農地を借りて水田の管理をしっかりやっていくということにはなりにくい。付加価値米生産まではなかなか手が回らない。省力栽培というのが組合の

メリットであり、機械コストが下がったことがメリットである。

(組合員の後継者)

組合員のKさんのところは茨大院卒で製薬会社に勤めている息子(35歳)がいるが、農業は継がない。Hさんのところには娘さんがいるが農業後継者はいない。Iさんのところは後継者がおり、県外の花弁栽培の農事組合法人に勤めている。現在の組合員は6人いるが、後継者が確保されているところは少ない。しかし、臨時雇いを入れれば3~4人になっても現在の体制を維持することができると考えている。来る者は拒まず新しい人を入れていきたい。新しい人はできれば若い人が良い。定年退職者が加わるとしても機械作業は難しいので単純な補助的な作業しか任せるとはできない。

(3) やわら園芸組合

(組織設立までの沿革)

平成9年に農事組合法人として設立した。昭和48年に立ち上げたやわら生産組合では年に3ヶ月しか就農できなかった。そのためこの当時から土耕で施設園芸に取り組んでいた。生産組合のメンバーのうち野菜を作っていた人は4人いたが、このうちの3人で法人(やわら園芸)を設立することになった。当初は6人全員でやる予定であった。

○Iさん(56歳):昭和23年生まれ。奥さんはほうれん草担当で農業をしている。息子さんは千葉県印西市の農業法人「ハルディーン篠原」(完全予約販売、鉢もの用花:年商15億円)で働いている。将来的には戻ってくる可能性がある。筑波大学の電子工学科卒業後7年間バンダイに勤めた。現在の会社で働いて3年目になる。昭和46年から施設園芸トマトをビニールハウス300坪で栽培を開始した。平成9年にやわら園芸を設立した頃は800坪になっていた(他の3人も800坪くらいの面積になっていた)。

(経営の現状)

やわら園芸は当初2,400坪だったが2,200坪を増設して現在は4,400坪となった。このうち400坪が水稻の育苗用の施設で、残りの4,000坪でトマト、サラダホウレンソウ、ミニトマトを水耕栽培している。やわら園芸とやわら生産組合を合わせて年間600~700万円の所得をあげていきたい。4,000坪で1億の売上を目指している。1戸あたりの農業所得1,000万円を実現することが目標だが、実際は500万円程度でしかない。サラダホウレンソウは1坪あたり4.5~5万円の売上を実現しているがトマトとミニトマトが伸び悩んでいる。売上が1億円あれば3,000万円の労賃を支払うことができる。現在の売上は7,500万円。1戸あたり2人で400万円というのが農業所得である。タイムカードで時間管理を行っている。出役時間に応じた時給で給料を支払っており、男性1,200円、女性900円、パート700円となっている。

組合の出資金は当初100万円×3戸=300万円だったが、現在は増資して300万円×3戸=900万円である。大玉トマトの売上が落ち、運転資金が不足したので増資した。水耕栽培は葉菜でないと採算がとれない。

また、施設の増設に伴い2億2千万円の事業費がかかった。半額は国庫補助をもらい、残額をスーパーL資金(金利3%のうち2%は利子補給がされるので実質的な末端金利は1%)で手当した。減反を100%達成していたので補助事業を入れることができた。しかし、平成11年以降の減反達成率80%しかないと、今やろうとしても補助事業を入れることはできない。

品目ごとに担当を決めて経営を行っている。人を固定しないと技術が向上しないのでこのような体制をとることにした。最初はローテーションで担当を回していたがそれではいいものができなかったのが現在の体制にした。作物ごとの担当は次の通り。

サラダホウレンソウ 1,100 坪…女 8 人、男 2 人、経営者 2 人（I さん担当）。

トマト 1,500 坪…女 2 人、男 1 人、経営者 2 人（H さん担当）。

ミニトマト 500 坪…パック詰め作業（1 パックにつき 7 円支払い）の人 2 人と経営者 2 人（K さん担当）。

まだ利益が出るところまでいっていないので、利益をどのような基準で配分したらよいかという問題は生じていない。今のところ支払っているのは時給で計算した給料だけである。部門ごとに独立会計を設けているのではなく、3 部門を一括した会計処理を行っている。トマトは選果場（JA いばらきみなみ）に持っていくため手数料等がかかる。

支払い賃金総額は、パート賃金 1,500～1,600 万円（昨年度は 15,687,481 円）、組合員への給料は 6 人合計で 900～1,000 万円。パートへの支払い金額の方が大きい。

（やわら生産組合との関係）

生産組合については「稲作をやめることはできない。地主から農地を預かっているのをそれを裏切ることにはできない。後継者のいない組合員が多いが、組合員以外の人を担い手として雇い入れたい。生産組合は残さざるを得ないが、販売力強化のためマーケティング専門の会社を別に立ち上げる必要があるだろう。農地はこれからいくらかでも集まってくる。問題はどうか売ることにかかっている。現場で生産に従事するのに加えて営業もやるというのは難しい。課題はマーケティングに力を入れることにある。1 ha あたり 1,000 万円の投資で 100 万円の赤字が出てしまうような現在の水田経営はもうやっていけない。あと 5 年もたないだろう。今年 1 俵 11,000 円になったのは大きな打撃である。これから稲作をやめていく人が出てくるのではないだろうか。下長沼には農家が 60 戸おり、水田が 90ha ある。これだけをまとめてやってもかなりの規模になる。農業法人にどんどん出資してもらって経営としての力をつけ、械を揃えて仕事をしていける体制を整えていきたい。戦前、この辺りの農家は水海道市にいた肥料商に農地をとられて小作人になってしまった。そのためこの地域では農地をとられたら大変という意識がまだまだ残っている。「外」から入ってきた人にはなかなか貸さないだろう。それに対し、やわら生産組合は農事組合法人で信用があるので農地は集まってくるだろう」ということであった。

また、「水稻は全作業を委託すると 11 万円／反かかってしまう。収入は 8 俵／反×11,000 円／俵＝8,8000 円／反である。ここから委託作業料金を差し引くと赤字になってしまうというのが算盤勘定である。自分で作るよりも貸した方が得という関係になっている。結果的に小作料は下がるざるを得ないだろう」とみており、借地拡大に有利な状況が生まれると考えていた。

やわら園芸とやわら生産組合との将来的な統合については、「生産組合を別々につくってしまった以上、合併するというのは難しい。合併するより整理してしまった方がすっきりする。その上で新たな有限会社を作るという方が良い」ということであった。JA に対しては「JA は組合員に対しては平等にならざるを得ない。特別栽培米だからといって特別扱いで桁外れに高い価格で買ってくれる訳ではない。しかし、これだと生産意欲は湧いてこない」と話しており、高品質な米を品質に見合ったかたちで普通の米とはっきりした価格差をつけて買い取って欲しいという意見を強く持っていた。

「生産から販売まで手がけなくては生き残れないというのがこれからの水田農業、稲作農業である。2つの生産組合をしっかりと分業してやっていかななくては駄目だと思う。将来的には今の2つの組織がそれぞれサラリーマン並の所得があがるようなものに自立させていくことが必要だろう」ということであった。

3. 北関東園芸作地帯における集落営農—西沼営農集団（栃木県真岡市）—

（1）営農集団設立の背景—圃場整備事業が契機—

（湿田地帯にハウスが乱立、進まなかった土地改良事業）

真岡市西沼地区は大正から昭和にかけて10a区画の耕地整理が実施されていたが、用排未分離の水路で排水条件が悪いため、かつて1年間まるまる休耕したことがあるような湿田地帯であった。そこに昭和38年にイチゴが導入されてから、地域農業は大きく変わり始めた。西沼地区の平均耕作面積が1.1haと小さく、米麦だけの農業では生活が成り立たず当時は季節雇いに出かける人が多かったが、イチゴの導入によって出稼ぎに出ることなく農業で生活することのできる基盤がつけられていったのである。その結果、地区内では多くのハウスが建てられるようになる。

しかし生産基盤については、農道はリヤカーがやっと通れる程度の幅しかなく、用排未分離の低湿水田という状況は相変わらずのままであった。集落では土地改良事業の必要性を認識しながらも、既にかかなりの数のハウスがあちこちに建てられてしまっており、土地改良事業を行うためにはその整理をしなくてはならず、事業実施に向けての合意形成が図られないままであった。そうした状況が長い間続いたが、ようやく平成4年に土地改良事業を行うことが合意された。このままの圃場では作業効率が悪く、専業農家として生きていくことができないという限界にきたことと、ハウスの移転費が事業で出ることになったことの2つがその理由である。

（冷静に算盤勘定を弾き、営農集団設立が合意される）

当然のことではあるが、圃場整備後の稲作をどうするかについて集落で話し合いが行われた。農家の多くは機械を一式揃えてはいたが「稲作で黒字になっている」と思っている人は1人もいないことが判明する。先祖代々の農地を守っているだけの稲作にすぎないという状況が確認され、そこから脱却するべく営農集団を設立することが合意されることとなった。そのなかで注目したいのは、既に専業農家は営農集団設立の話が出る前の段階から「自分たちは施設園芸に専念する」ことを決めており、設立当初から営農集団のオペレーターは専業農家ではなく兼業農家に任せることが決められていた点である。機械を集約してコストを下げ、省力化を図ることに加え、園芸農家が園芸部門に専念できるような体制を集落ぐるみで整えていくことが、圃場整備後の地域農業の青写真だったといってもよいだろう。

（ハウスの団地化と分家住宅用地の創出）

換地に際しては、懸案だったハウスを集落に近いところにまとめている。実際の工事に入る前に換地を行うとともに（事前換地）、田畑合わせて最大3筆以内になるような換地を行った。また、創設非農用地を売却することで事業費をまかなっている。減歩率は9.5%であった。分家住宅がばらばらに建つのを防ぐため66戸分の分家住宅用地をまとめて確保した点ももう1つの工夫であった。

(2) 営農集団の活動内容

(進む営農集団への農地集積)

営農集団が設立されたのは平成6年である。平成7年に県単事業でコンバインと田植機を共同で購入し、営農集団による稲作が始まった。

営農集団に参加した農家は当初18戸だったが、現在は21戸にまで増えている。参加農家は集落の9割にあたる。農地を所有している世帯は43戸いるが、このうち10戸以上は農地を貸して土地持ち非農家となってしまっており、耕作農家は30戸を切っている（農地の貸付先は営農集団のメンバーで、利用権が設定されている）。耕作農家のほとんどは営農集団のメンバーとなっているというのが営農集団の認識である。

営農集団に参加している専業農家の経営は、①トマト40a＋水田120a、②水田7ha＋水道工事自営、③イチゴ30a＋水田70a、④イチゴ30a＋水田80a、⑤水田120a＋トマト130a、⑥トマト190a＋水田70a（雇用者1人）、⑦トマト50a＋水田130aなどで複合経営が大半を占める。このうち②番農家は現在営農集団長であり、メンバーのなかで唯一水田での規模拡大を図っている農家である。営農集団に新たに貸し付けられた農地は②番農家に利用権が設定されることになっている。作業の細かい施設園芸よりも機械で作業する米麦作に経営の主体を置きたいということであった。

なお、小作料は標準小作料を使っており、現物の場合はコシヒカリ1.5俵／10a、現金だと20,000円／10aである。

(経営の現状―育苗が経営安定化に貢献―)

水稻の品種は100%コシヒカリとなっている。刈り取りから乾燥調製までの作業が一時期に集中してしまうため労力的には大変ということだった。特に乾燥調製が間に合わないため、乾燥調製は全てライスセンターに委託している。「自分で機械をもって乾かすよりもこちらを利用した方が得」という判断がある。米はすべて農協に販売している。「平成16年度の仮渡金は1俵12,100円で、例年の15,000円から比べて大きく下がってしまった。このままだと11,000円まで下がるのは時間の問題だろう」と話していた。

「営農集団として利益を計上できるようになったのは育苗ハウスが稼動するようになってから。当初は機械利用も少なく、圧縮記帳のため減価償却費は小さかったにもかかわらずなかなか利益は出なかった」とのことで育苗が経営に大きく貢献している。育苗の受託は農協経由で受けており、西沼地区を中心に5,000枚を供給している。育苗収入は年間200万円で収入の約4割を占める。

転作面積は20haだが、集落への割り当て面積は全てハウスで消化できているため転作による麦大豆作はない。転作はないが西沼地区ではとも補償を実施しており、15,000円／10aを支払えば米を作ることができる。とも補償で集めたお金はハウス転作で割当以上に転作を消化している人に配分することになる。

西沼営農集団の特徴はオペレーター賃金が1時間2,200円と近隣と比べても高いことである。専業農家が米に依存しない園芸経営であり、その経営基盤もしっかりしていることがこれだけの支払いを可能にしている。ただし、オペレーター賃金が高いからといって稲作を専門的に行うという農家は生まれてこない。オペレーターは兼業農家であり、高齢者が補助作業にあたる体制で稲作は行われている。

(3) 営農集団の今後の方向—当面の間は任意組織のままの運営が続く—

営農集団への出資金は126万円（6万円×21戸）である。当初の出資金は1戸あたり8万円だったが、機械購入に伴って増資を行い、一時は1戸あたり16万円となったが、資金的に余裕ができ10万円を払い戻したため現在は6万円となっている。資金積立は減価償却費分だけにとどまっている。「積み立てているお金を地域の共有財産として捉え、経理も明確にするために法人化は必要かもしれないが、積み立てたお金を自由に使えないといったデメリットも生じるので現時点では法人化は考えていない」とのことだった。営農集団は当面は任意組織のままにいくことになりそうだが、経営所得安定対策をはじめとする政策への対応によって大きく変わる可能性はある。調査時点で税務問題も含めて法人化についての情報収集に努めていた。

機械代を大きく下げることができたのが最大のメリットであるというのが組合員の認識である。「スタート時点では少々赤字でも仕方がないと考えていた。僅かであっても利益が出ていれば評価できる。米を作って赤字にならないだけプラスと考えている」というのが営農集団に対する参加農家の評価である。

営農集団を支える専業農家たちは「西沼営農集団が上手くいったのはこれが地域にあったやり方だったからだと思う。オペレーターのはほとんどは若手の勤め人で、負担にならない程度で作業に出てもらうことが可能になっている。農繁期に1日2人のオペレーターを確保できれば稲作ができる。それくらいであれば無理せず集めることができる。専業農家が出役しなくてもやっつけていける仕組みができあがっている。全員がメリットを感じることができるような仕組みをつくるのがポイントだと思う」と話しており、地域の置かれた状況でベストのかたちを実現したという自信にあふれていた。こうした地域農業の組織化は園芸作地帯や複合経営地帯では一般性を持ちうるだけに、集落営農組織→特定農業団体→特定農業法人という単線的な「経営体」育成政策はもう少し幅があってもよいのではないだろうか。

営農集団の今後については、「イチゴをやめる農家が増えている。現在イチゴを作っているのは10戸。イチゴは夫婦農業専従で30aが限界。農業後継者がいれば規模拡大を図る人も出てくるのだが、あとつぎのほとんどは勤め人となってしまっている。近いうちにあと3戸はやめることになると思うが、当面は現在ののような体制が続く」とのことであり、園芸専業経営の数が次第に減っていけば「集落ぐるみ型」の集落営農にやがては移行することが予想されるが、しばらくの間は兼業農家を主力オペレーターとし、専業農家はイチゴに専念するという状況が続くと考えられる。

なお、西沼営農集団はセンサス調査ではサービス事業体であり、生産組織としてカウントはされていない。

4. 小括

園芸作地帯はもとより水田地帯であっても集落営農によって農地を集積しただけでは政策が展望するような「経営体」としての発展は困難である。また、経営の個別志向性が強い地域（米作りに執着する地域）では、そうした組織は法人化されていたとしても構成員の機械コストの削減を第一とした運営がされているケースが多く、組織に資金が積み上がっていかない（資本蓄積が進まない）構造になっていることも無視できない。これは北関東に限らず、稲作を主体とする東北、北陸等にも共通する性格である。法人化はこれを突

破するための1つの糸口ではあるが、形式と内実は別だということである。勢い、農業所得確保のため農業専門的志向の強い農家は、園芸作地帯では個別複合部門への傾斜が進むことになるし（西沼営農集団）、水稲単作地帯でも複合部門の導入が組織としてあるいは個別に行われることになる（やわら園芸組合）。地区は異なるが、愛知県安城市和泉地区の営農組合は水田地帯に転作する大規模経営の代表的な事例だが、ここも所得確保のため施設園芸を導入することでまさに法人としての足元を固めており、農地集積だけで「経営体」となり得たわけではない点は注意しておく必要がある。これに失敗したまま十分な規模拡大も果たしえず迷走を続けているのが小絹生産組合であり、組合員全員の賛同を得られずに有志数戸で水田作経営と別組織を立ち上げたのがやわら園芸組合ということになるだろう。やわら生産組合が組織として施設園芸に取り組んでいれば和泉営農組合と同様の展開を辿った可能性があったわけだが、施設園芸の場合は水田作経営と異なり、農地集積と機械コストダウンといった共同化によるメリットがほとんどないため組織として導入する必然性に乏しく、組合員の自由意志が支配するところが大きく、まとまらなかったと説明することができる。いずれにせよ、政策が思い描く集落営農の設立を通じた「経営体」育成、「法人化」推進路線については、それがそのまま適用できるような地域ばかりではないし、それが有効に機能する余地はますます狭められているとみざるを得ないのである。こうした現地の実情を十分に勘案したうえで、「法人化」の政策的意義なり狙いを改めて再検討していく必要があるように思う。経営政策課と異なり、現場の農村にとって「法人化」は「数値目標達成」という「双六の上がり」というわけにはいかないのである。

品目横断的経営安定政策と集落型農業生産法人の形成

岐阜大学応用生物科学部 荒井 聡

I 本稿の課題

2006年7月に公表された『経営所得安定対策実施要綱』では、農業構造改革を進める政策的手法として、全農家対象の品目別価格政策から担い手経営を対象を限定した品目横断的経営安定政策（担い手経営への直接支払い）へ移行することが具体化され、その2007年産からの導入に向けて、対象となる担い手経営の絞り込み作業が進められている。これにより中小経営は原則としては政策支援の対象外となるが、これら経営でも集落営農等に参画することで「効率的・安定的」な経営体の一員として農作業従事を継続する道が残されている。個別担い手が不足する地域においてそうした組織設立への取組が進められ、また経理の一元化、法人化計画の作成など経営体としての実体のある組織作りが検討されている。

しかし、この政策転換に関しての評価は一様ではなく、助成金の地代化減少、価格の下支え機能のなさなどにより対象となる経営の安定は容易ではなく、また、中小経営は価格低下にあまり反応せず生活農業的に自家農業を継続する可能性もあり、経営安定政策への移行によっても担い手経営に容易に農地の利用集積が進まないのではとの指摘もされている。

そこで本稿では、集落営農組織の経営安定政策への加入予定、農業生産法人意向などの最新統計の特徴整理をしたうえで、個別担い手が不足傾向にある岐阜県を対象として、経営安定政策と集落営農の形成、集落営農の法人化、経営安定政策の問題点などについての実証的研究から現段階の特徴を明らかにする。

II 品目横断的経営安定政策の基本論理と集落営農

1 品目横断的経営安定政策の基本論理

今回の政策変更は、WTO体制に呼応した国際規律への対応を第一義としており、一律の価格政策から、価格形成は市場で行い、その変動影響緩和を目的とした担い手限定の経営安定対策への変更が主たる内容である。

図1 品目横断的経営安定対策の導入による米・麦・大豆作での主な政策変化

品目	担い手区分	2006年産	2007年産
米	担い手	稲作所得基盤対策	価格下落の5割+300円補てん
		担い手経営安定対策	収入減少の9割補てん 生産者：国=概ね1：2の割合で拠出
	非担い手	稲作所得基盤対策	価格下落の5割+300円補てん
		稲作構造改革促進交付金	単価4,000円/10a+担い手加算
麦・大豆	担い手	麦作経営安定資金	生産条件の不利益を補正（生産コストと販売収入の差を補てん）
		大豆交付金	生産条件不利補正対策 過去の生産実績支払い
	非担い手	大豆作安定経営対策	価格下落の8割を補てん
		大豆作安定経営対策	収入減少影響緩和対策 5品目に拡大、9割補てん
	産地づくり対策（水田作のみ）	産地づくり対策（水田作のみ）	産地づくり対策（水田作のみ）
		産地づくり対策（水田作のみ）	産地づくり対策（水田作のみ）

資料：農林水産省『経営安定対策等実施要綱』2006年等より作成

担い手への集中支援が謳い文句であり、農林予算が頭打ちのなかで、担い手メリットがやや増加している部分の反作用として非担い手にしわ寄せがきていることが特徴である。米の場合、非担い手にも実施してきた稲特は、産地づくりメニューの中に組み込まれ、助成単価4,000円+担い手加算に縮小されている（表1）。担い手は、担経の生産者抛割割合を拡充し、収入減少影響緩和対策として5品目のなかで運用されることになった。

麦・大豆は、これまで交付対象の限定がなかった安定資金、交付金、安定経営対策は、担い手に限定した生産条件不利補正対策に変更され、米などと含めて経営を単位とした収入減少影響緩和対策の対象となった。

こうした担い手への集中支援を通じて、農地資源の集中・集積、効率的・安定的経営体育成、農業構造改革を加速させることが政策転換のねらいである。担い手が不足する地域においては、集落営農組織の育成・法人化やJ A出資法人の活動が期待されている。いずれの地域にも共通しているのは、零細・非担い手経営の「追い出し」である。

集落営農組織は、地域の自主的・自立的な共同体として形成されてきている場合も多いが、非担い手経営の集落営農への誘導は、「追い出し」の一環として位置づけられてもいる。

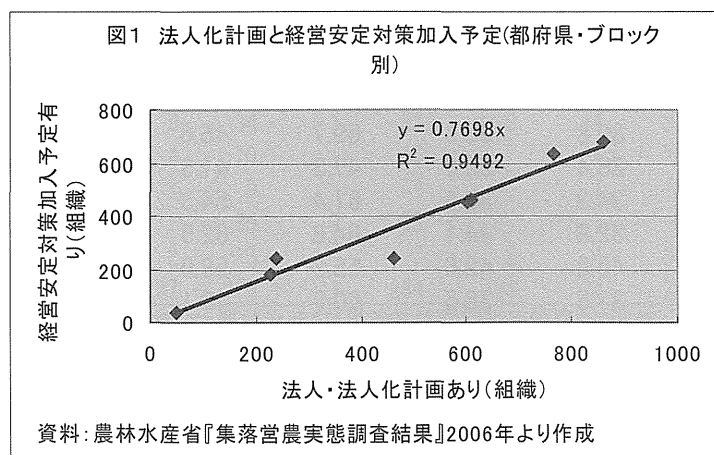
2 集落営農組織の現状と品目横断的経営安定政策への対応の特徴

①農業生産法人化と経営安定対策加入意向

2006年5月1日現在の集落営農数は、10,481組織である。うち組織形態として農業生産法人は775組織・7.4%である。また法人化計画を策定している組織は931組織・8.9%、策定予定ありは2,134組織・20.4%であり、策定予定も含め36.6%の組織が5年程度のうちには法人化すると見込まれる。

品目横断的経営安定対策に加入予定がある組織は2,941組織・28.1%、「未定」が5,859組織・55.9%、「なし」が1,681組織・16.0%である。

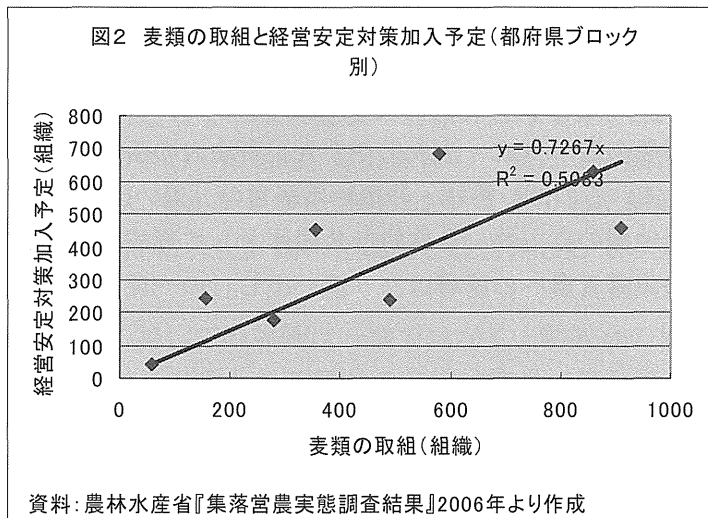
都府県ブロック別にみた法人若しくは法人化計画策定予定がある組織数と、経営安定対策に加入予定がある組織の相関関係は、0.949と高い数値を示している。経営安定対策の加入と法人化が密接に関係していることがわかる（図1）。



②麦作経営と経営安定対策加入意向

集落営農組織での取組作物別組織数（複数回答）は、水稲・陸稲7,443組織・71.0%、麦類3,925組織・37.4%、大豆3,500組織・33.4%などである。

また、集落営農で麦類に取り組んでいる組織数と品目横断的経営安定対策に加入予定がある組織数にも、一定の関係性がみられる（図2）。麦作に取り組み、法人化計画を策定している組織での経営安定対策への加入予定率が高い。



③組織形態と経営安定対策加入意向及び地域の特徴

経営安定対策の加入予定率を組織形態別にみると、「集落内の営農を一括管理運営」組織が58.9%、「集落単位で土地利用、営農を実施」組織が45.4%と高く、経営体としての内実をもっている組織での加入予定率が高い（表2）。要するに、経営体としての内実をもつ組織の安定対策への加入予定率が高くなっている。

表2 品目横断的経営安定対策加入予定

	単位：%					
	農業機械を共同利用 共同利用	一括管理・ オペレータ 運営	集落単位で土 地利用・営農	共同で農 作業	集落内土地 利用調整	
全国	28.9	30.5	58.9	45.4	37.0	37.6
北海道	4.3	20.0	24.3	13.8	6.4	13.7
都府県	30.8	30.5	59.7	46.6	38.7	37.8
東北	26.4	25.3	47.3	41.3	31.7	30.6
北陸	34.3	38.5	61.4	54.3	44.4	41.2
関東・東山	32.8	44.1	64.8	62.5	47.5	42.3
東海	45.8	42.6	58.8	58.9	50.2	35.8
近畿	31.5	36.5	60.9	40.1	41.0	34.1
中国	12.4	16.6	56.6	42.6	29.1	36.2
四国	23.4	17.1	58.8	52.9	15.4	21.8
九州	43.5	29.7	68.1	36.6	40.2	49.3
沖縄	-	-	-	-	-	-
岐阜	20.0	38.4	59.5	73.8	47.3	55.6

資料：農林水産省『集落営農実態調査結果』2006年より作成

地域別の経営安定対策の加入予定率では、九州 37.7%、関東・東山 36.9%、北陸 34.9%などで高く、法人若しくは法人化計画策定予定がある組織率も関東・東山 46.6%、九州 45.7%、北陸 43.9%と同じ地域で高い。

東海は、法人若しくは法人化計画策定予定がある組織率は 30.8%と比較的低いが、麦類の取組率が 62.9%と高く、経営安定対策の加入予定率も 30.9%とやや高めである。そのなかで岐阜県は、法人若しくは法人化計画策定予定がある組織率は 40.9%、経営安定対策の加入予定率 38.2%、麦類の取組率が 43.9%とともに高い。

Ⅲ 兼業深化地帯における経営安定政策の浸透状況—岐阜県を事例として—

1 岐阜県の集落営農の特徴

岐阜県は、農家の経営面積も小さく、在宅兼業が早くから進んだこともあり、機械利用組合などの集団的取組が進んでいる。逆をとれば、土地利用型の個別担い手経営が展開しにくい条件があり、専門的経営は園芸・畜産に特化する傾向が強い地域である。

概ね県内全域で集落営農が形成されているが、圃場・立地等の条件に多様性があり、その展開状況は地域別に特徴がある。また、全県的にJA出資法人が活動している。

西濃地域は、圃場整備による水田汎用化が進み、水田転作を契機に、転作組合的な集落営農組織が形成され、集団転作による2年3作型の米・麦・大豆作の栽培様式が定着し、麦・大豆生産の伸びが大きい。集落営農組織も集落の枠を超え、旧村を単位として組織されるところもあられ、また土地利用調整組織・農用地利用改善団体もあわせて組織され、いわば2階建て方式での組織運営により、経営体としての内実を高めている組織が多くみられる。海津市では、89.2%の組織が麦作に取組み、既に2005年の時点で37.8%の組織が法人若しくは法人化計画策定予定をもっている（表3）。

表3 岐阜県内主要地域の集落営農

地域名	市町名	単位:組織、%									
		計	法人	非法人		法人又は法人化計画策定、策 定予定 うち策定 予定有り	同左割合 (B+C+D)/A	麦類に 取組ん でいる	麦類に 取組ん でいる割 合		
				小計	あり					なし	
		A	B	C		D					
岐阜	岐阜市	27	1	26		26	2	3	11.1	5	18.5
	大垣市	10						0	0.0	7	70.0
西濃	海津市	37	3	34	1	33	10	14	37.8	33	89.2
	揖斐川町	14	4	10		10		4	28.6	10	71.4
中濃	郡上市	10	1	9		9		1	10.0	5	50.0
東濃	中津川市	35		35	2	33	—		0.0	5	14.3
西濃	高山市	5	2	3		3	2	4	80.0	2	40.0
岐阜県		302	27	275	11	264	36	74	24.5	131	43.4

資料:岐阜県資料より作成(原資料は、農林水産省『集落営農実態調査結果』2005年)

岐阜地域の中心部に位置する岐阜市は都市化が進み市街化区域に指定されている地域も多い。2005年統計では市に27の集落営農組織がある。その全てが農業用機械を共同所有し、オペレーター組織がそれを利用している。集落内の営農を一括管理・運営する

組織は2組織、集落内土地利用調整は4組織にすぎない。岐阜市の集落営農は都市的特徴もあり農地利用調整が進みにくく、受託型組織として展開してきた。また、圃場整備は旧区画のままのところが多く、暗渠の設備がともなわず、転作麦・大豆の栽培は限定されている。

表4 基幹3作業の受託数別営農組合数(岐阜市・2005年)

	単位:組織				
	3作業	2作業	1作業	0作業	計
単一集落型	4	2	2	4	12
複数集落型	15	2	4	1	22
合計	19	4	6	5	34

出典:岐阜市資料より作成

注:基幹3作業は、耕起・代掻、田植、稲刈である

2 岐阜市の集落営農と農業生産法人

①集落営農の特徴

市で確認している34組織の主要3作業の受託作業数別組織数は、3作業・19組織、2作業・4組織、1作業・6組織、ゼロ・5組織(うち活動停止3組織)である(表4)。部分3作業と全作業、経営受託を合計した面積の平均は6.2haと小さく、担い手要件の16haを満たす組織はごく限定される(表5)。

表5 岐阜市営農組合の事業実績(2005年)

	オペレータ 人数	単位:戸、%、人、ha						3作業平均干 全作業+経 営受託	
		耕起	代掻	田植	収穫	全作業	経営受託		
単一集落 型 (8組織)	単純平均	8.3	4	2.9	4.2	6.2	0	0.9	5.5
	該当割合	100.0	87.5	50.0	50.0	75.0	0.0	25.0	100.0
	該当平均	8.3	4.6	5.8	8.4	8.3	0	3.6	
複数集落 型 (21組織)	単純平均	6.2	6	4.5	5.4	11.1	0.4	0	7.7
	該当割合	100.0	90.5	76.2	71.4	90.5	9.5	0.0	100.0
	該当平均	6.2	6.9	3.9	7.8	12.8	4.2	0	
合計 (29組織)	単純平均	6.6	4.9	3.6	4.5	8.7	0.2	0.2	6.2
	該当割合	100.0	89.7	69.0	65.5	86.2	6.9	6.9	100.0
	該当平均	6.6	6.3	4.1	7.9	11.8	4.2	3.6	

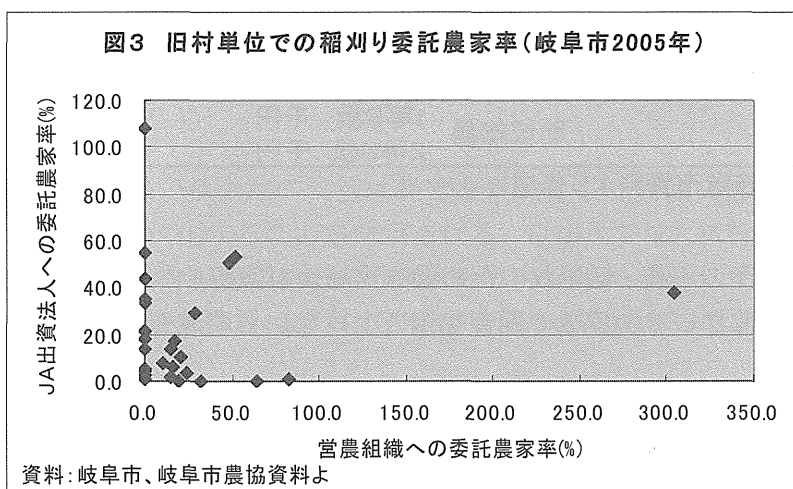
出典:岐阜市資料より作成

こうした集落営農組織とは別系列で、それが無いいくつかの地域において農協による農作業受託事業が旧農協単位で行われていった。市農協への合併後はそれを継承・発展させ、JA出資法人(有)援農ぎふとして市全域から作業を受託する体制が整備されている。

3作業のなかで稲刈り作業の委託率が最も高く、営農組織への委託率が26.0%、JA出資法人への委託率が18.7%と推定される。

岐阜市は、旧岐阜市14村と旧村18村の計32の旧村からなる。うち農家数が9以下のものを除いた27旧村を稲刈り作業の受け手ごとに分類すると、「JA出資法人のみ」が1

1旧村、「営農組織のみが」10（4 + J Aからの再委託6）旧村で、他は両者が入り込んでいる（図3）。市には359農事改良組合・集落（207農業集落）があるが、今後の水田作の中心的担い手のあり方として、法人含む認定農業者・75集落（20.9%）、任意営農組織・35集落（9.7%）、J A出資法人・48集落（13.4%）、自己完結型・198集落（55.2%）とみている。



②農業生産法人の特徴

近年、4つの営農組織が法人化した。集落タイプが1、旧村タイプが2、広域タイプが1である。いずれも麦を転作で集团的に栽培しており、品目横断的経営安定対策の実施を前に有限会社化した。法人化の目的は、利用権設定、節税、主たる担い手の所得確保などの積極的な意味合いは薄く、経営安定対策での麦作用の生産条件不利補正対策助成を受けるためのものである。他産業並の所得を目指しうる組織は少なく、オペも60才台が多く、事業の中心は作業受託で、管理作業の困難性から利用権設定を制限しているところが多い。

3 経営安定対策と農業生産法人

政策変更にとまなう岐阜市での水田転作麦作経営への影響を、10ha規模を基準として試算すると、2006年産では麦作経営安定資金が239万円である。2007産では緑ゲタが205万円、それに黄ゲタ部分を加算すると1等B級で270万円、2等B級224万円と格差が大きくなる（表6）。岐阜市の場合、圃場条件も悪く2等級割合が高く、品質向上にも限界があり、また数年後には黄ゲタ部分の削減・廃止も検討されていることもあり、制度変更は法人経営にとり精神的な負担となっている。

表6 岐阜市における麦作への助成額の変化試算

				2006年産	2007年産
過去実績		ha		10	10
平均反収		kg/10a		242	242
麦作経営安定資金	単価	円/60kg		5,930	—
	総額	千円		2,392	—
緑ゲタ	単価	円/10a		—	20,591
	総額	千円		—	2,059
条件不利補正対策	黄ゲタ単価	1等B級 円/60kg		—	1,610
		2等B級 円/60kg		—	450
助成総額	1等B級	千円		—	2,708
	2等B級	千円		—	2,241

出典:岐阜市資料より作成

また、2004年産の不作・低単収のため過去実績値が実際の作付け面積より低く見積もられており、結果として1等級の割合を相当上げないと助成金総額が減少することになる(表7)。

表7 経営安定対策加入経営の助成金変化の試算

		(有)A社	(有)B社	(有)C社	(有)D社	任意・ 営農組合E	
過去3年平均面積	a	1,703	590	978	1,300	960	
過去3年生産量	kg	39,087	10,239	22,781	22,640	19,122	
単位収量	kg/10a	230	174	233	174	199	
麦作経営安定資金	千円	3,863	1,012	2,252	2,238	1,890	
過去実績	a	1,580	410	930	910	780	
条件不利補正対策	緑ゲタ	千円	3,253	844	1,915	1,874	1,606
	1等B級	千円	4,302	1,119	2,526	2,481	2,119
助成総額	2等B級	千円	3,547	921	2,086	2,044	1,750

出典:岐阜市資料から作成

注1)2004年産は不作で反収が低い

注2)2007年産は過去実績と同じ作付けをすると仮定

さらに、法人化したものの、旧村を基盤とした場合、土地利用調整がともなわず作業は分散し効率性が悪く、用排水条件が不備な地域では麦作用の各種助成金を加算しても経営全体として赤字を連年計上しているところもある。法人化をもって「効率的・安定的」な経営体となりえたとは決して言えない。

条件に恵まれた地域で土地利用調整等の協力が得られている法人では、助成金に支えられて経営的に黒字を計上しているところもある。他方で、各種助成金を実質的に地代化している特徴がある。すなわち、水田・麦作に対して交付される10a当たり産地づくり交付金4万3千円のうち2万3千円は地権者に配分される(表8)。

表8 産地づくり交付金単価と分配方法(岐阜市)
単位:円/10a

産地づくり交付金単価	基本額 団地加算 計	麦・大豆・ 飼料作物	レンゲ
		35000	15000
	8300	8300	
	43300	23300	
産地づくり交付金の分配方法等	地権者 耕作者	23300 2万円+上 物	8千~1万円 1万円~1万 5千円

出典:2006年・岐阜市各営農組合から聞き取りにより作成

産地づくり交付金や担い手限定の支援は経営を単位として直接交付されることもあり、助成金の一部が地代化することが想定される。D法人では、試行的に稲作での貸借の場合も2万円の小作料を麦転作での地権者取り分並みに手当てすることも行われている。岐阜市全般の実勢小作料はゼロで、使用貸借での契約が一般的である、にもかかわらずである(表9)。

表9 岐阜市における各種小作料等水準(2006年)
単位:円

小作料等の種類	10a当金額
標準小作料・上田	20000
実勢小作料	0
麦転作地権者交付金取り分	23500
D法人における稲作地代・2006年	20000
水田管理料	15000

出典:岐阜市農業委員会、各営農組合資料より作成

IV むすび一品目横断的経営安定政策が集落型農業生産法人育成に果たす役割・課題一

経営安定対策の導入が集落営農組織、とりわけ集団転作麦・大豆に取り組む組織の法人化を促進する要因になっている。法人化した場合も、土地利用調整がともなわなければ効率性に劣り、かつ圃場条件を整えることができない場合、麦場収益も制限され、経営的な安定化は図れない。政策転換にともなうメリット増はそれほど大きくはなく、長期的には削減が想定される。効率的な経営により安定した経営を行っているところでも助成金の地代化が進む可能性が高く、労賃範疇すら確立しているとは言い難い。

稲作での担い手メリットは価格下落時にだけ意識されることもあり、メリットの認識が薄く、16ha、収支・出荷名義一元化、法人化計画などの担い手要件の厳しさも加わり、稲作のみの受託型集落営農組織の場合、品目横断的経営安定対策が法人化を促進する直接的契機にはなりにくい面がある。広範に存在する小規模農家は価格への反応が比較的鈍く、岐阜市では自己完結的に継続する集落タイプが過半数を占める。その意味で、「追い出し効果」はドラスチックにあらわれることはなく、また稲作経営の不透明感から集落営農組織を新たに形成する契機にもなりにくいのではないかと。そうした「担い手」不足地域でJA出資法人への期待が高まっているが、こちらも受託能力には限界があり、基本的には自らの集落で作業を実施しなければならない現状にある。

その意味で、高齢・兼業農家など多様な担い手、さらに地域住民も含めて、耕作・管理意欲と能力のある人を多様に取り込んで、「農地・水・環境向上対策」などと一体的に運用して地域農業を維持することも重要である。

参考文献

- 荒井 聡 「『米政策改革』下における地域参加型集落営農法人組織の展開論理—岐阜県揖斐郡揖斐川町K営農組合を中心に—」『農業・食料経済研究』第51巻第2号、2005年。
- 荒井 聡 「新基本計画と中部地域における水田農業担い手形成の課題—東海地区を対象として—」『農業・食料経済研究』第52巻第1号、2005年。
- 安藤光義 『地域農業の維持再生をめざす集落営農』全国農業会議所、2004年。
- 磯田宏・高武孝充・村田武編 『新たな基本計画と水田農業の展望』筑波書房、2006年。
- 楠本雅弘 『地域の多様な条件を生かす 集落営農』農文協、2006年。
- 高橋明広 『多様な農家・組織間の連携と集落営農の発展』農林統計協会 2003年。
- 田代洋一編著 『地域農業の主体形成』筑波書房、2004年
- 田代洋一ら 「徹底討論・日本の農政改革」『農業経済研究』第78巻第2号、2006年。
- 田代洋一 『集落営農と農業生産法人』筑波書房、2006年。
- 谷口信和・李侖美 『J A（農協）出資農業生産法人』農文協、2006年。

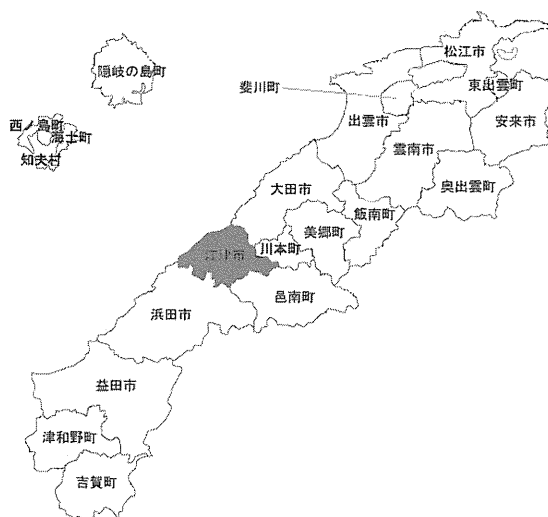
農業特区における農外企業参入と地域農業再編

京都府立大学農学部 桂 明宏

1. はじめに

農業特区の制度ならびにそれを制度として全国化した農業経営基盤強化促進法による特定法人貸付事業によって、平成 18 年 3 月 1 日現在、農業生産法人でない 156 の法人が農業に参入している。農林水産省によれば、これらの法人のうち、80 が株式会社、41 が有限会社、35 が NPO 等となっている。参入企業の業種は、57 が建設業、41 が食品会社、58 がその他で、建設業と食品関連が参入企業の中心になっていることが分かる。参入する農業部門は、65 が野菜、30 が米麦等、24 が果樹である。

本稿では、島根県江津市に参入している一般企業(建設会社と青果卸会社など)を事例に、農業特区ならびに特定法人貸付事業による一般企業参入の実態と問題点を検証する。遊休農地ならびに遊休農地の発生の恐れが強い中国中山間地域において、どのような動機で一般企業の農業参入が取り組まれているのかを、参入を促進する側の行政サイドと参入する側の企業の双方から検証するとともに、農外企業参入によって地域農業の再編がどのように進められているのかを明らかにすることが本稿の目的である。



2. 旧桜江町の農業特区指定と企業参入

島根県江津市の属する石見地方は、平野部が少なく海岸沿いと中山間地域が大半をしめており、農業的には条件不利地域である。また、雇用吸引力のある産業にも乏しく(表 1)、人口の流出と高齢化の進行も著しい。地域産業の公共事業依存度も高く、財政危機が地域経済の悪化に拍車をかけている。農地は総体的に狭隘で土地条件が悪く、水害をしばしば引き起こす江の川沿いに点々としており、耕作放棄地が急速に広がっていた。農業就業者の高齢化も著しく、土地条件の悪さから個別の担い手や集落営農の形成は極めて限定的であった。

表1 事業所統計による産業別従業者数

	旧桜江町		旧江津市	
	実数(人)	構成比(%)	実数(人)	構成比(%)
合計	983	100.0	9178	100.0
農業	2	0.2	18	0.2
林業	8	0.8	0	0.0
漁業	0	0.0	29	0.3
鉱業	12	1.2	77	0.8
建設業	372	37.8	1033	11.3
製造業	247	25.1	2229	24.3
通信業	2	0.2	15	0.2
運輸業	4	0.4	615	6.7
卸小売業	124	12.6	1901	20.7
金融保険業	5	0.5	191	2.1
不動産業	2	0.2	81	0.9
飲食宿泊業	64	6.5	531	5.8
医療福祉	35	3.6	1299	14.2
教育	4	0.4	191	2.1
複合サービス	34	3.5	93	1.0
その他	68	6.9	875	9.5

(資料)平成16年事業所・企業統計調査。

江津市は、平成 16 年 10 月に、旧江津市と旧桜江町が合併してできた町であるが、農業への一般企業参入は、平成 16 年に旧桜江町が農業特区に指定されたところから始まっている。桜江町は、人口維持をめざして定住促進に特に力を入れ、これまでリゾート施設などを建設して新たな雇用を開発してきたが、定住対策の一環として特産物の開発とそれを担う農業生産法人の設立にも取り組んできた。その延長線上に農業特区での一般企業参入にも取り組むこととなった。

合併後、旧桜江町の農政は新市の農政へ継承され、企業参入は改正された農業経営基盤強化促進法による特定法人貸付事業によって進められている。

3. 江津市の特定法人貸付事業

特定法人貸付事業に対応するため、平成 18 年 4 月に同市の農業経営基盤強化基本構想が改定された。それによれば、特定法人貸付事業の対象となるのは、全市の遊休農地及び遊休農地の恐れがある農地である要活用農地とされているが、平場で圃場整備された比較的条件の良い農地であっても担い手が見つからず遊休化する恐れがあるとして、実際上はすべての農用地区域内農地が企業参入が可能であると解釈され、かつ実際に参入している。

事業の実施主体は江津市であり、利用権で参入企業に転貸される。貸借期間は 5～10 年でケースによる。後述の事例にも出てくるが、遊休農地からの復旧地などでは貸借期間を長くする傾向があるようだ。小作料は、標準小作料(上田 8000 円、中田 5000 円、下田 3000 円)を基準として、当該農地の生産条件を勘案して算定するとされている。

市と参入企業の間にはの協定が結ばれるが、具体的な協定書を見ると、第 1 条で具体的に栽培作物について記載し、貸付農地の全てについてその目的に供するものとされている。また、第 2 条では、農業の維持発展に関する地域での話し合いへの参加を求められ、道路・水路・ため池等地域の共同施設の建設と維持管理の取り決めに遵守するものとされ、耕作または養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも 1 名をその任に当たらせるということになっている。また、第 3 条で、特定法人は事業の実施状況、面積、常時従事の状況について市に毎年報告することを求められているが、当初の耕作または養畜の事業に農地を供することができない場合には、農地の全部または一部について契約を解除としている。

法の趣旨通り、農地利用を事後的にチェックし違反があれば契約解除するという仕組みであるが、予め具体的に作物名まで協定内容でとりあげて農地利用の方式を指定している点、地域における共同活動への参加を求めている点を協定に盛り込んでいる点が興味深い。

特定法人貸付事業に取り組む市の同事業への評価は、当然ながら高い。理由は、法人による農業立ち上げにとって農外企業の資本金や企画力などのメリットを活用できることにあるが、同事業がとっている市役所が間に入る農地転貸方式に関しても、地元農家にとって農外企業参入に対する警戒感を和らげているとしている。特に不在地主などは、市役所が間にはいるからこそ安心するという面があり、相対で企業が地権者と直接交渉したら、契約締結までに 10 倍の時間がかかるだろうともいう。

また、企業と市の間での協定は重要で、絶対に必要であるという。そこまで縛らないと地権者の安心が得られないこと、また、企業には負の側面として倒産などの危険性もあるからだという。そういったときに、目的外利用の暴走が起こることをチェックすることが必

要であり、どんな企業でも手放しに安心しているわけではないとしている。また、同じ趣旨で、企業にとっては農地の所有権は必要ないというのが企業参入を進めている市の農政部局の意見であった。

現在まで、桜江町の農業特区で2社、新江津市の特定法人貸付事業で3社の合計5社の農業生産法人以外の法人（4社が有限会社、1社が株式会社）が農業参入している。市の農政部局も当の参入企業も、農業で採算が採れるようになったら農業生産法人として親企業から独立したい（させたい）と考えている。

4. 市農政の担い手政策と農外企業参入の位置づけ

①担い手についての考え方

市の農政部局では、農業の展開法式として、自立経営型農業の展開と集落維持型の農業展開の2つがあると考えている。前者には、個別経営の認定農業者と農業法人（農業生産法人と参入企業）が、後者には（任意組織の）集落営農と農地管理組合（集落の農地管理組織のようなもので、農地のあっせんなどを行うことが想定されている）が分類されている。

このうち江津市の認定農業者は、後述する特区参入の（有）H組の他、健康食品として桑のお茶を生産・販売している有限会社1社、集落営農を発展させた農事組合法人1組織の他に、種豚生産の有限会社が1社、個人経営の認定農家が6人と、層としては極めて薄い。6名の内訳は、肉用牛肥育経営1戸、葉たばこ・水稻複合経営1戸、施設野菜1戸、施設野菜と水稻複合1戸、施設野菜・水稻・肉牛繁殖複合1戸、水稻単作1戸となっている。水稻と他部門の複合経営の耕作規模は3～4ha、水稻単作経営の耕作規模は5ha程度であり、後者は県の農業士で指導的な農家であるが、借地を作業受託に転換しており、約10ha規模から現在の規模に縮小してきているという。個人経営の認定農業者に農地保全をほとんど期待できないのが現実である。

また、土地条件が極めて悪いため、集落営農組織もほとんどないといってもいい。全市で集落営農と呼べる組織はわずか2組織であり、いずれも下線の褶曲部に開けた山間部のわずかな平地に立地している。それ以外にも、共同耕作を試みた集落営農組織もあったが、いずれも面積不足かつオペレーター不足で解体し、農地管理組織に変化している。

以上のような状況にあって、市は、中山間の条件不利を克服していくためには付加価値の高い農業とマーケティングによる「攻めの農業」が必要であり、自立経営型の農業、とちわけ法人経営に誘導していくことが望ましいと考えている。参入企業はこの法人経営の範疇として捉えられている。法人にこだわる理由は、単に農業振興というだけではなく、地域の定住対策としての雇用を確保するためでもある。

ただし、参入した一般企業も「攻めの農業」を実現して農業で自立できることが望ましく、そうなれば、前述のように経営が安定すれば農業生産法人に移行することが望ましいというのが農政部局の考え方である。一般企業を参入させることは自立した農業経営を確立するための手段であって、一般企業が農業を兼営することを目指しているわけではない。また、土建企業の農業部門というよりも農業生産法人である方が、地域からの信頼を得やすいし、自社の生産した農産物をダイレクト販売しやすい。その意味でも、できるだけ早く農業で自立できる法人になることが重要である。

②企業参入のメリットと成功の条件

市の農政部局に言わせると、他の担い手と比較して、企業参入のメリットは、これまでの企業経営のなかで培われた経営感覚・人材・管理能力・技術がセットで存在してシステムになっている点であるという。なかでも、経営感覚は、同じ法人経営でも、農外参入企業>有限会社の農業生産法人>農事組合法人の農業生産法人の順に高いといえる。また、参入企業のなかでも建設会社は、工程管理能力に優れており、農業とも通じるところが大きいという。

農業生産法人を新たに立ち上げる場合と既存企業を農業に参入させる場合とを比較すると、一から農業生産法人を立ち上げる場合には、当初資金力が弱く立ち上げ時厳しい経営状況になるのに対して、既存企業を農業参入では、親会社の資金力によって参入後数年間の低収益とリスクを吸収することが可能であるという。恐らく、この点が企業参入の最大のメリットとして認識されているようである。

もちろん、その前提として、既存の企業を参入させる場合も、財務的に健全経営でなければならないし、そのための企業のスクリーニングを行政が行っている。つまり、江津市では、市役所が企業の農業参入へのコーディネーター役を果たしており、同時にやる気があって経営が健全な企業を行政が選別しているともいえる。

一般企業の農業参入には以上のようなメリットがあるが、それだけで農業経営が成功するわけではない。いくら企業経営とはいっても、農家と同じものを、同じ技術で、同じ方法で販売しては利益は出るはずはないという。

成功のための条件は、第1に、農業技術者の確保と生産技術の確立である。建設業者が重機とその操作技術を持っているからといってそれが農業にすぐに役立つわけではない。作物ごとの技術習得をどうするのかということが農外からの参入企業にとって大きなネックである。第2に、生産・加工・販売体制の確立である。生産から販売までの一貫した取り扱いによるマーケティング、販路の確保である。第3に、有機農産物の生産などによる高付加価値の実現である。そのためにも販路の確保が重要になる。

最後に、参入の基礎条件として、優良な圃場を確保がある。特定法人が参入する区域は、遊休農地ならびに遊休農地の恐れがある区域ではあるが、実際に遊休化・荒廃化した状態のままではいかに企業でも参入できない。したがって、荒廃地の復元を含め圃場整備を促進することが重要な条件である。

5. 企業参入（農業特区、特定法人貸付事業）事例

①（有）H組

本業は土建業。資本金 2000 万円。土建業の年商は約 1 億。役員は代表取締役である父（61 歳）と取締役農業部長（36 歳）。平成 16 年 3 月に特区法で農業参入。従事者は、土木部については社長と常雇 2 人と臨時雇 1～3 人（最大時には 20 数名の従業員を雇用していた）、農業部については農業部長と常雇 2 人と臨時 1 人。農業部長は農業のみに専従。農業部の他の従業員もすべて農業専従（土木部門従事者ではなく新規に雇用した者）。江津市の認定農業者に指定されている。

耕作面積は約 15ha。うち、畑 11ha、水田 4ha。畑のうち、7ha は江の川沿岸の遊休地を開墾したものだが、その後同地区の農家から頼まれて現在 9ha になっている。ただし、9ha

は1団地ではなく、1枚5～6反程度の畑に分かれている。残りの畑は渡集落で借りているが、これも江の川沿岸災害復旧地である。水田はすべて圃場整備地であり、いずれも地元の農家から頼まれて借りたもの（市役所を通じて転貸）。

全面積有機JAS取得。作付作物は、はと麦若葉・大麦若葉などの機能性食品と有機米、ゴボウ、大豆などである。生産物はすべて加工業者や消費者に販売し、JA出荷はない。

農業部長は、東京農工大林学科卒で、大学時代から環境問題に関心があった。職業として造園業を希望するも、家業を継ぐためにUターンしたが、土木の仕事が減ってきていたことと、自分自身農業をしたかったこともあって、岡山の有機農家で研修し、千葉市で農地を借りて水田2反の有機百姓を5年実践。旧桜江町産業課長から、電話で帰郷して農業をやらないかと持ちかけられて、平成16年に、再度Uターン。父の会社に農業部を設立して農業を始めた。

参入にあたっての社長の心配は、農業投資（機械）にお金かかることであったが、機械類一式への投資2300万円の半額を県の企業参入促進費の補助を受けることで負担は軽減された。しかし、放棄桑園の開墾費（7haで1900万円）の負担が大きく、もし自己負担で全額手当てしなければならなかったとした参入は困難だったという。結局、県の農業参入モデル事業の助成で自己5%負担（県50%、市45%）でおちついた。

現在の売上げは約1100万円。収支は赤字である。売上げ目標は2000万。機械の償却も考えると売上げ2000万でようやく収支がつぐなう。耕作面積も増えてきており、技術的にも数年中に黒字化が可能だと考えている。従業員1人当たり1000万円の売上げを目ざして、さらに規模拡大したい。社長は、もっと早く元が取れると思っていたようだ。

農業部の従業員は、初年度土木部の従業員に出てもらったが失敗した。兼業農家は技術が低く、有機農業向きではない。そこで新たに農業部で常雇を雇って技術を教え込むこととした。1人は、36歳。妻と子供2人の4人家族。妻はパート。もう一人はインターネットで募集した日大農学部の新卒。常雇の年間給与は約300万。それ以外に山口の大学生を臨時として雇っている。来年新卒で常雇に採用の予定である。農業部長本人の給与は月給で20万強。ボーナスなし、基本給のみである。

法人農業の難しさは、良い作物を作るには手間がいる反面、人件費もいるということ。このバランスが難しい。一般に労働者が農業に向かないというのは真理だが、要や教育だ。責任を与えることと夢（有機でやっていくという）を共有することが重要だ。皆で酒飲んで信頼関係を築いている。農業の作業は土木とは異質で、土木感覚では農業はできない。細かいところに気をつけよ、連係プレーに気をつけよと常々いっている。

周りの農家には非常に気を使っている。特に販売にJAを通していないので気を使う。集落の共同作業などの出役（各集落とも年2回）は、農業部長本人がでている（3集落）。それが功を奏して、現在では徐々に地域からの信頼を受け、農地が集まりつつある。

②I 土建（有）

本業は土建業。資本金1500万円。役員は代表取締役社長（57歳）とその妻（取締役）で、両者が出資している。従業員は5名ですべて常雇。妻も事務従事。繁忙期は臨時雇あり。最も従業員が多かった10年前には常雇15人。本業の年商は6000万円程度（10年前には約2億）。

公共事業が減って新しいことを模索中で、年齢的にも楽で資本も少なくてすむ農業に関心があった。特にブルーベリーに関心があって、役場の産業課にお願いして先進地視察もした。視察グループの中には他にも土建業者も入っていた。

平成 16 年に特区で農地を借りて農業参入した（自宅は非農家なので所有農地はない）。農地面積は 80a。作付作物はブルーベリー 20a、ゴボウ 15a、広島菜 15a であり、野菜類は夏作 1 作のみである。主として 4～7 月の受注が少ない時期に作業できる作物に限定している。農地のうち 25a は在住集落の会社の事務所周りにある耕作放棄地だった。高齢農家から手間がないので借りてくれと頼まれた。

ブルーベリー以外で広島菜を選んだのは、本業の暇な 4～7 月に 2 ヶ月くらいでできるものがないかと JA に相談した結果である。種・農薬・肥料・出荷とも JA のお世話になっている。ブルーベリーについては、県のブルーベリー振興協議会に参加して技術習得している。農作業は、ほとんど社長本人が担当している。従業員は草刈りや収穫などで少し手伝ってもらう程度である。広島菜の植付時には 1 日半程度 3 人ほど女性を臨時で雇うこともある。

ブルーベリーは夏場の草取りと年 3 回程度の施肥くらいの作業ですみ、機械も不要である。また、市況も野菜より安定している。出荷先は江津市のスーパーはじめあちこちに出荷している。販売先はブルーベリー協議会ルートで情報を得ている。野菜類は JA に出荷しているが、野菜は天候に左右されてうまくいかない。作物の選択はできるだけ投資が少なくてすむものを選んでいく。ブルーベリーの苗代については 10a 当たり 100 万円程度であるが、県と市から 45% の補助を受け自己負担は 55% である。

農業の目標はブルーベリーを 1 ha 程度にすること。現在は 10a 当たり 8 万円程度にしかならないが、成木になると 10a 当たり 100 万円くらいになる。そうなれば、売上げで 1000 万円程度になる。現在、ブルーベリー以外に 4～7 月の本業端境期に適した作目がないか検討しているが、なかなかない。本業繁忙期に農作業がかかってパートを新たに雇うことになるのととても採算が合わない。水稻は本業の端境期作物としては適しているが、投資が大きすぎる。

周囲が荒れている農地が多いので、周りの農家にあまり気を使うということはない。水稻を作っていないので、水路掃除などの出役にも出ることも求められていない。最近では借りてほしいといわれる農地が多い。しかし、そうした農地はほとんど耕作放棄地に近い状態なので、使えるようにするのに手間がかかりすぎるのが問題である。

③ (株) N 青果

旧江津市内の青果卸会社。資本金は 1000 万円。平成 13 年にカット野菜加工会社を子会社として設立。両者が連携して事業運営をしている。取引先は、病院、介護・福祉施設、学校、ホテル、スーパーなどであり、販路は安定している。

これまで同社では、各地の野菜生産者と契約栽培に取り組む一方、12 年前からは中国産の野菜輸入も手がけてきたが、消費者の食の安全に対する関心の高まりから、地元産のガラス張りの安全な野菜を供給したいと考えてきた。しかし地元には供給力が乏しい上に、契約栽培は市場価格の変動によって入荷が不安定で、取引先からの安定供給の要求との調整で苦労してきた。

平成 17 年 9 月に、県の西部農林振興センターの説明会「農業参入支援セミナー」で農業参入について相談した。県の指導は農業生産法人の設立だったが、直接参入でしばらくやった方が良いと判断した。理由は、別法人として生産法人を立ち上げると、参入してから軌道に乗るまでの 2 年から 3 年間の資金調達が難しく、収支のバランスがとれないと判断したからである。現行の株式会社で参入し、農業部門の収支バランスの見込みが取れたら本社から独立して農業生産法人に移行することを考えている。

平成 18 年、特定法人貸付事業で水田 56.7a を借り入れた。農地は旧江津市南部の山間部の迫田（谷の最奥部で行き止まりになっている棚田）で、地元農家が永島青果と契約してビニルハウスで野菜を栽培してきたところである。この農家は、これまで周辺の農家が高齢化のため遊休地化してきた農地を借りて野菜を栽培してきたが、台風と積雪の被害で廃業することを決断したため、永島青果がその農家のハウスを 9 棟借り受けることとなり（小作料は 10a 当たり 5000 円、ハウスは無償で借入）、その後県の補助（企業参入促進整備事業）を受けてハウスを増設し、現在約 20 棟になっている。

栽培品目は、当初は、以前から地元農家が栽培していた葉ネギのほかに、ハウレンソウ、青梗菜、広島菜、サンチュ、キュウリ、ナス、トマト、トウモロコシ、キャベツ、メロンなど試作したが、日照不足や病虫害にによる被害を受けるなどの曲折を経て、現在は、葉ネギの周年栽培とハウレンソウ、コマツナの栽培に落ち着いている。ネギの 6 割を子会社のカット会社に供給するほかは、県内各地の取引先に直接出荷している。

農作業の担当は、前述の元農家（55 歳）を永島青果農業生産部生産部長として雇用し、現場責任者とするとともに、その妻（50 歳）と息子（24 歳）にも農作業に当たらせている。息子は、数年前に永島青果に社員として入社し青果部で働いてきたが、同社が農業参入して以降は農業生産部に所属して野菜作りに従事している。このほか、パートとして、地元の農家女性 2 人がおり、他に本社の中国人研修生 3 人も農作業を手伝っている。

同社では、農業参入に当たっては優秀な生産管理者の確保が一番大切だとしている。管理者には、一緒に経営しているという意識を持たせ、生産管理・時間管理とともに無理・無駄をなくして生産効率を高めるようにさせることが重要であるという。栽培技術の向上も重要な課題であり、県の農業参入調査研究支援資金を借りて各地の農業地域を視察して回っている。また、参入企業にとっては、初期投資を抑制することが重要である。同社では、県の補助金と融資でハウス投資を行えたが、そうした支援が必要であるという。

今後の展望については、さらに野菜の生産量を増やしていきたいとしている。固定した販路を確保しているので、売り先には全く困らない。あとは生産を拡大し、ハウス増設 1 年後には販売額で 2200 万円程度にし、3 年程度で黒字に転換したいとしている。

④ T 工務店（有）

昭和 34 年創業の地元土木企業。昭和 57 年に有限会社設立。資本金 800 万円。役員は代表取締役社長とその息子の取締役の 2 人。従業員 8 人。年商 7000 万円。15 年前には、年商は 1 億 2000 万円あった。

平成 17 年の暮れに江津市と江津市建設業協会の合同で、異業種参入の講習会が開かれ、以前から関心を持っており、いろいろ視察にも行っていた烏骨鶏の飼育をすることになった。県の土木部の事業「建設産業新分野進出支援事業助成金」（約 48 万円）の助成を得て、

平成 18 年に烏骨鶏の試験飼育（90 羽）を開始した。土地は私有の畑 10a の一角を使って、平飼い傾斜を設置している。社長本人は、自宅の農地（約 1 ha）で小さい頃から農業（稲作）経験があるが、農地は今はほとんど杉林になっている。

烏骨鶏の飼育を担当しているのは、従業員 1 名（社長の親戚で、肩書きは「新分野進出事業担当」。最近 U ターンして烏骨鶏飼育の手伝いをしている）と取締役の 2 名であるが、社長自らも率先して飼育作業をしている。いずれ 500 羽規模にまで飼育を増やしたい。

従業員 2 人くらいが農業専従で働ける給与くらいが出れば良いなと思っている。公共事業が減って地域内で新たな雇用が必要である。とはいえ、当社には公共事業以外に建築の仕事もあり発注は年間通じてあるため、本業が暇な時期の兼業対策というのではなく、農業にも専従職員が必要であると考えている。きちんとした鶏舎を建てて羽数を拡大するには資金も必要なので、農林サイドの助成金の枠を増やして欲しいと思っている。

⑤（有）S 島根

江津市で取り組まれている機能性食品による産業振興のための原料供給を促進するため、旧桜江町収入役である A 氏が平成 14 年に桜江町役場を退職して、新たに設立した会社である。有限会社の資本金は 300 万円で、すべて A 氏の出資にかかる。役員は代表取締役である A 氏の他に県内斐川町の農家で機能性食品に関心のある B 氏を抜擢した。

法人の所在地は旧桜江町内にあるが、農地については、旧江津市内の遊休水田 8ha（3 集落にそれぞれ 4ha、3ha、1ha）を特定法人貸付事業で借入した。地代は 10a 当たり 1500 円である。復田コストを考慮して小作料を安く設定している。平成 18 年春にはじめて 3ha で大麦（若葉用）の播種をしたが、収穫ができたのは 1ha 程度。残りの 5ha は水害で播けなかった。農機具は借りている。

農作業はこの B 氏と年間パート雇用の男性 1 人（24 歳、県の農業大学校卒、年間 200 日くらい農作業、冬期は除雪作業。いずれ正規の従業員にする予定）が中心になって行っている。A 氏は手伝いだが、なるべくすべての農作業に出るようにしている。

今年有機 J A S 認証を取得した。今後は大麦・はと麦・ゴマの栽培でこの 8ha を十分に活用したいと思っている。遊休化していた JA の元茶工場を借りて大麦若葉を乾燥する体制も整った。懸案になっていた収穫機の開発に目途が立ち、これから軌道に乗るだろう。

農地は草刈りが大変である。獣害もひどい。農地も 3 集落に分散しており、移動が大変である。作ってくれと言ってくる農家が多いが、あまり増やせない。

6. 農業生産法人による農産加工と集落営農の事例

以下では、一般企業参入以外の農業生産法人の取り組みについて紹介する。

①（有）S K 生産組合を中心とするグループ

I ターン者である現社長 F 氏と旧桜江町が協力して、遊休桑園の解消と雇用創出のために設立した会社である。桑を健康食品として開発し、桑茶を中心とした加工品を生産・販売している。荒廃桑園の対策に頭を悩ませていた旧桜江町と F 氏が、放置されている桑樹をそのまま利用できる道はないかと考えついたのが桑茶であった。

試行錯誤を経て、平成 10 年に、任意の組合として S K 生産組合を結成した。この組合は、11 ～ 12 名の桑園の地権者・生産者と F 氏など桑茶の加工担当者が、桑園再生のため

に会費を募って結成したものであった。約 2ha の桑園で伸び放題になっていた桑を切り戻して再生させ、桑の葉を収穫して、乾燥して健康食品として販売した。

その後、F氏は、自らの出資で平成 12 年に有限会社化して農業生産法人を設立し、桑園を 5ha ほど借入して、地元の生産農家の高齢者を雇用して桑を自社生産・収穫・加工を始めた。平成 14 年には桑の生産・加工で有機 J A S を取得している。

平成 15 年には、H組と同様に、遊休地対策の一環で町と協力して荒廃桑園を抜根して畑に戻し、利用権設定した。その後もいくつかの集落で桑園を借りて、地元の農家の高齢者を雇用して桑を栽培している。また、平成 15 年からは、桑の他に大麦若葉やはと麦若葉・実の生産も開始し、健康食品のアイテム数を増やしている。また、一部桑の実どりもしてジャムなどに加工している。

現在の利用権設定面積は約 15ha（表の作付面積は契約栽培の面積を含む）。従業員数は常雇 14 名（うち 7 名が U・I ターン）、臨時雇・パート 15～16 名。売上額は平成 17 年に 1 億 750 万円に達している。資本金総額は 3500 万円。出資者は F 氏（代表取締役社長）、F 氏の長男（専務取締役）と妻（常務取締役）、その他 1 名（旧桜江町収入役の A 氏）、アグリビジネス投資育成株式会社（1500 万円出資）である。F 氏は農業常時従事。専務は販売担当。常務は加工と農作業担当である。

さらに、平成 16 年、大麦若葉などの仕入れ・販売会社として S 有機ファーム株式会社を設立し、H組など町内の農家・法人が生産した大麦若葉などを購入し、（有）S K 生産組合で委託加工して、販売する体制を整えた。また、平成 17 年には旧桜江町の隣町である美郷町でも農業生産法人を設立し、小学校跡地を借りて加工場を建設、大麦・はと麦・桑に加えて放置された柿園を再生して柿の葉茶に加工している。

以上、（有）S K 生産組合を中心とする一連の取り組みによって、旧桜江町を中心とする江津市全体の健康食品の加工・販売体制が整えられた。これら S K グループの取り組みには旧桜江町・現江津市役所が全面的にバックアップしており、地域ぐるみの取り組みでもある。こうした取り組みによって、地域内雇用力が高められていることは、地域の活性化に大きく貢献している。

②（農）〇営農組合

平成 13 年から 15 年にかけて行われた大区画圃場整備事業にあわせて設立された集落営農組織を法人化したものである。同地区は、旧桜江町の中心部で、江の川支流の褶曲部にあって、旧桜江町内最大の平場水田がある。同事業では 1 ha 区画圃場整備が約 35ha にわたって実施された。圃場整備とあわせて営農組織化が図られたわけである。

組合は地域内のほぼ全戸参加で、ほとんどの農地を一括して利用権設定しており、この組合が特定農業法人となっている。そして、組合が農業機械オペレーター・管理作業員を雇用して、水稻（平成 17 年度約 22ha）、白ネギ（同 2ha）、大豆（同 10ha）、大麦若葉（同 5ha）を生産している。出荷は大麦若葉を除いて JA である。

組合の悩みは、組合員の高齢化が進み、農作業に出役してくれる人が思うように集まらないということである。同地域における重世代世帯は多くて全世帯の 2 割、残りの 8 割は高齢者世帯であるという。機械作業と主要な管理作業（稲作 3 作業、大豆播種・土寄せ・収穫、白ネギ土寄せ、掘り取りなど）などは、3 名のオペレーターが当たっている。それ

以外の作業は、60歳代の男性2人と女性3～4人が従事している。また、ネギの出荷時期には高齢者を中心に12～13人の出役がある。

機械作業の中心オペレーターは64歳で、地元土木業で重機の操作をしていたが、退職後組合のオペレーターになった。農業経営の経験はない。2人目はやはり60歳代で本業が豊屋である。圃場整備以前から農作業の受託もしていた。3人目も60歳代で、経営面積1ha、水稻と施設野菜・和牛繁殖の複合経営で、認定農業者である。彼も圃場整備以前から地域の作業受託を行っていた。それが、組合ができて個人での受託が減ってしまったため、他の部門に手を広げざるを得なくなり、その結果組合のオペレーターにはほとんど出なくなってしまったという。

このような事情で、今はすべて片手間のオペレーターが作業にあたっているため、全体として農作業が遅れ気味で、収量・品質なども低いのが実情である。米や大豆の乾燥調製、育苗などもすべてJAまかせコストが高く、営業利益は毎年相当の赤字であり、それを転作助成金などの営業外利益と積み立ての取り崩しによってなんとか埋めているというのが実情である。

7. まとめ

中国地方の中山間地域の典型である江津市における農業従事者の高齢化、担い手不足は深刻で、急速に耕作放棄地が増えている。耕作放棄・遊休農地地率こそ10数%であるが、この20年くらいの中に農地面積は半減しており、実質的な耕作放棄農地は50%以上に達する。認定農業者など専門的な農業経営の成長は弱く、農地保全は危機的な状況にあるといっても良い。

地域農業のそうした閉塞状況をなんとか打開したいという強い思いが、農業生産法人とそれを中心とした機能性食品のネットワークづくり、さらには農業への一般企業参入を促進する地域・行政ぐるみの取り組みに繋がっているといっている。一般法人のリース参入については、地域農業の立て直しや定住条件の整備といった地域課題の一環として行政主導で進められている。そこには、不利な条件を克服して農業で自立できる経営の育成と法人による雇用開発という2つの期待があるだろう。

ところで、特区と特定法人貸付事業においては、市は事業の主体・転貸の主体であるというだけではなく、実質的に地元農家・地権者と参入企業の仲人役であり、さらに言えば参入企業の掘り起こし主体にもなっているという点が注目される。地元の顔の見えた企業経営者（同時に地域住民でもある）だから信頼できるという側面に加えて、その信用を市役所が担保しているのである。逆にいえば、地域外の農外企業が勝手に農地を取得（借入）しようとしてもそこには自ずと地域社会の壁が存在しているといえるだろう。参入企業が地元を受け入れられるかどうかは、信頼できる企業かどうか重要であり、そのための信頼醸成が行政と一体となって進められている。

また、一般企業の参入が、市・参入企業の双方から、農業生産法人への1ステップとして認識されているという点にも注目すべきだろう。それは、地域社会や消費者への信頼の獲得という点から考えても合理的であり、同時に地域に根ざした農業の担い手育成の方途として企業参入が捉えられているのである。

もっとも、農外からの参入企業のかかえる課題は少なくない。農業技術の獲得について

は、どの法人も苦勞しながら模索している状態であると言っていい。また、農外企業に期待されている資本力も、地元零細企業ではかならずしも十分に強くない。補助事業などで機械代を圧縮できない限り、機械代・施設代の嵩む農業部門は農外企業といえども楽ではないといえる。さらに、加工も含め付加価値のある農産物をいかに生産・販売することが大きな課題となっているが、付加価値が実現できる販売ルートを開拓することは、食品関連企業を別として難しい課題であると言っていい。また、農地に関しても、遊休荒廢地の復旧が企業参入の前提条件である。自己負担で復旧して農業をやったとしてもとても、採算がとれる見込みはない。さらに、土地利用型の認定農業者と同様に、農地分散に直面している点では参入企業も同じである。

このような様々な問題にもかかわらず、市が企業参入に積極的に取り組むのはそれだけ地域農業の受け皿づくりが喫緊の課題だからだろう。今後、参入企業が農業での自立をいかに図っていくかということが課題となっているといえる。

島根県斐川町における地域農業支援システムと担い手再編

高崎経済大学地域政策学部 村山元展

1. 地域の農業構造問題と町農業公社の設立過程－90年代まで－

(1) 90年代の地域農業構造問題

島根県斐川町は松江市から約30分、松江市と出雲市に挟まれて位置し、出雲空港が立地する73.3km²の地域である。この斐川町は日本海に面して広がる簸川平野の中心部にあり、平坦水田地帯として展開してきたところである。しかし1970年代後半に入って工場立地が進められ、労働市場の展開は兼業構造の安定化をもたらした。

農業生産条件については、戦後比較的早期に土地改良事業が導入され、1953年～63年の約10年間で町内全域の水田で10㌥区画の圃場整備と排水事業が実施され、稲作生産力の安定化が図られている。その後さらに77年～93年にかけて30㌥区画へと再整備されているが、この再整備は斐川町の東部地域に集中しており、その結果、10㌥区画の西部地域と30㌥区画の東部地域という地域格差が形成され、そのことが後述の担い手形成の条件差となっている。

60年代後半の斐川町の農業生産力構造については、安達生恒編『農林業生産力論』で実証的な調査・研究報告がなされているが、そこでは「稲作の特化係数はなお上昇傾向にあり、農民層の分解による…新しい担い手形成も進んでいない」と総括されている。すなわち「稲作の生産力発展の中心的担い手であった分厚い中間層は…斐川農業の構造を変革する主体としては機能していない」、「少なくとも当分は農業生産力の新展開を可能にするような構造変化はない」と指摘するのである。40年代は稲作生産力停滞の時代だったのである。

しかし70年代後半に入ると農業構造は大きく変化する。まず農家数の減少テンポが高まり、その傾向が引き続いている。さらに専業農家とともに分厚い担い手として存在していた第一種兼業農家が大きく減少し、同時に専業農家、特に「男子生産年齢人口のいる専業農家」が半減し、95年センサスでもわずか44戸にとどまっている。このように全体として農家数が大きく減少しはじめ、同時に担い手そのものが減少しはじめている。

他方、60年代には未展開であった農地の流動化が急速に進んでいる。センサスによると水田の借地率は1980年の5.6%、1990年の9.7%、1995年の12.4%と急速に高まっており、利用権設定面積も95年度末で281㌥、利用権設定率は11%強となっている。

こうした担い手の減少と流動化の進展は、大規模経営の展開をもたらしている。特に5㌥以上の農家数は1980年の1戸から1995年の23戸へと急増している。

ではこうした構造変動を背景に、どのような農業構造を展望しているのか。町の「基本構想」で認定農業者に関する目標をみると、個別経営体が111経営体（うち水稲単作30、水稲＋野菜22）で677㌥（農用地面積2406㌥の55.4%）の農地を利用集積し、集落営農が20組合、600㌥を利用することとしている。組織経営体として集落営農が位置づけられている点に特徴があるが、そこには島根県自体が集落営農を推進してきたという背景がある。

問題はなぜ認定農業者と集落営農という、ともすれば対立する経営形態が設定されているのかという点にある。そこでまず、現在の認定農業者35経営の営農類型をみると、この

うち「水稲単一」「水稲＋野菜等」の土地利用型経営は18経営で、全体の半分にとどまっている。しかもこの18経営体が東部地域の8集落に集中している。前述のように昭和50年代に圃場の再整備を実施した地域に、こうした土地利用型の大規模経営が集中しているのである。これに対して圃場の再整備に取り組むことのなかった西部地区では全面的に兼業化が進み、層としての担い手が形成されなかった。そこで行政が考えたのが集落営農による効率的な経営体の育成ということであった。

しかも東部地域の土地利用型経営が将来的にも安定的かという点、必ずしもそうではない。実は大規模経営の後継者の確保が地域の最大の問題となっている。農業委員会によると土地利用型経営で農業後継者が確保されているのはわずか3戸だけである（後述のように町農業公社の設立の背景にはこの後継者の育成というねらいがある）。

（2）町農政の問題意識と推進体制整備の経緯

1）町農政の問題意識

行政・農業委員会の考えている地域農業の将来像の特徴は前述の「基本構想」でもみたように、個別の認定農業者と集落営農の二つを同時に位置づけている点にある。しかし最大の問題は、何度も繰り返すように土地利用型認定農業者の後継者問題であり、今後さらに増加するであろう貸し手の農地の安定的な利用主体の育成そのものにある。そこで考えられたのが新規参加者を募集して土地利用型農業の新たな担い手として育成できないか、ということであった。後述の農業公社はこの点を意識したものである。これが町農政の第一の問題認識である。

第2の問題認識は、現在なおまとまりの強さを維持する集落や数集落からなる振興区（戦後の米の供出単位で、集落を基盤にした組織）の活用である。たとえば西部地区で兼業農業が維持されてきたのは単に規模拡大の担い手がないという理由だけではなく、集落や振興区を越えた「日常的に顔の見えない相手」に農地を貸すことに非常に大きな抵抗があるからだという（畔草刈りや水利等で集落内の他の農家に迷惑をかけるはならないという規範が強く維持されている）。また平成6年には12.5%だった転作率が平成8年には23.0%へと引き上げられる中で、これを実施するには集落の機能を利用せざるを得ず、さらに草刈りや水路の維持管理といった地域資源管理という点でもまた、集落に一定の機能が存在しているからである。

2）推進体制整備の経過

斐川町の農業振興の取り組みの特徴として、農業振興体制の整備と担い手の組織化を積極的・系統的に実施してきた点をあげることができる。

特に農業関連組織を統合した農業振興体制づくりの取り組みはかなり早く、昭和38年の「斐川町農林事務局」の設立に端を発する。これは昭和30年の町村合併を契機に、農業関連機関の意志疎通を図りつつ、農家への指導を一本化してわかりやすくすることを目的につくられたという。当時普及所が庁舎内に設置されており、また農協も本所が新築される間庁舎内に事務局が置かれており、農業指導関係者が日常的に顔を合わせて議論していたことがそのきっかけとなっている。この農林事務局は年間400万円（町とJAが各200万円）の予算を持ち、地域農業の振興方策はこの場で検討され、意思統一されている。この他にも視察研修や農薬試験さらに生産部会育成等の事業を実施している。

また担い手の組織化という面では、まず1972年に農協のライスセンター導入を契機に「農

作業班協議会」が組織されている。これは農協が導入したライスセンター利用や大型機械リース事業の受け皿で、70年代後半には20班、100人をこえる規模で、町内の水田の内約200㌔をカバーしていたという。また町内の作業料金を統一する等の機能も果たしている。しかしその多くが貸借へ移行したり、また農機具の個別所有化が進み、同時に受託者の高齢化（現在平均60歳）も進み、現在は13班、28人の組織へ、受託面積も60㌔程度に縮小してきている。特にこの受託農家には兼業農家が多く、作業受託の担い手問題も危惧されている。

さらに92年には農林事務局の農地利用集積の専門機関として「農用地管理センター」が設立され、農協のOB1名が専従として配置されている。このセンターの設立構想によると、①農業後継者の不足、②農産物価格の下落と過剰投資による農業所得の低下、③転作問題、④中核農家の農業後継者問題と拡大の限界傾向の4つの問題が指摘されており、その解決には「新しい生産システム」の確立が必要であるとしており、農業生産の大規模化・高性能機械の導入の推進、そのための農地利用調整の主体として、管理センターを設置する必要があるとしている。具体的な機能としては、①農地貸借のあっせん、②貸し手農家の登録、③受託組織や中核農家へのあっせん、④農地集積の推進をあげている。さらに賃貸借のあっせんの対象とする土地利用型の担い手の組織化にも取り組み、認定農業者を含む75人からなる「経営者協議会」を組織している（上述の「農作業班協議会」のメンバーとは異なり専業に近い経営で構成される）。農地のあっせんの実績をみると、92年は15㌔、93年は7.5㌔、94年には15㌔となっており、徐々にではあるが拡大傾向にある。

そして95年には「集落営農組合連絡協議会」が設立されている（事務局は農協）。協議会はもともと県の補助事業を各営農組合に平等配分するために作られたもので、農機具更新期の補助事業のあっせんを主としている。しかし同時に水田転作の受け入れ体制の確保という機能や、コメ品種再編の受け皿（ときめき35）、さらにライスセンター利用や農協の大口利用者割引の窓口の一本化、集落営農間の意見交流・研修・技術普及といった多様な位置づけが与えられている。

（3）斐川町農業公社の設立による推進組織再編

上述の「農用地管理センター」が94年9月に再編されて設立されたのが（財）斐川町農業公社である。体制は前述農協OBの事務局長1人と後述の新規参入の研修生だけで、きわめてシンプルである。

設立趣意書は農業公社設立のねらいとして①研修事業による若い農業後継者の育成、②遊休農地の中間保有による活用、③農地集積、作業受委託の農地管理システムの確立、④低コストの中核的農家の育成をあげる。つまり「管理センター」が上げた地域農業の課題を実現する実働部隊として、自らを再編したものだといえる。

現在公社が実施している事業は②の中間保有農地を利用した①の新規参入者の研修事業と、③の農地保有合理化事業と農作業の受委託あっせん事業である。

前者については、現在4人の新規就農予定者（このうち町内の農家子弟が2人）を受け入れており、中間保有農地4.6㌔と3.9㌔の稲作受託作業、さらに転作田を利用した0.3㌔（タマネギ）を利用した研修が実施されている。

農地保有合理化事業の農地のあっせん方法は上述の「管理センター」当時の方法を踏襲しており、①地域の農業委員が貸し手の情報を収集し、公社の事務局長が中心となって借

り手をあっせんする（農協の営農指導員をしていた事務局長が担い手の状況に詳しい）、②具体的には最初に集落内、振興区内を範囲とし、事務局長と農業委員、地元農協役員が調整し、多くの場合この範囲で相手がみつかるという、③しかし借り手が集落内や振興区内にいない場合には、集落・振興区と事務局長が再度相談しながら集落外の借り手にあっせんするというものである。要するに地元集落の農業委員や農協関係者、そして公社が協力して農地流動化を末端で支えているのである。なお実績は95年6.6㍊、96年8.0㍊、97年12.0㍊となっている。また農作業受委託のあっせんは平成9年で育苗2.3㍊、耕耘4.0㍊、田植え7.2㍊、刈り取り3.7㍊であり、上述の「農作業班協議会」も公社の組織へと再編されている。

ところで現在、斐川町では米価の下落を背景に小作料をめぐって新たな問題が生じている。その前提として農業委員会の標準小作料と町公社の合理化事業の用いる小作料とが基本的に異なる考え方の上に設定されていることを理解していただきたい。すなわち、農業委員会ではあくまで土地の生産性に注目した3段階（上田・中田・下田）の標準小作料を設定している。農業委員会ではこれはあくまで標準であって個々の小作料は当事者間で決定すべきものであり、最終的には当事者が納得の上で小作料を決定すべきとしている。これに対して公社では特に圃場区画面積や団地化の程度、乾湿等、機械作業の効率性に注目した6段階の小作料を設定しており、全体として標準小作料よりも厳しく決定される。その上で公社は現地を確認し適切と判断する小作料水準を決定しており、耕作者の立場から積極的に小作料決定に関与している。

問題は近年の米価下落のものでの両者の小作料への介入の仕方で、公社は97年度、耕作者の経営的立場から独自に小作料を全体として3千円引き下げた。その結果当然、一般の利用権設定の耕作者からも農業委員会に対して標準小作料の引き下げと、適切な小作料水準を提示してほしいという要望が出された。しかし農業委員会では小作料の改訂時期ではないために、制度的に引き下げることが困難だとして、最終的には農業委員会の農政委員長談話として「担い手の収益が悪化しているため、小作料を減免してほしい」旨を発表し、地主・小作双方の話し合いによる解決を指導するにとどまった。こうして結果的に二重の小作料が存在するという問題が生じてしまったのであるが、このことは米価変動期の小作料水準のあり方、合意の方法が課題となっていることを示している。

（4）農業公社の位置づけと地域農業の課題

斐川町の農業構造政策の特徴は、町内各地の農業条件をふまえた重層的な担い手づくりと、政策決定の一元化に支えられた重層的な支援システムの形成にある。町農業公社の位置づけも極めて明確で、新規参入者や新規就農者の研修と農地保有合理化事業、農作業の受委託の推進に集約される。

すなわち将来の地域農業の担い手として、認定農業者のみならず集落営農や新規参入者をも視野に入れた重層的な担い手づくりを目指しており、その支援体制は、認定農業者への農地集積は農業委員会と公社が、新規参入者は公社が、そして集落営農は農協が、というように分担して対応しており、まさに重層的な担い手を重層的な組織で育成するというシステムが形成されているのである。

2. 斐川町における地域農業政策の現段階－農業公社・集落営農・土地利用型農家－

(1) 「斐川町農業再生プラン」の策定

前述のように、斐川町では土地利用型農家の後継者問題が生じる中、集落営農づくりを推進しながら、農業公社が耕作放棄農地を保全し、同時に新規参入者を育成する政策が進められていた。

その斐川町農政は2003年以降、「斐川町農業再生プラン」を掲げ、新しい段階に入っている。「新たな米政策改革大綱」や「品目横断的直接支払い制度」の導入という国農政の大転換とも重なり、斐川町農林事務局は新たな地域農業政策にチャレンジしているのである。

以下では、町と農業委員会、農協、農業公社、普及センター、土地改良区から構成される「斐川町農林事務局」の地域農業支援システムと、その下での集落営農の現状について紹介しよう。

1) 町の問題意識

「斐川町農業再生プラン」の策定は2002（平成14）年度末に始まった。問題意識の第1は、担い手の空白地域を中心に、担い手の明確化・集落ビジョンづくりに取り組むというもので、63振興区中、担い手の明確ではない23振興区で取り組まれた。担い手とは、集落営農型、担い手集積型、生きがい・楽しみ農業の3タイプである。町としては担い手集積型ではない地区に対しては集落営農の設立を基本として指導している。

第2の問題意識は、土地利用型農家の農地分散であった。当時、土地利用型認定農家が20人いたが、相対で借地したり、個人で利用権設定するなど、圃場分散がひどく、規模拡大の阻害要因となっていた。そこで、担い手ごとに耕作地域をゾーニングし、借地の交換分合など、農地の利用集積を進める必要性が高まっていた。

こうして「再生プラン」は、集落営農の推進と土地利用型農家への団地的利用集積という、2つの大きな課題に挑戦することとなった。

2) 「アグリプラン21」と「斐川町農業再生プラン」

「斐川町農業再生プラン」に先だって、斐川町の農業振興計画として「斐川町農林事務局」が1997（平成9）年に策定したのが「アグリプラン21」である。ポイントは担い手の方向と生産振興の在り方である。担い手では「多様な担い手」が謳われ、①地域リーダーとしての認定農業者の育成、②持続的産地（生産）・安定した地域社会・地域文化の伝承が可能な集落営農組織の育成、③兼業農家や女性・高齢者の重要性と支援、④町農業公社による農地管理の推進、が強調されている。生産振興では消費者に愛される①ひかわ米、②斐川たまねぎ、斐川キャベツ、ブドウ、③チューリップ、施設切り花、鉢花、④施設野菜づくり、といった戦略的作物振興とともに、地産地消を推進するとしている。また全農家が参加しての生産調整への取り組みが強調されている。

これに対して「再生プラン」は「アグリプラン」実現の運動ということができる。振興区を単位とする話し合いの推進である。振興区単位の話し合いは03（平成15）年度にも継続され、翌04（平成16）年から開始されようとしていた「新たなコメ政策改革大綱」への危機感もあり、積極的に進められた。推進に当たっては、農政課、公社、JA農業振興課が各担当を出して「毎月一回は会議を持とう」を合い言葉に、担当を集落ごとに貼り付けた。当初は農業委員会が中心となっていたが、翌年からは土地利用調整への動きが軽い農業公社が中心となった。

話し合いに当たっては、①国農政の考え方（米政策の転換・産地づくり交付金制度と過剰米処理・担い手要件・農業特区構想）、②地域農業の問題点（担い手が不明確な地区・担い手の高齢化・担い手の農地分散・賃貸借における除草管理問題・多様な担い手間の役割分担）、③町の提案（地区ごとの問題整理・担い手のリストと担い手づくりの提案・農業公社によるサポート・農地集積と管理の提案）、の資料が「農林事務所」から提示される。この資料をもとに、担い手の在り方が地区を単位に全農家で話し合われることとなる。

（２）斐川町農業公社の農地管理と組織再編

１）農地管理の強化－農地の団地化と土地利用型経営の規模拡大－

農林振興課によると、公社が土地利用型農家の団地化に取り組み始めたのは、「再生プラン」の前年、01（平成13）年のことだったという。そこで5㍍以上の農家を対象に「土地利用型農家協議会」を設立し、約25名の農家を組織した。公社が事務局となり、各農家の農地を地図上に落とし、各農家の拠点地帯を考慮して、各農家が規模拡大する地域をゾーニングし、ゾーニングから遠距離の農地を対象に、特に相対契約の農地をターゲットに合理化事業に切り替え、農家間の借地を交換分合し、団地化していった。この種地となったのが、公社が持っていた中間保有農地であったことは言うまでもない。

こうした取り組みの中で保有合理化事業が大きく伸びる。すなわち、01（平成13）年にはわずか62㍍だったものが、06（平成18）年1月には250㍍へと急増している。利用権設定面積が590㍍であるから、その半分に届く勢いである。「公社が農地をまとめてあげますよ」「小作料も徴収しますよ」というのが効いた、という。ちなみに、両者の合計は840㍍で町水田面積の35㍍にも及ぶ。

このような農地賃貸借の進行の中で、04（平成16）年度には標準小作料も大きく変更されている。3つのポイントがある。第1は水田の具体的形状を点数化して小作料を4段階にした点で、①区画面積、②整形か、③整備済みか、④農道の幅員、⑤パイプライン化、⑥畦の高さ、⑦土質を点数化し、その合計点で3千円、5千円、8千円、1万円の4段階を設定している。第2は管理加算で、貸し手である農地所有者が畦草刈りを実施した場合に、小作料に5千円を上乗せするものである。第3が面積集積加算で、契約期間5年以上を前提に、①5㍍以上団地化で30㍍、②3㍍以上団地化で20㍍加算、③1㍍以上団地化で10㍍加算するというものである。こうして借り手と貸し手の双方の事情を加味し、しかも団地的な集積が誘導できる小作料設定が試みられている。

さらに、その前年末には「米政策改革」を目前に、産地づくり交付金の地主・耕作者間の配分のルール化を行っている（転作作業受委託の事務局はJAが担当している）。すなわち、麦・大豆2作の団地化を前提に、地主（委託者）が基本助成金・団地化加算・作物作付助成の計2万5千円を、耕作者（受託者）が品質向上加算3万円を受け取ることとし、さらに地主は転作代行栽培委託料として耕作者に5千円を支払うこととしている。要するに地主2万円、耕作者3万5千円で、生産物は耕作者が受け取ることとしている。こうして転作を実施する担い手に有利な配分方式を取ることで支援している。

こうした政策展開によって、土地利用型経営の規模拡大が進んでいる。特に大規模な4経営を事例にみると、06～07年の1年間だけでも、経営耕地と3作業受託合計で、74㍍→82㍍、60㍍→62㍍、20㍍→42㍍、81㍍→94㍍へと規模を拡大している。特に兄弟で法人経営を営む90㍍規模経営の出現が注目される。営農類型については「あくまで米

・麦・大豆の水田農業で、野菜などの複合化は志向しておらず、さらに規模拡大意向が大きい」（農林課）ということである。しかも、近年は規模拡大を契機に農業後継者が増加してきたという。土地利用型の 28 経営のうち 8 経営に 40 歳代以下の後継者が確保されている。

2) 農業公社の再編ー（有）グリーンサポート斐川の設立ー

有限会社グリーンサポート斐川は、03（平成 15）年 7 月に設立された。出資金 1 千万円の農業生産法人で認定農業者でもある。町と JA が折半で 950 万円を出資し、残りの 40 万円を公社が、10 万円をグリーンサポートの非常勤取締役を務める公社経理担当職員が出資している。農林課や公社は「グリーンサポート斐川は公社から独立ではありません、町と農協等が出資した会社です」としており、公社の農地管理の担い手として設立されたことを強調している。

設立の理由は、中間保有農地が増加する中で、生産物を販売するためには経営として独立させた方がよいということであった。とはいえ、研修中の新規参入希望者を雇用して公社が耕作し続けるにはあまりにコスト（町財政負担）がかかり（現在は研修事業は中断）、また公社では転作奨励金の対象とならず、そのため中間保有農地管理部門を収支を切り離し、自立させる必要性があったものと考えられる。

グリーンサポートの職員は 32 歳の研修終了者 1 人だけである。経営面積は 8 ㌥で、事業としては後述の育苗受託と、緊急事態（病気やケガ）の生じた農家への作業支援が加わる。農機具の多くは公社が所有しているものを無料で利用しており、自前で所有する機械も県と町の助成を受けている。町や公社からの補助金はない。

しかし 8 ㌥規模では経営基盤としては弱い。実は当初 30 ㌥を経営していたが、規模縮小してしまった。それは、前述のように土地利用型農家の団地化が進む中で、規模拡大可能性が高まったことで公社への農地配分要求も高まり、中間保有農地を「はき出した」ためである。担い手農家の規模拡大が進むことは喜ばしいことであり、公社の農地集団化支援対策の成果として評価できることである。

しかし中間保有農地の縮小はグリーンサポートの規模縮小である。しかも残された農地は圃場条件が悪く、分散した農地である。この問題については農林課は「グリーンサポートが経営として生き残るには最低でも 15 ㌥が必要である。今後も担い手が特定できない地域から、さらに合理化事業に乗せたいという農地が出てくるはず。それに期待したい」という。

3) その他の公社事業

農地保有合理化事業以外の公社事業には① JA 育苗施設（所有は町、経営は農協）の管理運営の受託、②ブドウ生産グループへのハウス貸し付け、③農作業受託、といったものがある。

このうち①については、委託のとりまとめ・代金徴収の事務を定額で公社が受託し、育苗作業そのものはグリーン・サポートに再委託している。約 200 戸、3 万箱になるが、集落営農体制が整備されてきたために、04（平成 16）年からは委託数量が減少してきたということである。とはいえ、これが公社の大きな収入源であり、財政を支えている。②は、合理化事業で集積した 2 ha の農地に県公社リース事業を利用したハウスを建設し、出西地区の 10 戸の農家からなる集団に貸し付けているものである。③は、公社が事務局とし

て受託したものを、前述の「農作業班協議会」（現在は12戸、うち認定農業者6戸、非認定の大型農家6戸）が作業受託するものである。05（平成17）年で刈取り35㍏、耕起・代かき7㍏、田植20㍏、畦塗り3.6kmという実績だが、集落営農体制が整うことで委託面積は縮小傾向にあるという。しかも公社とグリーンサポートにとっては条件不利農地の受託が回ってくることとなり、必ずしもメリットはない。

こうして町農業公社の積極的な取り組みによって、土地利用型認定農業者の団地的農地利用集積と規模拡大支援という、町農政の課題の1つは克服されつつある。しかし、優良農地が担い手に集積された後に残る条件不利農地の管理は、公社とグリーンサポートに重くのしかかっているのである。

（3）集落営農の設立状況

現在設立されている集落営農は30組織で、大区画圃場整備を契機に設立された西部地域のみならず、70年代に30㍏区画整理された東部地域や圃場条件の悪い南部地域でも取り組みが進んでいる。これら30組織の経営耕地面積の合計は760㍏になり、町の全水田面積の33㍏に当たる。20㍏未満の比較的小規模な集落営農もあり、今後の組織再編の可能性が予想される。

類型別に見ると、法人経営は1組織のみである。協業型が23組織、機械共同利用型が7組織となっている。町では順次、協業化と特定農業法人化を進めたいとしている。

また、担い手の空白地帯が町の3割以上を占めていることから、さらに集落営農を推進し、目前に迫る品目横断的直接支払いに備えたいとしている。

（4）担い手の現段階－集落営農と土地利用型経営－

1）集落営農－3つの事例から－

イ）農事組合法人あかつきファーム今在家

今在家地区は2振興区4集落、80戸の農家からなる地区で、1992（平成4）年の大区画圃場整備事業を契機に、集落営農に取り組んだ。2003（平成15）年3月には農事組合法人となり、特定農業法人・認定農業者に認定されている。一部に小区画の水田もあるが、多くは1㍏以上、最大2.7㍏区画が3枚ある。要するに共同化を前提とした区画づくりである。すでに利用権設定していた農家もいたが、すべて解約している。

法人へは戸数割りとして1戸2万円、面積割りとして10㍏1万円、計900万円が出資されている。また理事9人のうち、50～60歳の5人が常時従事者である。さらに出雲市出身で農林高校を卒業した19歳の青年がJAの紹介で、05（平成17）年7月から「ファーム」で研修をしている。

「ファーム」には営農部・機械部・総務部・ブドウ担当・イチゴ担当の諸組織があり、さらに法人化を検討する過程で設立された「今在家農業推進会議」がある。これは将来も安定した農業経営を法人が行うべく、その検討のためにつくられたもので、各集落から3人、計12人で構成される。これに県アドバイザー、役場、JAが加わっている。ここで計画されたのが「ブドウとイチゴの観光農園づくり」であった。法人化することで「単なる出役者意識」から脱却し人材を養成する、その手段として観光農園が提起されたという。そこで、常時従事者のうち3人を専従者として、ブドウとイチゴに配置し、他の理事と組合員が作業を手伝う体制をつくっている。

「ファーム」では水稲と麦・大豆、ブドウとイチゴの他に町の給食施設向けの野菜を生

産している（03年～）。タマネギとキャベツを中心に、10数種類に及ぶ。これを一手に管理しているのが前述の研修青年で、「できれば将来のファームの専従者に育てていきたい」という。

出役調整は、営農部が組合員ごとに出演計画を出し、出演できない申し出があった場合のみ調整している。基本は10畝当たり7.5時間（1日分に相当）の出演である。この面積割り出演という考え方は、実は配当方法とリンクしている。

法人化以前には、米価もある程度維持されており、出演賃金も決して高くない（オペで時間当たり1200円、一般で1000円）ために、面積配分される配当が非常に高かった。そのため、自分は出演せずに他人に出演してもらう方が得になるという事態が発生していた。この不公平の是正措置として、①土地配分は標準小作料と同額の10畝1万円とし、②出演賃金を差し引いた後に、さらに内部留保900万円を差し引き、③残りを出演に応じて配当する（従事分量配当）方式へと改めた。つまり全農家が、所有面積に応じた出演をすれば公平となる。そのため、上述の出演計画がつけられるのである。出演の実態については、「高齢者しか出演できない世帯もあるが、いずれはお互い様、という農村の助け合いの精神で、特に不満はない」という。

しかし問題は水と施肥の管理作業である。現在は適任の人材を選定して区域ごとに用水委員として配置し、役員とともに作業指導をしているが、①単収が伸びず、②稲作技術の後継者が育たない、という問題に直面している。要するに出演は確保できても、稲作技術の担い手、核となる人材が育たないのである。

もう一つの問題が大豆の単収増と安定化である。目標は300kgだが、平年で250kg、05（平成17）年には130kgにとどまった。「技術のポイントを模索中」という。

他方、地区の活性化は進んでいる。4月の土日2日間に実施するチューリップ祭りには2万人が押し掛ける。球根付きの花を買ってもらうもので、テントの出店やカラオケを地域住民全員で開いている。役場も町の活性化の一つとして位置づけ、シャトルバスの運行などの支援をしている。

今後は直売施設の整備を進めたいとしている。コメはもちろん、ブドウやイチゴの加工品、「ファーム」や各農家が生産する野菜など、地区全体の商品化の場づくりを目指している。

ロ) 上直江北部営農組合

本営農組合は、それぞれ別の振興区に属すものの、隣接する大島集落と伊波野東集落の計46戸の農家から構成される。全農家が兼業である。振興区は別々でも、同一の小中学校区で、農家同士は良く知っている間柄なのだという。面積は34.5㌖である。

集落営農の取り組みは、大区画圃場整備を契機に95（平成7）年に、大島集落から始まった。大島集落では圃場整備の事業費の負担軽減と将来の担い手づくりを目的に、後継者である青年層が中心になって組織作りが推進された。親たちには「10年後20年後に農業ができるか」「共同化すれば省力化もコスト削減もできる」ということで、1年半をかけて説得したということである。親たちの「赤字になったらどうする」という心配も、今在家地区の実践によって払拭できたという。最終的には公共用地を協同減歩で捻出することで償還できている。

その後、04（平成16）年の10周年を迎える直前に、役員の1人（農業公社の職員を務

めている)が、振興区長を務める伊波野東集落の友人に声をかけ、両集落を含む新営農組織がつくられた。大島集落の水田は18 畝しかなく、20 畝という国の認定基準に満たなかった。また個別経営を続けていた伊波野東集落も「先行きが見えていた」状況で、「声がかかったときに踏み切らないと集落営農はできない」という役員の危機感があったのだという。

現在は任意組織で特定農業団体に認定されている。法人化に向けての検討がすすめられている。全戸参加だが出資はなく、運転資金や施設整備の近代化資金は組合長が借入れ、役員が連帯保証している。

組織は総務部と営農機械部からなり、作業全体を営農機械部が仕切っている。出役は所有面積に応じて計画・配分される。全員が兼業なので、土日中心の作業体系をとっている。トラクターは60歳前半までの男子全員がオペになる(全員で大型特殊の免許を取った)が、田植機・コンバインは壊れないように6人のオペに限定している。

出役賃金はすべて時間当たり1000円で、地代はゼロである。内部留保もなく、配当は面積配分である。そのためにも面積割りの出役という原則を守る必要がある。

生産しているのはコメ・麦・大豆・タマネギ・キャベツで、かつては県内一位と表彰された大豆の単収の急低下(80kg)が最大の問題である。また米価下落が懸念される中で、稲作の意欲も低下しているという。総会では「品質向上・単収増大」「自分の田と思え」「配当に響くぞ」と訴えるものの、臨機応変に対応はできないという。こうした中、集落営農の発想を変えようと、後継者である50歳代を役員に登用することも検討されている。

地区の活性化では女性部の設立がすすめられている。法人化後には加工と販売・直売に力を入れるが、それを女性に担ってもらおうというのである。昨年には女性たちの手で生産された大豆を利用した豆腐づくりが行われ、全世帯に配布して喜ばれたという。地区の活性化も集落営農の役割だと強調する。

ハ) おきす営農組合

おきす営農組合は同一振興区にある瑞穂・昭和・東島の3集落、計42戸(小規模な5戸が非加入)からなる60 畝の組織である。組合には3戸の認定農業者があるが、いずれも園芸や畜産が主体で、ほとんどが兼業農家である。昭和56年には30 区画の圃場整備が実施されている。

各集落とも協同の歴史を持っており、例えば瑞穂集落では生活改善の共同炊事、昭和・東島では協同防除が行われていた。またJAのカントリーエレベーターが設置されてからは各集落で作業班が設けられ、近年は転作作業組織にも取り組んでいた。

こうした中、2002(平成14)年に、転作として各集落で栽培している、ひまわりを共同で取り組むこととなった。「農林業振興事務局」が農業再生プランを提起していた時期とも重なり、翌年から始めた「ひまわり祭り」をバネに、国の担い手対策の規模をクレーンする必要もあり、04(平成16)年9月に合併している。

組合組織は総務部と営農部からなる。理事9人のうち40歳代が2人、50歳代が1人と、若手を起用するように配慮している。現在は任意組織で、出資金もない。JAに営農総合口座を設け、運転資金は一時的にJAから借入れている。

生産物はコメ・麦・ひまわりで、宍道湖に接するために水位が高く大豆が生産できないことから、ひまわりが導入されている。ひまわりはJAに販売され、JAがひまわり油を生

産、販売している。このひまわりの絞り粕と畜産農家の組合員の提供する堆肥を混ぜて 3 畝の水田に還元し、JA が「ひまわり米」として販売している。

05（平成 17）年の場合、コメの単収が計画を下回ったために、必ずしも満足ではないが、10 畝当たり 3.3 万円を配当している。役員報酬も内部留保もなく、収益の全てを配当している。

出役は面積割が基本である。時給は 1200 円、若者も出役するが、退職者に偏りつつある。畦畔管理は全農家を実施するが、水管理は 6 人に、育苗は 12 人に任せている。なお、42 戸中 6 戸が出役できず（公務員や高齢者）、組合員で JA 職員である農家が借地して「農地の外部流出を防いで… JA 職員」いる。「面積は 10 畝で組合の利益の源泉」ということで、借地の経営的意味は大きい。

地区の活性化として取り組んでいるのが盆過ぎに行う「ひまわり祭り」である。3 万人の客が訪れるということで、飲食や直売の出店など、地区をあげて開催している。また 5 kg の種を届ける「ひまわりオーナー制度」には 56 組が出資している。さらに地区の女性数人が国道沿いで農産物直売の「ひまわり市場」を毎日開いている。

組合の問題点の第 1 は稲作の安定化である。特に水管理がポイントで、6 人の担当者の経験が浅いために、初期の水管理が不十分なのだという。「コメでしっかりと稼がないと経営が大変なことになる」として、この改善が来年度の大きな課題だという。第 2 は法人化で、後継者を確保するには避けられないとしている。そのためには収益の確保が前提であるが、ひまわりは 10 畝当たり 2 万円しかならず、1 千万円の交付金があつての話であり、今後は他の作物への転換も検討するという。また法人化後には周辺集落からの借地拡大が必要だが、土地利用型農家との競合が予想され、その調整も必要になるという。

2) 土地利用型農家の問題点—前「土地利用型農家協議会」会長からの聞き取り—

前会長は 69 歳で、町南部の集落で 10 畝の水田を経営している。自作地は 1.3 畝で経営耕地のほとんどが借地である。農業所得については、稲作の収支はトントンで収入にはならず、転作交付金と作業受託料金が収入源だという。程度の差はあつても、こうした状況が斐川町の実態だという。

公社が中心となっている農地の集団化については、8 畝までは貸し手の選択を希望する地主の意向もあつて交換分合せず作業できるが、機械の大型化が進む中で、さらに規模拡大するには団地化が不可欠であるという。特に若手は 30 畝近くまで拡大する必要があるので、団地化の意義は大きいという。

集落営農との関係については、集落営農の重要性を指摘する。逆に個別農家の拡大については「大規模農家はあまりに忙しく、地域社会の役を任すことができない。そのために社会を知ることができず、自己中心的な人間になってしまう」と問題点を指摘する。

また農地の貸し手についても「農業に全く無関心となり、地域の農家としての連携がなくなってしまう」「集落の常会でも転作の話題になると“その話はやめてくれ”といわれる」「地域の神社の氏子をやめたいという貸し手も出てきた」ということで、「担い手になったとたんに、集落で孤立してしまう」という。

要するに集落営農は農家が支え合うことができるが、個別拡大農家は誰にも支えてもらえないというのである。また地域社会の維持という点でも、一部の担い手に農地が集積してしまうことは問題だというのである。

その意味で、集落営農と共存しながら町の農業を担い、「土地利用型農家協議会」が担い手同士の支え合いの場となることを期待している。

(5) 地域農業再編と農業公社

近年の斐川町における取り組みのポイントは、地区レベルでの担い手に関する合意形成を徹底している点である。またその前提として、関係機関が一体となっている「斐川町農林事務所」が、集落営農と土地利用型農家が共に存在する斐川町農業という将来方向を明確に示している点も重要である。

そして農業公社とグリーンサポートは、地域農業構造再編戦略の重要な担い手として位置づけられる。地区合意形成推進の事務局（推進）、農地保有合理化事業（調整）、条件不利農地管理（担い手）である。土地利用型農家の規模拡大意欲の増大や、集落営農の増加や村づくりへの発展という形で、その成果が見え始めている。

しかし、地域農業は新たな局面を迎えている。集落営農では単収増や営農技術の継承、さらに経営を担う人材の確保など、経営体としての充実・継続性という課題が浮上している。また土地利用型農家では集落内での孤立という問題が指摘されている。両者に共通するのは経営体としての内実強化と、地域の農家間の共同を維持することの両立をいかにして実現していくかという課題である。経営とコミュニティーの相互発展の課題ともいえよう。

1. はじめに

新基本計画では集落営農を「土地利用型農業における担い手の育成・確保を図るため…集落を基礎とした営農組織の育成と法人化を推進する」、「集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実態を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける」としている。すなわち、「土地利用型農業における担い手」を「効率的かつ安定的な農業経営(体)」とし、産業としての農業経営体を育成することが新基本計画の目的である。そのためには、経営主体としての実態を有する形態として法人化を絶対要件とし、それにより「担い手」が確保されるという論理である。この新基本計画の論理は、条件不利な中山間地域で活動を展開する集落営農に関しても例外なく求められている。

しかし、中山間地域における集落営農の法人化については、中山間直接支払いですでに指摘されていることでもある。中山間直接支払いの解説本では「耕作放棄を防止するという短期的、防御的なものにとどまるのではなく、持続的な農業生産を確保するという観点から青年が地域に残り、新規就農者も参入し、世代交代もできる永続的な集落営農の実現という長期的、積極的、体質改善的なものも目指すべきであろう。したがって…集落営農を発展させた特定農業法人化などを積極的に推進すべき⁽¹⁾」と指摘している。ここでの「積極的」「体質改善的」が具体的にどのような内容を指すのか不明であるが、文中の新規就農者や世代交代から類推すると農家・「いえ」の枠組みの中での農業継承という「体質」から脱却し、農業従事者・後継者といった人の確保を法人によって図るということであろう。つまり、中山間直接支払いにおいて中山間地域の集落営農に対して憂慮する大きな問題は、人の確保に起因する集落営農の永続性の問題であり、それをより確実なものとするための手段の1つとして集落営農の(特定農業)法人化を提起している。

したがって、新基本計画とは以下の点で異なることに留意する必要がある。1つは、中山間直接支払いの法人化は、人の確保を通じた集落営農の永続性を確保することを目的とするのに対し、新基本計画は産業として自立する農業経営体の育成に絞られていることである。もちろん、後者が前者の担保にもなりうるがそれだけではなく、中山間直接支払いの法人化はより広義の対象をとらえている。

いま1つはそうであるが故に、あくまでも中山間直接支払いでは法人化を手段の1つとして位置付けていることである。すなわち集落営農は、集落内部における世代間の人的循環が続くとすれば、中・長期的にも集落営農の活動や多面的機能が確保されることを前提としている。そこには、法人あるいは任意組織といった組織形態の有無は直接的には関係ない。しかし、近年の集落営農構成員の高齢化・枯渇化という中・長期的に集落営農が活動する条件の1つ(もっとも大きな条件ではあるが)が現実的に後退しつつある中で、それをカバーする1つの手段として法人化が位置付けられているのであり、法人化を集落営農の永続性を確保する十分条件としているわけではない。

このように中山間地域における集落営農や法人化と新基本計画のそれとの位置付けが大きく乖離している中で、2006年秋に品目横断的経営安定対策(以下「品目横断」)が本格的に始動し、集落営農の農業経営体＝「担い手」の育成及びその法人化が求められている。そ

ここで本稿では、大分県国東市及び佐賀県唐津市の調査事例をもとに、中山間地域における集落営農の活動実態を明らかにし、現場レベルにおける政策対応の模索について若干の考察を試みることにする。

2. 大分県国東市安岐町における集落営農の展開

(1) 安岐町農業の概要

2006年4月1日に国東町・国見町・武蔵町の3町と合併し国東市となった安岐町は、大分県の北東、国東半島に位置する。町のほぼ中央を縦断するオレンジロードを境に、西側が山間部、伊予灘に面する東側が平野部であり、5つの旧村・40の集落からなる。

2000年の総農家数は1,117戸、農地面積は水田857ha・畑145ha・樹園地284ha、米・麦・大豆の作付け面積(2006年)は、それぞれ約510ha・60ha(裏作が8割)・80haである。農業産出額は約33億円、うち果実10億円、畜産8億円、米7億円と米・みかん・繁殖牛が盛んである。

認定農業者は121人で果実・園芸・畜産がその多くを占めており、水稻を主たる作物とする者は20人、うち4ha以上は11人である。現在4つの集落営農が立ち上がり、うち2つが農事組合法人で認定農業者である。安岐町の集落営農は、1組織を除き2003～06年に設立された新しいものが多い。その背景として、これまでの安岐町農政が個別農家の大規模化を基本方針とし、実際に周辺農家が耕作できなくなると大規模農家が借地してくれることもあって、町も周辺農家も大規模農家に「おんぶにだっこ」の形でやってきたことが大きく関係している。ところが、町が大規模農家に無理をいって乾燥機を導入してもらい、その結果作業が集中したため夫が倒れ妻に負債だけが残ってしまったケース、近年の農業労働力の高齢化・後継者不足に対する懸念、国農政の政策対象の絞り込みとそれを推進する県の姿勢⁽²⁾、などの様々な事情により安岐町においても集落営農への機運が高まっている。

標準小作料は1.5万円/10aに対し、実勢小作料は1万円程度と標準小作料を下回る。最近では、タダでもいいから耕作してくれという状況にある。圃場整備率は6割強と必ずしも高くはないが、整備可能な農地はある程度終了している。1区画当たり面積は平野部の20～30aに対し、山間部は10aと小さい。

2006年度の転作率は36.2%(=1-作付け率)、転作面積は約320haである。その内訳は一般作物52.8%、実績算入28.4%、自己保全・調整水田7.9%と続き、4割弱が事実上の不作付けである。一般作物の中身は、野菜29.9%、大豆28.2%が中心であり、その他麦15.1%、飼料作物(飼料稲を含む)14.3%と続く。野菜は自家用野菜が主であり、大豆も農地条件の制約から50～60%は捨て作りの状況にある。生産調整はバラ転がほとんどであり、町は集落内で団地化するよう指導している。だが、米の早場米と遅場米の混在や水はけ等農地条件の問題から、転作は条件の悪い農地からしていくため団地化することが難しいようである。さらにそうした問題だけではなく、町全体としては生産調整を達成しているが、3集落は米の目標生産数量を上回る生産をしている⁽³⁾。これらの集落は粘土質のため米がおいしい地域であり、昔から業者が比較的高い値段で買い取ってくれるため、農協出荷もほとんどなく転作にも取り組んでいない。こうした集落間の取り組みの相違だけではなく、集落内においても特定の農家やその有志によってクリアしている集落もいく

つかある。先述したように町農政の方向として大規模農家に依存してきたことが、共同活動に対する合意形成を難しくしている要因の1つと考えられる⁽⁴⁾。

(2)「担い手」状況

2006年8月末調査時における「担い手」は、個別農家では20人の候補者(認定農業者15人、非認定農業者5人)がいる。このうち「担い手」の申請希望者は13人で平均年齢は60.2歳である。残り7人はこれまで麦・大豆を作っていないため申請する意思がない。

他方、集落営農は先に記したように現在4組織が活動しており、うち認定農業者の2法人が申請希望、任意組合の2組織のうち1組織は、政策対応として2006年中に法人化して申請する予定であり、残り1組織は申請意思がなく要件もクリアしていない(後述)。

したがって、現段階では13人・3組織(法人化予定の組織を含む)が申請の意向を有している。これは、認定農業者の割合で見ると1割程度、町内農家数では1%を占めるに過ぎない。しかし役場の話では、彼らで町内の麦・大豆生産の約20～30%をカバーする見通しである。16の「担い手」のうち、平野部には4集落(中村・塩屋・新町・中園)・9が、山間部には5集落(掛樋・山口・下山口・分弁下・糸永)・7が位置しているが、町全体で見ると40集落中9集落にしか「担い手」がないことになる。ただし、安岐町では麦・大豆の作付け面積が150ha程度と少ないこと、加えて比較的大規模に生産する集落が、麦＝4集落(沢掛、中園、山口、下山口)、大豆＝4集落(沢掛、山口、小俣、糸永)に偏っており、それらは上記の「担い手」分布とある程度合致している。町としては、経営が関係するため集落営農の法人化を指導することは難しく、現段階において、そして現実的対応としても個人に力点をおく方針である。上記の「担い手」を、空白地域を作らないようにブロック単位(基本は集落単位)に割り当てて、カバーすることを模索している。

このように安岐町の「担い手」がかなり限定的である中で、以下では「担い手」に申請する山口生産組合と申請意思がない朝来地区活性化推進協議会(あさざり営農組合)の活動状況についてみていくことにする。

(3)農事組合法人・山口生産組合の活動状況

①設立背景

平野部から山間部に入る町の西側に位置する山口集落(農家数54戸、水田面積30ha)には、1979年に当時の農業委員が発起人となり、若手層が農業を語り合う会として「陽農会」が立ち上げられた。当初26人(最年少で30歳)で出発し、陽農会の中に作物部会、野菜部会、県の牛の品評会で好評だった畜産部会、体育部会等農業を中心とした活動を行っていた⁽⁵⁾。だが、陽農会として機械の共同利用や作業受託までしていたわけではない。しかし、80年代後半の米価の低下と⁽⁶⁾、それへの対応としてコストの削減が必要となる中で、集落営農を模索するようになった。また同時期に、県の農業法人育成推進対象集落モデル事業を町の産業課職員が持ち帰り、町がそのモデル地区として陽農会がある山口集落を指定し、山口集落としてもモデル事業をテコに組織化を図っていくとの考えから、集落営農の立ち上げと法人化に向けた話し合いが同時に進められた。当初集落内の100戸すべてに呼びかけ、集落営農や法人化の必要性、その意義等について話し合いを重ねた。だが当時は、集落営農や法人化に対し馴染みがなく、集落での抵抗が強かった。その結果、最終的には集

落全戸による組織化ではなく、有志 10 人で 1993 年に農事組合法人山口生産組合(以下「山口組合」)を立ち上げた。

②事業展開

出資金は1口5万円で、1人2口ずつ出資している。2000年には新たに1人が加わり、現在の構成員は11人、平均年齢は60代前半である(表1)。

構成員の農地は、山口組合と利用権を設定をしている。構成員以外の農地は、大きく2つに分かれる。1つは、山口組合の設立以前から各構成員が借地していた農地であり、それを山口組合と貸付農家との権利関係に変更するケースである。いま1つは、山口組合の設立以後においても、貸付農家が各構成員に借地の依頼をするが、利用権の設定は山口組合とするケースである。つまり、権利関係としては貸付農家と山口組合との間で成立しているが、実態は各構成員が山口組合に農地(所有地+借地)を持ち込んでいるという形である。そのため各構成員を介さず、山口組合に直接持ち込まれるものはほとんどない。設立当初の経営面積は13haであったが、2006年現在27haに増えている。27haのうち山口集

表1 山口組合の構成員・オペレーター

	年齢	経営面積 (a)	就業	備考	オペ
A	58	550	農業専従	元農協職員	◎
B	58	450	農業専従	農業委員	◎
C	57	300	農業専従	元農協職員, 山口組合の提起者・組合長	◎
D	63	300	土建業		○
E	72	200	農業専従		○
F	76	130	農業専従	牛・飼料作物, 陽農会の提起者	○
G	50	120	土建業		○
H	67	120	農業専従	元会社員	○
I	65	120	町議員	妻が野菜生産	○
J	57	110	役場職員		○
K	47	100	農協職員	オペ賃金最少	○

注: ヒアリング調査をもとに作成(2005年・2006年)。

落内が半分近くの14ha、残りが旧西武蔵村及び西安岐村である。旧村内の多くは親戚関係による借地であり、積極的に集落外に展開しているわけではない。

経営作目は米12ha、大豆4.5ha、麦8ha、飼料作物1.5ha、休耕1haである。生産調整は地形や水はけが悪いため集団化・BRは困難であり、ほとんどがバラ転である。その他に田植え2ha、稲刈り20ha、乾燥・調整30haを受託している。受託面積のうち6割が集落外からのものであり、高齢者や機械を所有していない人からの委託が主である。

作業は、各構成員が持ち込んだ農地の耕起・代かき及び管理作業(草刈り・水管理)は各自で行い、それ以外の作業は構成員11人がオペレーターとなり行う。11人のうち農業専従者は3人で、彼らがオペレーターの中心であるとともに、持ち込んだ農地面積の上位3人でもある。

米は法人として約1,500袋(1袋30kg)販売しており、昨年までは農協60%・業者40%の出荷割合であった。業者とは7~8年前前から取り引き関係にあり、当初は農協よりも1袋1,000円ほど高く買い取ってくれること、現地まで取りに来てくれるといったメリットがあった。しかし近年、業者の買い取り価格が低下していること、さらに品質問題で業者

が検査米しか取り扱わなくなり、検査するためには山口組合も農協に出荷せざるを得ない状況となり、今年からほとんどを農協に出荷する予定である。麦・大豆はいずれも農協に出荷している。

③収支決算と構成員収入

2005年の収支決算は、主な売上収入が米1,476万円、麦246万円、大豆130万円、受託料746万円、これに補助金助成545万円、共済受取金173万円を加えると約3,300万円の収入である。これからコストを差し引いた当期純利益が1,760万円、それに前期繰越を加えた金額から従事分量配当金1,708万円を差し引くと1,426万円の来期繰越となる。

役員報酬はなく、非構成員には小作料として2袋を支払う。他方、構成員は法人から1袋5,500円で米を購入し、小作料は支払われない。構成員の法人からの収入は、管理作業に対する管理手当とオペレーター賃金からなる。管理手当は小作料の代わりでもあり、10a当たり6万円が支給される。金額の根拠は、かつては転作助成金が6万円であり、その金額が米の価値をあらわしていることにもとづく。一方、オペレーター賃金は時給1,500円(補助員も同額)である。2004年資料によると、オペレーター賃金及び管理手当ともにA～Cの3人が最も多額の収入を得ている。オペレーター賃金は最高が180万円、最低80万円、同様に管理手当は最高330万円、最少60万円である。その結果、上位3人は500万円、390万円、270万円の収入を法人から得ており、少なくとも1人は農政が掲げる主たる従事者の所得目標と拮抗している。

④今後の展開

先述したように山口組合の平均年齢は60代前半であり、山口組合の代表の話では、あと5年もすれば管理作業を含めすべての作業を山口組合でしなければならなくなるということである。しかし、管理作業はすでに飽和状態にあり、いまのオペレーターでカバーするのは厳しいため、新たなメンバーの加入が必要である。新たなメンバーの確保は、2つのケースが考えられる。1つは、Bの息子(27歳)が会社を退職し、農業専従者としてやっていこうと考えており、彼を山口組合のメンバーに加えることである。いま1つは、団塊の世代の親が現在80歳を過ぎて集落に住んでおり、彼らが退職後に集落に戻ってくるかどうか1つのポイントとなっている。

米・麦・大豆以外の作目として、山口組合は昨年チヂミほうれん草に取り組んでいる。だが、気温が低いため出荷時期に成長が小さくて出荷できず、十分成長した2～3月頃にはすでに価格が下落し、十分な収入を得られなかった。そうしたことから今年はチヂミほうれん草はやめている。このように作目の多角化を模索しているが、生産条件の厳しさから米・麦・大豆以外の有利な作物がみあたらないのが実情である。その麦・大豆も、転作助成金から産地づくり交付金へ移行したことによる金額の減少、産地づくり交付金の継続性が不透明といった問題があるが、麦・大豆をやめて米に特化しても高く売れないため、結局は米・麦・大豆から離れられないのが状況にある。代表としては、条件不利な山口集落から平野部に進出していくことも考えている。

(4) 朝来地区活性化推進協議会の取り組み

①朝来地区活性化推進協議会について

安岐町の西側、山間地域の約半分を占める朝来地区は明治合併村であり、6集落で構成されている。朝来地区の総農家数は180戸、農地は120ha(うち水田83ha)ある。6集落のうち弁分集落のみ平均25ha、総世帯数88戸と大きい、それ以外の集落は平均15ha、世帯数約40戸の規模である。氏神の祭礼や生産調整は各集落単位で行い、行政区も集落とほぼ同じである。

集落を基礎単位とする中で、旧村の朝来地区で協議会を立ち上げた理由は、歴史・現実・事業という3つの背景がある。歴史的背景として、朝来地区には1924年以降1度の休みもなく続いている朝来地区公民講座がある。公民講座が始まったきっかけは不明であるが、講師を招聘して様々な話を聞く、いわば勉強会的なものであり、当時は政治・経済・社会等に関する様々な情報源としての役割があったようである。3～4年前から年1日だけの講座となったが、それ以前は1週間続けて開くなど活発であった。現在200人ほどが参加し、老人クラブを中心に午前中は講演会、午後はスポーツ大会を開き親睦を深めている。こうした83年にもわたる公民講座の歴史性が、朝来地区を共同活動の場として活用できた要因といえよう。

第2の現実的背景は、青壮年層の流出と高齢化にともない、老人クラブは元気であるが、婦人会や青年団等が衰退の一途をたどる中で、朝来地区単位で各種団体をひとまとめにする必要性が生じたことである。第3の事業的背景は、町の出張所の老朽化にともない、これを朝来地区のコミュニティセンターとして改築するために活用する補助事業が団体の設立とセット事業であったためであり、事業の利用を画期とした協議会の立ち上げである。

このような3つの背景を画期として、朝来地区を範疇とする協議会が1999年に立ち上げられ、その目的も地区全体の各種活動をどのように再構築していくかという、いわば「地域づくり」の視点が強いといえよう。

協議会には、行政区区長に農家、非農家を含め実質50人(非農家は1～2割)、延べ人数で100人ほどが参加している。参加集落に偏りはなく、6集落からほぼ均等に参加している。協議会の活動費として町が年80万円を助成しており、それを活動資金に充てている。しかし、その助成も市町村合併と同時に打ち切られている。年会費はなく、構成員が必要に応じて1～2千円程度の持ち出しをしている。協議会の立ち上げと同時に、3つの部会－生産部会、加工料理部会、ふれあい部会が協議会の下につくられており、このうち農業関係の部会が生産部会－通称「あさぎり営農組合(以下『あさぎり組合』)」である。以下では、あさぎり組合の取り組みを中心にみていくことにする。

②あさぎり営農組合

任意組織であるあさぎり組合は、朝来地区全体として農業を何とかしようという考えから立ち上げたものである。この「何とかしよう」との思いは、朝来地区で認定農業者が20人ほどいるが、そのほとんどがタバコあるいは園芸作中心であり、米・麦・大豆を大規模に展開する農家がないこと、また朝来地区の高齢化率も53%と過半を占め、その多くが50～60a規模の年金生活者であること、彼らをカバーする集落営農等の組織がないためである。

あさぎり組合には32人が参加しており、その構成は表2のとおりである。20代は大工

表2 あさぎり組合の構成員

年齢	人数	職業等
20代	1	大工
30代	1	繁殖牛・農業専従者
40代	6	会社員等恒常的勤務者
50代	0	
60代	23	農業専従が主
70代	1	農業専従

注：ヒアリング調査をもとに作成(2005年)。

a 前後である。

構成員の水稲作付け面積は合計 50ha 弱、そのうち 7 ha ほどで特別栽培米(「あさく美人」)に取り組んでいる。特裁米は、農協の勧めで3年前に試験的に導入した旧国見町(現国東市)の1集落を視察したことがきっかけで、2004年から取り組んでいる。特裁米は町からの活動資金をもとにレンゲの種子を購入し、水田に冬から春にかけてレンゲを植え、そのレンゲを緑肥として鋤込むとともに、2回のヘリ防除と鶏糞肥料を使用した減農薬・無化学米である。特裁米の出荷量は2004年産が500俵(1俵30kg)、05年産600俵、06年産は885俵を予定しており、着実に出荷量を伸ばしている。農協との契約栽培のため全量農協出荷である。ただし、単協は系統に出しても系統がさばききれないこと、中間手数料が高いことから、系統は利用せず広島県の米穀店へ販売している。特裁米は一般米(6千円/30kg)よりも千円高い値段がついている。朝来地区は昔から良質米の取れる地域であり、あさぎり組合としても窒素投入の抑制、タンパク質含有量の低下を徹底しながら、米のブランド化を図っていく方針である。

転作面積は33ha、ただし条件の悪い農地から転作に充てていくこと、また水の問題もあり、集団化・BRはできずバラ転での対応である。転作作物は、捨て作りに近い大豆が中心であり、その他飼料作物やタバコがある。

あさぎり組合の活動で留意すべきことは、あさぎり組合は防除ヘリ、農薬や肥料の管理、特裁米を行う圃場の指定、特裁米の生産指導を行うが、機械の共同利用や作業受託を行っているわけではない。あくまでもすべての農作業は個人単位で行い、特裁米等の出荷も個人単位である。したがって、上述した水稲作付け面積や転作面積もあさぎり組合の構成員の個々の面積を積み上げたものであり、あさぎり組合自体の面積ではない。このようにあさぎり組合として直接活動に乗り出せない最大のネックが、資金の問題である。朝来地区全体をあさぎり組合がカバーするとすれば、多額の機械装備が必要となる。その資金としてあさぎり組合は、中山間直接支払いの集落共同分を活用することを模索している。

③朝来地区における中山間直接支払い

中山間直接支払いの前期対策では、朝来地区内の各集落で集落協定を結んでいた。しかし、後期対策ではさらに5年間中山間直接支払いの事務・会計等の世話役を確保することが現実的に厳しいこと、そのため各集落単位で協定を結んでも継続が難しく離脱していく協定が出てくることが予想されること、さらに後期対策が加算方式に変更するにともない、県から基礎単価ねらいは認めないとの指導があり、体制整備単価を得るための活動要件を達成する必要があることから、協議会が朝来地区全体で集落協定を一本化することを提案

が本業、30代は繁殖牛の農業専従者、40代はいずれも恒常的勤務者であり、労力的にも人数的にも60代を中心とした組織といえる。構成員の所属集落も高齢化が進んでいる矢川集落が9人と最も多く、それ以外の集落は5人前後である。構成員農家の面積規模は、最大が500a(66歳)、その次に200aクラスが3人(70・63・67歳)おり、それ以外は100

し、了承された。一本化した協定には6集落・194戸が参加し⁽⁷⁾、交付金額は年間1,600万円になる。後期対策の事務局を協議会(実質はあさぎり組合)が担当し、従来通り個人50%・集落共同50%で配分している。このうち運営費として交付金の5%分(年80万円)が集落共同から捻出され、年間行事(後述する「ふれあい祭り」)の経費として使用し、また今年からは町助成が打ち切られたレンゲの種子代としても使用することになっている。あさぎり組合としては、あさぎり組合の特裁米の取り組みによって基礎単価に体制整備単価を上乗せした交付金を獲得していることを踏まえれば、5%ではなく体制整備単価の20%分、金額にして年間320万円を運営費としてもらい、それを資金に農業機械の装備等を図ることを主張したが、集落協定の参加農家から賛同を得ることができず、あさぎり組合として機械を所有するに至っていない。

④加工料理部会とふれあい部会

加工料理部会には25人が参加しており、そのうち男性が2人いる。年齢構成は、40代3人、50代4人、60代15人、70代3人と高齢者が中心である。2004年に加工所を立ち上げ、主に地元の原材料を使用して弁当・パン・もちの生産・販売をしている。最近では、町内の温泉宿泊施設である「梅園の里」に野菜を契約で入れており、ランチに提供する野菜のバイキングが地元住民や宿泊客に好評である。その他、地区内の独居老人への給食弁当サービス(500円)を始めたが、業者の弁当と比較した独居老人から厳しい意見が寄せられている。さらに、11月の収穫祭であるふれあい祭りに料理を提供している。ふれあい祭りは、ふれあい部会を中心に3部会共同で行い、約300人の来客者に対し加工部会は料理の提供を、あさぎり組合は200点ほどの農産物の品評会及び即売会を実施している。その他、加工部会では町内の様々なイベントに料理を提供したり、野菜の朝市といった活動をしている。最近では、自分の畑で取れたものが弁当や料理になる喜びと、それが小遣いに変わることを楽しみにしている人が多くなってきている。

⑤あさぎり組合の今後の展開

あさぎり組合は、上述したように中山間直接支払いの交付金を投入し、作業受託等の活動を実施する集落営農に取り組みたい意向を有しているが、現実的には難しい状況にある。しかし、朝来地区の1集落をカバーしていた農家(70代)が体力の限界を理由に来年離農するようであり、これに対するカバーをどうするかといった現実的な問題に直面している。あさぎり組合は、朝来地区を3つのブロックに分割し、1箇所はあさぎり組合の役員かつ構成員で最大規模の農家を張り付け、残り2箇所をセンター方式でカバーする方向を模索している。センター方式のモデルとして、組合長を中心に自費を投入して農業倉庫の建設等集落営農の下地づくりを進めている。

あさぎり組合が集落営農を主張する理由は、個々の農家で「面」をカバーすることが難しいためである。朝来地区の中にも、平野部に位置する集落で2戸の大規模農家(ともに66歳)がおり、両者ともあさぎり組合には参加していない。そのうち1戸は6haを経営しているが、昨年体調を崩し今年は兄弟が手伝い何とか春作業をこなす状況にある。組合長によると、町内の3ha以上の個別農家は、他人の農地を預かっていることに対する責任感から無理をしたり、機械投資をしている以上やめられないため体を壊す農家が多く、そう

した無理からの解放のためにも集落営農が必要であると考えている。

他方、組合長は集落営農の目的は農業で儲けるためではなく、中山間地域では生活と農業が切り離せず、生活をする上で目の前の農地を荒らさないことが重要であるためという。すなわち、農地が荒れることにより中山間地域で生活できなくなることを最も危惧しており、それへの対応が集落営農の役割と位置付けている。それは換言すると、農地が荒れなければ麦・大豆等の転作作物に固執する必要はないということであり、米がおいしい地域で、かつ労力をできるだけかけないとすれば米を基本に据えることになる。その際の問題は、米への特化が米価の下落を招くことであり、その対策としてあさぎり組合は米の差別化である特裁米の取り組みとその拡大に力点をおいている。

3. 売れる米づくりを軸とした集落営農の展開－佐賀県唐津市相知町

(1) 相知町農業の概要

佐賀県北西部に位置する相知町は⁽⁸⁾、八幡岳・作礼山に囲まれた中間農業地域であり、2000年の人口及び世帯数は8,800人・2,620戸である。かつて相知町は、農業と石炭産業が盛んな地域であった。現在は、石炭産業は石炭需要の減退とともに衰退したが、農業はいまも主要な産業の1つである⁽⁹⁾。

2000年の総農家数は598戸、経営耕地面積は576ha、そのうち水田が493ha(85.4%)を占めており、水田中心の地域といえる。作目は米(農業産出額1位で4億円、36.7%)を中心に、イチゴ・タマネギが盛んである。認定農業者は32人(2005年現在)だが、そのほとんどがイチゴ中心の園芸農家であり、面積要件をクリアする米・麦・大豆の「担い手」となりうるのは3人程度しかいない。圃場整備率は約85%、平野部では1区画30aほどになるが山間部では10～15a程度でしかない。

現在30集落のうち11の集落で集落を基盤とする機械利用組合が立ち上げられている。このうちのいくつかの機械利用組合については後述するが(表3)、その大きな特徴として、第1に多くの機械利用組合の対象作目が米、麦、大豆のいずれか1作目であり、3作目を複合的にカバーしているわけではないこと、第2に収穫作業の受託だけを行う機械利用組合が多いこと、第3にその受託面積は概ね10ha前後であること、である。したがって、

表3 佐賀県相知町における主要な機械利用組合の実態

組織名	佐里下営農組合	佐里上機械利用組合	伊岐佐上大豆組合	田頭機械利用組合	上園機械利用組合
設立年度	2003	2001	1989	2002	2002
集落名	佐里下	佐里上	伊岐佐上	田頭	上園
参加農家数 /農家戸数	24/36	20/28	60/60	10/23	11/13
水田作付面積	28ha	29ha	24ha	28ha	17ha
受託作業内容と 面積	米:収穫 20ha 麦:収穫 5ha	米:田植 15ha 収穫 20ha 麦:なし	大豆:播種 4.5ha 収穫 4.5ha 乾燥 4.5ha	米:田植 5ha 収穫 8ha	米:収穫 11.5ha
活動領域	集落内	集落内	集落内	集落内	集落内
主たるオペ		5人 20代後半～50代後半	3人 50代中心	3人 60代	7～8人 40代後半～70代前半
時給等		2,000円	1,500円	1,400円	2,000円/10a
極低タンパク米	×	×	×	○	○
低タンパク米	○	○	×	○	○

注:現地でのヒアリング調査をもとに作成(2004年・2006年)。

現時点において事業内容や受託規模等いわゆる「担い手」要件を満たす段階にあるわけではない。

(2) 米・麦・大豆と地域間調整

相知町の米及び麦・大豆を取り上げる際に注目すべきことは、2000年から県単事業として地域間調整円滑化対策事業を実施していることである。地域間調整は、平野部が山間部の生産調整面積分を引き受け、その代わり山間部は生産調整を行わず米を作付けする制度である。具体的な仕組みとしては、山間部の農家と県が10a当たり7,500円ずつを拠出し、山間部の市町村はJA佐賀県中央会に地域間調整活用の面積を申告し、県中央会が平野部の市町村を通じて平野部で引き受ける農家に1万5千円を交付するというものである。つまり、県中央会を斡旋役として生産調整義務を平野部と山間部の間で売買する制度といえる。こうした取り組みは、圃場1枚の面積が小さいこと、水はけがあまりよくないこと、さらに気温の問題を抱えること等農地条件や自然条件が厳しく麦・大豆の生産が困難な山間部に対し、大区画農地と暗渠排水という麦・大豆生産に有利な生産条件を有している佐賀平野部との間で⁽¹⁰⁾、それぞれの有・不利をカバーし活かしていこうとするものである。

だが、同事業は2004年の県単事業の終了にともない佐賀県が撤退したため、2005年からは斡旋役であったJA佐賀県中央会が同制度を引き継いでいる。ただし県中央会による拠出金はなく、その分農家の拠出金を1万円に引き上げる措置がとられている。このような制度の変更もあり、相知町では2003年度に56haを地域間調整で利用していたが、2006年度は45haへ減少している。しかし、現在も生産調整面積の約3～4割近くがこの地域間調整で処理されており、その意義は大きい。

その他生産調整の形態としては、農業機械が入らない・水が少ないのですぐ田が日焼けする・水のかかりが悪い等の理由で自己保全管理が約35haと大きく、次にイチゴ14ha、実績算入13ha、大豆5.5haと続く。また麦の作付けが21haあるが、転作麦はほとんどなく、大部分は裏作麦である。

このように相知町は、麦及び大豆の生産が困難な山間部に位置するために、地域間調整を活用して米生産にこだわってきた地域である。そのため品目横断の導入が、相知町の麦・大豆生産及び農家に大きな影響を与えるものではない。とはいえ、上述したように裏作麦や大豆生産も行われており、現実問題として品目横断への対応を模索している。そこで、次項では麦・大豆への対応について確認し、併せて相知町農業の中心である米生産の現状についてみていくことにする。

(3) 機械利用組合による麦・大豆生産の対応

① 佐里下営農組合－麦生産への対応

相知町の麦作付け面積はここ数年20ha前後と変化がなく、町内では麦作付け面積4～5ha規模の農家3戸と佐里下営農組合(以下「佐里下組合」)だけが麦の生産を行っている。

佐里下組合は、2003年に佐里下集落を基盤に米の収穫作業の受託組織として設立された。だが、コストの削減や利用料の確保を図る必要があること、換言すると米を続けていくためには麦にも取り組まなければならないとのスタンスから、麦の収穫作業にも取り組

むようになった。

佐里下組合は 24 戸で構成し、県単事業「特色ある米・麦・大豆づくり対策事業」の補助を活用しコンバインを購入している。現在佐里下組合は、水田 20ha と麦 5 ha をカバーしている。集落内に大規模農家がないため、行政や農協も佐里下組合を集落の核として位置付けている⁽¹¹⁾。ただし麦に関しては、農協は集落だけではなく、町内全域の核とすることを視野に入れている。町内全域の核とは、「担い手」の規模要件をクリアするために、佐里下組合に町内の麦すべてを集積させることである。ただし、集積といっても、それは要件をクリアするための帳簿上の集積を指している。つまり、佐里下組合がすべての作業を引き受けるのではなく、実作業は佐里下組合から耕作者へ再委託する形となる⁽¹²⁾。これに対し、集積しても面積が小さいこと、今後政策や金額がどうなるか分からないこと等を理由に、佐里下組合からはあまりよい反応は得られていない。

②佐里上機械利用組合による代替

農協は佐里下組合ができないようであれば、その代替策として佐里上機械利用組合(以下「佐里上組合」)を活用することを模索している。佐里上組合は、佐里上集落を範域に春・秋作業の受託組織として設立された。集落農家 20 戸が参加し、田植え 15ha・稲刈り 20ha をカバーしている。佐里上組合は米専門の組織であり、現在麦についてはタッチしていない。ただし、先述した麦を作付けする大規模農家 2 戸が、佐里上組合の構成員及びオペレーターとして参加している。農協としては、佐里下組合のような形態で佐里上組合を「担い手」として位置付けることを考えており、佐里上組合も前向きな意向を有している。

③伊岐佐上大豆組合－大豆生産への対応

相知町における大豆の作付け面積は 5.5ha、そのうち 1 ha は個別農家が、残り 4.5ha は伊岐佐上集落が団地化・BR で対応している。

伊岐佐上集落では、集落を活動範囲とする伊岐佐上大豆組合(以下「伊岐佐上組合」)を 1989 年に立ち上げている。当時の集落区長が提起し、集団転作をするために播種機を購入したのがきっかけである。また、中山間直接支払いの集落共同分を活用し、バインダー(2台)や箱洗浄機等の機械を購入している。当初は 4 年に 1 回の BR をしていたが、現在は 3 年に 1 回に変更している。オペレーターは 50 代を中心とする 3 人(集落内の最大規模農家:米・麦 14.5ha を含む)で、播種・収穫・乾燥の作業受託を行っている。

農協としては、町内で唯一の大豆組織である伊岐佐上組合に、先述した麦方式のように町内の大豆面積を集中させることを考えている。しかし、伊岐佐上組合としては、構成員には 50 代以下の年齢層がないこと、BR も 3 回りしたこと、転作助成金から産地づくり交付金への変更にともない助成額が 2 万円ほど少なくなったこと等を理由に、集団転作・BR をやめようという雰囲気は 2 年ほど前から出はじめているのが実態である。これに対し農協は、いま 1 つの方策として旧唐津市内の集団組織に大豆の作業をすべて委託することを検討している。しかし、伊岐佐上集落の BR が終了すると、町内の大豆作付け面積は個別農家の 1 ha 分だけになり、旧唐津市内の組織としても 1 ha の受託を引き受けるために相知町まで出てくることには、コスト的・効率的な問題から敬遠している。

(4)「売れる米づくり」と集落営農

①極低・低タンパク米の経緯と生産

相知町が米生産に本格的に取り組む画期は、佐賀県主催の米の食味コンクールでの評価である。同コンクールにおいて佐賀松浦カントリーの米は、1999・2000年と続けて第1位を獲得し、その結果佐賀松浦カントリー・相知町の米は低タンパクで食味の良い米であることが証明された。当時の農家・生産者や農協は、米の生産にあたって低タンパク米を意識していたわけではない。農協管内の土壌が砂地ですぐ肥料が切れるという特性を有しており、それが結果として低タンパク米をつくるのに適していた条件であったということである。しかしながら、コンクールでの評価を画期として、農協と東松浦農業改良普及センターを中心に、タンパク質含有量の少ない極低タンパク米・低タンパク米づくりに本格的に取り組むようになった。

タンパク質含有量6.0%の低タンパク米の生産は2001年から、同じく5.5%の極低タンパク米は1年遅れの2002年から取り組んでいる。極低及び低タンパク米の生産は、集落を基盤とする任意の機械利用組合及びその集落、さらにカントリーエレベーター(CE)を利用する農家のみに限定している⁽¹³⁾。相知町も他の町村同様に農業労働力の高齢化が進み、大規模農家があまり形成されていない状況のもとで、何もない「ゼロ」から極低・低タンパク米の生産と普及を図ることは困難であった。そこでその受け皿として、すでに立ち上げられていたいくつかの機械利用組合を利用し、極低・低タンパク米の生産と普及の拡大を図るとともに⁽¹⁴⁾、それを通じて機械利用組合の活動の活発化、さらに新たな機械利用組合の設立を通じて高齢農家や小規模農家の支援体制の確立を農協はねらっている。

さらに水田農業ビジョンの産地づくり交付金も、水田農業ビジョンの「担い手」の水稲3作業受託(耕起、代かき、稲刈り)に対する助成、極低タンパク米生産への助成として、各10a当たり3,000円を交付している。金額自体は決して大きな額ではないが、これら交付金を通じた機械利用組合の立ち上げとそれによる作業受託の推進、さらに極低タンパク米の生産拡大の経済的インセンティブを与えている。

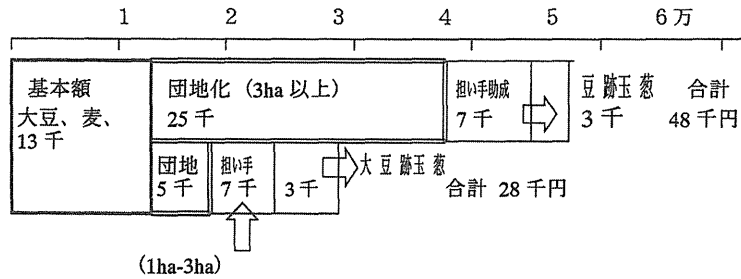
低タンパク米は、麦生産で触れた佐里上組合を含む11の機械利用組合で生産している。2001年は20.4haの生産であったが、2005年には92.7haと4.5倍に増えている。さらに2006年には115.4haを予定している(9月調査時点)⁽¹⁵⁾。

他方、極低タンパク米は、11の機械利用組合のうち特に農業の取り組みに熱心な機械利用組合(集落)であること、さらに極低タンパク米の生産に関する技術の要件(株間や植え付け本数、中干しや水通し等基本管理の徹底)をクリアしていることを基準に、農協が指定した上園・田頭の2つの機械利用組合に限定している。2002年の生産面積は6haであったが、2005年には16.6haへ拡大している。さらに、2006年から新たに伊岐佐上中機械利用組合が極低タンパク米の生産に取り組んでいる。その結果、2006年は7ha増加の23.7ha(上園930a、田頭880a、伊岐佐上中560a)を予定している。なお極低タンパク米は、佐賀県特別栽培農産物の認証を受けている⁽¹⁶⁾。

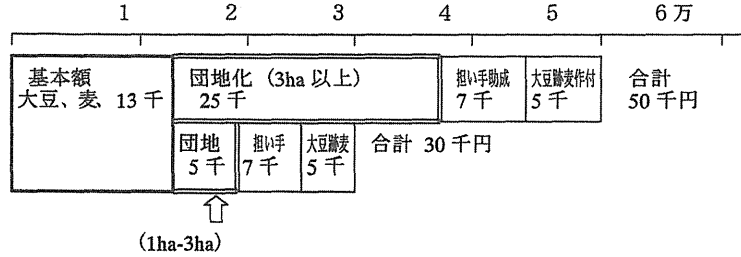
このように順調に極低・低タンパク米の生産規模は拡大しているが、それを支えているのが集落を基盤とする機械利用組合である。そこで以下では、極低タンパク米に取り組んでいる田頭機械利用組合と上園機械利用組合を対象にその現状をみていく。

図1 産地づくり交付金の仕組み

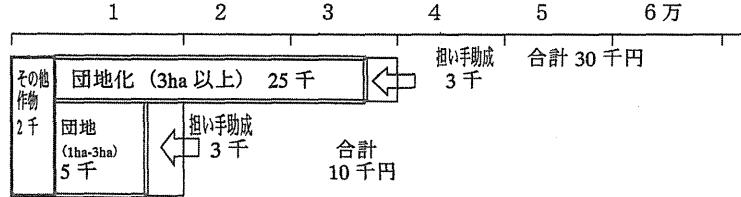
1 大豆団地で玉葱作付の場合



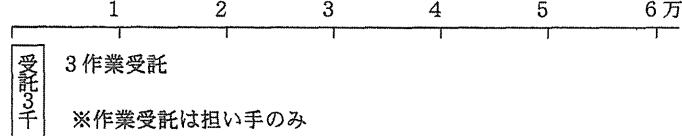
2 大豆団地で麦作付の場合



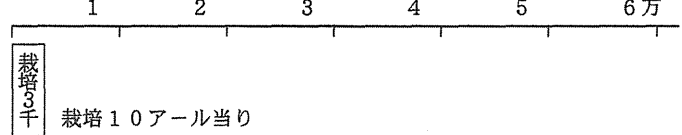
2 その他作物作付の場合 (花卉、景観作物、露地、施設等)



3 作業受託の場合 (水田栽培のみ)



4 超高品質米栽培の場合



資料：JAからつ資料より作成。

②田頭機械利用組合

田頭集落を活動範囲とする田頭機械利用組合(以下「田頭組合」)は、2002年に集落内の稲作付け農家10戸が参加し立ち上げられた。組合費は年間1戸当たり1万円、組織運営は組合費と作業料金収入により賄っている。田頭組合は、田植機1台(5条)、コンバイン2台(3条・2条)を所有している。その購入資金は、県単補助(1/2助成)を活用し、残りを戸数割り7・面積割り3の比率で参加農家が拠出している。

田頭集落の水田作付け面積27.6haのうち極低タンパク米が8.9ha、低タンパク米が約10haほどであり、残りが結果としていずれにもならなかった普通米である。田頭集落はイチゴがメインの集落であり、転作もイチゴによってクリアしている。この27.6haのうち田頭組合がカバーする受託面積は、田植え5ha・稲刈り8haである。田頭組合に参加

する農家もイチゴを主としており、稲作作業の省力化を図ることを目的とした組織のようである。オペレーターは 60 代の 3 人がメインで、いずれもイチゴを中心とする農業専従者である。作業料金は、各機械利用組合独自に設定しており、田頭組合は田植え 5 千円、稲刈り 12 千円である。オペレーターは時給 1,400 円、最高額でも 32 千円(23 時間従事)と多くはない。

会計担当者の話では、田頭組合の役割としては、極低タンパク米の生産に加え、あと 5 年ほどで作れなくなる人が多く出てきたときの受け皿と認識している。実際、田頭集落には田頭組合に参加していない水稻面積 6 ha の大規模農家がいる。現在 65 歳であり、その息子は商工会に勤務しているため農業専従者としての後継とはならないようである。したがって、次の機械更新時に田頭組合に相談が持ち込まれ、その結果田頭組合が引き受ける可能性が強いとみている。これまで田頭組合に参加しなかった農家の多くは、乾燥機を所有しており、自分で乾燥・調整をしていたが、近年の傾向としてそういう人たちが CE にもってくることも増えてきたとのことである。つまり、高齢化と機械更新時期を画期として、完全自作から部分委託へと移行しつつあるのが、現在の相知町といえよう。

田頭組合としては、他集落から作業を引き受けてくれといわれることはないが、あくまでも自分たちの集落を守る組織として位置付けており、また現実的にも他集落にまで手を伸ばす余力はないとのことである。集落内には若い「いえ」の同居あとつぎが比較的おり、現在も彼らは作業の手伝いをしているため、いずれ彼らも田頭組合に入る可能性があるともみている。また法人化については、今のところ集落で話し合ったことはないとのことである。

③上園機械利用組合

上園機械利用組合(以下「上園組合」)は、集落農家 11 戸で構成し、その年齢層は 40 代後半から 70 代前半までと幅広い。上園組合の立ち上げは、2 年に 1 度集落で行う慰安旅行の宴会の席上で女性たちがあげた声がかきかけである。それは、コンバインでの稲刈り作業時にコンバイン後方の籾を集める袋の取り替えを女性たちが担当していたが、コンバインが 2 条→3 条→4 条と大きくなるにつれ、袋の取り替え作業が重くてできなくなってきた。そのため籾を袋に入れずに直接機械に詰められるコンバインが必要となり、その共同購入のために機械利用組合を立ち上げる話が急速に進んだ。また、当時は 2～3 人でコンバインの共同購入をする農家もいたが経費が合わないということも集落での組織化の理由である。組合費はなく作業料金収入で運営している。上園組合は補助金と融資によりコンバイン 1 台(3 条)を購入し、11.5ha の収穫作業を受託している。

オペレーターは 7～8 名、そのうち 70 歳くらいの高齢専業が 2 人いる。オペレーターはいずれもイチゴを作っているため、オペレーターとしての時間がなかなかとれないのが実情であり、お互いに都合の良いときに当番を決めて作業をしている。オペレーター賃金は、10 a 当たり 2,000 円、1 日 1 ha 近く作業をこなすため、日当に換算すると 2 万円と高い。作業料金は 11,000 円(刈り取り代) + 2,000 円(固定経費)の 13,000 円であり、町の標準料金よりも低く設定している。

生産調整はすべてバラ転であり、転作している人も 5 人しかいない。多くは、先の地域間調整を活用している。上園集落においても、排水が悪いこと、1 区画平均 10～15 a と

小さいこと、転作で収益をあげる可能性のある作目がみあたらないこと、イチゴを転作作物とした農地では施設を動かすことが出来ない等の理由で生産調整の本格化、団地化は困難なようである。

極低タンパク米は 2003 年までは 7 人による取り組みであったが、農協から出荷量を増やしたいので増産できないかという打診があり、極低タンパク米でも適期にきちんと管理をすれば手間暇がそんなにかからないこと、かつてテレビの取材で放映されたこともあり今さら拡大できないのも無責任との理由で、2004 年から全員が極低・低タンパク米に取り組んでいる。

集落としても上園組合を前面に進めていくことを考えている。集落内には 20 歳代の会社員が 2 人・イチゴ農家が 1 人いるが、その次の世代は 50 代と一気に高まる。このうち 50 代後半の 3 人が定年退職を迎えること、また奥さんたちは定年しても働け・何かしろと口うるさくいうものであり、3 人が上園組合のリーダーとして活躍してくれることを期待している。法人化については、30 a の農家が借り手がいないとっており、上園組合でしようとの話になったが任意組織のため借地ができないこと、また上園集落だけではなく大字相知をカバーすることも視野に入れており、そのためには法人化も必要との話もしている。これまでは組織を立ち上げることが課題の中心であったが、現在は組織の活動や展開に重点が移行しており、農協もその意識付けのために「農事組合法人おくがの村(島根県津和野町)」に組合長等を研修に連れて行き、その意識付けを行っている。

④極低・低タンパク米の販売と今後

C Eを通して農協に出荷される低タンパク米は唐津市の卸売業者を中心に⁽¹⁷⁾、極低タンパク米は全量東京の卸売業者に販売していた。しかし極低タンパク米は、2005 年度から低タンパク米と同じ唐津市の卸売業者、福岡の優良小売店、農協の直売所「逢地の里」でも販売している。これは、販路の拡大を図るとともに、特定の卸売業だけを取引相手とすることによる荷崩れの危険を回避すること、また直売所での販売は地域のイメージを前面に出すことをねらったものである。さらに 5 kg 3 千円以下で販売する業者とは取引を停止することにしている。2006 年からは低タンパク米についても、極低タンパク米と同様の販路の拡大等に取り組む予定である。極低・低タンパク米に対しては、普通米 1 俵(60kg) 1.6 万円に、県経済連が産地加算として極低タンパク米に 2,000 円、低タンパク米に 600 円が上乘せされる。

転作との関係では、そもそも麦・大豆の生産が厳しいために地域間調整を活用し、その中で「売れる米」を模索してきたという経緯があり、麦・大豆の動向次第では最終手段として地域間調整での完全対応、換言すると極低・低タンパク米といった「売れる米」づくりへ完全に特化していくという雰囲気になりつつあるようである。そのために米のブランド化に力点をおいてきたのであり、それが中山間地域に位置する相知町の強みでもある。その布石の 1 つが上述した販路の多様化である。さらに農協は極低タンパク米だけではなく、低タンパク米も県の特別栽培農産物の認証を受けるようにするとともに、利用組合すべてに県の認証をとらせ、最終的にはエコファーマーにまでもっていくことにより、米の差別化をさらに強めていく方針である。

4. おわりに

(1) 法人化について

安岐町及び相知町ともに、それぞれの集落あるいは明治合併村の事情に即して集落営農を立ち上げていた。やや大雑把にはあるが、両町の特徴をとりあげると、相知町は米一極低・低タンパク米を軸に集落営農が展開しているが、その取り組みは主に収穫作業の受託にとどまっていた。換言すると、収穫以外の作業についてはいまだ自家労働力で可能であり、本格的な離農が生じるのはまだ先の段階にある。そのため現在の集落営農はいずれも任意組織であり、任意組織で役割を十分果たすことが可能である。

これに対し安岐町では、これまで大規模農家に「おんぶにだっこ」してきたこともあり、現在も少なからず大規模農家も存在している。しかし、その大規模農家の高齢化が進み、さらに無理な借地対応により体調を崩すケースがみられ、その継続性が危ぶまれつつある。同様に小規模農家も高齢化が進む中で、集落営農による両者への対応が企図されている。特に山口集落では、すでに集落営農による借地の段階にあり、離農と農地の貸付が相知町よりも進んでいる。そうした離農の展開状況の相違から、新基本計画や品目横断が目指す法人化した集落営農は安岐町の山口組合だけであった。

山口組合は、中山間地域に位置するが通常の面積要件でクリアしており、主たる従事者の所得目標も1人についてはほぼ達成している。特に後者の点において、山口組合は国農政が掲げた集落営農の姿と合致するという点では模範的な集落営農法人といえる。しかし、山口組合の具体的な経営内容に踏み込んでみると、国農政が掲げた産業として利潤を追求する農業経営体・「担い手」とは趣がやや異なる。前述したように米価の低下への対応として設立された山口組合の大きな特徴は、10 a 当たり6万円を支払う管理手当であり、それが各構成員の最大の収入源であった。もちろん、中山間地域では管理作業がもっとも大変な作業であることを考慮すると、管理作業に経済的インセンティブを付与し、各自がその責任をまっとうすることを担保するという意味合いが管理手当にはある。しかし、管理手当は面積当たりで支払われることから、持ち込み面積が大きい構成員ほど多額の管理手当を得ることになる。それがA～Cの農業専従者であった。しかしそのことは逆に、山口組合の経営面積は3人の農業専従者によって管理作業が処理できる面積に限定されることを意味している。つまり、経営面積の上限は管理作業の限界に規定されることになる。こうした関係を踏まえると、山口組合は米価が傾向的に低下していく中で、そのリスクを法人で吸収し、高額な管理手当という形で農業専従者に分配する法人であり、現在の労働力の範囲内で農業専従者3人の利潤極大化を追求した法人ということが出来る。その意味で3人の利潤極大化に規定された法人であり、外部に拡大していく法人とは異なるといえよう。

他方、法人化を模索している集落営農として相知町の上園組合があげられる。上園組合は、高齢農家が離農する際に任意組織では借地ができないため、集落営農として借地することを目的とした法人化を模索していた。そうした点を踏まえると、中山間直接支払いで集落営農の永続性を確保する1つの手段として法人化が提起されたが、現場では集落営農の永続性というよりは農地保全の永続性を確保する手段として位置付けているといえる。

このように法人あるいは法人化を模索している集落営農といえどもその目的は、主要構成員の利潤極大化、高齢農家及び離農農家の受け皿・借地への対応、農地保全を通じて地

域を守るためなど様々である。利潤追求の農業経営体の育成とそれへの施策集中だけではなく、その土台にもなりうる多様な集落営農(法人)が展開しうる政策も合わせて必要である。

(2)異なる集落営農の入り口

集落営農の目的が多様であることを指摘したが、それぞれの集落営農によってその取り組みへの入り口も異なっている。相知町の集落営農は主に米がメインであるが、いずれも農業への対応を入りに立ち上げられたものである。他方安岐町の場合、山口組合の土台は陽農会であった。陽農会は、農業以外の地域活動にも取り組んでいるが、そもそもは若手を中心として農業を語り合うことが陽農会のはじまりであった。その点では、陽農会・山口組合も農業を入りにして設立した組織といえる。

これに対し、朝来協議会は地域づくりが組織化の入り口であり、協議会の中に集落営農としてあさぎり組合があるという関係である。つまり、朝来地区の場合、地域づくりが前面に打ち立てられ、農業や集落営農はその中の一部門でしかなく、他の集落営農のように農業が前面にあるわけではない。中山間直接支払いの交付金の20%を集落営農に活用することに賛同が得られなかったこともそうした関係によるものであろう。

このように集落営農は、設立の入り口において地域の農業に軸足をおくケースと、地域づくりを軸としあくまでも農業はその一部門と位置付けるケースとでは、集落営農設立後の展開や構成員の意識が大きく異なる。集落営農を農業経営の側面に限定して位置付け、支援することが、地域づくりを入りにする組織や集落営農にどのような効果や問題を生むのか、今後の検証が必要である。

(3)中山間地域における米・麦・大豆の行方

生産調整の撤廃にともなう麦・大豆の方向については、調査地域が麦・大豆への取り組みが盛んではないこともあり、積極的な動きというのはあまりみられなかった。ただし、安岐町では麦・大豆の生産場所が限定されていることもあり、個別大規模農家を中心に担当ブロック単位に張り付けることで、麦・大豆生産の集中化を図ろうとしている。他方、相知町のスタンスは明確であり、帳簿上での麦・大豆生産の集積という農地条件が厳しい中での政策対応を前面に打ち出している。

いずれにしろ麦・大豆の生産が盛んとはいえないこともあり、また両地域とも良質米の産地ということもあって、米生産に特化する動きがみられた。特に相知町に関しては、2000年からすでに県ぐるみでの地域間調整を活用して米生産への特化を図っている。そしてそれをより確実なものとするために極低・低タンパク米の産地形成に取り組み、販路の拡大や販売業者との強い交渉力を構築している。こうした強みを背景に、最終手段として米生産への完全特化も視野に入れている。

他方、安岐町においてもあさぎり組合では特裁米に取り組んでおり、今後特裁米の拡大をねらっている。ただし、あさぎり組合によると、特裁米自体はさまざまな地域で取り込まれており、単なる特裁米というだけでは消費者を獲得することが難しく、次のステップとしてその地域のドラマやストーリー(例えば、蛍が飛び交う清流の水を用いた米等)が作り出した米というブランド化を図る必要があるとのことである。あさぎり組合は、大分県

指定無形民俗文化財・諸田山神社御田植祭のある地域がつくる米としてその歴史性をドラマとして前面に出しており、このような地域の強みを活かした産地形成と同一作目への特化も一つの選択肢として強まりつつあるように思われる。

(1) 山下一仁『わかりやすい中山間地域等直接支払制度の解説』大成出版社、2001年 p 290。

(2) 大分県は2010年までに集落営農を600組織立ち上げ、そのうち200組織を法人化することを目標に掲げている。当初目標を達成するために機械的に算出した目標数値を、県→県振興局→市町村へと割り当てるとのことであったが、町役場でのヒアリングによると現実的には数値の割当はないようである。なお、県農林水産部の話では、目標600に対し候補集落が670あるとのことである。

(3) 安岐町の米の達成率(=生産数量/目標生産数量)は90.9%、3集落の達成率は110～135%である。

(4) 中山間直接支払制度の導入の際、交付要件の1つである転作のクリアが最大の課題であったとのことであり、同制度に取り組むために集落として転作達成するようになった集落も少なくないようである。

(5) 陽農会は現在約30人で構成されている。農業関係の活動が山口生産組合に移ったことにより、陽農会の活動はゲートボール大会や手品師によるイベント、三味線やカラオケ大会、老人施設への餅つき訪問など地域のイベント活動がメインになっている。

(6) 山口組合設立当初の米価は、1俵(30kg)13,000円であったが、90年代後半には10,000円に、2001年8,000円、2003年7,500円へと大きく低下している。

(7) 後期対策の1年目は、朝来地区の中で諸田集落のみ集落規模が小さいため、協定の一本化に参加せず、単独での集落協定の道を選択した。だが、朝来地区による協定の一本化により集落協定の世話役の負担が軽減される等目にみえる効果が生じていることから、2年目から朝来地区の協定に参加するようになった。協議会としても何度なく声をかけるなど、常に窓口を開いていたようである。

(8) 2005年1月1日に唐津市や相知町を含む8市町村が合併、2006年1月には新たに七山村が加わり、新唐津市となった。

(9) 例えば、金額ベースにおける製造業出荷額及び小売業販売額に対する農業産出額の割合をみると、それぞれ13.4%・22.9%(都府県平均は2.8%・5.8%、佐賀県平均は8.5%・15.1%)と大きく、地域産業の面で農業が重要な位置にあるといえる。

(10) 佐賀平野部の米・麦・大豆生産の現況については、拙稿「佐賀県における土地利用型受託組織の現状と課題」(磯田宏他編『新たな基本計画と水田農業の展望』筑波書房、2006年)を参照。

(11) 佐賀松浦農協は、2006年4月に佐賀東部・上場・唐津の3農協と合併し、JAからつになっている。

(12) こうした対応は、愛媛県周桑農協でも考えられているようである(楠本雅弘「品目横断政策と集落営農」(『農業と経済』第72巻第12号) p 17)。

(13) 佐賀県は全国的にもCEの利用率が高い県として知られているが、相知町の利用率も

面積ベースで 74.7 % (農協管内では 63.4 %) と高い水準にある。こうした C E の高い利用率は、農協にとっては極低・低タンパク米の集荷の管理を相対的に図りやすくすると同時に、ロットの形成にもつながる。

(14) 農協では、極低・低タンパク米の生産・出荷の拡大に対する経済的インセンティブとして、タンパク値評点を導入している。タンパク値評点は、タンパク値 5.5 % 以下の米は 103 %、5.6 ~ 6.4 % は 100 %、6.5 % 以上は 97 % として評価する仕組みである。例えば、6.5 % 以上の米を 100kg 出荷してもそれは 97kg としかみなさないということである。それは、極低・低タンパク米は施肥量が少ないため減収になりやすいという生産上の問題に加え、低タンパクな米を生産しなければその分所得に跳ね返ることにより極低・低タンパク米の生産へ誘導するためである。

(15) 田植え時には、当然極低・低タンパク米の生産としてスタートするわけだが、天候等の気象条件によって必ずしも予定通り極低・低タンパク米となるわけではない。そのため毎年、当初予定の 2 割ほどが極低・低タンパク米から除外されている。

(16) 佐賀県内で一般的に行われている慣行栽培に比べ、化学農薬 5 割以上減・化学肥料 5 割以上減らして栽培された農産物を「特別栽培農産物」として認証する制度である。

(17) 佐賀松浦農協の特徴的な取り組みであるタンパク米別荷受け方法については、拙稿 (『トレーサビリティ・システムの現状と課題』佐賀大学地域経済研究センター、2005 年) を参照。

長崎県離島における農業生産法人の現状と課題

長崎県立大学経済学部 木村 務

1. はじめに

中山間地域以上に条件不利性が高い離島農業は、担い手の弱体化や耕作放棄などの農業構造の崩落が急速に進んでいる。しかし、一方では地域の農業者の協同による地域農業組織や農業生産法人化の動きがみられるようになっており、限界地・離島農業における地域農業の新たな担い手として期待されてきている。こうした農業生産法人の実態はどのようなものであり、どのような課題に直面しているか、本稿では、長崎県島嶼地域、とくに五島地域を対象として検討することとする。

まず長崎県五島地域の農業生産動向や担い手等を中心として離島農業の特徴の明らかにし、そこで新たに起こっている地域農業組織化、農業生産法人、そして島外の食品産業等の農業参入の現状を把握し、それを踏まえて離島の水田地帯と畑地帯における農業生産法人の事例をみていくこととしたい。

2. 長崎県離島農業の特徴

(1) 離島農業振興と生産変動

長崎県離島の農業においては、離島振興法のもとで畑地帯総合整備事業や水田基盤整備事業が積極的に実施されてきた。開発された畑地では工芸作物や野菜などの新作目が導入され、繁殖牛を中心とした畜産農家による飼料作が行われてきた。

表1は五島列島における作物別農業産出額の変化を示している。麦や甘藷などの自給的な畑作物に代わって、有力な商品作物として1960年代後半から導入された養蚕は、製糸工場の進出によって70年代に大きく拡大した。しかし輸入生糸の増加により80年代後半には生糸産業が衰退し、96年の製糸会社の撤退を機に約130haの桑園は抜根されて完全に廃止された。また、60年代に増加した柑橘類も90年前半までには激減し、多くが放棄園となっている。

表1 作物別農業産出額の変化(五島列島)

単位:1000万円

年次	農業産出額	耕 種										養蚕	畜 産			加工農産物	
		計	米	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜	果実	花卉	工芸作物	種苗・苗木		計	肉用牛	乳用牛		豚
1975	909	502	167	9	5	69	71	18	1	126	36	153	234	120	13	67	20
80	962	463	119	25	4	81	63	18	0	136	16	167	315	171	18	101	19
85	1032	550	149	44	8	81	100	31	1	120	15	112	344	159	20	145	26
90	892	492	140	14	8	95	94	8	3	124	7	72	299	168	23	98	29
95	747	519	126	27	6	113	120	6	5	114	4	0	221	129	18	67	8
2000	702	496	101	21	6	86	101	5	5	164	8	0	203	126	14	57	7
2004	634	408	105	16	3	50	108	6	4	104	12	0	219	142	6	65	7

注)『長崎県農林水産統計年報』による。

取引が安定的であるとして推奨されたでんぷん原料の生切り干しかんしょも、1996年から段階的に取引量が削減され、遂に2003年には取引停止となった。さらに、以上の畑作物よりも収益的であるとして目標330haを掲げて拡大したたばこ作についても生産調整を余儀なくされ、2000年の270haから2005年には220haに削減された。

このように土地利用型作物は大きく変動し、軒並み生産縮小の対象となっている。新たに馬鈴薯や青果用かんしょの振興が図られているが、これらの作物は、輸送費コスト高ゆえに本土産地とのきびしい産地間競争にさらされている。

以上のような生産変動は、五島のみならず、壱岐・対馬・宇久・小値賀の離島全域に共通にみられ、畑地開発や農地整備を実施して種々の作物の産地形成を図りながらも、いずれの作物も10年ほどで困難に直面して衰退している。まさに限界地的作物変動を余儀なくされてきたのである。当面の畑作振興作物としては、子牛価格が良好な繁殖牛畜産の飼料作物の作付けの他に、レタスなどの野菜栽培やアスパラガスやメロンなどの施設栽培、あるいは消費量が伸びつつある茶の栽培などが推奨されて拡大しつつある。しかし島の農業産出額は85年をピークに減少し続けており、表に示すように2004年はピーク時の6割程度に過ぎなくなっている。

このように離島農業の特徴は限界地農業としての生産変動の大きさにある。とくに今日の特徴は生産の激減であり、耕作放棄地の増加・土地過剰として現れている。

(2) 担い手の弱体化と農地流動化・耕作放棄の進行

島嶼の農業の第2の特徴は、地域農業の担い手の著しい高齢化・弱体化である。島では、農家数、農家人口、農業就業人口ともに本土を遙かに上回って減少している。最も農家数の多い五島列島でみても、1975年に10,503戸あった農家数は、2000年には2,854戸に4分の1に減少した。表2は、農業後継者およびあとなつぎの状況を本土と比較して示している。離島農業の担い手問題は、販売農家で農業後継者がいる農家が著しく少ない(本土50%に対して離島38%)というだけでなく、自給的農家に同居あとなつぎがいる農家が著しく少ない(本土46%に対して離島28%)ということである。すなわち、農業の担い手のみでなく、地域農村の担い手も著しく少ないという問題を抱えており、それが離島全体の高齢化率26%という超高齢社会の裏面をなすのである。

とくに近年の問題は、港湾整備事業や農地基盤整備を中心とした農村整備事業の公共事業が大きく削減されてきた。1998年には約1000億円投入されていた長崎県離島振興事業公共事業費は、わずか5年後の2003年にはその半分の500億円余に半減するまでに至っている¹⁾。そのため農家の主要な就業先であった建設業は大幅な人員削減を余儀なくされ、兼業農業さえ存続できなくなっており、それが農家あとなつぎ(地域農村の担い手)が著しく少なくなっている大きな理由となっている。

こうした農家数と担い手の著しい減少は、農業構造を大きく変えてきた。経営規模別に農家数をみると、離島では近年3ha以上規模の増加が著しく見られる。とくに畑作規模が大きい下五島では10ha以上の農家が増加しつつある。その中でもとくに大規模経営が集積している旧三井楽町の場合は、70年代から80年代に行われた桑園の大規模開発によるものであったが、90年代以降の経営規模拡大は農地貸借によって進んでいる。2000年のセンサスでは、農地貸借率(面積率)は、本土14.5%に対して離島は26%に及んでおり、とくに

大規模な畑作地域を擁する下五島では36%に及んでいる。

表2 農業後継者およびあつぎの有無

単位:戸、%

地域		販売農家				自給的農家			
		計	同居農業後継者がいる	他出農業後継者がいる	他出農業後継者がいない	計	同居あつぎがいる	他出あつぎがいる	他出跡継ぎがない
戸数	離島合計	6,058	2,338	1,275	2,445	2,432	689	867	901
	本土合計	26,997	13,693	3,280	10,024	8,928	4,101	1,668	3,134
	長崎県計	33,055	16,031	4,555	12,469	11,360	4,790	2,535	4,035
割合	離島合計	100.0	38.6	21.0	40.4	100.0	28.3	35.6	37.0
	本土合計	100.0	50.7	12.1	37.1	100.0	45.9	18.7	35.1
	長崎県計	100.0	48.5	13.8	37.7	100.0	42.2	22.3	35.5

注)『2000年農業センサス』より作成

建設業不振に伴う兼業機会の縮小により農家あつぎが島外へ他出して農業従事者の高齢化が進み、一方では収益的畑作目が次々に交替・縮小したことがこれらの原因といえよう。

貸借方法としては、利用権設定も進んでいるが、多くは飼料作付け用地の無料相対での貸借であり、離島の畑地は借り手市場の状態にある。また水田においては作業受委託の増加がみられ、受託組合や法人組織が形成されてきている。

農地貸借が増加しているとはいえ、借り手市場にあるために貸借されて耕作されているのは条件の良い農地にかぎられており、未整備地区の農地など条件の悪い地区の農地の多くは耕作放棄されている。表3はその状況を示している。長崎県離島の経営耕地面積は90年の1万haから5年ごとに約10%、千haずつ減少しており、耕作放棄地の比率は13.4%になっている。とくに上五島や対馬などのように急傾斜などの条件不利な耕地が多い島では放棄地率は著しく高くなっている。

表3 耕作放棄地の推移

単位:ha、%

	経営耕地面積			耕作放棄地			放棄率		
	1990	1995	2000	1990	1995	2000	1990	1995	2000
対馬島	918	828	734	337	255	277	26.9	23.5	27.4
壱岐島	3,364	3,082	2,714	162	158	191	4.6	4.9	6.6
平戸諸島	1,239	1,069	973	188	184	229	13.2	14.7	19.1
上五島	215	167	119	173	137	114	44.6	45.1	48.9
下五島	4,379	3,798	3,492	365	418	429	7.7	9.9	10.9
離島合計	10,115	8,944	8,032	1,225	1,152	1,240	10.8	11.4	13.4
本土合計	37,299	32,461	30,997	3,787	4,230	4,741	9.2	11.5	13.3
長崎県計	47,414	41,405	39,029	5,012	5,382	5,981	9.6	11.5	13.3

注)農業センサスより作成、放棄率とは、耕作放棄面積÷(経営耕地面積+耕作放棄地面積)、平戸諸島は、大島村、宇久町、小値賀町の3町のみを計上している。

以上のように離島農業は、限界性・条件不利性を内包し、跛行的な展開を余儀なくされてきた。しかし、限界性や条件不利性を克服する対策や離島に固有の農業政策が実施されてきたわけではない。条件不利性に対する支援策としては中山間地直接支払制度があるが、

この制度は離島の条件不利性を補償する機能を有しているわけではない。表4は下五島における中山間地直接支払制度の実施状況を示している。集落協定の実施率は、県全体では農家で35%、面積で15%となっているが、下五島ではそれぞれ10%、2%と著しく少ない。緩やかな傾斜地からなる下五島の自然条件もこの理由であるが、長崎県の島嶼地域全体をみても集落協定数は同様に少なくなっている。それは、離島には土地利用の個別性が強く助成単価も低い畑地が多く集落組織による協同性が極めて小さいこと、加えて面積要件に合わない小規模谷地などが多いこと、さらには高齢農家が多くて5年間の計画期間要件をクリア出来ない集落が多いこと等の理由から集落協定が設定できなかつたためである。

このために長崎県も農水省に対して、畑単価の見直し、傾斜基準、面積要件、期間要件の緩和を求めてきた。しかし現状では、公共事業を中心とした離島振興事業の縮小に代わる離島農業の特殊性を考慮した農業施策は実施されていない。中山間地直接支払制度は条件不利の離島農業に対する支援策としても重要であるが、離島に付与された地域資源は全国一律の政策基準には相応しないという問題を離島農業は提起しており、こうした島嶼地域の実情に応じた地域農政の構築が切実に求められているのである。

表4 中山間地域等直接支払制度の実施状況(五島列島、2003年度)

単位:戸、ha、%

	集落協定数	協定参加農家数	協定面積(ha)			集落数	農家数	耕地面積	協定の比率		
			田	畑	計				集落率	農家率	面積率
福江市	6	75	31.6	0.9	32.5	44	962	2420	13.6	7.8	1.3
富江町	1	5	2.1	0	2.1	19	286	834	5.3	1.7	0.3
玉之浦町	7	91	38.2	0.1	38.3	6	181	258	116.7	50.3	14.8
岐宿町	7	31	10.4	0	10.4	27	537	843	25.9	5.8	1.2
計	21	202	82.4	1	83.5	96	1966	4355	21.9	10.3	1.9
長崎県	1008	15533	5593	1142	6802	2264	44415	45010	44.5	35.0	15.1

注)五島支庁資料と2000年農業センサスより作成

3. 離島農業構造再編の動向

(1) 集落を基盤とした作業受託組織ネットワークの形成

大きな生産変動、担い手の著しい減少とそれを背景とした農地貸借や耕作放棄地の増加など、離島農業はその限界性・条件不利性のために、本土以上に大きな構造変化や農業縮小を余儀なくされてきたが、そうした離島の農業構造にも新たな変化が生じてきている。第1に水田地帯では集落を単位とした作業受託組織の形成がみられることであり、第2は農業生産法人の形成である。そして第3には、アグリビジネスによる離島農業への参入である。

まず作業受託組織からみてみよう。壱岐島や下五島には長崎県では有数の水田地帯があり、ここでは担い手の弱体化に対応して90年代後半以降農作業受託組織の形成が進んできている。表5に示すように、下五島では97年から2001年の5年間に10組織が結成されており、その多くは集落を基盤とした7～8名ほどの構成員からなる受託組合を組織して水稻と飼料・麦・大豆などの転作作物の作業受託を行っている。作業委託者は年々増加しており、組合の多くは未整備地区の作業受託はあまり引き受けなくなっている。

一方、壱岐島においては、21世紀型水田整備事業の実施を機に、90年代より約50組織の作業受託組織の形成が図られ、島の水田全体が作業受託組織によってカバーされるよう

になってきた²⁾。そして2006年からは、これらの組織のネットワーク化を図り、農作業受託組織を核とした地域農業サポートシステムの構築が図られた。それは、JA 壱岐郡が出資をして有限会社の農業生産法人「アグリランドいき」を立ち上げ、各集落営農（作業受託組織）の事務受託を中心に、作業受委託・作業請負の斡旋や人材派遣、さらには農業者や組織に対して農地貸借や遊休農地・遊休ハウスの取得と利用斡旋を行うものである。

表5 農作業受託組織の形成 (下五島)

名称	所在地(旧市町)	設立年	構成員数	作業部門
KA作業受託組合	福江市	1997年	4	水稲、飼料作物
MO作業受託組合	福江市	1997年	3	水稲、麦、飼料作物
IK大豆生産組合	福江市	2001年	17	大豆
IH機械利用組合	玉之浦町	1999年	7	水稲
NA作業受託組合	玉之浦町	1999年	5	水稲、大豆
UH機械利用組合	玉之浦町	1998年	8	水稲
TO作業受託組合	富江町	1994年	14	水稲、麦
YA大豆生産組合	岐宿町	2000年	6	水稲、大豆
NT機械利用組合	岐宿町	2001年	4	水稲、大豆
Y有限会社	岐宿町	1981年	6	水稲、麦、大豆

注)五島農業改良普及センター資料により作成

(2) 農業生産法人の形成

離島における農業構造の今ひとつの新たな動きは、農業生産法人の形成である。下五島には2006年2月現在で9農業法人が設置されている。そのなかで最も古いのは1963年の農基法農政の旗手として設立された五島乳業で、7戸の酪農家が牛乳加工販売を行っている農業法人である。この他の8法人は1998年以降に設立された新たな法人である。

その皮切りは、98年に設立された「農事組合法人ごとう茶生産組合」であった。これは旧福江市内の繁殖牛経営者が茶園開発と加工販売を目指して設立した。続いて99年には養豚経営法人「有限会社草野ファーム」が旧富江町（現五島市）に設立された。母豚450頭を飼育、親子からなる3戸が構成員となっており、6名を雇用している。06年には600頭まで増頭する計画であり、茶の生産も開始している。

また2000年には、公共事業削減で事業縮小を余儀なくされた土建業者による農業参入のケースとして、茶の農業生産法人「有限会社五島七岳ファーム」が旧岐宿町に設立された。さらに2001年には3法人、「有限会社岐宿農研」（茶、岐宿町前町長が設立、構成員3人、雇用5人）、「有限会社ファームランド五島」（岐宿町、水稲・麦・大豆の作業受託）、「農事組合法人 五島農事組合」（岐宿町、馬鈴薯・麦・たばこ・茶 構成員は4人であるが、実態は個別経営の集合体）が設立された。続いて2002年に「有限会社 あじさい養豚」（岐宿町、養豚、構成員4人）、2003年には「農事組合法人クリーンティー三井楽」（三井楽町、茶、構成員13人）が設立されている。

(3) 食品産業による野菜の契約栽培と直営農場の展開

以上のような島民・農業者による農業構造再編の動きに対して、近年、食品産業による

野菜契約栽培や直営など島外からの農業参入が始まっている。その最初のケースは、1998年に始まった福岡県の漬物会社との高菜の契約栽培であり、現在は50haの面積になっている。また同県のインスタントラーメン会社とは99年からレタスの契約栽培が行われており、15haが栽培されている。さらに2002年からは京都の漬物会社がキュウリの契約栽培を2haで開始し、05年には5haに拡大している。

05年9月にはドールがブロッコリーの直営生産と契約栽培を開始した。このケースの場合は、契約栽培だけでなく、現地法人＝農業生産法人を設立して直営農場を設置したのが特徴である。ドールは、全国でブロッコリー生産を実施し、周年供給をねらっているという。鹿児島県出水市と山口県豊浦町において契約栽培と直営農場を運営していたが、鹿児島県出水市の直営農場は、台風害等のために2005年に閉鎖され、その代替地として五島への進出が図られた³⁾。専任スタッフとともに鹿児島で使用していた機械類もすべて五島に移された。ドールは、2009年までに200haの目標を掲げ、下五島（福江島）でブロッコリー生産を行うことを計画、農協などに協力を要請してきた。農協は当初、直営農場は受け入れられないとして契約栽培のみに限定しようとしたが、結局直営農場についても農協経由の販売（選果場の利用）を条件に受け入れた。そして2005年9月には、JAごとうとの契約栽培とドールの現地法人による直営栽培の2つの方式が開始され、2006年1月には出荷販売が始まった。

契約栽培にいてみると、契約農家数は36戸、栽培面積は5haで、大津、寄宿を中心に、玉之浦、本山、富江地区など広い範囲で栽培されている。ドールは、2009年までに100ha、2.5億円の販売高を目標としているという。

契約の方式は、JAごとうを仲介した契約栽培で、契約単価は、平均1玉50～60円に設定して、生産者にはJAに出荷を義務づけている。10a当たり5000本作付けし、12月下旬から4月まで露地栽培して出荷する。販売量の目標は10a当たり5000玉、販売額は25～30万円を目標としている。基準となる生産費を15万円、10～15万円の所得を見積もっている。労働時間は10a当たり79時間とされ、時間当たりでは1270～1890円の労働報酬と想定されている。品種はわき芽が出にくいと言われる「ピクセル」をドールが指定している。これは、1本から1玉収穫するタイプであり、ドールがJA五島の育苗ハウスを借りて苗生産をし、1本5円で生産者に販売している。

一方、直営栽培については、農業生産法人（有限会社）「自然菜果五島ファーム」を2005年9月に資本金300万円で設立した。社員はドールから派遣された1名と現地雇用1名であり、他は地元からパート雇用している。農地はすべて借り入れで、寄宿地区の水田を2haを確保したが、この農地はJAの斡旋によるものであった。事務所と集荷所は、東浜町にあり、JAの遊休施設を活用している。なおドールはこの直営栽培についても、2009年までに100haにまで拡大することを目標としている。

農地について、ドールは、1筆30a以上で排水がよい圃場であれば耕作放棄地であっても借地したいといい、条件のよい農地の確保を図ってるが、市農業委員会事務局としては、五島ではまだ実績がない農業生産法人に貸し付けることに農家が抵抗を持っているため、農家が下五島農業担い手振興公社に委託し、公社が当現地法人に貸し付ける方向で農地確保を図る計画である。

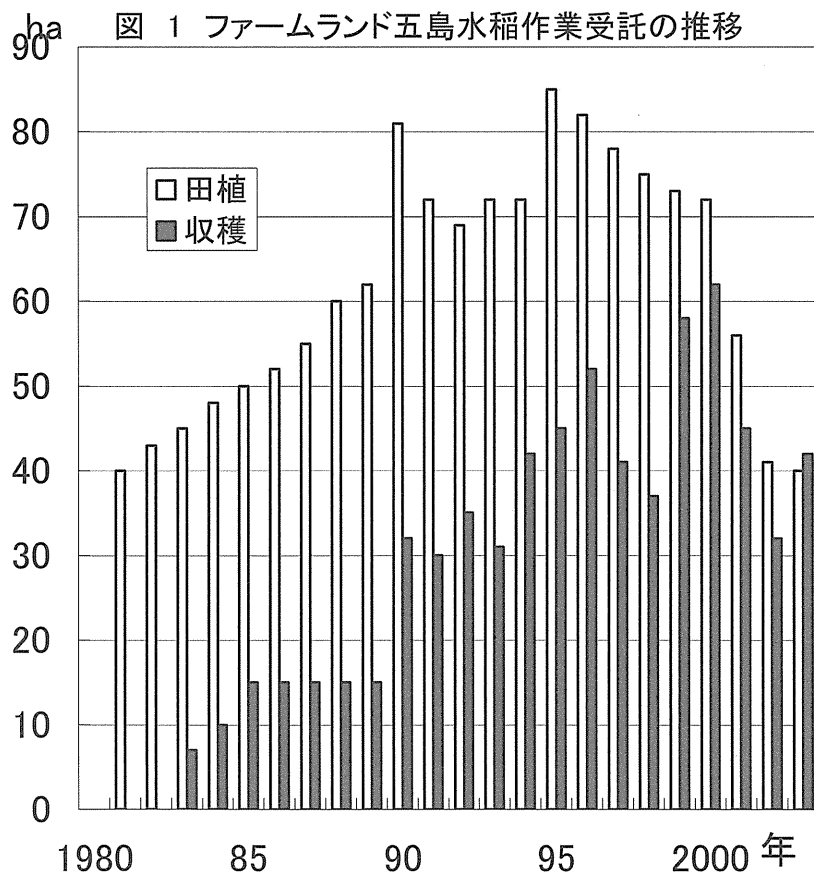
4. 農業生産法人の形成と展開

(1) 水田地区における米麦作業受託法人の形成 ～有限会社・ファームランド五島～

① 設立経過と事業概要

五島水田地区寄宿町においては、種々の米麦作業受託組織が設立されてきたが、その作業受託組織の先駆けをしたのはA氏（60歳）であった。A氏は農業機械メーカーの販売員として就職し、本土に他出していたが、73年の基盤整備事業の実施に促されて翌74年に岐宿町に帰省し、農業をしながら農業機械の販売を始めた。農家の負担も考えて機械リースも手がけたが、故障が多く手間がかかるので、自己所有機械により81年から作業受託を計画した。さらに、オペレーターを2人を募り、田植え作業の受託を40haから始めた。

作業受託の展開について、田植えと収穫作業の推移を示すと図1のようである。田植え40haから始まった受託面積はその後順調に拡大し、84年に地区にライスセンターが開設されたことから収穫作業の委託も増加している。とくに農家の高齢化や跡継ぎの他出と兼業化の進行のもとで、ロコミによって作業委託の申し込みが急増し、受託地は、地元の集落を越えて他町村にまで広範囲に増えてきた。95年に80haを上回るとともに、委託農家が広域化して、作業効率の低下や機械の故障続出という問題が発生してきて受託面積を基盤整備完了地区などの条件のよい水田に限定するようになってきた。こうして、図に明らかなように、作業受託面積は95年の80haをピークとしてその後は縮小に転じていった。



注) 五島農業改良普及センター資料および聞き取りによる

また水田の転作面積が増加してきたために、98年には大豆作業受託を目的とした補助事業を活用して作業受託組合を設置し、大豆作業の受託を開始した。地域の水田転作の担い手へと転換してきたのである。さらに農協のライスセンター利用を拡大するために麦作の受託も始めている。大豆作では、とくに2000年には、10a当たり300kg(2000年)を収穫し、転作奨励金7万円を取得したので収益は大きかったという。ただし連作障害がでてきているので大豆転作から麦転作へと移行する傾向にあるという。

2001年には受託組合の組合員6名で有限会社の農業生産法人「ファームランド五島」を設立した。法人化した目的の一つは「米麦穀類等の生産販売」であった。すでにA氏は、95年の米販売自由化を契機に個人的に米穀の小売り販売に取り組み、それ以来米販売事業の拡大を図ってきた。それは作業受託の採算性が低いことからそれを補う事業の拡大をねらったものであった。借地11haを含む自己作付け地の米販売とともに地元農家から仕入れた米の販売も手掛けて収益拡大を図ってきたのである。直接販売価格は農協共同出荷より有利なために直接販売を増やしつつある。さらに地域の農家からの仕入れ価格も農協仕入れ価格を上回っているために、法人の米仕入れ販売により、農協の米集荷は減少し農協との競争が熾烈になってきている。A氏は、法人設立の理念として地域農業の維持をかかげているものの、法人の経営収益の拡大のためにはこうした経営対応を選択せざるを得ない状況にあるという。

販売先は地元のスーパーマーケット(マックスバリュー)が中心であり、島内への販売が7割を占めている。島外への販売は主として宅配(大阪)が中心になっている。コシヒカリでも30kg8000円で仕入れ、kg300円のところを480円で販売することができる。農協からは補助金をもらうのなら米の販売をやめろといわれたが、米流通の規制緩和によりさらに拡大する計画である。これが法人化のメリットという。こうした法人の米仕入れ販売により、農協の米集荷は著しく減少しており、ライスセンターの受益面積200ha、処理能力800トンのところ、2003年産の米処理は360トンと半分にも満たなくなっている。地域にはA氏を入れて4業者が米販売を手掛けているが、その取扱高は合計600トンに及んでいる(A氏は100トン)。そのため農協との対立が激しくなっており、米の銘柄指定をめぐる農協からの圧力が強くなっている。

② 構成員と事業の内容

法人の構成員=出資者は表6に示すとおり6名である(1名はA氏の妻)。資本金は300万円である。このうちA氏の経営概況は、自作地70a、借入地530aで、600aの水田を経営しているが、2005年には個人名義の借地もすべて法人名義に転換した。出資は150万円であり、A氏の妻名義で70万円も別に出資している。O氏は65歳で、5.5ha経営し、50万円を出資している。M氏は46歳、2.4haの水田とアスパラガスを経営しており、出資は10万円である。Y氏は水田2.2ha、繁殖牛、ハウスイチゴ栽培しており、同じく10万円を出資、そしてS氏55歳は、水田2.2haと養豚業をしており、出資は10万円である。

作物の作付け状況は表7に示すように、2004年で、水稻が9ha、大豆8ha、麦0.9ha担っている。また作業受託面積は表7の洋である。水稻の作業は転作面積の増加と機械故障の増加に伴って減少傾向にあり、大豆や麦作作業が増加しつつある。一方で、借地面積は、2003年の17haから2004年には20haに拡大してきている。小作料は、10アール当たり1万円である。

表 6 ファームランド五島の農地と作付け面積(2004 年)

	農地			作付け面積			
	田	畑	農地計	水稲	大豆	麦	飼料作物
A農家	0.7	0.1	0.8	0.3	0.5	0.4	—
O農家	4.3	1.2	5.5	1.5	1.3	1.1	—
S農家	1.7	0.5	2.2	0.5	1.0	1.0	—
M農家	2.2	0.2	2.4	1.8	—	—	0.7
Y農家	2.1	0.1	2.2	1.2	—	—	0.8
法人	11.4	—	11.4	4.0	5.2	4.4	2.7
合計	22.4	2.1	24.5	9.3	8.0	6.9	4.2

表 7 ファームランド五島の作業受託実績

種類	作目	作業	単位:ha	
			2003年	2004年
作業受託	水稲	田植え	30.4	28.7
		集落	34.3	28.7
	大豆	耕耘・播種	9.7	15.8
		収穫	7.4	15.8
	麦作	耕耘・播種	6.5	6.7
		収穫	9.8	6.7
経営受託(借地)			17.0	20.0
合計			115.1	122.4

作業料金は、農業委員会事務局の作業料金を基準に設定しており、耕起 4000 円、播種 3000 円、中耕 2 回 3000 円、防除（農薬込み）3000 円、収穫 5000 円であったが、2005 年には同地区に 2 年前にできた受託組合との競争により播種作業料金を 2000 円に引き下げた。また米乾燥受託料金はミニライスを設置して米 600 円（1 袋）としており、これだけでも 3600 俵（35ha 分）の受託をしている。

オペレーターは実働 3 名で、表 6 の A、Y、O 氏が担当している。この他に福江市内のたばこ農家と畜産農家（35 歳と 36 歳）を雇用している。賃金は、1 日 80a の作業をノルマとして 12,000 円の日当、80a を超えれば 10a 当たり 1500 円を超過料金として支払うという出来高払いである。さらに 2005 年にはハローワーク求人によって、同年に U ターンした営業経験のある男性（36 歳）をえ専任職員として採用している。賃金は日給方式で月に約 20 万円で、社会保険にはまだ加入していない。

③経営収支の状況

2003 年から 05 年の経常収支を示すと表 8 のようである。収入は、03 年は作業受託収入と営業外収入（奨励金）だけであったが、2004 年からは米麦大豆の販売収入が中心になっている。事業が安定してきた 2005 年には、米の仕入れ販売も加わって生産販売額が 1,929 万円に拡大し、一方で、作業受託収入が 310 万円にまで減少している。奨励金と雑収入（餅加工等収入）の営業外収入が 928 万円と収入の 3 分の 1 を占めていることは、水田の農業生産法人が採算が取れる条件として、奨励金などの支援や付加価値づくりなどが不可欠であることを示しており、注意を要する。

表 8 ファームランド五島の収支概要

単位:千円

	2003年	2004年	2005年
生産販売額	0	9,926	19,298
作業受託料	11,061	3,884	3,100
営業外収益	398	7,075	9,288
奨励金	398	3,456	3,922
雑収入	0	3,619	5,366
収入合計	11,459	20,886	31,686
売上原価	47	5,937	13,882
材料費	0	0	0
製造費	5,147	5,511	7,106
原価償却費	574	1,022	2,625
動力光熱費	670	843	1,345
修繕費	1,803	1,646	2,336
賃借料	2,100	2,000	800
労務費	1,028	1,952	2,885
給与(オベ)	963	1,724	2,850
福利厚生費	65	44	-15
雑費	0	184	50
一般管理費	6,165	5,652	7,746
租税公課	77	120	201
事務費	4	578	1,258
通信費	0	3	2
荷造運賃	0	87	85
保険費	53	152	375
役員報酬	5,760	3,600	3,600
水道光熱	93	66	95
旅費交通費	116	72	139
接待交際費	62	131	202
地代家賃	0	624	1,071
外注費	0	219	718
営業外費用	472	763	14
雑費	472	763	14
機械購入費	0	0	0
費用合計	12,862	19,821	31,633
経常損益	-1,403	1,065	53

資料)「決算報告書」より作成。決算期は1～12月である。

費用は2003年は総額1,286万円であったが、そのうち576万円が役員報酬であり、結果として当年は140万円の赤字となったため、2004年からは役員報酬を360万円に引き下げている。たとえばA氏の給与を月額40万円から25万円に、他の役員報酬を月額8万円から4万円に約半額に削減したのである。機械の修繕費など経費が増える傾向にあり、経営を圧迫してきており、役員報酬の削減という形で採算を撮っているというのが実態である。

④今後の展望

離島の水田地帯においては、農業の担い手の弱体化により農地や農作業の委託者が増加傾向にあり、それに対応して、経営規模拡大を図るとともに地域農業の維持を果たすという目的で「ファームランド五島」は設立された。当法人が位置する地区には430haの水田があるが、そのうち230haが未捕縄整備地区である。高齢化や転作拡大などにより、その地区からの作業委託希望は年々増加する傾向にある。しかし法人の作業受託は、機械の修理代が増大などで採算に合わなくなってきており、徐々に作業受託を減らす方向にある。作業受託規模は順調に拡大したが、作業効率が悪く経営収支は赤字となってきたためである。そこで法人は、役員報酬を削減するなど経費節減とともに米の販売を経営の軸にするとともに加工などの付加価値づくりに力を入れるようになってきた。それにより収支は少し改善し、雇用も増やしてきている。

こうして法人経営は米販売や加工を主体とするようになっており、担い手が弱体化する地域の水田の作業受託は減少してきている。作業規模が拡大するとともに機械の更新時期が早期化し、更新時には補助金による支援を受けなければ作業受託は続けられない状況になっている。現に、2005年度には半額補助を得ることができてようやくトラクターなどの更新ができたのである。さらに、収入に奨励金の占める割合も変わらず無視できない大きさである。

このように、担い手がいなく成りつつある離島水田地帯において、当農業生産法人は地域の農地の有効利用を図って地域農業の維持機能を果たしてきたが、経営の重点の販売や加工へのシフトにより、地域農業の担い手としての性格から個別的な経営収益追求に純化しつつある。このような販売努力や付加価値作りという経営対応は、現在の米価と政府からの奨励金や補助金を前提としたものであり、それも役員報酬などの所得をぎりぎり切り下げた結果であり、価格低落と奨励金等の削減が進めば、上記のような経営対応のみで経営維持を図ることは全く困難であるとA氏は危惧している。

(2) 畑作地区における茶生産販売法人の形成 ～農事組合法人・ごとう茶生産組合～

①設立経過

畑地帯でも新たな動きが起こっている。下五島における茶の生産状況を示すと表9のようであり、98年から生産が開始された。県とJAごとうは、97年に畑作の主力作物として茶の振興計画を樹立した。それは、5年計画で200haを目標に振興するというものであった。茶生産の開始は98年であるが、当初から農業生産法人を作るという形で取り組まれ、その第1号として農事組合法人「ごとう茶生産組合」が設立された。

表9 茶生産の推移(下五島)

単位:ha、戸

年次	植栽面積	経営戸数	うち法人数
1998	2.4	1	1
1999	6.4	1	1
2000	12.8	2	2
2001	31.8	12	3
2002	51.9	25	4
2003	61.1	30	4

注)五島農業改良普及センター資料による

組合長のB氏（50歳）は、繁殖牛56頭を飼育し、80haの借地畑で飼料作をしている大規模畜産農家である（2005年の子牛販売額は約2千万円）。B氏の親戚に東彼杵町の茶農家がおり知識があったため、五島に茶生産振興計画が上がったとき最初に手を挙げた。当時は、普及センターなどにも有限会社の設立の経験がなく、当初から農事組合法人の形態しか考えなかった。組合にはJAごとうからも出資をしてもらった。それは茶事業においては不可欠な荒茶工場が五島にはまだなく、法人が茶工場を設置せざるをえなかったが、その茶工場が採算を取れるようにするためには、法人組合員以外の一般農家の利用も必要だったからである。一方農協は、農協の茶工場として設置する希望を叶えることができたわけである。

B氏は98年に旧福江市と三井楽町の畑地2haに植栽した。植栽地は飼料畑として借りていた畑地であり、最終的には80haの借地の内の10カ所50筆、20haを地主の承諾を得て、地代10a5000円を支払って茶園に整備した。

茶は永年作物であるため、借地での造成はなかなかむずかしい。80年代までは地主の意向が強く、土地利用の自由度は制限されていたが、90年代後半になると農家の生産意欲と畑地に対する期待は急激に低下し、管理してくれるだけでもよいというような農家が借手求めだした。茶園造成も地主から喜ばれたという。

県の園芸振興の補助事業を導入して、99年度までに12haを植栽し、2000年には荒茶工場を設置した。農協との間には茶葉を出荷販売（手数料2.5%支払い）して荒茶を購入（仕入）するという関係を作っており、資金リスクの回避（春に一括購入した代金の分割払い、金利4%）と原料仕入れの安定を図っている。出資組合員の茶葉生産作業への従事はほとんどなく、すべて雇用によって茶園管理、製茶出荷まで行っている。

2001年には、ごとう茶生産組合が300万円を出資して有限会社の製茶販売会社「グリーンティ五島」を立ち上げて、製茶加工場と販売店舗を設置し、仕上げ加工と茶販売を開始した。この販売会社の従業員として、男2人と女性（妻）を正社員として雇用し、パート職員を男女それぞれ1名ずつ雇った。組合長は販売会社への事業拡大理由として、茶葉生産だけでは高品質生産志向が弱くなるということと、製茶販売部門への雇用（男女各2名）により地域農業の担い手を確保できることをあげている。ただし五島茶ブランドはまだ確立していないために、主として葬儀用として農協や葬祭業者と取引しながらブランド化を志向している。

②構成員と事業内容

ごとう茶生産組合の出資者は6名で、組合長のB氏が320万円を出資し、農協が1500万円、B氏の友人の土建業経営者（ブロック製造）が450万円、B氏の親戚の茶農家（島外の東彼杵町）が500万円、B氏の妹のたばこ農家20万円、それに、五島市が育成している新規就農者（34歳、アスパラ農家）が5万円を出資し、事業に参加している。グリーンティ五島は、ごとう茶生産組合が全額300万円を出資し、B氏が社長に着いている。従業員は、正社員が男2名（茶工場：27歳、茶摘採：33歳）、女1名、パートが男1名（Iターンの民宿営業者）と女4名を雇用している。月給は男子社員で15万5千円程度である。

2003年の収入を見ると、ごとう茶生産組合は、茶葉売上高1,674万円、受託管理料101万円、受取加工料10万円で、純売上高が1,785万円になっており、一方、生産原価が1,136万円、販売および管理費350万円で、当期の営業利益は281万円であった。

グリーンティ五島の2003年の売上高は6,645万円で、売上原価が4,770万円を差し引くと売上総利益は1,874万円であったが、販売および管理費が2,357万円かかり、結局483万円の赤字を計上している。ただし、役員報酬225万円、給料手当830万円があるので、構成員の所得は確保されているが。

2004年のごとう茶生産組合の収入は、茶葉売上高が1,566万円、受託管理料59万円、受取加工料2万円であり、純売上高は1,628万円になっている。一方生産原価は1,533万円であり、それに販売および管理費255万円を加えると、この年は160万円の営業損失となっている。

グリーンティ五島の2004年の売上高は6,585万円であり、売上原価4,997万円であったので売上総利益1,592万円に過ぎず、販売および管理費2,818万円を差し引くと、当期の営業損失は12,244万円に拡大している。なお、役員報酬は300万円、給料手当は1,072万円であった。

③今後の展開について

ごとう茶生産組合とグリーンティ五島は、未だ利益を十分に確保するには至っていないが、茶の販売は順調に伸びてきており、茶園面積も20haにまで拡大してきている。新たに畑地の借入や購入をしているが、一方では距離の遠い畑地を処分して経営合理化を図ってきている。これまで圃場が分散しており摘採期間をずらすことも可能ではあるが、管理機械の移動や生葉の運搬に時間がかかっており、また排水不良など生育が悪い圃場もあったので適地のみを整理し、遠隔地は地元の農家に委託したり、地主に返したりしてきている。地主は続けて借りてくれと言うが、採算が合わない土地は整理せざるをえないと我慢してもらっている。

また茶葉の品質向上のために堆肥生産に力を入れ始めている。畜産部門は牛の販売よりも堆肥生産に主力が置かれているといってもよい。堆肥生産は1000トンに及んでいる。2005年には自己資金700万円で堆肥舎を増設している。茅場から茅や柴を切ってきて敷料したり、産廃業者から木のチップを買い取って畜産農家の敷料に与えて堆肥をもらったりするなどしている。繁殖牛部門の2005年の売上は子牛40頭2000万円であったが、これでも収支とんとんという。堆肥を茶園に入れていることが利益という。

2005年度はとくに販売活動に力を入れてきており、水産業者、水産加工業者、漁協、観光協会など9業者からなる「五島産品会」を中心とした販促活動の取組みを強化しつつあり、株式会社の設立を計画している。

(3) 土建業者の農業参入による茶生産販売法人の形成～有限会社・五島七岳ファーム～

①設立経過

有限会社「五島七岳ファーム」は、従業員35名を雇用する土建業者が茶生産販売に参入したケースである。

離島振興事業の削減による公共事業の減少を茶園造成と茶生産で補うというのがこの事業の目的である。03年までに8haに植栽した。この経営者はスーパーマーケットも兼営しており、製品茶は自営店舗で販売している。茶園造成に当たっては各種の補助事業を利用しており、土木事業としての収益も実現できている。

この土木建設業者は、離島振興にもとづく公共事業の減少により土木事業の事業高が激

減し、従業員も最大 80 人から 35 人規模まで縮小、これ以上減らせないと新たな仕事を探していたら、県の「茶振興計画 500ha 構想」が持ち上がり、普及センターや県農業会議所などに相談し農業法人の立ち上げを企画した。

2001 年に有限会社を設立して、山林原野を購入、土建部門の従業員と機械を活用して茶園を造成した。雇用している土木作業員に茶園造成と植栽をさせている。一年目は 4ha、03 年までに 8ha 植栽した。また県の補助事業を導入して、管理機械や防霜ファンを設置している。

この業者は、農業経営基盤強化法に基づく農地集積も行い、畑地などの耕作放棄地や原野、山林を購入して樹園地に転換＝土建業の一環として開発している。10ha の土地のうち自作農地 10a 以外はすべて山林買収して茶園地を造成した。会長の C 氏は、農地は所有すべきであることを信条としている。地権者 10 名から約 2000 万円を買収したが、多くは荒地や管理転作の休耕田となっていた実質上の耕作放棄地であった。購入地のすべて農業委員会を経ており、農地取得税の軽減を図った。園地造成は自らの土木機械と従業員を使って実施したが、その経費は 10a 当たり 150～160 万円であった。その資金は、農林漁業金融公庫など制度資金を借りており、返済は 10a 当たり 2 万円、5 年据え置き 15 年返済で法人七岳ファームが借入れている。工事費総額は約 6000 万円であった。

②構成員と事業内容

五島七岳ファームの資本金は 300 万円、出資者は 6 人である。土木会社会長である C 氏が 200 万円を出資し、残りは C 氏の娘夫婦が 80 万円、その他 4 人が 5 万円ずつ出資している。C 氏が会長を務めるこの土木会社は、資本金 2000 万円、従業員 35 名（平均年齢 50 歳）、年間事業高 6 億円の企業であり、C 氏の妻が社長である。C 氏の娘夫婦も会社の役員に就いている。30 年前に C 氏が設立、建設会社熊谷組に勤務し季節労働者の手配をやっていたがその経験を生かして郷里で始めた。15 年前から市内でスーパーマーケットも兼営し、従業員をパート含めて 30 人雇用、売上 8 億円である。また、10 年前から本屋も併設している。C 氏は農協の理事、町会議員、農業委員を務めている。もともと農地を 1ha ほど所有する農家であった。農協が新たに製茶工場を設置したが、その工事もこの会社が一手に引き受けている。

2004 年の茶生産加工の実績は、茶葉 5 トンを販売、500 万円の売上を計上した。今後は自己ブランド「山内みどり」による製品の販売を拡大する予定である。

③今後の展望

五島七岳ファームは、土建業の余剰人員と余剰機械を活用して遊休農地や荒廃した山林を開発し、茶生産加工による地域農業再編を図る新たな担い手としての役割を果たしつつある。しかし、本体の土建業の落ち込みが急激であり、茶生産加工が軌道に乗るまでには、いまだ先行き不透明な部分を内包している。その意味で、離島地域においては規模が大きい土木事業体といえども農業を採算部門として確立するためには、補助金や種々の助成・支援を必要としているのである。

5. むすびにかえて

限界地離島においては、農業の担い手の弱体化が著しくすすみ、また耕境縮小のもとで遊休農地が広がる中で、農業者や地場企業による農業生産法人の設立がみられるようにな

ってきている。農業生産法人は、地域農業の新たな担い手として期待され、担い手不足の農家からの作業受託を行って地域資源を維持するとともに産地形成を行い、新規参入者の雇用やあるいは遊休農地の借入や耕作放棄地の再開発など、地域農業と地域資源の再編を図っており、地域において極めて重要な役割を果たしてきたといえよう。しかし、経営規模拡大を図る多様な農業生産法人の経営が安定的に展開しつつあるとは決していえず、むしろ、このような農業生産法人経営は、補助金や奨励金などの支援を前提とした地域農業維持というのが実態であった。それに加えて、集落を基盤とした作業受託組合（集落営農）などとのネットワーク組織が不可欠であり、そうした地域農業支援システムの構築があつてこそ存続しうるといえよう⁴⁾。このような支援システムも構築できず、価格条件が悪化し、奨励金等の縮小が進む中で、離島における農業生産法人の多くは、販売部門や付加価値部門を強化して個別的な経営収益追求純化の方向を辿らざるをえなくなっているといえよう。こうして農業生産法人を含む離島農業が困難に直面する中で、離島振興事業によって開発・改良された優等農地を求めて、多国籍アグリビジネスなどによる農業参入が進んでいるのである。

注)

1) 拙稿「離島農業の構造変化と再編課題 ―長崎県島嶼地域を対象に―」『農業経済論集』第56巻第1号、2005年

2) 拙稿「壱岐島における農業の現状と課題」長崎県立大学国際文化経済研究所『長崎県における離島振興の方向』2002年

3) ドールの鹿児島などへの進出については、関根佳恵「多国籍アグリビジネスによる日本農業参入の新形態」『歴史と経済』第193号、2006年10月参照。

4) 田代洋一『集落営農と農業生産法人 ― 農の協同を紡ぐ』筑波書房、2006年

はじめに

日本における冷凍野菜の輸入量は表 1 にあるように 2000 年まで急増してきた。その主たる輸入先は、中国およびアメリカで (表 2)、この 2 カ国で数量では全体の約 76%、金額では 72% を占める。他にカナダ、ニュージーランド、タイ、台湾から輸入されていて、以上の 6 カ国合計で数量、金額のどちらにおいても 90% 以上を占めている。

輸入冷凍野菜の主な品目を見ると、表 3 にあるようにジャガイモが数量、金額とも圧倒的に多く、次いで豆類、特に枝豆が多い。冷凍ジャガイモの輸入先は圧倒的にアメリカである。冷凍枝豆の輸入相手国は表 4 にあるように、中国、台湾がそれぞれ 40% 前後を占め、次いでタイが 16% 強を占めている。

タイからの冷凍野菜輸入は枝豆やインゲンという豆類が中心で、その中でも枝豆が数量で 37%、金額で 36% を占め、最も多い。

1. タイにおける冷凍野菜の生産と輸出

(1) 冷凍野菜・冷凍枝豆の輸出状況

タイの生鮮・冷蔵・冷凍野菜輸出額合計に占める冷凍野菜輸出額は、その比重を低下させてきているが、2004 年でも約 35.5% を占めている。タイの野菜輸出額に占める日本向けのシェアは、生鮮・冷蔵・冷凍の合計でも 50.1% と大きい。冷凍のみに限定すると 76.0% とさらに大きな割合を占める。このように、日本はタイの主要な野菜輸出相手国であるが、とりわけ冷凍野菜では圧倒的な比重を占めているのである。

(2) 北タイにおける冷凍枝豆生産

中部タイにも冷凍オクラなどを生産する工場はあるが、冷凍野菜の多くは北部タイで生産されている。その中心地であるチェンマイ県には、聞取りによれば 4 つの冷凍野菜製造会社がある。このうち冷凍枝豆を生産しているのは、Chiangmai Frozen Foods Public Company Limited (以下、チェンマイ・フローズンと略) と Lanna Agro Industry Company Limited (以下ではランナ・アグロと略す) の 2 社である。他の 2 社は冷凍果物中心の会社と冷凍の焼きナスを生産している会社である。他に隣のランパーン県にもう 1 社、冷凍枝豆を生産している Union Frost Company Limited (同、ユニオン・フロスト) の工場があるので、北部タイでは 3 社が冷凍枝豆を製造していることになる。

上記 3 社の中での先発企業であるチェンマイ・フローズンの設立経過を見ておこう⁽¹⁾。

この会社は、日本のイトーチュウ (Itochu) がタイの貿易商社ピー・プロスパー・カンパニー (P. Prosper Company) に日本向け冷凍野菜・果物の生産を提案したことが契機となって設立された。タイで生産されるニンニクとタマネギの輸出を行っていたこの貿易会社の主たる事業は、タマネギの日本向け輸出であり、その事業を通じてイトーチュウはこの会社と関係があった。当時の冷凍野菜の主要生産輸出国は台湾であったが、賃金コストの上昇で競争力を失いつつあり、農産物の品質が良くかつ労賃水準の低いタイは台湾に取って代わりうる生産地としての可能性を持っていたからである。

台湾の冷凍食品製造会社もその状況を認識しており、それぞれ冷凍枝豆と豚肉、冷凍枝

豆、冷凍インゲンを製造していた台湾の3企業が、冷凍食品工場の新しい立地場所を探すために一緒になって、タイ・ヤオ・インヴェストメント・カンパニー (Tai Yao Investment Company) を設立していた。イトーチュウがこのタイ・ヤオ・インヴェストメント・カンパニーを先の貿易会社に紹介したことがチェンマイ・フローズン設立の直接の契機であった。実際には、先の貿易会社に代ってその子会社の一つであるサイアム・アグリカルチュラル・プロモーション (Siam Agricultural Promotion Ltd.) が加わり、その会社とタイ・ヤオおよびイトーチュウの3社による合弁会社として、チェンマイ・フローズンは1988年に設立されたのである。つまりサイアム・アグリカルチュラル・プロモーションはタイにおける農産物生産の経験、タイ・ヤオは冷凍野菜の製造技術、イトーチュウは主たる市場となる日本への販売、というこの事業に不可欠な事業分野のノウハウを持つ3社によって設立されたのである。資本金(200万ドル)はタイの法律に基づいて、タイの企業であるサイアム・アグリカルチュラル・プロモーションが過半の51%を出資し、残りの49%についてタイ・ヤオが30%、イトーチュウが19%を出資した。

チェンマイ・フローズンに次いで1989年に設立されたユニオン・フロストも表5にあるように三菱商事が10%、キューピー・マヨネーズが27%、日系企業のタイ・キューピーが2.5%出資して設立された合弁会社である。最も新しい1993年設立のランナ・アグロは、これらの2社とは異なりタイ企業である。85%の株式は会社をこの会社を設立したタイ人の親族(日本に葉タバコを輸出してきた会社の創業者の一族)が保有し残りの15%もタイの企業(商社と銀行)が出資している。ただその商社には日本の貿易会社が資本参加している。

2. 冷凍野菜製造会社による枝豆生産の契約栽培

表5は冷凍枝豆生産企業3社のヒアリング内容等をまとめたものである。冷凍野菜の生産会社には共通する特徴がある。日本が主たる販売先であること、残留農薬や形状などに関しての品質保持に非常に努力していること、原材料の調達が農家との契約栽培で行われていることなどである。ここでは契約栽培の実態をランナ・アグロの例を中心に見ておこう。

(1) 会社にとっての契約栽培の意味

枝豆については3社とも契約栽培を行っている。ランナ・アグロでは、①会社が種・肥料・農薬を提供する、②会社の社員が現地で栽培を指導する(ランナ・アグロでは、地区担当の責任者であるスーパーバイザーとその指揮の下で働くフィールドスタッフからなる。この現場担当社員についてはいろいろな表現があるが、本稿ではスーパーバイザーとフィールドスタッフと表す)、③契約価格がある、の3点を満たすものを契約栽培と言っている。例えば、冷凍果物の中心であるマンゴーについても果樹園に行って栽培状況をチェックし指導しているが、上記の①、③は行っていない。

契約栽培は材料農産物の品質を一定の水準に保ち、量を安定的に確保するという点で、現時点では会社にとって必要であり積極的な意味を持っている。販売先が品質に厳しい日本市場を中心とする先進諸国であり品質の確保は重要だからである。同時にその背景として、枝豆は新たに導入され農家に馴染みのない作物であったこと、農薬についてのタイの農民の知識や認識が十分でないこと等がある。そのために会社による綿密な栽培技術の指導が必要とされているのである。言い換えれば契約栽培は、材料の計画的確保、栽培技術

の定着化を目的としていると同時に残留農薬の問題に端的に示されるように、国内で流通している作物の質と輸出先で要求される作物の質に格差がある段階で必要とされているのである。

(2) 契約の内容

ランナ・アグロの契約は会社とキーファーマーとの間で文書で結ばれ、個々の農家と契約を結んではない。契約の内容としては、①栽培面積、作付け地、使用する農薬・肥料・種、播種時期や収穫時期、農薬・肥料の使用量や使用時期など栽培に関する契約、②工場への全量納入、納入時期、買取り農産物の品質基準など原料農産物に関する契約、そして③買取る際の価格、などである。個々の農家とではなくキーファーマーと契約を結ぶのは他の2社も同じである。契約の内容はキーファーマーを通して農家に知らされる。つまり契約した数量の農産物を決められた日時に工場に搬入するのはキーファーマーの責任なのである。

会社と契約を結んだ栽培面積を今度はキーファーマーが会社のスーパーバイザーやフィールドスタッフと相談しながら、地区の農家に配分する。後に見るローン村の農家の話では播種時期の2ヶ月前に作付け希望面積をキーファーマーに申し出る。品質の高い作物を確保するために枝豆やインゲンの配分面積には、地域の平均的な経営面積、労働力の状況、同一圃場での枝豆の連作を回避できる作付面積規模などを考慮して上限が決められている。会社は同一圃場での枝豆の連作を禁止しているからである。その基準面積を念頭に置きながら各農家の能力、特に経験、適期収穫を左右する労働力の保有状況や経営面積などを考慮して配分面積が決定される。

ランナ・アグロの場合、最初は一応コスト計算に基づいて契約価格を決めたとの話だが、その後は①肥料、農薬、ガソリンなどの価格の変動、②製品価格の変動、等を考慮して決められてきている。もし当初のようにコストに基づいて価格を計算したら、その価格は現在の契約価格を上回るだろうという。ここ3年間、契約価格はほとんど変化していない。会社から契約価格が提示される際にその根拠について説明されることはないし、農家としての要望を言うことはあるが会社側が提示した契約価格が変更されることはないという。

ランナ・アグロの契約価格は12.5パーツ/kgでチェンマイ・フローズンの13パーツ(同じ品種#292の契約価格)よりも低いが、肥料代金は安いなどがあり買取り価格の水準を理由に会社を変える農家はないという。農家には納入量と契約価格に基づく買取り額から会社が農家に提供した種・農薬・肥料代が差し引かれた金額が支払われる。また災害や病虫害の異常な発生、会社が配布した種の発芽率が悪かった等の場合は会社が何らかの補償が行われる。例えば洪水のような災害により収穫がなかったような時には、会社に支払う種・農薬・肥料代について、会社30%、キーファーマー35%、農家35%の割合で負担する。

買取り農産物の品質基準は残留農薬がないことと形状等の品質である。枝豆の場合形状等の基準は各社とも共通していて、1粒、未熟(厚さ)、虫食い、変形、変色等は規格外とされる。インゲンでは長さや太さも基準となる。

個々の点で違いがあっても総体としてみた時、契約内容や条件が会社によって大きく異なるということはないようだ。それゆえ農家が契約先の会社を変えることもないと、一般的には言える。

(3) 契約栽培の仕組み

契約栽培の仕組みはどこの会社も基本的に同じである。①現地を指導する会社の社員、

②契約の当事者であるキーファーマー、そしてキーファーマーが雇うキーファーマー補佐、
③実際の栽培農家、という体制によって契約栽培は実施されている。

1) スーパーバイザー、フィールドスタッフ

ランナ・アグロのスタッフは135人で、生産、販売、事務（人事・経理等）、原料調達の4部門に配置されている。原料調達部門には研究開発担当部署も含め26人の社員（女性事務員2人を含む。ただしうち2名は欠員のため実際は24人）がいる。図1にあるようにそのうち直接契約栽培に携わり農産物を調達する部署は、北部タイの契約栽培地域を二つにわけ地区毎に、地区担当責任者 — スーパーバイザー — フィールドスタッフという体制を取っている。このうち現場で農家を指導する社員は担当地域全体を監督するスーパーバイザーとその下で働くフィールドスタッフである。普通は1人のスーパーバイザーは3人のフィールドスタッフを指導する。ランナ・アグロには両者を合わせて17人（うち1人欠員）、チェンマイ・フローズンには35人、ユニオン・フロストには12人いる。

スーパーバイザーとフィールドスタッフはキーファーマーと協力しながら必要とされる農産物を質・量共に確保することが仕事である。そのために栽培期間中は現地に住居を借りて収穫が終わるまで駐在して栽培管理の指導に当たる。

これに対してチェンマイ・フローズンの現場担当スタッフは村々を回るが住むことまではしない。この違いは会社の受入能力に関係する。ランナ・アグロは1日の受入可能量が最大約40トン（工場の移転で60トンに拡大される）と少ないので作付面積、播種日、収穫日などをきちんと決めて計画的に受け入れることが不可欠である。そのためにフィールドスタッフは、農家との接触を密にし、生育状態をきちんと把握する必要がある。現地に常駐するのはそのためである⁽⁸⁾。一方チェンマイ・フローズンは、1日100トンと受入能力が大きいので、収穫日などがある程度動いても受入可能なので、スタッフが村に住むことまでする必要はないという。

2) キーファーマー

キーファーマーは会社のスーパーバイザー、フィールドスタッフと協力し、また自分が雇った補佐を使って、決められた栽培方法で農家に実践させ、全ての収穫物を集めて工場に出荷する。ランナ・アグロが契約しているキーファーマーは、枝豆のキーファーマーが19人、インゲンのキーファーマーが11人、のべ30人いるが、そのうち5人は枝豆とインゲン両方のキーファーマー兼ねているので実質は25人である。チェンマイ・フローズンのキーファーマーは枝豆50人、スイートコーン50人、インゲン30人、ベビーコーン13人（95年頃のヒアリングの報告では計100人と記されている）で、複数の作物のコレクターもいるが少ない。ユニオン・フロストのキーファーマーはのべ約60人で、ヤングコーンが30人で一番多く、次いで枝豆が20人、インゲンが8人などである。この会社のキーファーマーも助手として2～3人の補佐を雇っているという。

キーファーマーの仕事は次のようにまとめられる。①会社と契約を結ぶ。その際、ランナ・アグロでは枝豆の場合、栽培契約面積1ライ当たり4,000パーツの保証金を会社に払う。この保証金は土地等でも良い。後に見るローン村のキーファーマーは土地権利書の原本を会社に渡している。信用ある人の場合には会社の上層部の判断で保証金の額は規程通りでない場合もある。種、農薬、肥料があらかじめキーファーマーに渡されるし、農家の販売代金もまとめてキーファーマーに支払われるから、それら諸々の保障のためであろう。

地域に割り当てられた作付面積に合わせて生産者を探す。同じ村で探せなければとなり

村で探す、などの調整をする。ローン村のキーファーマーの話では面積を拡大する時よりも、今までそういう経験はないが減らす時の方が大変だろうという。管理が悪く雑草の多い農家や農薬を決められた期日に撒かない農家などはスーパーバイザーと相談して栽培を止めてもらう。これは実際にあるという。

②種・肥料・農薬を会社から受取り管理する。受け取る量はスーパーバイザーが計算し会社がキーファーマーの家に運ぶ。ローン村のキーファーマーは倉庫に保管し施錠していた。会社の決めたスケジュールに従って生産農家に配る。なおランナ・アグロの話では会社の供給する資材の価格は農家が市場で手に入れる時の価格よりは安いという。

③栽培指導と生育状況のチェックである。植付け前に栽培方法について、収穫前に収穫方法や選別基準について村毎に農家を集めて説明をする。会社の受け入れ能力から各地区での1日の播種面積が決めるのでそれに従って計画を組む。播種前にフィールドスタッフと一緒に播種の準備が出来ているかどうか農地の状態をチェックする。播種する時に種を渡し、播種後状況を見て回る。それ以降も成育を管理するために、栽培期間中はフィールドスタッフとキーファーマー補佐が最低1週間に1回は各圃場を見て回る。ローン村の栽培農家の話では播種後スタッフが週に2回くらい回ってくるということだった。

④会社から、納入した枝豆の代金(種・肥料・農薬代を差し引いたもの)、工場までの輸送費、キーファーマーの手数料、それらの先週の分が一括して次の週の金曜日にキーファーマーに振り込まれてくる。キーファーマーは農家に、販売代金(契約価格×出荷量。出荷量は搬入量から規格外品を一定の方法で差し引いた量。後述)から会社が供給した種、農薬、肥料の代金を差し引いた額を農家に渡す。ローン村では、農家が持ってきた書類とキーファーマーのところにある書類を付き合わせて確認して支払っていた。その際に、枝豆の納入量、規格外の数量、適規格の数量、kg当たりの単価、代金(単価×適格数量)、差し引かれる種代、農薬代、肥料代、それらを差し引いた農家への支払額が書かれた紙が渡されていた。

キーファーマーの手数料はランナ・アグロの場合、枝豆はkg当たり2~4パーツ、インゲンは5~6パーツである。枝豆の場合、工場の受け入れ検査で規格外となったものについては農家の受取額から差し引かれるのに対して、毎日収穫されるインゲンの規格外品はキーファーマーの負担となるので手数料が高くなっているのである。なおキーファーマーには、決められた出荷期日・時間までに出荷できたか、品質の検査結果が会社の基準より良かったか、等によってボーナスが払われる。キーファーマーの受け取る手数料の額はランナ・アグロでは数万パーツ~50万パーツの範囲だという。ここから自分で雇ったキーファーマー補佐への支払いを行った残りがキーファーマーの所得になる。キーファーマーのkg当り手数料の額はこれまで変化はないという。

キーファーマーが受け取るkg当たり手数料はランナ・アグロの方がチェンマイ・フローズンよりも少ない。しかし逆に、先に触れた災害が発生し時のキーファーマーの負担率(35%)はチェンマイ・フローズンよりも低く、会社の負担率は高いという。

以上からわかるように、キーファーマーはその言葉の通り契約栽培の仕組みの中で極めて重要な役割を果たしている。それゆえ栽培農家から信頼されている村のリーダー格の人物になっている。またキーファーマーは自らも契約栽培農家であることが一般的である。

3) 栽培農家

①農地の良し悪し、②人物(正直で誠実であるか)、③これまでの農業やり方、④会社の

方針に従って栽培できるか、等がランナ・アグロの契約農家選定の基準である。ランナ・アグロの契約栽培参加農家は枝豆がのべ（3 作）1,000～1,500 農家、インゲンがのべ（2 作）で1,000 農家である。栽培に適する気候や土地条件があるので1 作物の契約農家が多いが、枝豆とインゲンは同じ土地で連作することが許されているので、条件がある地域では枝豆とインゲンを栽培する農家もある。また例えばチェンマイ周辺は気候条件としては枝豆を2 回栽培することができるので、禁止されている連作を回避できる広さの経営面積があれば、あるいは借地して、2 回枝豆を栽培する農家がある。ランナ・アグロでは、最初は契約農家を確保するのに苦労もあったというが、先に触れたように個人株主の関連する会社がタバコの契約栽培をしていたので、それらの農家を足がかりに開拓していった。

ランナ・アグロの契約枝豆は、1 期、2 期はチェンマイ、チェンライ、ランプーン、ランパーン、パヤオの6 県、3 期は北部では寒いので北タイ南部のペチャブーン、ピサヌローク県で栽培されている。枝豆の平均栽培面積は1, 2 期作の行われる地域では2 ライであるが、3 期の枝豆が栽培される平坦な北タイ南部では少なくとも4～5 ライと大きい。

先に触れたヒアリングによると、チェンマイ・フローズンの初期の契約農家数はチェンマイ県の農民4,000～5,000 人であったが、1995 年には北部タイ4 県で2 万以上の農業者に広がっている。今回のヒアリングの際に見たビデオでも2 万人を越える農家が参加していると紹介されている。

（4）冷凍枝豆の品質管理

タイが冷凍枝豆の輸出競争力を維持する上で製品の品質は欠かせない。具体的には残留農薬のチェックと形状等の規格が問題であり、そのために栽培時、収穫後の農家の段階、そして工場で、品質を確保する努力が行われている。以下ランナ・アグロおよびローン村の事例を中心に見ておきたい。

1) 面積規制と連作禁止

農産物の品質確保のためには栽培に適した地域で契約栽培を行うことが言うまでもなく重要である。そのために企業は北タイを選んで立地したのだが、北タイの中でも作物や栽培の時期に応じて地域が選ばれる。先に触れたように年間3 回栽培される枝豆についても、栽培時期によって違う地域が選ばれるし、インゲンは標高700 メートル以上の地域で栽培される。そのため農家は一つの会社と多くの品目を契約栽培することはない。

品質のよい枝豆を収穫するためには十分な管理が必要である。そのため会社は栽培を許可する面積を個々の農家の状況を考慮し決める。その結果ランナ・アグロでは先に触れたように枝豆は2 ライ（南部は4～5 ライ）、インゲンは1.5 ライが平均的な作付け面積となっている。チェンマイ・フローズンは基準として栽培面積の上限を決めていて、インゲンでは1 ライ、枝豆では2～3 ライである。これを目安にしながら個々の農家に面積を割当てるのである。これに対して粗放的なスイートコーン、ベビーコーンには栽培面積の上限はない。

もう一つの規制は、枝豆を連続して同じ圃場で作ることの禁止である。ランナ・アグロの枝豆生産農家の多くは後に触れるように、1 期・2 期の枝豆を栽培している。その際、条件として同じ圃場で栽培することは禁止されている⁹⁾。そのために農家は経営地の中で輪作を組む。幾つかの輪作パターンがあるが、ローン村の枝豆栽培農家の基本的なパターンは<ショウガ(3～8 月) - 2 期枝豆(8～11 月)> - <タマネギ(1～4 月) - 1 期枝豆(4～7 月) - 米(7～12 月)> の2 年5 作である。自作地だけで輪作が組めず、

収量の良い2期の枝豆を栽培するために借地をする（期間借地）農家もいる。ローン村では26戸が2005年の2期枝豆を栽培したが、そのうちの2〜3戸は枝豆生産を目的として借地をしているという。

2) 残留農薬検査

会社の決供給する農薬のみを使用することや播種後50日目以降（収穫前15日以内）の防除は行わないこと等は各社に共通する残留農薬対策である。また農薬も有機的な農薬を使うようになってきている。

ユニオン・フロストでは前作がトマトなど野菜である場合は、会社のスーパーバイザーが土壌の残留農薬をチェックしてからその圃場での枝豆の栽培を許可している。また栽培期間中は農薬と肥料について農家に使用量や使用時期をチェックシートに記載させ、スーパーバイザーが確認しサインしている管理している。

ランナ・アグロでの残留農薬検査は、収穫前のサンプリング調査もあるが、基本的には原料農産物の工場搬入後に、すべての農家の作物について、1トン当たり1〜2kgを抽出するサンプリング調査として行っている。フィールドスタッフが村にいて管理が行き届いているので工場への搬入後でも心配はないという。もちろん搬入されるプラスチック箱毎に生産者が確認できるようになっているので残留農薬が発見されれば誰のものか特定できる。農薬が検出されたときの対応は、①使用リストに載っていない農薬、つまり使用してはいけない農薬が検出された時は代金を払わず全量没収である。②使用リストにある農薬が検出された場合は、収穫・選別は雇用労働力で行っているのだから、その労賃としてキログラム当たり2パーツを農家に支払うが枝豆は没収している。これに対してチェンマイ・フローズンは村に会社の人間が常駐していないこともあって収穫前に全農家について作物の残留農薬検査を行っている。この段階で少しでも農薬が検出されれば、その農家の作物は一切買い取らない。また搬入時にも検査を行い検出されたものは農家に返却している。

3) 選別（圃場および工場）

残留農薬以外では虫の入った枝豆が一番の問題だという。このことも含め会社の基準に従って、ランナ・アグロでは工場搬入前に3回、搬入後に5回（風によって飛ばす機械選別、手選別などによる）の計8回の選別を行っている。その中で、重点は工場搬入前の農家の段階での選別である。具体的には、①収穫が行われる圃場でさやをもぎ取る時に同時に行う選別、②農家の庭先での選別、③水で洗う時の選別、の3回行われる。

第1回目の選別は、収穫作業が行われる圃場で、立てられた日よけの傘の下で主に女性の雇用労働力によって行われる。遠くからその圃場を眺めると立っている沢山の日よけ傘が見られるがその下で、さやのもぎ取りと選別が同時に行われている。圃場での選別後、枝豆は農家の庭先に集められ、庭先に広げられたシートの上で農家の家族員たちによって車座になって2回目の選別が行われる。3回目は水洗いの時に行われる。大きなドラム缶で井戸水を使って水洗いが行われていたところも、運搬用のプラスチック箱に入れて庭先を流れる川の水にそれを浸して洗っていた地域もあった。

聞き取りによれば、農家段階での選別で規格外とされるものの率は約10%だという。この段階ではねたものはランナ・アグロでは農家が自由に処分できる。

ランナ・アグロの工場受入段階の検査は受入量の中から35%抽出し、その中から5キロについて検査する。規格外率が20%未満であれば受入れ量がそのまま買入れ量となる。規格外率が20%を超えると、超えた率に当たる分を差し引いたものが買入れ量となる。例え

ば受入量が50,000キロ、規格外率が23%であると、買入れ量は $50,000 \times (1 - 0.03) = 48,500$ キロ、となる。つまり20%までは規格外率が出ることが許容されているのである。ただし規格外率が40%を超えたものは買い取らない。実際には工場の受入れ段階で10~20%の規格外率がでるといふ。この平均の率を仮に15%とすると、圃場で収穫した枝豆が製品となる率は76.5% ($1 \times 0.9 \times 0.85 = 0.765$) ということになる。

一番の問題である虫の入った豆の検査は1トンの枝豆から10~20kgを取って、さやを割って豆を見たり光を当てたりして検査する。0.6%以上に虫が見つければ枝豆は農家に返却される。農家はそれを市場で売ることが可能である。しかし、①虫の発生しにくい時期や地域で栽培していること、②会社の栽培基準を農家が守っていること、③農家が栽培の経験を積んできていること、④経験のある人(年齢のいった女性)を選別作業に雇っていること、等の理由で上記の基準を超えることはほとんどない。

4) トレーサビリティおよび品質管理

ランナ・アグロでは工場への搬入はプラスチック箱を使って行われるが、その中に日付や生産者名を書いた生産者毎に異なった色の紙片が入れられる。これを出発点としてトレーサビリティシステムが組み立てられている。例えば日本で製品に不都合があることがわかった場合でも、袋に記載された番号から出発して生産者までたどり着くことが出来るようになっている。

3. タイにおける契約栽培の形態とその評価

タイの契約農業には4つの形態があるという(2)。

一つはタイの砂糖産業に典型的に見られる **The centralized model** である。サトウキビと砂糖生産に係わる、農民・サトウキビ圧搾会社・政府の3者によって価格、生産割当、砂糖流通の監視が厳密に行われている。政府によって純収入(net revenue)の70%を農民、30%を圧搾会社に分配する方式が導入され、技術研究センターの設立・運営も政府によって行われている。政府は農民の組織化も奨励している。このように政府主導の集権的なタイプである。

第二は **The nucleus estate model** で、通常は契約する企業が試験農場を持って始め、試行期間の後で農民に作物の技術と管理を教え栽培させる形態である。中心の農場ではハイブリッド実生(実生苗)や親の家畜を育てる。タイにおける豚やブロイラー生産は大企業であるCPやBetagroによるこのモデルの例である。収穫後迅速な加工を必要とする作物、長期の投資期間が必要な作物、栽培経験がほとんどあるいは全くないような農民に最も適する形態である。

第三のタイプは **The intermediary and multipartite model** である。タイや東南アジアで最も一般的なもので、大規模な食品加工会社と生鮮野菜会社が独立のコレクターや農民から作物を購入するタイプである。標準的な品質の農産物を得るため会社は普及スタッフを雇い現地に滞在させているので、この方法は生産物の量と質の管理において成功しているという。これまで見てきた枝豆の契約栽培はこのタイプである。なお multipartite とは契約主体の企業がジョイントベンチャーの時の名称であるという。

最後の形態は **The informal model** である。このモデルは他に比べ最も古い。野菜や大豆での口頭契約は30年以上またトマト加工ではこの10年以上行われているし、北部の遠隔地のキャベツのような生鮮野菜、無農薬野菜や切り花、そして飼料キクなどで使われて

きた。一般的には企業は技術サービスは行わない。しかし投入財や資金の提供はしばしば高い利率でなされるという。

ウィボンポングス (Wiboonpongse,A.) らの研究によれば、加工用トマトの口頭契約栽培は農民にとってリスクが多いという。この契約はブローカーと加工会社との間もまたブローカーと農民との間も口頭契約である。最低保証価格は明記されない。農民は収穫した農産物を会社に提供する義務を負い市場での販売は不正と考えられているが、会社が農民から買う責任はない。このことは 1992 年、会社の加工機械の一台が壊れて加工が遅くなったとき、農民に対する何らの報償もなく大量のトマトが放置されるという事件によって顕在化した。この結果、農民は、契約がフォーマルで市場でも販売できるポテトや他の作物に移動したという。

タイで最も一般的な上記の第三の形態 (The intermediary and multipartite model) の契約栽培についても、チェンマイ県のサンサイ郡の加工用ジャガイモの契約栽培の研究は三つの形態があることを明らかにしている。加工用品種栽培には肥料管理と病害虫防除に新しい技術が必要であり、原材料供給を確実なものとしその品質を確保するために 80 年代の遅い時期に契約農業が導入された。

加工用ジャガイモの契約栽培は以下の 3 つの形態で行われている。①会社がキーフーマーと正式の契約を結ぶ、本稿が対象とした枝豆の契約栽培の形態である。枝豆の契約栽培と同じように会社はキーフーマーにのみ種芋、肥料、農薬を提供し、技術的アドバイスもキーフーマーと会社と一緒に進んでいる。既に触れたようにキーフーマーについてはいろいろに訳されているため、このタイプを注 20 の論文はブローカーシステムと読んでいる。②栽培技術に優れた農業者と契約を結び、その農業者が近隣で栽培者を捜しその栽培を指導する形態である (コントラクト・ファーマーズ・システム)。会社との契約はこのリーダーと結び、種芋等の供給もこの農業者を通じて行われる。機能としては①のキーフーマーと同じであるが、小さい単位で農業者を組織していく形態であるから、キーフーマーに比較すればその役割は小さく、出荷数量に応じて手支払われ kg 当りの手数料も少ない。③個々の農業者と直接契約する形態である (ダイレクト・コントラクト・システム)。これは大規模農業者に対してだけに行われる形態であるという。

契約農業に関する評価は様々である。一方で、安定した収入の保証、販路の確保、投入財の確保、技術の移転などの点で農業者にメリットがあることや契約農業を基盤とした食品産業の発展は海外からの投資を増加させている等の積極的な評価がある。契約農業は資金が栽培の開始前になくとも投入財を手にし得るので規模の小さい貧しい農民に現金を稼ぐ農業の機会を提供しているし、他方で規模の大きい農業者には農業の選択肢を広げているとの評価もある。違う視点として契約作物の導入による輪作効果もある。後作への効果を考え、ローン村の農家は、配布された枝豆の種を面積当りの播種基準より少なくして広い面積に播いている。導入された乾季のジャガイモ栽培も雨季の米との間に、ジャガイモの残留栄養分による稲作収量の上昇、逆に水田の水がジャガイモ栽培に深刻な影響を及ぼす土壌線虫の蔓延化を防ぐという効果をもたらしているという。

もちろんブローカーの契約農業に関して農民の所得は農業労働者の所得と同じ程度に減少することが議論されたように、契約農業は契約企業による農民の搾取であるという批判的評価もされる。力関係において不平等な基盤の上で結ばれる契約では正常な所得 (賃金率) は保証されず、小規模農民の負債が増えるという評価である。加えて経営や栽培上の

意思決定の自由が農業者にないあるいは不十分なために農業者の経営者・企業者としての能力が育たないという指摘も成される。市場取引が可能な作物についてみると、契約価格は自由市場での価格に比べると低いのが一般的であり、契約相手が小さい企業の場合に、生産物の価格が下落した時など企業が農産物の買い入れの約束を破る懸念も否定できない。

一方でタイの農業政策の力点は高付加価値・高品質の生産物の輸出にある。この政策目標を実現するには大きな投資と技術が必要でありそれを担う食品産業にとって、契約農業は有力な方法である。土地への投資の削減、あらかじめ決められた価格で計画された量と室の原材料を確保できるという大きなメリットがあるからである。

しかしながら契約農業が北部タイで定着するまでには少なくとも 30 年以上の時間が必要であった。その長い期間を経て現代の契約農業が形成されてきたのである。例えば加工会社からも市場からも需要のある作物の場合、その契約価格は通常、市場価格よりも低く、加えて市場への販売は制約も少ないので農民は工場よりも市場に売りたいがる。この点が長い間、企業が契約農業の参入しようとする場合のタイでの（少なくともチェンマイでの）一般的な問題だったという。この問題を例えばトマトでは、価格の高い収穫初期は作物の 20%を生鮮市場で販売することを会社は認め、価格が下がる最盛期には品質の高いものを大量に保証価格で買い入れる等の解決策を探る等して契約栽培を定着させてきたという。

注：

- (1) アリング及び約 10 年前に行われた、Stefan(オレゴン大)、Songsak(チェンマイ大)、Aree(チェンマイ大)等によるチェンマイ・フローズンのヒアリングのメモによる。
- (2) (ア)Gypmantasiri, P. et al“Policies for agricultural sustainability in northern Thailand” International Institute for Environment and Development, 1999、(イ) Wiboonpoongse, A. and S.Sriboonchitta “Contract Farming in Thailand : Net Results in Three Decades” Issue and Research Methodology, 9-12 August 2004, United Nations Conference Poverty Center, Bangkok、(ウ) Singh, S. “State, Agribusiness Firms, and Farmers in Thailand:A Study of Contract Farming System” Asian Scholarship Foundation および(エ) Christensen, S. “The Role of Agribusiness in Thai Agriculture : Toward a Policy Analysis” TDRI Quarterly Review Vol.7 No.4 1999・12

表1 冷凍野菜輸入量の推移
(単位:トン、倍)

	輸入量		前5年間の変化	変化
	数量	金額		
1967	916			100
1970	8,474			925
1975	24,954		2.94	2724
1980	140,756		5.64	15366
1985	179,605		1.28	19608
1990	305,144		1.70	33313
1995	548,429		1.80	59872
2000	744,332		1.36	81259
2001	776,708			84793
2002	717,220			78299
2003	679,795			74213
2004	761,348			83117

資料:日本冷凍食品協会

原資料は財務省「日本貿易統計」

表2 冷凍野菜の主な国別輸入量および金額(2004年1~12月)
(単位:トン、百万円)

	輸入量		割合	
	数量	金額	数量	金額
中国	327,655	44,174	43.0	44.3
アメリカ	249,508	27,205	32.8	27.3
カナダ	52,467	5,560	6.9	5.6
ニュージーランド	31,534	4,090	4.1	4.1
タイ	30,478	5,555	4.0	5.6
台湾	30,204	5,836	4.0	5.9
上位6カ国計	721,846	92,420	94.8	92.8
合計	761,348	99,609	100.0	100.0

資料:表1に同じ

表3 冷凍野菜の主な品目別輸入量および金額(2004年1~12月)

	輸入量		割合	
	数量	金額	数量	金額
ポテト	268,443	27,401	35.3	27.5
豆類			0.0	0.0
えんどう	15,969	1,870	2.1	1.9
いんげん	30,835	3,304	4.1	3.3
枝豆	69,816	11,874	9.2	11.9
その他	17,859	2,302	2.3	2.3
ほうれん草	14,961	2,278	2.0	2.3
コーン	48,126	6,355	6.3	6.4
さといも	52,051	4,992	6.8	5.0
ブロッコリー	21,481	3,150	2.8	3.2
混合野菜	32,654	5,499	4.3	5.5
その他	189,154	30,582	24.8	30.7
合計	761,348	99,609	100.0	100.0

資料:表1に同じ

表4 冷凍枝豆の国別輸入量(2004年1~12月)

	輸入量		割合		トン当たり 金額(万円)
	数量	金額	数量	金額	
中国	29,013	4,226	41.6	35.6	14.6
台湾	27,103	5,250	38.8	44.2	19.4
タイ	11,215	1,983	16.1	16.7	17.7
インドネシア	2,404	402	3.4	3.4	16.7
ベトナム	57	8	0.1	0.1	14.0
アメリカ	23	5	0.0	0.0	21.7
合計	69,815	11,874	100.0	100.0	17.0

資料:表1に同じ

表5 北部タイ地域の冷凍枝豆製造会社3社の概要

	チェンマイ・フローズン	ユニオン・フロスト	ランナ・アグロ
設立年次	1988年 (生産開始 1990年1月)	1989年10月 (生産開始 1991年10月)	1993年12月
資本金	21,000万バーツ 株式公開済 タイ・台湾・日本(イトーチュー) 企業の合弁会社	株式未公開 ユニバーサルフーズ58% 三菱商事10%、キューピー 27%、タイ・キューピー2.5% 株式保有	16,000万バーツ 株式未公開 85%は親族が所有、15%はタイの 商社と銀行。このタイの商社には 日本の貿易会社が資本参加
生産量	21,000トン	6,000~6,500トン 冷凍野菜85%(インゲン2,000トン、 枝豆1,300トン、ベビーコーン 1,300トン)、冷凍果物15% 約100%	10,000トン 冷凍野菜65%(枝豆5,000トン、 インゲン1,000トン)、冷凍果物20% フルーツペースト15%
生産施設稼働率	約78%(2004年)		
主な生産品目			
冷凍野菜	インゲン、枝豆、スイートコーン ベビーコーン、人参	インゲン、枝豆、ベビーコーン 他にささげインゲン・人参 絹さや・カリフラワー・ グリーンピース・ブロッコリー	枝豆、インゲン、他にトマト・ 人参・カリフラワー・ブロッコリー ジャガイモ
冷凍果実	ランプータン、ライチ、 マンゴスチン、ロンガン	イチゴ、パパイヤ、マンゴー 他にパイナップル・ライチ・ ロンガン・マンゴスチン・ ランプータン・ドラゴンフルーツ	マンゴーが主、他にイチゴ・ パイナップル・パパイヤ
その他	缶詰スイートコーン	レモングラス、マナオの葉	フルーツペースト
従業員数	スタッフ:職員63人 工場116人 工場従事者1,889人(日給制)	スタッフ 50人 工場従事者450人	スタッフ 130人 工場従業者600人(日給制) 季節雇用者(繁忙期、年間5、6ヶ月)
販売額	112,000万バーツ(2004年) 冷凍野菜94% 冷凍果物2% 缶詰コーン3%		40,000万バーツ 冷凍野菜60%(うち60%は枝豆) 冷凍果物30% フルーツペースト・その他10%
販売先(販売額)	海外が94%、国内が6% (間接輸出は海外で計算)	輸出95%(日本60%、アメリカ15% ヨーロッパ15%、台湾5%)、 国内5% 93年までは日本への輸出が100%	70%以上が輸出 (冷凍野菜・果物販売量の85%が輸出) 輸出先は65%が日本、 30%がアメリカ、その他が5%
契約栽培	全ての材料作物	全ての野菜とイチゴ	枝豆とインゲン
スーパーバイザー等	35人	12人	スーパーバイザー5人、 フィールドスタッフ12人(うち1人欠員)
キーファーマー(ブローカー)	のべ約143人	のべ60人強、 各キーファーマーは2~3人補佐を雇う	実質25人 (のべ30人:枝豆19人、インゲン11人)
契約農家数	のべ約20,000人 (実質 枝豆1,000人、 スイートコーン2,000人 インゲン4~500人、 ベビーコーン2~300人) 北タイ8県 チェンマイ県が最も 多い。枝豆契約 栽培農家の場合 は60%がチェン マイ県	500~600人 北タイ7県 枝豆はチェンマイ県、インゲンは チェンライ県、ベビーコーンは ランブーン県が最も多い	のべ約2,500人 (枝豆3回でのべ1,000~1,500人 インゲン2回でのべ1,000人) 枝豆は北タイ8県

資料:チェンマイフローズンは『Annual Report』と聞き取り(2005年6月16日)、ユニオン・フロストは聞き取り(2005年9月15日)
ランナ・アグロは聞き取り(2005年9月22日、29日および10月31日)による